4.1 検証対象ダム事業等の点検

検証要領細目に基づき、思川開発事業の点検を行った。

4.1.1 総事業費及び工期

現在保有している技術情報等の範囲内で、総事業費及び工期について点検を行った。

ダム事業の点検及び他の治水、新規利水、流水の正常な機能の維持、異常渇水時の緊急水の補給の対策案の検討に当たっても、さらなるコスト縮減や工期 短縮などの期待的要素は含まないこととしている。

なお、検証の結論に沿って、いずれの対策を実施する場合においても、実際 の施工に当たってはさらなるコスト縮減や工期短縮に対して最大限の努力をす ることとしている。

(1) 総事業費

- 1)総事業費点検の考え方
- ・平成 28 年度以降の残事業費について、平成 27 年度までの実施内容や今 後の変動要因、平成 27 年度単価を考慮して分析評価を行った。
- ・検証による中断、遅延によるコストを点検した。

2) 点検の結果

- ・総事業費の点検結果は、表 4.1-1 のとおりである。
- ・点検の結果、今回の検証に用いる残事業費は、表 4.1-1「思川開発事業 総 事業費の点検結果(案)」に示した「H28 以降残額」に「事業検証に伴う 要素(9年)」を見込み、約 1,037 億円とした。

総事業費の点検結果 表 4. 1-1

	工事遅延(1年当り)に伴う要素	内容						工事用道路維持管理	水理水質、環境調査等の調査				通信施設維持、車両管理、燃料費等	借地、借り上げ及び事務所維持補修費等	人件費、事務費	
事業検証に伴う要素	工事中断に伴う要素	内容金額	1.6	0.1				事業用地内の保全対策	6.0				河 C O	0.0	4.9 導水路施工計画照査業務の再発注	6.5
		金額	0.4	0.4				0.4							0.2	0.6
出98四條	11年 20日 日本 日本	次観	904. 5	722.7	322.0	325.3	40.8	34.6	29. 6	150.3	8. 5	141.8	1.4	0.5	73.3	977.8
₩76H	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	米旭ゴタ銀	686.2	89.9	22.5	0.4	0.0	67.0	181.0	371.5	312.2	59.2	16.8	26.9	184.0	870.1
	増減理由(③)				- 実施設計による数値の特定及び近年のダムの施工実績を終まえた単研変更 に対する破別変更(公司を提供) 「原式は、基礎機関」、基礎を図出、基件に、開業に、排み出き工、利水放流 工、政党機関工、財産機関用、基件に、開業に、排み出き工、利水放流 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・実施設計しよる後輩の構造及び近年のゲムの施工実績を構まえた単価変更 (よ行う金額変質(人にもの修打) ・研算税場の示からがしてよる金額変更(90億円)	・研究のダムの施工基準を終まえた単価変更(こ4か)金額変更(ム6の億円) ・研究を対してみる金額変更の(15.億円) ・研究を開発を表しているのでは、	:施設設計による故意の特重及び5年中のダムの施工実績を辨まえた単研察更 に作り金融変更くしたの意の変更(Aの3位) ・消費化機能等はよる金額変更(3億円) ・消費化機能等がからがらこと含金額変更(0.9億円)	(田部) 1975年 (田部) 1975年 (田田) 1975年 (田) 1975年 (田田) 1975年 (田田) 1975年 (田田) 1975年 (田) 1975年 (田田) 1975年 (田) 19		·捕獲效約の選炒等に伴う金額変更(0.9億円)	- 実験的計しよる複像の特定及び年のゲムの施工実験を含まえた単価変更し、行うの研究度に、14年の研究度に、14年の研究度に、14年の研究度に、14年の研究度に、14年の研究度に、14年の研究度に、14年の研究を対しているのである。14年の14年の14年の研究を対しているのである。14年の14年の14年の14年の14年の14年の14年の14年の14年の14年の	・土・主での耳線を基にしたが容及び整めが著に付う金額変更(ム62億円) ・勢間変動及び背撃役割(5%から8%)による金額変更(0.2億円)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・これまでの美術を基にした内容及び教量の構造に伴う金額変更(10.2億円)	
584X WT	78 PW 453	3=S-0	-12.2	-12.6	-1.5	-7.3	0.2	-4.1	-4.4	16.9	0.9	16.0	-6.0	-6.2	10.2	-2.1
事業費	H27P	0	1, 590. 7	812.6	344. 5	325.7	40.8	101.7	210.6	521.8	320.7	201.0	18.2	27.4	257.3	1,847.9
現計画事業費(無9回水車)	(700 K) H19P	Θ	1, 602. 9	825.2	346. 0	333.0	40.5	105.7	215.0	504.9	319. 8	185.0	24. 2	33.6	247. 1	1,850.0
	項細目工権		建設費	工事費	ダム費	導水路費	管理設備費	仮設備費	過量設計費	用地費及び補償費	補債費	補償工事費	船舶及び機械器具費	が海線	事務費	事業費

^{※1:}この検討は、今回の検罪のプロセスに位置づけられている「検罪対象ダム事業等の点検」の一葉として行っているものであり、現在保有している技術情報等の範囲内で、今後の事業の方向柱に関する判断とは一切関わりなく、現在の事業計画を点検するものである。また、平断を存むでは、推断を指しては、単独を指しては、単独を指している。なお、検配の結構に治っていずいかの対策を実施する場合においても、実際の施工に当たっては、更なるコスト維護や工規を指定がして表大限の努力をすることとしている。 工規を備に対して表大股の努力をすることとしている。 ※2:検配により工規連延があった場合は、工事用道路の維持管理、水理水文調査、環境調査等の維続調査、通信設備等の維持、事務費等の維続的費用(年間6.5億円)が加わる。 ※3:株別により工規を通過を表現している。 ※4:四格正人の関係で、中半と受しない場合がある。

(2) 工期

1) 工期点検の考え方

- ・現時点までに得られている最新の事業進捗状況等を踏まえ、検証完了時期 から事業完了までに要する工事等の必要な工程を算定した。
- ・本体工事および導水路等については、検証終了後可能な限り速やかに入札 契約手続に着手し、必要な工事期間を確保することを想定した。
- ・補償等の工程は、事業完了までに必要な補償等を完了させることを前提とした。

2) 点検の結果

- ・ダム本体工事を含む残工事の工期を算定した結果は、表 4.1-2 に示すとお り本体工事及び導水路工事の入札公告から試験湛水の終了までに 81 ヶ月 程度必要と考えられる。
- ・なお、この工程の他、本体工事及び導水路工事の公告までの諸手続き、各 種補償に必要な期間を要すると見込んでいる。

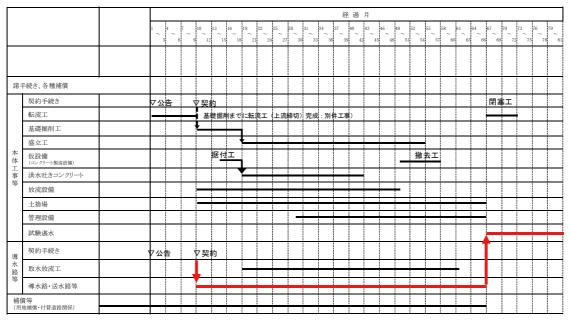


表 4.1-2 事業完了までに要する必要な工期 (案)

※1:今後行う詳細な検討結果や協議、予算上の制約や入札手続き、各種法手続き等によっては、見込みのとおりとならない場合がある。

※2:この工程の他、本体工事及び導水路工事の公告までの諸手続き、各種補償に必要な期間を要すると見込んでいる。

4.1.2 堆砂計画

南摩ダムの堆砂容量(1,000 千 m³)について、最新の堆砂量の推定方法を用いて点検を行った。

(1) 堆砂容量の考え方

南摩ダムの堆砂容量については、次に示す手法により設定されている。

- ・近傍ダムの堆砂実績から得られた実績比堆砂量^{※1}の平均値を計画比堆砂量 として推定した。
- ・この計画比堆砂量と南摩ダムの流域面積を乗じ、100 年分の堆砂量を推定し、南摩ダムの堆砂容量として設定した。
- ※1 実績の堆砂量を流域面積と運用年数で除した値 (m³/km²/年)。流域からの土砂の 流入により、どの程度貯水池内に堆砂するかを示す指標

南摩ダムの堆砂容量 = 772 $(m^3/km^2/年) \times 12.4 (km^2) \times 100 (年)$ = 957, 280 $m^3 = 1,000 + m^3$

(2) 堆砂量点検の考え方

- ・今回の点検では、近傍類似ダムの最新の実績データを基に、比流砂量、堆砂量を推定し、計画堆砂量の妥当性について点検した。
- ・南摩ダムは取水・導水を行う間接流域を有することから、堆砂量の推定にあたっては直接流域である南摩川に加え、間接流域である大芦川及び黒川からの流入土砂量も考慮した。

(3)比流砂量の点検

- ・南摩ダム流域と同様の先第三紀堆積岩類(足尾帯)が分布する地域(南摩ダムから概ね半径 30km 圏内)に位置する近傍類似 3 ダムの実績堆砂量を確認した。
- ・近傍類似ダムの比流砂量は、実績比堆砂量及び確率比堆砂量(期待値)に貯水池の回転率に応じたウォッシュロードの捕捉率を考慮して求めた[※]。結果を表 4.1-3 に示す。
- ・南摩川、大芦川、黒川の比流砂量は、近傍類似ダムの比流砂量を目的変数に、 堆砂影響因子を説明変数とした回帰分析を行い、この関係に各流域の特性を 当てはめて推定した。
- ・堆砂影響因子は土砂生産に関わる因子、土砂運搬に関わる因子、貯水池捕捉 関係因子の3区分19種を設定し、相関係数0.7未満、流砂量の算出結果が負 の値を示すもの、逆相関を示すものは棄却し、抽出されたパラメータから算 出された比流砂量の平均値を採用した。
- ・結果を表 4.1-4 及び表 4.1-5 に示す。

※全流砂量の50%を掃流砂及び浮遊砂、50%をウォッシュロードが占めるものとし、前者は全量、後者は貯水池の回転率に応じた捕捉率(Brune 曲線)で堆積するものとして算出。

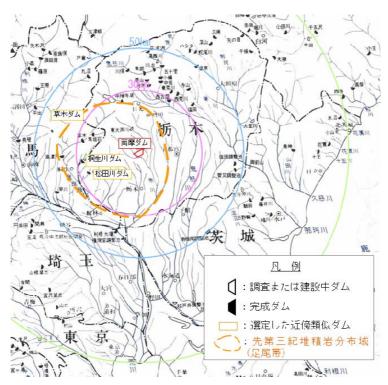


図 4.1-1 近傍類似ダムの位置図

表 4.1-3 近傍類似ダムの比流砂量

ダム名	竣工年	経 過年 数	流 域面 積	総貯水 容 量	計 画 堆砂量	7	E績比流砂量 (m³/km²/年)		吞	雀率比流砂』 (m³/km²/年)	
ダム名	年	年	km^2	∓m³	∓m³	実 績 比堆砂量	補足率 (%)	実 績 比流砂量	確 率 比堆砂量	補足率 (%)	確 率 比流砂量
松田川	1995	19	4.0	1, 900	100	153	98	156	161	98	164
桐生川	1982	32	42.0	12, 200	900	252	93	270	258	93	277
草木	1976	37	254. 0	60, 500	10,000	573	95	606	590	95	624
南摩	_	_	12. 4	51,000	1,000	_	_	_	_	_	_

表 4.1-4(1) 南摩川の比流砂量の算定

南摩川(直											
	影響因子	影響因子				実績値による			期待値による		
現象	(1)	(II)	No.	パラメータ	決定係数	相関係数(R)	比流砂量値 (m³/km²/年)	決定係数	相関係数(R)	比流砂量値 (m³/km²/年)	備考
	(1)	地質	1	地質構成比率(%)※1	0, 9407	0, 970	213	0, 9453	0, 972	220	逆相関
			2	平均標高(m) **2	0. 9938	0. 997	58	0. 9922	0.996	62	
			3	平均起伏量(m) ^{※3}	0. 8082	0. 899	-182	0. 8004	0. 895	-182	推定値が負の値となる
			4	斜面勾配(°)**4	0. 4841	0. 696	-690	0. 4744	0. 689	-694	推定値が負の値となる
			5	山地部地形勾配 ^{※5}	1.0000	1. 000	-741	0. 9999	1. 000	-757	推定値が負の値となる
		傾斜	6	地貌係数※6	0. 9897	0. 995	53	0. 9877	0. 994	57	
	土砂生産		7	起伏度**7	0. 4462	0. 668	247	0. 4365	0. 661	257	相関係数が0.7未満
	基盤		8	平均標高×起伏度	0. 9167	0. 957	116	0. 9113	0. 955	122	
流入土砂			9	起伏量比**8	0. 6395	0. 800	621	0. 6301	0. 794	636	逆相関
関係			10	谷密度(本/km²) ^{*9}	0. 0133	0. 115	292	0. 0111	0. 105	306	逆相関
		植生	11	森林分布率(%)**10	0. 9777	0. 989	189	0. 9805	0. 990	196	
			12	荒廃地面積率(%)※11	0. 9621	0. 981	175	0. 9657	0. 983	181	•
		崩壊地	13	崩壊地面積率(%)※12	0. 9387	0. 969	220	0. 9433	0. 971	228	
			14	自然裸地面積率(%)※13	0. 9407	0. 970	213	0. 9453	0. 972	220	
		水文	15	最大日雨量(mm) ^{※14}	0. 8516	0. 923	170	0. 8446	0. 919		南摩ダムの雨量:ダムサイトの機構観測値
	土砂輸送		16	平均年降水量 (mm) **15	0. 9746	0. 987	505	0. 9776	0. 989		南摩ダムの雨量:ダムサイトの機構観測値
		河道	17	流域面積	0. 9891	0. 995	193	0. 9911	0. 996	200	
			18	河床勾配 ^{※16}	0. 6064	0. 779	583	0. 5968	0.773	598	逆相関
貯	水池捕捉関	係	19	回転率**17	0. 2157	0. 464	190	0. 2077	0. 456	200	相関係数が0.7未満
	10パラン	✓ 一夕比流砲	少量平均	值	_	-	189	_	_	196	逆相関や推定値が負のパラメータ(灰色着色 部)を除いた、10パラメータの平均値

表 4.1-4(2) 大芦川の比流砂量の算定

大芦川(間	接流域)										
	影響因子	影響因子				実績値			期待値		
現象	(1)	(II)	No.	パラメータ	決定係数	相関係数(R)	比流砂量値 (m³/km²/年)	決定係数	相関係数(R)	比流砂量値 (m³/km²/年)	備考
		地質	1	地質構成比率(%)**1	0. 9407	0. 970	565	0. 9453	0. 972	582	逆相関
			2	平均標高(m) ^{※2}	0. 9938	0. 997	375	0. 9922	0. 996	387	
			3	平均起伏量(m) ^{※3}	0. 8082	0. 899	459	0. 8004	0.895	472	推定値が負の値となる
			4	斜面勾配(°)**4	0. 4841	0. 696	156	0. 4744	0. 689	164	推定値が負の値となる
			. 5	山地部地形勾配 ^{※5}	1.0000	1.000		0. 9999	1.000		推定値が負の値となる
		傾斜	6	地貌係数 ^{※6}	0. 9897	0. 995	384	0. 9877	0. 994	396	
	土砂生産		7	起伏度**7	0. 4462	0. 668	194	0. 4365	0. 661	202	相関係数が0.7未満
	基盤		8	平均標高×起伏度	0. 9167	0.957	217	0. 9113	0. 955	225	
流入土砂			9	起伏量比**8	0. 6395	0.800		0. 6301	0. 794		逆相関
関係			10	谷密度(本/km²) ^{※9}	0. 0133	0. 115	278	0. 0111	0. 105	293	逆相関
		植生	11	森林分布率(%) ^{※10}	0. 9777	0. 989	344	0. 9805	0. 990	355	
			12	荒廃地面積率(%)※11	0. 9621	0. 981	194	0. 9657	0. 983	201	
		崩壊地	13	崩壊地面積率(%)※12	0. 9387	0. 969	221	0. 9433	0. 971	228	
			14	自然裸地面積率(%)※13	0. 9407	0. 970	243	0. 9453	0. 972	251	
		水文	15	最大日雨量(mm) ^{※14}	0. 8516	0. 923	356	0. 8446	0.919	367	南摩ダムの雨量:ダムサイトの機構観測値
	土砂輸送		16	平均年降水量 (mm) ** 15	0. 9746	0. 987	908	0. 9776	0. 989	934	南摩ダムの雨量:ダムサイトの機構観測値
	エル制区	河道	17	流域面積	0. 9891	0. 995	305	0. 9911	0. 996	315	
		//J.E	18	河床勾配**16	0. 6064	0. 779	516	0. 5968	0. 773	529	逆相関
貯	水池捕捉関	係	19	回転率**17	0. 2157	0. 464	_	0. 2077	0. 456	_	算出不能
	10パラ;	✓ 一夕比流砂	少量平均	值	-	_	355	-	_	366	逆相関や推定値が負のパラメータ(灰色着色 部)を除いた、10パラメータの平均値

表 4.1-4(3) 黒川の比流砂量の算定

影	/響因子	影響因子				実績値			期待値		
現象	(1)	(II)	No.	パラメータ	決定係数	相関係数(R)	比流砂量値 (m³/km²/年)	決定係数	相関係数(R)	比流砂量値 (m³/km²/年)	備考
		地質	1	地質構成比率(%)※1	0. 9407	0. 970	363	0. 9453	0. 972	375	逆相関
l			2	平均標高(m) ^{※2}	0. 9938	0. 997	257	0. 9922	0. 996	266	
			3	平均起伏量(m) **3	0. 8082	0.899	298	0. 8004	0. 895	308	推定値が負の値となる
			4	斜面勾配(°)**4	0. 4841	0. 696	156	0. 4744	0. 689	164	推定値が負の値となる
			5	山地部地形勾配 ^{※5}	1.0000	1.000	_	0. 9999	1.000	_	推定値が負の値となる
		傾斜	6	地貌係数※6	0. 9897	0. 995	251	0. 9877	0. 994	260	
l ±	-砂生産		7	起伏度**7	0. 4462	0. 668	295	0. 4365	0. 661	305	相関係数が0.7未満
	基盤		8	平均標高×起伏度	0. 9167	0. 957	235	0. 9113	0. 955	243	
入土砂			9	起伏量比※8	0. 6395	0.800	_	0. 6301	0. 794	_	逆相関
関係			10	谷密度(本/km²) ^{※9}	0. 0133	0. 115	271	0. 0111	0. 105	286	逆相関
	ľ	植生	11	森林分布率(%)**10	0. 9777	0. 989	344	0. 9805	0. 990	355	
	1		12	荒廃地面積率(%) ^{※11}	0. 9621	0. 981	191	0. 9657	0. 983	198	
流入土砂 関係 土砂輸送 貯水池捕捉		崩壊地	13	崩壊地面積率(%)※12	0. 9387	0.969	235	0. 9433	0. 971	242	
			14	自然裸地面積率(%)**13	0. 9407	0.970	213	0. 9453	0. 972	220	
			15	最大日雨量(mm) ^{※14}	0. 8516	0. 923	356	0. 8446	0.919	367	
		水文	16	平均年降水量 (mm) ** 15	0. 9746	0. 987	908	0. 9776	0. 989	934	
±	-砂輸送		17	流域面積	0. 9891	0.995	257	0. 9911	0.996	266	
		河道	18	河床勾配 ^{※16}	0. 6064	0. 779	561	0. 5968	0. 773	575	逆相関
貯水	池捕捉関	系	19	回転率**17	0. 2157	0. 464		0. 2077	0. 456		算出不能
	10パラメ	一タ比流砲	少量平均		-	_	325	-	_	335	逆相関や推定値が負のパラメータ(灰色着1部)を除いた、10パラメータの平均値
3:国土数値情 4:国土数値情 5:国土数数優 6:地伏 8:地伏 8:カ 3 8:カ 3 9:国土数値 9:国土数値 10:「第5回 10:「第5回	青報「標高高・ 青春報「標標等 = (最高・ 三(の最高・ 三)の は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	傾斜解平大 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	シンシ量犬数 生 シンシ量犬数 生 リリー 一 単値使査使	使用。斜面勾配 = Σ 使用。山地地形 5 百 と 2 変数) / 流域と重な 図より算定 。 結果を使用。森林分布 用。荒廃地面積率 = Σ	メッシュの最; (流域と重なる R = Σ (平均標 なる3次メッシュ数 F 率 = (流域と	高標高-最低標高 3次メッシュの 高以上のメッシ 重なる3次メッ	高。平均起伏量: 最大勾配)/流: シュ傾斜の中央(シュのうち自然	= Σ (流域と重 或と重なる3次 直)/平均標高 :度6~9を示す	重なる3次メッシ メッシュ数 以上の3次メッ・ メッシュ数)/3	シュ数	/流域と重なる3次メッシュ数

表 4.1-5 南摩川、大芦川、黒川の比流砂量

	比流砂量(m ³ /km ² /年)
	実績値	期待值
南摩川	189	196
大芦川	355	366
黒川	325	335

(4)計画堆砂量の点検

・直接流域と間接流域に分けて100年間の堆砂量を算定した。

1)直接流域

- ・南摩川の比流砂量のうち、50%を占める掃流砂、浮遊砂はそのまま貯水池 内に堆積し、残りの50%を占めるウォッシュロードは貯水池の回転率から 求めた捕捉率により97%が堆砂するものとした。
- ・結果、直接流域からの堆砂量は期待値で239.4 千 m³/100 年と推定した。

	比流砂量	掃流砂	・浮遊砂	ウォッシ	ユロード	小 計	流域面積	100年あたり
	比侧炒里	補足率	堆砂量	補足率	堆砂量	堆砂量	/ 八 以 山 付	堆砂量
	$(m^3/km^2/年)$	(%)	$(m^3/km^2/年)$	(%)	$(m^3/km^2/年)$	$(m^3/km^2/年)$	(km^2)	(m³/100年)
実績値	189	50.0	94. 5	48. 5	91. 7	186. 2	12. 4	230, 845
期待値	196	50.0	98.0	48.5	95. 1	193. 1	12. 4	239, 394

表 4.1-6 南摩川からの堆砂量

2) 間接流域

- ・大芦川と黒川からは、沈砂池を設置した取水・放流工から取水することから、ウォッシュロード成分のみが導水トンネルにより貯水池に流入すると推定し、南摩ダム貯水池の回転率から流入ウォッシュロード量の97%が堆積するものとした。
- ・流入するウォッシュロード量は、大芦川、黒川の比流砂量の50%がウォッシュロードであるとして、導水トンネルによる分派率を考慮して推定した。
- ・結果、間接流域からの堆砂量は期待値で 492.5 千 m³/100 年と推定した。

ŶĬ	可川名	平均流入 WL量	補足率	年平均堆砂 WL量	100年あたり 堆砂量
		(m ³ /年)	(%)	(m³/年)	(m ³ /100年)
大芦	П				
	実績値	3, 363	97.0	3, 262. 11	326, 211
	期待値	3, 468	97.0	3, 363. 96	336, 396
黒川					
	実績値	1, 560	97.0	1, 513. 20	151, 320
	期待値	1,609	97. 0	1, 560. 73	156, 073

表 4.1-7 大芦川、黒川からの堆砂量

3)まとめ

・結果、今回の点検における堆砂量は約732 千 m^3 (直接流域は239.4 千 m^3 、間接流域は大芦川から336.4 千 m^3 、黒川から156.1 千 m^3)と推定されることから現計画1,000 千 m^3 の妥当性が確認できた。

表 4.1-8 南摩ダムの堆砂量点検結果

(単位:m³/100年)

		実績値	期待値
直接	 接流域		
	南摩川	230, 845	239, 394
間接	 接流域		
	大芦川	326, 211	336, 396
	黒川	151, 320	156, 073
	計	708, 376	731, 863

4.1.3 計画の前提となっているデータ

(1) 点検の実施

検証要領細目「第 4 再評価の視点」(1)で規定されている「過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。」に基づき、雨量データ及び流量データの点検を実施した。

今回の検証に係る検討は、点検の結果、必要な修正を反映した雨量データ及 び流量データを用いて実施した。

(2) 点検結果の公表

雨量データ及び流量データの点検結果については、別途、関東地方整備局及 び独立行政法人水資源機構のホームページで公表した。

4.2 洪水調節の観点からの検討

4.2.1 思川開発検証における目標流量について

検証要領細目において、複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案することが規定^{*1}されている。

利根川水系は、平成25年5月(平成28年2月変更)に「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】」(以下、「利根川・江戸川河川整備計画」という。)が、平成19年7月に「思川圏域河川整備計画」が策定(平成27年3月変更)されているため、思川開発検証にあたっては、検証要領細目に基づいて、これらの河川整備計画の目標流量により整備内容の案を設定して検討を進めることとした。

利根川・江戸川河川整備計画では、基準地点八斗島において 17,000m³/s とし、このうち、河道では計画高水位以下の水位で 14,000m³/s 程度を安全に流下させ、洪水による災害の発生の防止又は軽減を図ることとしている。

思川圏域河川整備計画では、目標流量と思川開発事業(南摩ダム)との関係 に明確な記載がないことから、平成27年10月に栃木県と以下の内容について 確認した。

- ・ 思川乙女地点における河道整備の計画流量を 3,700m³/s としている。
- ・ 計画策定の際、思川開発事業(南摩ダム)は計画期間内に完成すると考え、南摩ダムによって治水安全度のさらなる向上が図られると想定していたが、計画では河道整備の目標流量のみを記載したものである。
- ・ 乙女地点において、ダムあり流量が思川圏域河川整備計画の河道目標流量3,700m³/sになる場合、ダムなし流量は3,760m³/sで、ダムの効果量は60 m³/sとなることから、これをもとに南摩ダムに代替する効果を有する複数の治水対策案を立案することとする。

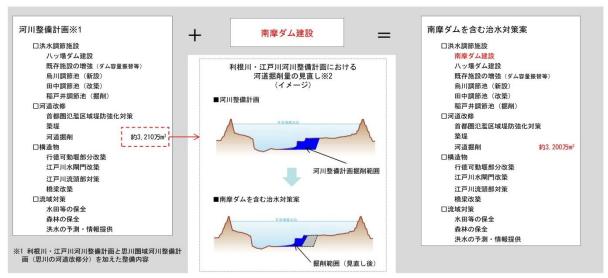
※1 「検証要領細目」(抜粋)

個別ダムの検証においては、まず複数の治水対策案を立案する。複数の治水対策案の一つは、検証対象ダムを含む案とし、その他に、検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を必ず作成する。検証対象ダムを含む案は、河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。

4.2.2 複数の治水対策案(思川開発事業を含む案)

複数の治水対策案(思川開発事業(南摩ダム)を含む案)は、利根川・江戸 川河川整備計画及び思川圏域河川整備計画を基本として検討を行った。

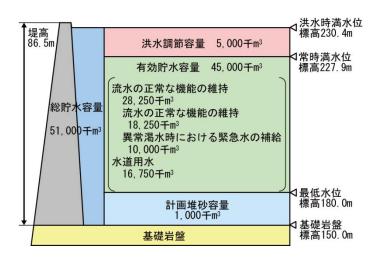
利根川・江戸川河川整備計画では、「南摩ダムについては、その扱いを検討し、 その結果を踏まえて対応する。」とされているため、下図のとおり利根川・江戸 川河川整備計画に南摩ダムを位置づけた場合の整備内容の案を設定した。



※2 南摩ダムに相当する整備内容は、用地買収や構造物の改築が一番少なく、コスト的に最も優位と想定される「河道掘削」とした。

■南摩ダムの諸元

ダムダム形式表面遮水壁型ロックフィルダム堤高86.5m堤頂長約350mダム天端標高E.L.236.5m



■ダムの位置



図 4.2-1 思川開発事業(南摩ダム)を含む治水対策案

4.2.3 複数の治水対策案の立案(思川開発事業を含まない案)

(1)治水対策案の基本的な考え方について

検証要領細目に示されている方策を参考にして、様々な方策を組み合わせて、 できる限り幅広い治水対策案を立案することとした。治水対策案検討の基本的な 考え方を以下に示す。

- ・治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を 達成することを基本として立案する。
- ・思川開発検証における治水対策案の立案にあたっては、利根川・江戸川河 川整備計画及び思川圏域河川整備計画で想定している目標と同程度の目標 を達成することを基本とし、治水対策案ごとに河道断面や洪水調節施設の 規模等を設定することとする。
- ・思川圏域河川整備計画で工事の施行区間となっていない南摩川においては、 南摩ダムに代替する効果を有する方策を検討する。
- ・治水対策案の立案にあたっては、検証要領細目に示されている各方策の適 用性を踏まえて、組み合わせを検討する。

各方策の考え方について次頁以降に示す。

1)ダムの有効活用

既設ダムのかさ上げ、ダム間での容量の振替、操作ルールの見直し等により 洪水調節能力を増強・効率化させ、下流河川の流量を低減させる。

(検討の方向性)

利根川流域の既設ダム(利水専用ダムを含む)について、ダムの有効活用の可能性を検討する。



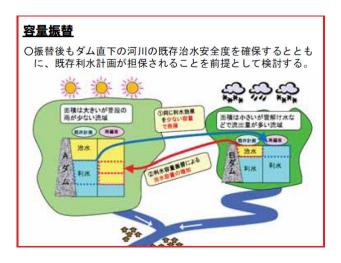


図 4.2-2 ダムの有効活用のイメージ

2) 遊水地 (調節池) 等

河川に沿った地域で、洪水流量の一部を貯留し、下流のピーク流量を低減させ洪水調節を行う。

(検討の方向性)

既設の遊水地に加え、河川沿いの土地利用状況等の観点から立地の可能性 について検討する。

【渡良瀬遊水地 (利根川水系渡良瀬川)】



【方策イメージ】



①普段は、農地などに利用



②中小洪水の時は、遊水地内の水をポンプで吐き出し、浸水させない



③大きな洪水の時は、洪水の一部を越流堤から計画的に遊水地に導き、一時的に貯留し、河川の流量を低減させる

出典:武雄河川事務所HP

図 4.2-3 遊水地 (調節池) のイメージ

3) 放水路 (捷水路)

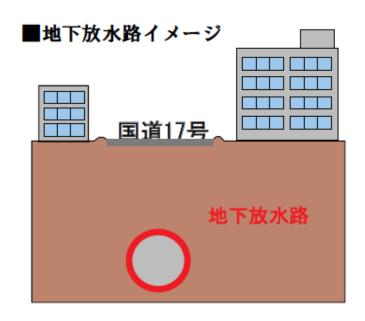
河川の途中から分岐する新川を開削し、直接海、他の河川又は当該河川の下流に流す水路である。河道のピーク流量を低減させる効果があり、効果が発現する場所は分流地点の下流である。

(検討の方向性)

水理条件、地形条件、土地利用状況等の観点から立地の可能性について検討する。

【首都圈外郭放水路 (利根川水系江戸川)】





(参考) 首都圏外郭放水路 延長: 6.3km 内径:10m

図 4.2-4 放水路 (捷水路) のイメージ

4)河道の掘削

河川の流下断面積を拡大して、河道の流下能力を向上させる。

(検討の方向性)

河道状況、河川環境の保全に配慮しつつ河道の掘削の可能性について検討する。

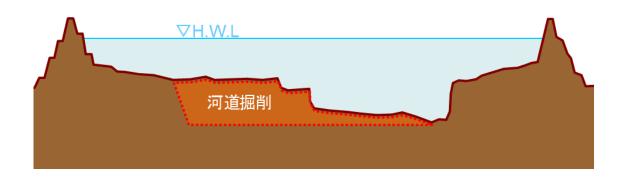


図 4.2-5 河道の掘削のイメージ

5) 引堤

堤防間の流下断面積を増大させるため、堤内地側に堤防を新築し、旧堤防を 撤去する。河道の流下能力を向上させる効果がある。

(検討の方向性)

沿川の土地利用状況等への影響等の観点から可能性について検討する。

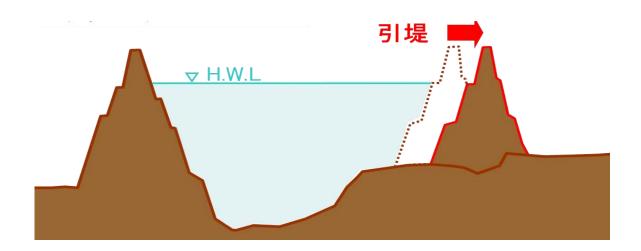


図 4.2-6 引堤のイメージ

6) 堤防のかさ上げ

堤防の高さを上げることによって河道の流下能力を向上させる。

(検討の方向性)

沿川の土地利用状況等への影響等の観点から可能性について検討する。

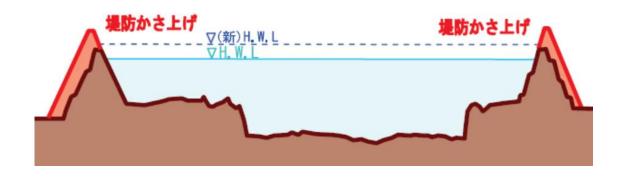


図 4.2-7 堤防のかさ上げのイメージ

7)河道内の樹木の伐採

河道内の樹木群が繁茂している場合に、それらを伐採することにより、河道 の流下能力を向上させる。

(検討の方向性)

河道状況、河川環境の保全等の観点に配慮しつつ河道内樹木の伐採の可能 性について検討する。

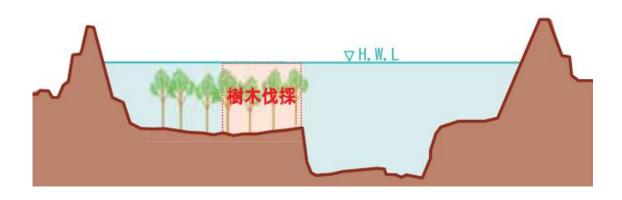


図 4.2-8 河道内の樹木の伐採のイメージ

8)決壊しない堤防

計画高水位以上の水位(堤防高より高い場合を含む)の流水に対して決壊しない堤防である。仮に、現行の計画高水位以上でも決壊しない技術が確立されれば、河道の流下能力を向上させることができる。

(検討の方向性)

流下能力が不足する有堤区間において施工が必要となるが、計画高水位以上でも決壊しない技術は確立されていない。

9)決壊しづらい堤防

計画高水位以上の水位(堤防高より高い場合を含む)の流水に対しても急激 に決壊しないような粘り強い構造の堤防である。技術的に可能となるなら、洪 水発生時の危機管理の面から、避難するための時間を増加させる効果がある。

(検討の方向性)

流下能力が不足する有堤区間において施工が必要となるが、堤防が決壊する可能性は残る。

流下能力の確実な向上を見込むことは困難で、今後、調査研究が必要となる。

10) 高規格堤防

通常の堤防より堤内地側の堤防幅が非常に広い堤防である。なお、全区間の 整備が完了すると、結果的に計画高水流量以上の流量が流下する。

(検討の方向性)

利根川 (思川)・江戸川において、高規格堤防の適用の可能性を検討する。

【高規格堤防 (利根川水系江戸川)】



■横断イメージ

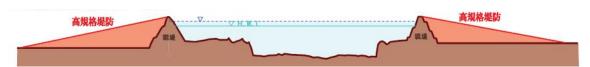


図 4.2-9 高規格堤防のイメージ

11)排水機場

自然流下排水の困難な地盤の低い地域で、堤防を越えて強制的に内水を排水 するためのポンプを有する施設である。

(検討の方向性)

利根川流域の地形や土地利用の状況等を勘案し、適用の可能性を検討する。

【排水機場(利根川水系江戸川)】



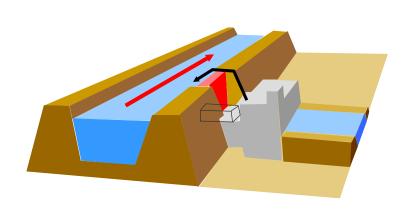


図 4.2-10 排水機場のイメージ

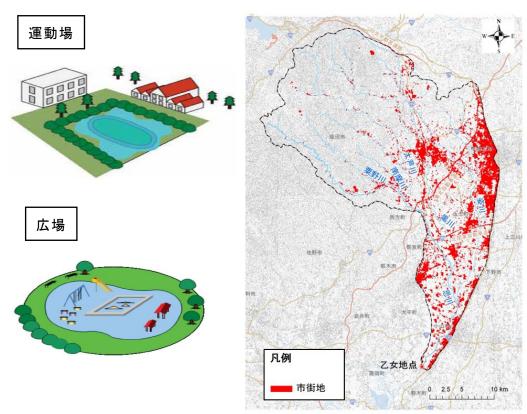
12)雨水貯留施設

都市部における保水機能の維持のために、雨水を貯留させるために設けられ る施設である。

(検討の方向性)

利根川流域の地形や土地利用の状況等を勘案し、適用の可能性を検討する。

貯留施設 (イメージ)



思川流域における市街地状況図

※出典 国土地理院発行 25,000分の1地形図 この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000 (地図画像)を複製したものである。(承認番号 平23情復 第46号) 国土交通省国土数値情報 土地利用メッシュ(平成18年度版) 土地利用種別で「建物用地」+「その他の用地」

図 4.2-11 雨水貯留施設のイメージ

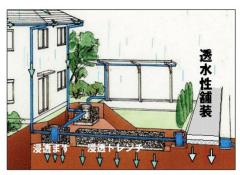
13)雨水浸透施設

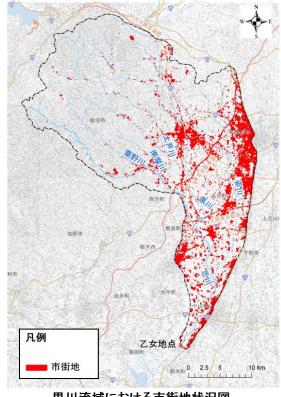
都市部における保水機能の維持のために、雨水を浸透させるために設けられ る施設である。

(検討の方向性)

利根川流域の地形や土地利用の状況等を勘案し、適用の可能性を検討する。

浸透施設 (イメージ)





思川流域における市街地状況図

※出典 国土地理院発行 25,000分の1地形図 この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000 (地図画像) を複製したものである。(承認番号 平23情復 第46号) 国土交通省国土数値情報

|工文題||国工数値||4校 | 土地利用メッシュ (平成18年度版) | 土地利用種別で「建物用地」+ 「その他の用地」

図 4.2-12 雨水浸透施設のイメージ

14) 遊水機能を有する土地の保全

河道に隣接し、洪水時に河川水があふれるか又は逆流して洪水の一部を貯留 し、自然に洪水を調節する作用を有する池、沼沢、低湿地等である。現況を保 全することによって、機能を保持することが可能となる。

(検討の方向性)

遊水機能を有する土地を抽出し、その周辺の土地利用状況等を勘案して、 保全の可能性について検討する。

【遊水機能を有する土地の例】



図 4.2-13 遊水機能を有する土地の保全のイメージ

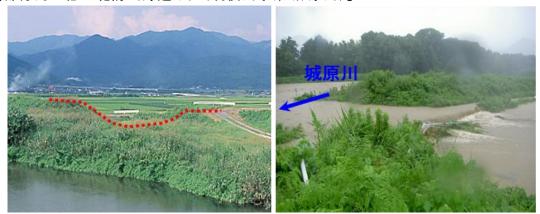
15)部分的に低い堤防の存置

下流の氾濫防止等のため、通常の堤防よりも部分的に高さを低くしておく堤防であり、「洗罐」、「野越し」と呼ばれる場合がある。現況を保全することによって、機能を保持することが可能となる。

(検討の方向性)

現況で部分的に堤防が低い区間を抽出し、背後地の土地利用状況を勘案して、 存置の可能性について検討する。

【部分的に低い堤防(野越し)(筑後川水系城原川)】



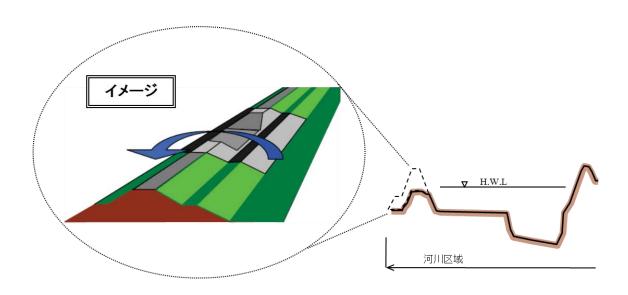


図 4.2-14 部分的に低い堤防の存置のイメージ

16) 霞堤の存置

急流河川において比較的多い不連続堤である。上流部の堤防の決壊等による 氾濫流を河道に戻す、洪水の一部を一時的に貯留するなどといった機能があ る。現況を保全することによって、遊水機能を保持することが可能となる。

(検討の方向性)

霞堤を抽出し、背後地の土地利用状況を勘案して、存置の可能性を検討する。

【霞堤(利根川水系思川)】



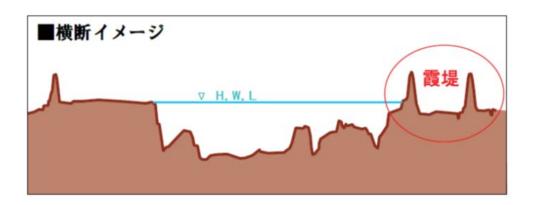


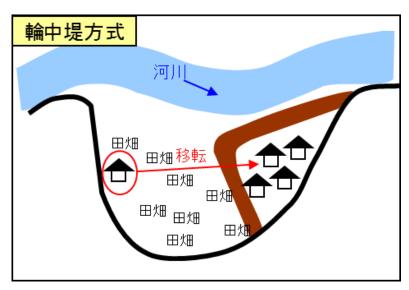
図 4.2-15 霞堤の存置のイメージ

17)輪中堤

ある特定の区域を洪水の氾濫から防御するため、その周囲を囲んで設けられた堤防である。なお、他の方策(遊水機能を有する土地の保全等)と併せて対策が行われれば、下流の河道流量が低減する場合がある。

(検討の方向性)

河川の土地利用状況や都市計画法の指定状況を勘案して、輪中堤の可能性 について検討する。検討に際しては、遊水機能を有する土地の保全等につい ても併せて検討する。



(出典:今後の治水対策案のあり方に関する有識者会議資料)

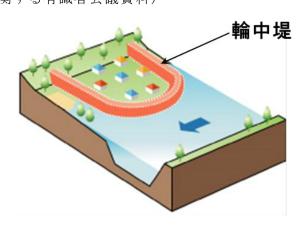


図 4.2-16 輪中堤のイメージ

18) 二線堤

本堤背後の堤内地に築造される堤防であり、控え堤、二番堤ともいう。なお、他の方策(遊水機能を有する土地の保全等)と併せて対策が行われれば、下流の河道流量が低減する場合がある。

(検討の方向性)

氾濫区域内の河川堤防、道路及び鉄道等の連続構造物の状況を勘案し、設置の可能性について検討する。

【二線堤(利根川水系思川)】

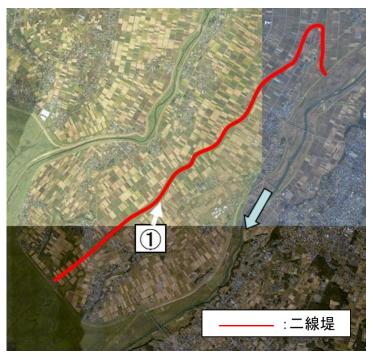




図 4.2-17 二線堤のイメージ

19) 樹林帯

堤防の治水上の機能を維持増進し、又は洪水流を緩和するよう、堤内の土地 に堤防に沿って設置された帯状の樹林等である。

(検討の方向性)

樹林帯整備の適用の可能性について検討する。

【樹林帯の例】





図 4.2-18 樹林帯のイメージ

20) 宅地のかさ上げ、ピロティ建築等

盛土して宅地の地盤高を高くしたり、建築構造を工夫したりすることによって、浸水被害の抑制等を図る。なお、他の方策(遊水機能を有する土地の保全等)と併せて対策が行われれば、下流の河道流量が低減する場合がある。

(検討の方向性)

他の方策(遊水機能を有する土地の保全等)と併せた適用の可能性を検討する。



【浸水範囲の家屋】



図 4.2-19 宅地のかさ上げ、ピロティ建築等のイメージ

21) 土地利用規制

浸水頻度や浸水のおそれが高い地域において、土地利用の規制・誘導によって被害を抑制する。土地利用規制により現況を維持することで、浸水頻度や浸水のおそれが高い地域への現状以上の資産の集中を抑制することが可能となる。なお、他の方策(遊水機能を有する土地の保全等)と併せて対策が行われれば、下流の河道流量が低減する場合がある。

(検討の方向性)

沿川の土地利用状況や都市計画法の指定状況を勘案して、適用の可能性について検討する。他の方策(輪中堤、遊水機能を有する土地の保全等)と併せて検討する。



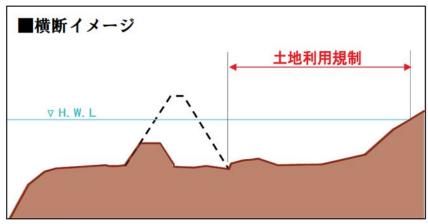


図 4.2-20 土地利用規制のイメージ

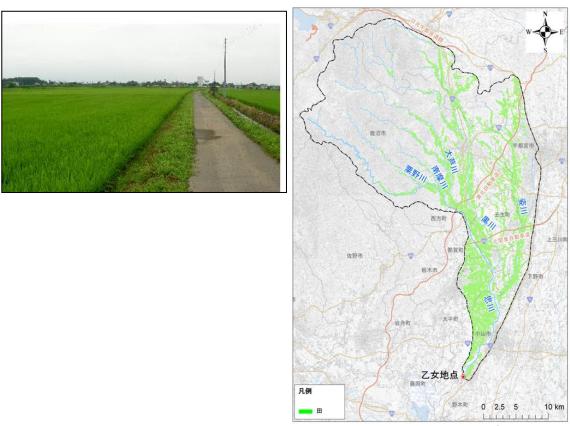
22)水田等の保全

雨水を一時貯留したり、地下に浸透させたりするという水田の機能を保全 することである。

(検討の方向性)

利根川流域の水田の状況等を勘案し、適用の可能性を検討する。

【思川流域の水田】



思川流域における水田の分布状況

※出典 国土地理院発行 25,000分の1地形図

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000 (地図画像) を複製したものである。(承認番号 平23情複 第46号)

国土交通省国土数値情報

土地利用メッシュ(平成18年度版) 土地利用種別で「田」

【畦畔の嵩上げイメージ】

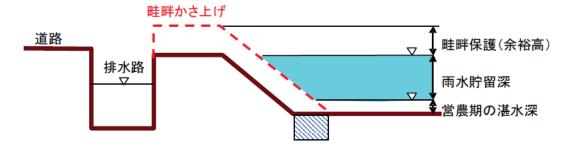


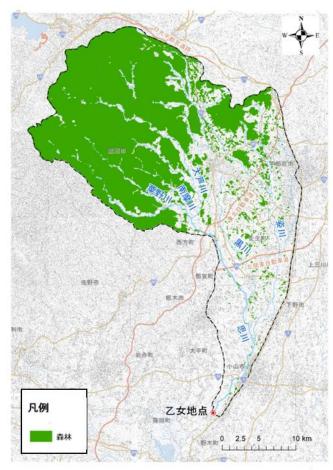
図 4.2-21 水田等の保全のイメージ

23)森林の保全

主に森林土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくり流出させるという森林の機能を保全することである。

(検討の方向性)

利根川流域の森林の状況等を勘案し、適用の可能性を検討する。



思川流域における森林の分布状況図

※出典 国土地理院発行 25,000分の1地形図 この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000 (地図画像)を複製したものである。(承認番号 平23情複 第46号) 国土交通省国土数値情報土地利用メッシュ(平成18年度版) 土地利用種別で「森林」

図 4.2-22 森林の保全のイメージ

24) 洪水の予測、情報の提供等

洪水時に住民が的確でかつ安全に避難できるように、洪水の予測や情報の提供等を行い、被害の軽減を図る。

(検討の方向性)

利根川流域の危機管理対応の現状等を勘案し、適用の可能性を検討する。

【洪水予報の提供イメージ】

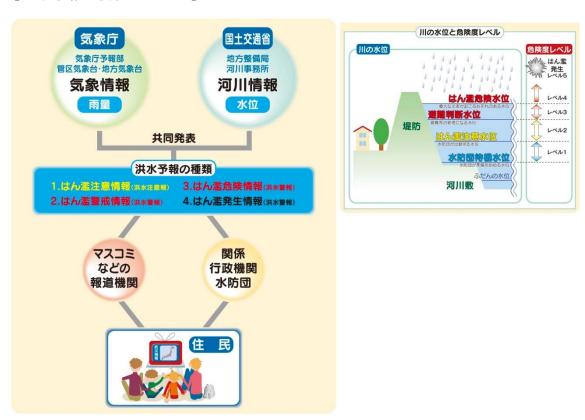


図 4-2-23 洪水の予測、情報の提供等のイメージ

25) 水害保険等

家屋、家財の資産について、水害に備えるための損害保険である。氾濫した 区域において、個人や個別の土地等の被害軽減を図る対策として、水害の被害 額の補填が可能となる。

(検討の方向性)

わが国における保険制度の状況等を勘案し、適用の可能性を検討する。

(2)治水対策案の適用性

表 4.2-1、表 4.2-2 に 26 方策の適用性について検討した結果を示す。9. 決壊しない堤防、10. 決壊しづらい堤防、11. 高規格堤防、16. 部分的に低い堤防の存置、26. 水害保険等の5 方策を除く21 方策において検討を行うこととした。

表 4.2-1 方策の適用性について (河川を中心とした対策)

		方 策	方策の概要	適用性
	-	ダム	河川を横過して専ら流水を貯留することを目的とした構造物。 ピーク流量を低減。	南摩ダムを河川整備計画に位置づけ、事業の進捗状況を踏まえて 検討。
	2	ダムの有効活用	既設ダムをかさ上げ等により有効活用。ピーク流量を低減。	思川沿川の渡良瀬遊水地の有効活用を検討
	3	遊水地(調節池等)	洪水の一部を貯留する施設。ピーク流量を低減。	思川沿川で土地利用状況を踏まえつつ、治水効果を発揮できる候 補地を検討。
	4	放水路	放水路により洪水の一部を分流する。ピーク流量を低減。	効率的に治水効果を発揮できるルートを検討。
	2	河道の掘削	河道の掘削により河川の断面積を拡大する。流下能力を向上。	横断工作物、流下断面、縦断方向の河床高の状況を踏まえ検討。
河川を	9	引堤	堤防を居住地側に移設・新設し、河川の断面積を拡大する。流下 能力を向上。	家屋移転や用地補償、横断工作物の状況を踏まえ検討。
中心とし	7	堤防のかさ上げ	堤防の高さを上げて河川の断面積を拡大する。流下能力を向上。	家屋移転や用地補償、横断工作物、堤防の整備状況を踏まえ検討。
た対策	8	河道内の樹木の伐採	河道内に繁茂した樹木を伐採。流下能力を向上。	河道内樹木の繁茂状況を踏まえて、河道管理の観点から樹木群の 拡大防止を図る。
	9	決壊しない堤防	決壊しない堤防の整備により避難時間を増加させる。	技術的に手法が確立されていないため適用することは困難。
	10	決壊しづらい堤防	決壊しづらい堤防の整備により避難時間を増加させる。	技術的に手法が確立されていないため適用することは困難。
	H	高規格堤防	通常の堤防より居住地側の堤防幅を広くし、洪水時の避難地としても活用。	河道の流下能力向上を計画上見込んでいないため、適用しない。
	12	排水機場	排水機場により内水対策を行うもの。	内水被害軽減の観点から必要に応じた対策の推進を図る努力を継 続。

:河道・流域管理、災害時の被害軽減の観点から全てに共通の方策:今回の検討において組み合わせの対象としなかった方策

・今回の検討において組み合わせの対象としている方策

表 4.2-2 方策の適用性について(流域を中心とした対策)

適用性	思川・乙女地点上流域の校庭、公園および家屋を対象として検討。	思川・乙女地点上流域の家屋および道路を対象として検討。	思川沿川に遊水機能を有する土地があることから、遊水機能について検討。	連続した堤防が概成している。	利根川・江戸川国管理区間には遊水機能を有する霞堤は存在しないが、 思川の県管理区間に現存する霞堤により、整備計画期間内においては 流量低減効果は保全される。	災害時の被害軽減等の観点から推進を図る努力を継続。	遊水機能を有する土地の保全に含めて検討。	下流の河道のピーク流量を低減させたり流下能力を向上させたりする 機能はないが、災害時の被害軽減等の観点から推進を図る努力を継続。	遊水機能を有する土地の保全と併せ、遊水に対して家屋等の浸水被害 を防止する方策として検討。	遊水機能を有する土地の保全と併せ、その対象区域で検討。	流域管理の観点から推進を図る努力を継続。	思川流域内の水田を対象に畦畔のかさ上げ等による保水機能の向上を 検討。	流域管理の観点から、推進を図る努力を継続。	災害時の被害軽減等の観点から推進を図る努力を継続。	流量低減等の効果は見込めない。なお、洪水発生後の被害軽減対策 として被害額の補填が可能となる。
方策の概要	雨水貯留施設を設置する。ピーク流量を低減する場合があ る。	雨水浸透施設を設置する。ピーク流量を低減する場合があ る。	遊水機能を有する土地を保全する。ピーク流量が低減され る場合がある。	部分的に低い堤防を存置する。ピーク流量が低減される場 合がある。	霞堤を存置し洪水の一部を一時的に貯留する。ピーク流量が低減される場合がある。	輪中堤により特定の区域を洪水氾濫から防御する。	堤防の居住地側に堤防を設置する。洪水氾濫の拡大を防止。	堤防の居住地側に帯状の樹林を設置する。堤防決壊時の拡 大抑制。	宅地の地盤高を高くしたり、ピロティ建築にする。浸水被害を防止。	災害危険区域設定等を設定し土地利用を規制する。資産集 中等を抑制し被害を軽減。	水田の保全により、治水機能を保全する。	落水口の改造工事、畦畔のかさ上げ等により水田の治水機 能を向上させる。	森林の保全により雨水浸透の機能を保全する。	洪水の予測・情報提供により被害の軽減を図る。	水害保険により被害額の補填が可能。
方 策	雨水貯留施設	雨水浸透施設	遊水機能を有する 土地の保全	部分的に低い堤防 の存置	霞堤の存置	輪中堤	二線堤	樹林帯	宅地のかさ上げ・ ピロティ建築等	土地利用規制	水田等の保全 (機能保全)	水田等の保全 (機能向上)	森林の保全	洪水の予測、 情報の提供等	水害保険等
	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	23	24	25	26
						揺	域を中	かとし	た対策						

[今回の検討において組み合わせの対象と しなかった方策

河道・流域管理、災害時の被害軽減の観点から 全てに共通の方策

今回の検討において組み合わせの対象と している方策

(3)治水対策案の組み合わせの考え方

検証要領細目に示されている 26 方策を参考にして、様々な方策を組み合わせて、できる限り幅広い治水対策案を立案した。組み合わせの考え方を以下に示す。

- ・複数の治水対策案(思川開発事業を含まない案)の立案については、次に 示す4分類毎に複数の治水対策案の検討を行った。
- ・各対策と組み合わせる河道の対策及び河道外に貯留する対策は、コスト的 に最も優位と想定される対策とした。
- ・また、利根川・江戸川においては、南摩ダムに相当する整備内容を「河道 掘削」としていることから、「河道掘削」を組み合わせて検討を行った。

【 I . 河道改修を中心とした対策案】

流域の地形・地域条件に応じて適用可能な方策を検討する。

【Ⅱ. 既存ストックを有効活用した対策案】

できるだけ既存施設を活用する方策として、既存の遊水地を活用した うえで、安全度が不足する分については河道の対策の組み合わせを検討 する。

【Ⅲ. ダム以外の大規模治水施設による対策案】

できるだけ洪水を河道外に貯留させるための遊水地を検討したうえで、安全度が不足する分について河道の対策の組み合わせを検討する。

【Ⅳ. 流域を中心とした対策案】

できるだけ流域を中心とした対策を検討したうえで、安全度が不足する分については、河道の対策及び河道外に貯留する対策の組み合わせを検討する。

なお、「河道内の樹木の伐採」「排水機場」「霞堤の存置」「輪中堤」「樹林帯等」「水田等の保全(機能保全)」「森林の保全」「洪水の予測・情報の提供等」については、流出抑制や災害時の被害軽減等に資するものとして、河道、流域管理の観点からその推進を図る努力を継続することとする。

表4.2-3 治水対策案の組み合わせ一覧表

₩ .	対策案③		河道改修	原の知识					思川上流部遊水地新 設(掘込)							遊水機能を有する土地の保全	二線堤	土地利用規制	
IV. 流域を中心とした対策業	対策案②		河道改修	河道の掘削											水田等の保全(機能向上)				
IV.	対策案①		河道改修	河道の掘削									雨水貯留施設	雨水浸透施設					-
	対策案④		河道改修								放水路新設(ダム地 点~鹿島灘)								
ダム以外の大規模治水施設による対策案	対策案③		河道改修	河道の掘削					思川上流部遊水地(地役権)	思川中流部遊水地 (地役権)									と、洪水の予測・情報技
エ、ダム以外の大規模	対策案②		河道改修	河道の掘削						思川中流部遊水地(掘込)		河道内の樹木の伐採、排水機場							昨の保全)、森林の保á
	対策案①		河道改修	河道の掘削					思川上流部遊水地新 設(掘込)			河道内の樹木の							帯、水田等の保全(機能
I. 既存ストックを有 効活用した対策案	対策案①		河道改修	河道の掘削				渡良瀬遊水地 (越流堤改築、池掘 削)											露堤の存置、輪中堤、樹林帯、水田等の保全(機能の保全)、森林の保全、洪水の予測・情報提供等
4 策楽	対策案③		河道改修	帰郷の真庭		堤防のかさ上げ													霞堤の
河道改修を中心とした対策案	対策案②		河道改修	帰郷の 東ビ	引堤														
ik .	対策案①		河道改修	帰野の東ビ															
河三黎備計画相当		南摩ダム	河道改修																
		原三網籍	走 圃 粟 泖				河川を	中心とし	た対策						流域を	中心とした	こ対策		

思川開発事業を含む治水対策案の主な事業 内容

稲戸井調節池(掘削)

烏川調節池(新設) 田中調節池(改築)

ハッ場ダム建設 既存ダムの再編

南摩ダム建設

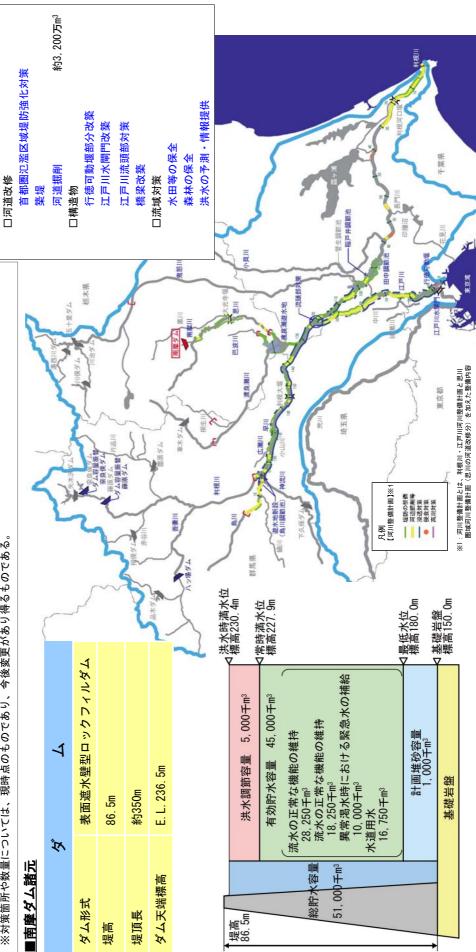
口洪水調節施設

思川開発事業(南摩ダム)を含む治水対策案

治水対策案の概要

び遊水地の新設、並びに既設遊水地の改築に伴う機能向上により、洪水時のピーク流量を低減させるとともに、河道改修(提味整備、河洋掘割)を中た「一流・一… ・南摩ダムの建設、ハッ場ダムの建設、

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。 ※対策箇所や数量については、現時点のものであり、今後変更があり得るものである。 目標流量を計画高水位以下で安全に流下させる。



思川開発事業を含む治水対策案より思川開発事業を除いた事業内容に追加する主な事業内容

约70万m³

河道掘削

口河道改修

華

堰改築

口構造物

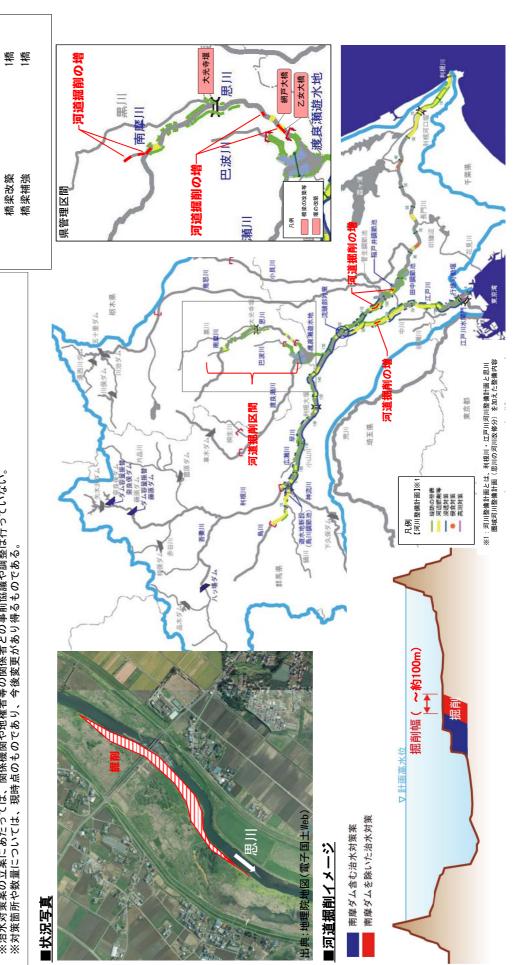
1. 河道改修を中心とした対策案】

①河道掘削

■治水対策案の概要

- 流下能力が不足する箇所 ・河川整備計画に盛り込まれている河道改修等を実施するとともに、流で河道掘削を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。・河道掘削により影響がある橋梁の改築を行う。

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。
※対策箇所や数量については、現時点のものであり、今後変更があり得るものである。



思川開発事業を含む治水対策案より思 川開発事業を除いた事業内容に追加する主な事業内容

卷10万m³ 卷10km

河道掘削 築堤 (新堤)

口河道改修

旧堤撤去

口構造物

3% 事

堰改築 (取水口改良)

橋梁改築

1. 河道改修を中心とした対策案】

2引堤十河道掘削

■治水対策案の概要

- 思川、南摩川においては ・河川整備計画に盛り込まれている河道改修等を実施するとともに、 引堤を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。
 - 引堤により影響のある堰及び橋梁の改築を行う。
 - 5ほこより影音のある歯及び槁米の攻架を打引堤に伴う用地の取得、家屋補償を行う。

※利根III・江戸IIIの治水対策案については、現行の河II整備計画の整備内容である「河道掘削」とした。 ※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。 ※対策箇所や数量については、現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

石ノ上橋 乙女大橋 大光寺堰 三三 腹展瀬遊水地 三點 田波三 沢口橋 県管理区間 橋梁の改築等 繭の改築 凡例 田瀬三 ※1:河川整備計画とは、利根川・江戸川河川整備計画と思川 圏域河川整備計画 (思川の河川改修分)を加えた整備内容 東京都 凡例 【河川整備計画】※1 7 計画高水位 引堤 現況提防 ■引堤イメージ ■状況写真 新堤

河道改修を中心とした対策案】 ③堤防のかさ上げ+河道掘削

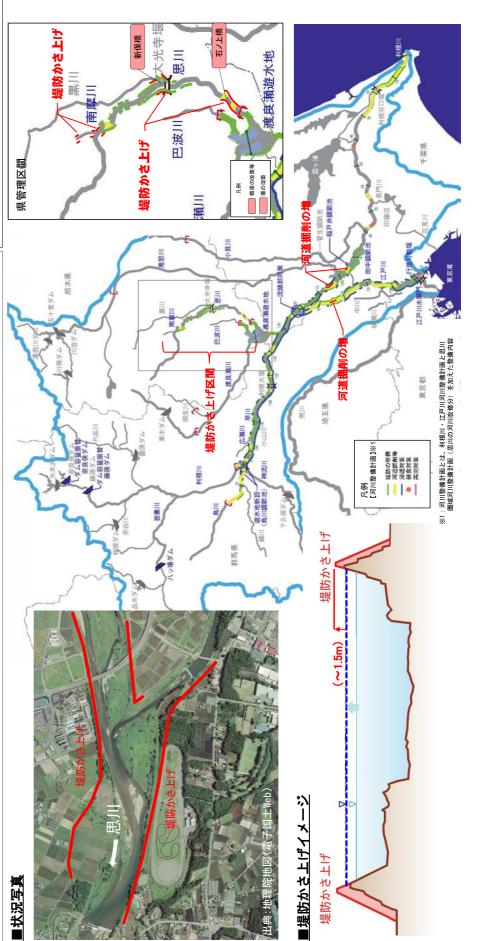
治水対策案の概要

- 南摩川においては 河(三) ・河川整備計画に盛り込まれている河道改修等を実施するとともに、思川、 堤防のかさ上げを行い、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。

 - 堤防のかさ上げにより影響のある橋梁の改築を行う。 堤防のかさ上げに伴う用地の取得、家屋補償を行う。

※利根川・江戸川の治水対策案については、現行の河川整備計画の整備内容である「河道掘削」とした。 ※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。 ※対策箇所や数量については、現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

約10万m³ 约20km 思川開発事業を含む治水対策案より思川開発事業を除いた事業内容に追加する主な事業内容 2橋 堤防かさ上げ 河道掘削 橋梁改築 口河道改修 口構造物



【エ. 既存ストックを有効活用した対策案】

①渡良瀬遊水地(越流堤改築、池掘削)+河道掘削

■治水対策案の概要

- ・河川整備計画に盛り込まれている河道改修等を実施するとともに、思川からの流入量を低減させる渡良瀬遊水地の越流堤の改築及び池内の掘削を実施し、また、遊水地の治水効果が及ばない思川、南摩川の区間においては、流下能力が不足する箇所で河道掘削を行い、河川整 備計画と同程度の治水安全度を確保する。
 - ・河道掘削により影響がある橋梁の改築を行う。

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。 ※対策箇所や数量については、現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

約70万m3

河道掘削

口構造物

□河道改修

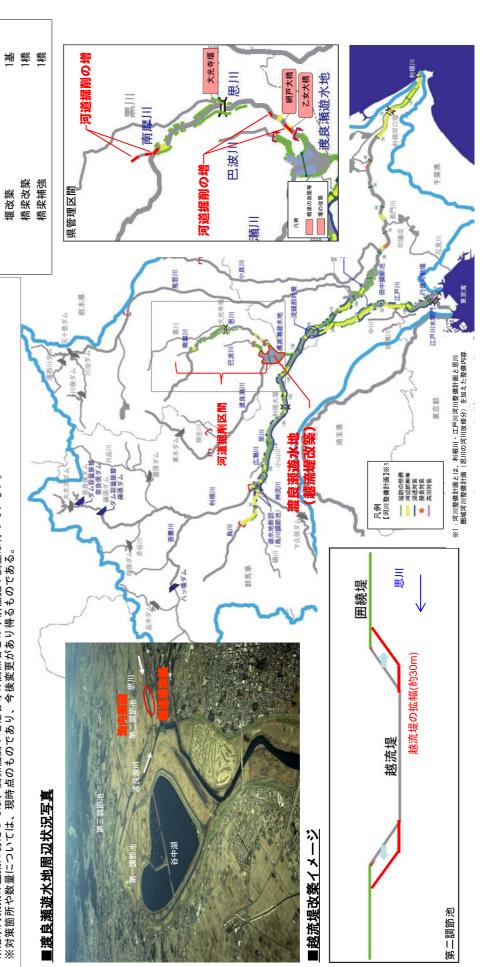
約30万㎡

(光内描判)

渡良瀬遊水地(越流堤拡幅)

口洪水調節施設

思川開発事業を含む治水対策案より思川開発事業を除いた事業内容に追加する主な事業内容



[皿. ダム以外の大規模治水施設による対策案]

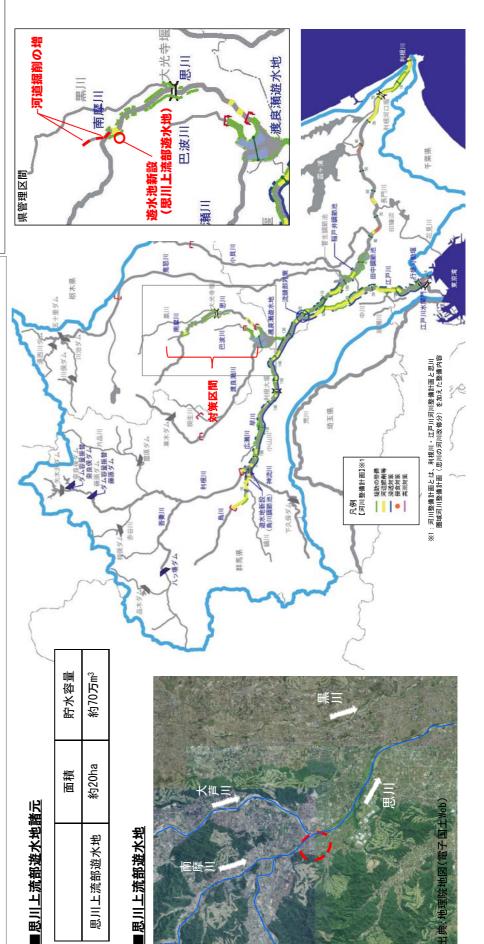
①思川上流部遊水地新設(掘込方式)+河道掘削

■治水対策案の概要

・河川整備計画に盛り込まれている河道改修等を実施するとともに、思川には掘込方式の遊水地を建設する。また、遊水地の治水効果が及ばない南摩川の区間においては、流下能力が不足する箇所で河道掘削を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。 ※対策箇所や数量については、現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

思川開発事業を含む治水対策案より思 川開発事業を除いた事業内容に追加す る主な事業内容 □洪水調節施設 約20ha □河道改修 約10万m³



[田.ダム以外の大規模治水施設による対策案]

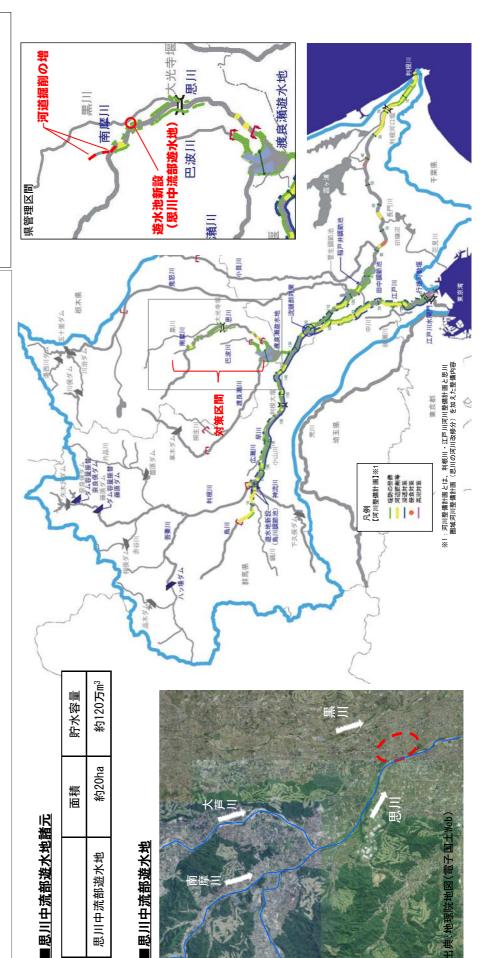
②思川中流部遊水地新設(掘込方式)+河道掘削

■治水対策案の概要

・河川整備計画に盛り込まれている河道改修等を実施するとともに、思川には掘込方式の遊水地を建設する。また、遊水地の治水効果が及ばない南摩川の区間においては、流下能力が不足する箇所で河道掘削を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。 ※対策箇所や数量については、現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

思川開発事業を含む治水対策案より思川開発事業を除いた事業内容に追加する主な事業内容 ○主な事業内容 □洪水調節施設 総20ha 思川中流部遊水地 約20ha □河道改修 消進掘削 約10万m³



[田.ダム以外の大規模治水施設による対策案]

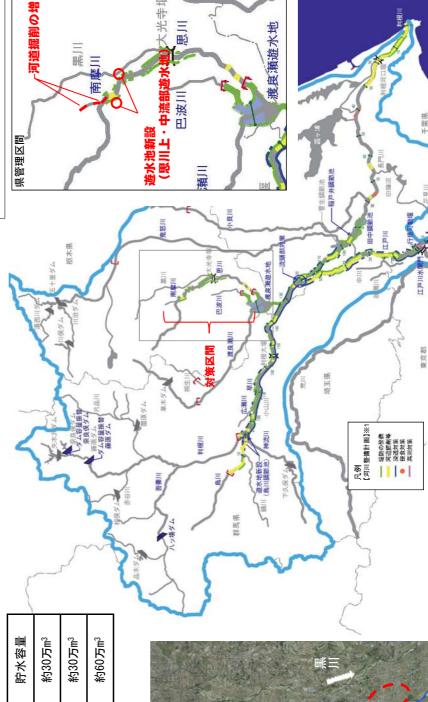
③思川上流部遊水地新設(地役権方式)+思川中流部遊水地(地役権方式)+河道掘削

■治水対策案の概要

・河川整備計画に盛り込まれている河道改修等を実施するとともに、思川には地役権方式の遊水地を建設する。また、遊水地の治水効果が及ばない南摩川の区間においては、流下能力が不足する箇所で河道掘削を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。
※対策箇所や数量については、現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

約10万m³ 思川開発事業を含む治水対策案より思川開発事業を除いた事業内容に追加する主な事業内容 約20ha 約20ha 思川上流部遊水地 思川中流部遊水池 口洪水調節施設 河道掘削 口河道改修





※1:河川整備計画とは、利根川・江戸川河川整備計画と思川 圏域河川整備計画(思川の河川改修分)を加えた整備内容

	1	}		
	野水容量	[€] m ∑ 0℃Ç%	⁸ 加乙050%	₈ ш幺096%
大地踏元	面積	約20ha	約20ha	約40ha
■思川上·中流部遊水地諸元		思川上流部遊水地	思川中流部遊水地	合計

■思川上 · 中流部遊水地

ダム以外の大規模治水施設による対策案】

4)放水路新設(ダム地点~鹿島灘

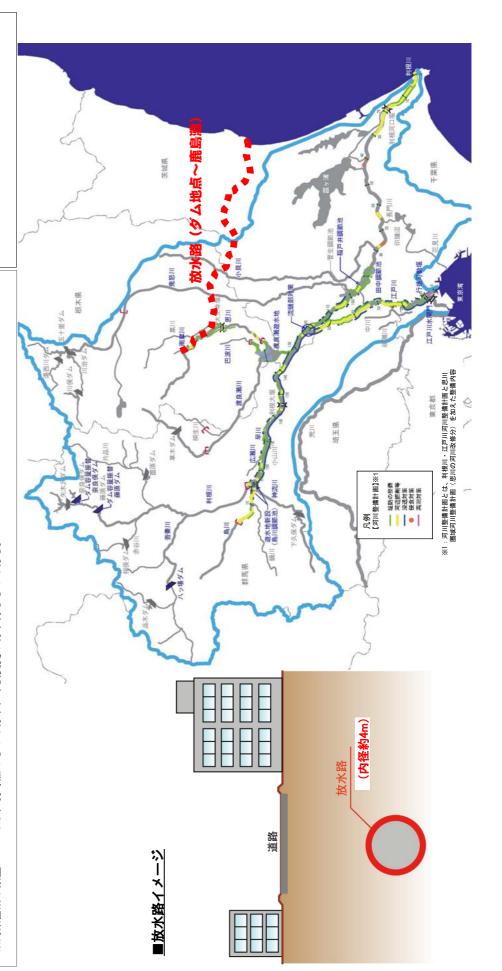
への地下放水路を建設し、いる河道政修等を実施するとともに、南摩ダム地点から鹿島灘への地下放水路を建設し、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。 (地下トンネル部については国道等の地下を想定) **■治水対策案の概要** ・河川整備計画に盛り込まれている河道改修等を実施するとともに、

放水路(ダム地点~鹿島灘)

口洪水調節施設

思川開発事業を含む治水対策案より思川開発事業を除いた事業内容に追加する主な事業内容

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。 ※対策箇所や数量については、現時点のものであり、今後変更があり得るものである。



IV. 流域を中心とした対策案】

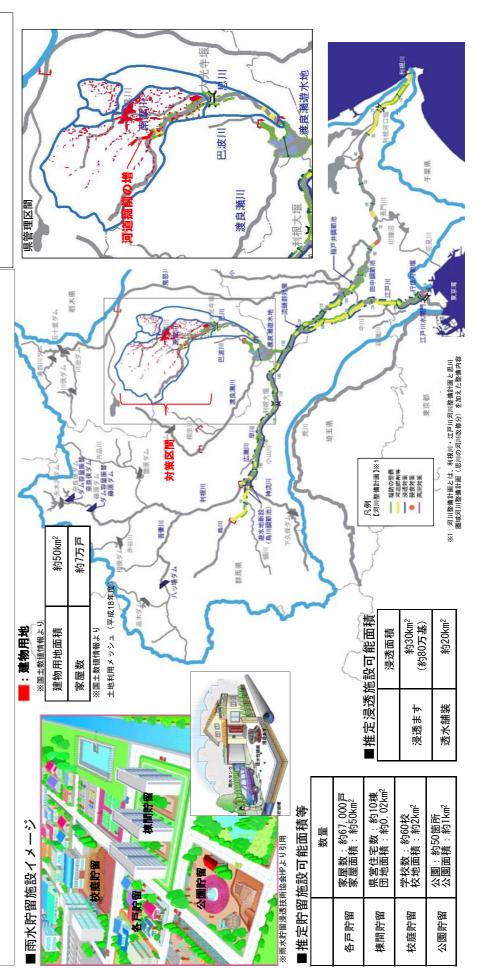
①雨水貯留施設+雨水浸透施設+河道掘削

■治水対策案の概要

世帯、公営団地、公園、学校に雨水貯留施設を設置する。また各世帯に雨水浸透ますを設置するとともに、道路の透水舗装の整備を行う。これによる治水効果が及ばない南摩川の区間においては、流下能力が不足する箇所で河道掘削を行い、河川整備計画と同程度の治水安全 思川乙女地点上流域の各 河川整備計画に盛り込まれている河道改修等を実施するとともに、 度を確保する。

思川開発事業を含む治水対策案より思川開発事業を除いた事業内容と主な事業内容 □河道改修 第10万m³ 河道掘削 約10万m³ 回流域対策 時留量 約40万m³ 雨水貯留施設 貯留量 約40万m³ 雨水浸透施設 浸透面積 約50km²

> ※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。 ※対策箇所や数量については、現時点のものであり、今後変更があり得るものである。



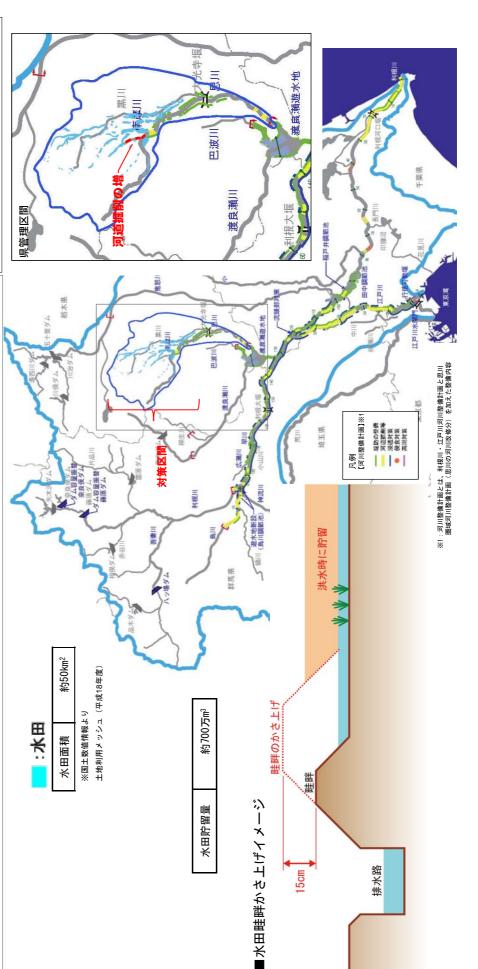
[IV. 流域を中心とした対策案】 ②水田(畦畔かさ上げ)+河道掘削

■治水対策案の概要

・河川整備計画に盛り込まれている河道改修等を実施するとともに、思川乙女地点上流域の水田で畦畔のかさ上げ(機能の向上)を行う。これによる治水効果が及ばない南摩川の区間においては、流下能力が不足する箇所で河道掘削を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度 を確保する。

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。 ※対策箇所や数量については、現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

思川開発事業を含む治水対策案より思川開発事業を除いた事業内容に追加する主な事業内容 ○三河川改修 河道掘削 約10万m³ □流域対策 水田貯留(畦畔嵩上げ) 約50km²



思川開発事業を含む治水対策案より思 川開発事業を除いた事業内容に追加す る主な事業内容

约10万m³

河道掘削

□河道改修

崋

堰改築

□構造物

約10ha

思川上流部遊水地

口洪水調節施設

IV. 流域を中心とした対策案】

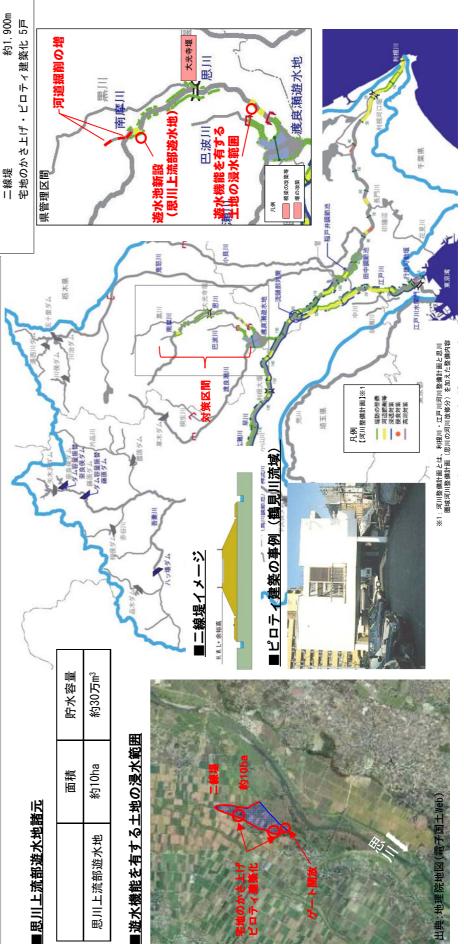
③遊水機能を有する土地の保全+二線堤+土地利用規制+宅地のかさ上げ・ピロティ建築化+思川上流部遊水地(掘込方式)+河道掘削

■治水対策案の概要

- 河川整備計画に盛り込まれている河道改修等を実施するとともに、思川に設けられた樋管を開放し、 開口部からの浸水による遊水機能を確保する。また、これによる治水効果が及ばない上流の区間に おいて掘込方式の遊水地を建設するとともに、さらに上流の南摩川の区間においては、流下能力が おいて掘込方式の遊水地を建設するとともに、さらに上流の南摩川の区間において 不足する箇所で河道掘削を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。
 - 浸水の拡大を防止するため、既存道路を活用し二線堤を整備する。

遊水機能を有する土地においては、土地利用規制を行い、浸水被害の抑制を図る。

二線堤 口流域対策 ※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。 ※対策箇所や数量については、現時点のものであり、今後変更があり得るものである。



4.2.4 概略評価による治水対策薬の抽出

4.2.3 で立案した複数の治水対策案について、「検証要領細目」に従って概略評価を行い、4.2.3 で示した I ~IVの分類別に治水対策案を抽出し

2

表 4.2-4 概略評価による治水対策案の抽出結果

		治水対策案 (実施内容)	概算事業費			概略評価による抽出
			(億円)	判定	₩	不適当と考えられる評価軸とその内容
	Θ	河道掘削	約8,760	0		
【I. 河道改修を中 心とした対策案】	0	引提十河道掘削	約8,840	×	. J X L	・Iの中でコストが最も高い。
	<u>@</u>	堤防のかさ上げ+河道掘削	約38,770	×	4 X L ·	・コストがIの①案よりも高い。
【 II. ダムを含む既 存ストックを有効活 用した対策案】	Θ	液良瀬遊水地(越流堤改築、池掘削)+河道掘削	条98, 790	0		
	Θ	思川上流部遊水地新設(掘込方式)+河道掘削	※138,730	0		
【田、ダム以外の大田井がませまして	0	思川中流部遊水地新設(掘込方式)+河道掘削	458,760	×	, J X L	・コストが皿の①案よりも高い。
热候治小施設による 対策案】	<u>©</u>	思川上流部遊水地新設(地役権方式) +思川中流部遊水地(地役権方式)+河道掘削	条约8,740	×	. J X L	・コストが皿の①案よりも高い。
	4	放水路新設(ダム地点~鹿島灘)	約11,970	×	. コスト	・皿の中でコストが最も高い。
	Θ	雨水貯留施設+雨水浸透施設+河道掘削	約9,220	×	. J X L	・IVの中でコストが最も高い。
【IV. 流域を中心とした対策を】	0	水田(畦畔かさ上げ)+河道掘削	※ 548,800	×	. J X L	・コストがIVの③案よりも高い。
*	<u></u>	遊水機能を有する土地の保全 - 十二線提十土地利用規制十宅地のかさ上げ・ピロティ建築化 +思川上流部遊水地新設(棚込方式)+河道掘削	条 58, 760	0		

4.2.5 治水対策案の評価軸ごとの評価

概略評価により抽出した4つの治水対策案に思川開発事業(南摩ダム)を加えた5案の治水対策案について、検証要領細目に示されている7つの評価軸により評価を行った。

なお、評価にあたって、治水対策案の名称は以下のように整理した。

表 4.2-5 治水対策案の名称

	望価による抽出時の 水対策案の名称	評価軸ごとの評価時の 治水対策案の名称
思川開発事業(南摩	ダム)を含む案	ダム案
治水対策案 I ①:	河道掘削	河道掘削案
治水対策案Ⅱ①:	渡良瀬遊水地+河道掘削	渡良瀬遊水地案
治水対策案Ⅲ①:	思川上流遊水地新設(掘込方 式) +河道掘削	新規遊水地案
治水対策案Ⅳ③:	遊水機能を有する土地の保全 +二線堤+土地利用規制+宅 地のかさ上げ・ピロティ建築化 +思川上流遊水地新設(掘込方 式)+河道掘削	流域対策案

七 iK 6 評 価 (洪水調節の例) 亩 陆

[別紙2]

●検討主体が個別ダムの検証に係る検討を行う場合には、[別紙1]に掲げる方策を組み合わせて立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、次表のような評価軸で評価する。

評価軸※1	評価の考え方	従来の代替 評価 案検討※2 住に	
		0	河川整備計画において想定している目標と同程後の目標を達成することを基本として治水対策家を立家することとしており、このような場合は河川整備計画と同程度の安全を確保するという評価結果となる。
安全度 (被害軽減効果)	*	1	量したるる位
	●段階的にどのように安全度が確保されていくのか (例えば5, 10年後)	i i	例えば、西京は開催は対策の連携に伴って段階的に効果を発揮していく場合が多いが、ダムは完成するまでは全く効果を表現せず、完成し 基用して初めて効果を発揮するとにになる。このような各方策の段階的な投資機の発現や特性を考慮して、谷市水対策系について、対策実 落手編を設定し、例えばち年後、1 の年後にどのよび発展を表現するかについて明らかにする。
	●どの範囲でどのような効果が確保されていくのか (上下流や支川等における効果)	٥	例えば、場防かさ上げ等は、主として事業実施協所付近において効果を発揮する。また。ダム、遊水絶等は、下流域において効果を発揮 → このような各方策の特性を考慮して、立業する各治水対策楽によって効果が及ぶ範囲が異なる場合は、その旨を明らかにする。
	※これらについて、減量低減、水位低下、資産被害抑止、人身被害抑止等の観点で適宜評価する。		
	●完成までに要する費用はどのくらいか	0	各治水対策案について、現時点から完成するまでの費用をできる限り網羅的に見込む。
1X F	●維持管理に要する費用はどのくらいか	1	各治水対策案について、維持管理に要する費用をできる限り網羅的に見込む。
	●その他の費用(ダム中止に伴って発生する費用等)はどれ くらいか	ı	ダム中止に伴って発生する費用等について、できる限り明らかにする。
	※なお、必要に応じ、直接的な費用だけでなく関連して必要となる費用についても明らかにして評価する		
	6	٥	用地数報告液理報告指導媒等が必要な治太対策薬については、土地所有者等の協力の見通しについて明らかにする。また、例えば、部分的人 に使い返債 家庭の存置等については、漫水のおそれのある場所の土地所有者等の方々の理解が得られるかにりに、提進しをできる限り □ 明らかにする。
実現性※5	その他の関係者との調整の見通しはどうか	i	各治水が対策の実施に当たって、課職すべき関係者を担定し、課整の見通しをできる限り明らかにする。関係者とは、療えば、ダムの有 △ 効法用の場合の実用書表、提防かる上げの場合の機変架け替えの際の機楽管理者、河道短削時の機・適門・経管等改築の際の許可工作 が管理者、連集関係者が考えられる。
	●法制度上の観点から実現性の見通しはどうか	9 *	各治水対策家について、現行法制度で対応可能か、関連法令に抵触することがないか、条例を制定することによって対応可能かなど、ど の程度実現性があるかについて見通しを明らかにする。
	●技術上の観点から実現性の見通しはどうか	9*	各治水対策策について、目的を達成するための施設を設計するために必要な技術が確立されているか、現在の技術水準で施工が可能かな - ど、どの程度実現性があるかについて見通しを明らかにする。
持続性	●将来にわたって持続可能といえるか	1	各治水対策案について、その効果を維持していくために必要となる定期的な監視や観測、対策方法の検討、関係者との調整等をできる服 → り明らかにする。
柔軟性	作る	1	は、堀剛量を増減させることにより比較的承拠に対応することができるが、再また、引提は、新たな繁煌と旧場撤去を実施することが必要となり、乗戦に対き上げ等を行うことが考えられる。このような各方策の特性を考慮して、将来さ上げ等を行うことが考えられる。このような各方策の特性を考慮して、将来
	事業地及びその周辺への影響はどの程度か	0	各治水が発展について、北地の国政、実際の移転に伴う個人の生活や地域の経済活動、ユニーナイ、非人グ(り等への影響の最近から、事業が及びその周辺にどのような影響が生じるか、できる限り明られにする。また、必要に応じ対象地域の人国職と対策との関係 本分析に、過剰化の進行等への影響について終討する。なお、必要に応じ影響緩和のための対策を終討し、対策の内容や起定される効果 第1つ17日にかによる
地域社会への影響	●地域振興に対してどのような効果があるか	1	よって公園や水面ができると、観光客が増加し、地域振興に寄与する場合がある。このように、シックがある場合があるので、必要に応じ、その効果を明らかにする。
	●地域間の利害の衡平への配慮がなされているか	ı	南河よび、大場は建設地位がて用き買り水産服務等指揮を作け、安全を提出するのよれ高速であるのから開設である。 一人 引導等は対 業実施研定会建物が比較的記憶している。各位が大電流について、地層所でどのように利害が減失り、利害の再下とのように配慮が なされているか、できる限り明らかにする。また、必要に応じ影響採剤のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について 明らかいする。
	●水環境に対してどのような影響があるか	٥	各治水対策楽について、現況と比べて水量や水質がどのように変化するのか、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じて ○ できる限り明らかにする。また、必要に応じ影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。
	の確保及び流域の自然環境	4	各治水が採棄について、地域な特徴づける生態系や態情能の重要な種等への影響がどのように生じるのか及び下遊知11も含めた環域全体 △ の自然機構にのような影響がはことのかがを、旭田できる子、一々の動物や発展される影響の程度に応じてできる限り明らかにする。ま た、必要に応じ影響器和のための対象を検討し、対象のの時や規定すれる影響等について明らかでする。
環境への影響	う変化し	4	今治水分乗業について、土砂減増がどのように変化するのか、それにより「非済川や海岸における土砂の堆積又は最低にでのような変化 ム が生しるのか、発用できるチーシの総約や参渡される影響の設置に応じてたるる。数りのいにする。また、必要に応じ影響緩和のための 対策を続け、、対策の内容や提供される効果等について弱かがにする。
	●景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか	٥	業について、景観がどう変化するのか、河川や湖沼での野外リクリエーショクを通じた人と自然との軟止合いの活動及び 顔との触れ合いの活動だどのように変化するのかできる限り明らかにする。また、必要に応じ影響緩和のための対策を検 700路や設定される効果等について何ものにする。
	●その他 -	1	以上の項目に加えて特筆される環境影響があれば、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする (倒えば、00.排出の軽減)。

^{※1} 本表の評価軸の間には相互体存性がある(例えば、「実現性」と「コスト」と「安全度(段階的にどのように安全度が確保されていくのか)」はそれぞれか独立しているのではなく、実現性が低いとコストが高くなったり、効果衰現時期が選くなる場合がある)ものが

あることに留意する必要がある。 ※2 〇:辞価の視点として4.6.4使われてきている。ム:辞価の視点として使われている場合がある。一:明示した評価はほとんど又は全く行われてきていない ※3 〇:解価の視点として4.6.4ではかけできている。ム:主として変性的に評価をせざるを得ないが、一部の事項については定量的な表現が可能な場合がある。一:定量的評価が適ちには困難 ※4 「実現性」としては、海丸は、海瓜から安全説が帯し低くないか、コスルが帯し低くないが、非能性があるが、地域に与える影響や自然環境へ与える影響が帯に大きないかが考えれるが、これらについては、実現性以外の辞価権を参照すること。 ※5 これまで、法制度エフは技術上の観点から実現性が乏しい東は代謝素として検討されない場合が多かった。

表 4.2-6 思川開発検証に係る検討 総括整理表 (洪水調節)

評価量と評価の考え方 ● 面別!!! の 回報: 乗車の 東 に ゆ る 日本		治水対策案と実施内容の概要 ダム薬	河道掘削案	渡良瀬遊水地案	新規遊水地案	消域对策樂
評価権と評価の考え方 ● 河川引 の日報 の 保できえ	/	思川開発(南摩ダム)	羅 縣 捌 ίς	議員議遊水地 (越流堤改築、池掘削) +河道掘削	思川上流遊水地新設(掘込方式)+河道掘削	遊水機能を有する土地の保全+二線堤 +土地利用規制+宅地のかさ上げ・ピロディ離築化 + 島川上流部遊水地(掘込方式)+河道掘削
		河道改修+ハッ場ダム+ダム再編 +鳥川調節池(堤外) +調節池機能アップ	河道改修+八ッ場ダム+ダム再編 +鳥川調節池(堤外)+調節池機能アップ	河道改修 十八ッ場ダム+ダム再編 + 鳥川調節池(堤外)+調節池機能アップ	河道改修 + ハッ場ダム + ダム再編 + 烏川調節池(堤外) + 調節池機能アップ	河道改修十八ッ場ダム+ダム再編 +鳥川調節池(堤外)+調節池機能アップ
●目標	●河川整備計画レベル の目標に対し安全を確保できるか	・河川駿 鑑計画相当の目標流量を河川からの氾濫なく 安全に減すことが出来る。	・ダム素と同程度の安全を確保できる。	・ダム業と同種度の安全を確保できる。	・ダム楽と同程度の安全を確保できる。	・磁管の閉口部から二線提末での地域においては、水田等が浸水するが、宅地等はかさ上げをするため浸水しない。 しない。 ・その他の箇所についてはダム業と同程度の安全を確保できる。
が発体 ような ような	●目標を上回る洪水等 が発生した場合にどの ような状態となるか	「河川整備計画レベルより大きい規模の洪水」 ・ダムの洪水調節計画は河川整備基本方針レベルの 洪水から決められており、河川整備計画レベルより大き し、投機の深水が発生した場合でも、ダムによる洪水調 節効果を発揮する。 ・なお、ダムは降雨の地域分布、時間分布や降雨の規 機によってダム下流河川への効果量が異なる。	[河三聯編中国アステポン大小・改換の 光光]	[河川整備計画レベルより大きい規模の洪水] ・遊水地の洪水間節計画は「河川整備計画レベルの洪 水から決めることを想定しており、河川騰備計画レベル ・当ソ大きい環境の洪水が発生して場合、遠水地による 洋火調節効果が完全に発揮されないことがある。	「河川整備計画レベルより大きい複数の洪水」 ・遊水地の米水間の計画に河川整備計画レベルの洪 水から決めることを想定しており、河川整備計画レベル ・サン大きい銀級の洪水が発生した場。 遠水地による 半火雪節効果が完全に発発されていてとがある。	「河川整備計画レベルより大きい級級の洪水」 ・「総集や遊水地の洪水間部計画は河川整備計画レ ベルの洪水から北を地形ではが、河上の議場で 国アルルリスやで、機製の洋水が発生した場合・1歳 基や遊水地による洪水間節効果が完全に発展して にかがある。
		・河道の水位が計画高水位を超えた場合、堤防決壊の可能性が高まる。	・河道の水位が計画高水位を超えた場合、堤防決壊の可能性が高まる。	・河道の水位が計画高水位を超えた場合、堤防決壊の可能性が高まる。	・河道の水位が計画高水位を超えた場合、堤防決壕の 可能性が高まる。	·河道の水位が計画高水位を超えた場合、堤防決壊の 可能性が海末る。 ・通管の期口部から二線提末での地域内の水位が計画 高水位を超えた場合、宅地の浸水や堤防(二線堤)決 場の可能性が萬まる。
		《計画高水位を超える区間**!》	《計画高水位を超える区間**」》	《計画高水位を超える区間※1》	《計画高水位を超える区間**!》	《計画高水位を超える区間**」》
		※鼎川・南摩川は1/80類類の洪水が発生した場合 議長道川台流~ダムサイトまでの約44kmのうち、 超過区間は約9km	※部川・南摩川は1/80損機の洪水が発生した場合 藤良瀬川台流~ダムサイトまでの約44kmのうち、 超過区間は約12km (ダム楽に比べて水位が高い区間は42km)	※思川・南摩川は1/80規模の洪水が発生した場合 遠良瀬川合流~ダムサイギでの約44kmのうち、 超過区間は約12km (ダム薬に比べて水位が高い区間は42km)	※思川・南摩川は1/803類様の洪水が発生した場合 遠長瀬川台流~ダムサイトまでの約44kmのうち、 超過区間は約12km (ダム楽に比べて水位が高い区間は43km)	※思川・南摩川は1/80損機の洪水が発生した場合 議長期川合流~ダムサイトまでの約44kmのうち、 超過区間は約12km (ダム楽に比べて水位が高い区間は43km)
安全度(被害軽減効果)		※利根川・江戸川は1/100規模の洪水が発生した場合 河口~思川合流地点までの約195kmのうち、 超過区間は約39km	※利根川・江戸川は1/100規模の洪水が発生した場合 河口~思川合流地点までの約195kmのうち、 超過区間は約41km	※利根II・江戸JIIIは1/100規模の洪水が発生した場合 河口~思JII 合流地点までの約135kmのうち、 超過区間は約39km	※利根川・江戸11 は1/100越機の洪水が発生した場合 河口~思川合流地点までの約185kmのうち、 超過医間は約29km	※利根 III・江戸 III は1/100規模の洪水が発生した場合 河口~ 思川 合流地 点までの約185kmのうち、 超過区間は約39km
		[河川駿礦基本方針レベルの洪水] ・ダムの洪水盟部計画を開きずい開発基本方針レベルの 洪水から決められており、河川駿礦基本方針レベルの 米水から洗められており、河川駿礦基本方針レベルの またの発生した場合、ダムによる洪水陽部効果を発躍 する。	[河三駿礦基本方針レベルの洪水]・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	[河川整備基本方針レベルの洪水] ・琉水地の状水間部計画に河川整備計画レベルの洪 水から決めることを想定しており、河川整備基本方針レ イルの洪水が発生した場合、越水地による洪水間節約 果が完全に発揮されないことがある。	[河川整備基本方針レベルの洪水] ・滋水地の洗水間部間間に河川整備計画レベルの洪 水から洗めることを想定しており、河川整備基本方針レ イルの洪水が発生した場合、湖水地による洪水間部 果が完全に発掘されないことがある。	[河川整備基本方針レベルの洪水] ・「職権を送水地の大地の洪水」 ・「最後を送水地の大地の大水原部計画は「四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
		・なお、ダムは降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模によってダム下流河川への効果量が異なる。				
		・河道の水位が計画高水位を超えた場合、堤防決壊の可能性が高まる。	・河道の水位が計画高水位を超えた場合、堤防決壕の可能性が高まる。	・河道や遊水地内の水位が計画高水位を超えた場合、 場防決壊の可能性が高まる。	・河道や遊水地内の水位が計画高水位を超えた場合、 堤防決壕の可能性が高まる。	・河道や遊水地内の水位が計画高水位を超えた場合、 場防決集の可解性が高まる。 ・確写の開口部から二線提までの地域内の水位が計画 高端へ位を超えた場合、宅地の浸水や堤防(二線堤)決 場の可能性が高まる。
		《計画高 水位を超える区間**!》	《計画高水位を超える区間*1》	《計画高水位を超える区間 ^{※!} 》	《計画高水位を超える区間**1》	《計画高 水位を超える区間**」》
		※思川・南摩川は1/100模模の洪水が発生した場合 護員瀬川台流~ダムサイトまでの約44kmのうち、 超過区間は約14km	※即II・南摩IIIは1/100規模の洪大が発生に場合 漢良第IIIの表示タイムサイキでの約44kmのうち、 超過区間は約16km (ダム楽に比べて水位が高い区間は39km)	※思川・南摩川は1,100勝線の洪水が発生した場合 議良瀬川舎流~ダムサイトまでの約44kmのうち、 超過区間は約16km (ダム薬に比べて水位が高い区間は39km)	※思川・南摩川(ホ/100規模の洪水が発生した場合 渡良瀬川台流~ダムサイトまでの約44kmのうち、 超過区間は約17km (ダム楽に比べて水位が高い区間 は43km)	※思川・南摩川は1/100機板の洪水が発生に場合 議長親川も流ッタムサイトまでの約44kmのうち、 超過医間は約17km (ダム楽に比べて水位が高い区間は43km)
		※利报川・江戸川は1/20の規模の洪水が発生した場合 河口~思川合流地点までの約185kmのうち、 超過区間は約186km	※利根川・江戸川は1/200뒗機の洪水が発生した場合 河口~思川合流地点までの約195kmのうち、 超過区間は約186km	※利根川・江戸川は1/200機機の洪水が発生した場合 河口~思川合流地点までの約185kmのうち、 超過区間は約186km	※利根川・江戸川は1/20の複模の洪水が発生した場合 河口~息川合流地点までの約185kmのうち、 超過区間は約186km	※利根川・江戸川は1/200機模の洪水が発生した場合 河口・息川合流地点までの約185kmのうち、 超過区間は約188km

表 4. 2-7 思川開発検証に係る検討 総括整理表(洪水調節)

		*	4. 2. 7 かい1所261米配して1水・6 1米的	1000日年44	へらば 同位 ハウングン	
/架	治水対策案と実施内容の概要	ダム薬	河道掘削案	渡良瀬遊水地案	新規遊水地案	流域対策案
		思川開発(南摩ダム)	冠 騣 ূ ίς	渡良瀬遊水地(越流堤改築、池堀削)+河道掘削	思川上流遊水地新設(掘込方式)+河道掘削	遊水機能を有する土地の保全十二線堤 +土地利用規制+宅地のかさ上げ・ピロディ建築化 +思川上流部遊水地(掘込方式)+河道掘削
評価軸と評価の考え方	考え方				河道改修十八小場ダム+ダム再編 +鳥川調節池(堤外)+調節池機能アップ	河道改修十八ッ場ダム+ダム再編 +鳥川調節池(堤外)+調節池機能アップ
	●目標を上回る洪水等 が発生した場合にどの ような状態となるか	「河川藤橋本木片でルトルドルが、 ・ダムは、ダムボル鹿・北・地震を増加させらことはた いが、河川整備基本方針にペルを上回る大きな洪水が 発生した場合、ダムによる洪水間節効果が完全には発 指されないことがある。	[河川陸備基本方針レベルより大きい規模の洪水]	「河川養職者大方化・ノル・リス・現境の大米」 ・選水・海水・山水・山水・山水・山水・山水・山水・水が・決かることを想定しており、河川養庸者本方針レンイルを上回る大きの技术が発生して場合・選水地による。 ・高米米回節効果が完全に参拝されていたがある。	「河川警衛者大斉といたリナダー、環境の 光水】 ・遠水地の光米調節計画「河川警備計画・ヘルの光 水から決めることを想定しており、河川警備基本方全ト イルを上回る大きの光水が発生して増や、端水地によ る米米盟節効果が完全「発揮されないことがある。	「河川産業権大大学してルリスやで、現場の大学の一、一、場場や地が出の洋火温節が上間に河川産業計画に ベルの洪水から決めることを想定しており、河川産業 オケ野・ケバを上回る大きな洪火が発生した場合、 高級を遊水地による洪火調節効果が発生した場合、 では、ことがある。
		・なお、ダムは降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模によってダム下流河川への効果量が異なる。				
		・河道の水位が計画高水位を超えた場合、堤防決壊の 可能性が高まる。	・河道の水位が計画高水位を超えた場合、堤防決壊の可能性が高まる。	・河道や遊水地内の水位が計画高水位を組えた場合、・ 提防決場の可能性が高まる。	・河道や遊水地内の水位が計画高水位を超えた場合、 提防決場の可能性が高まる。	·河道や遊水地内の水位が計画高水位を超えた場合、 場局水域の可能化が高末る。 ·福管の開口部から二線堤までの地域内の水位が計画 高水位を超えた場合、宅地の遠水や堤防(二線堤)、狭 堤の可能性が高まる。
安全度 (被害軽減効果)		※想定最大規模の洪水※2が発生した場合	※想定最大規模の洪水 ^{※2} が発生した場合	※想定最大規模の洪水※が発生した場合	※想定最大規模の洪水 ^{※2} が発生した場合	※想定最大規模の洪水※が発生した場合
		《計画高 水位を超える区間 ^{※!} 》	《計画高水位を超える区間**」》	《計画高水位を超える区間 [※] 》	《計画高水位を超える区間 ^{※1} 》	《計画高水位を超える区間※「》
		※思川・南摩川に蔟良瀬川合流~ダムサイトまでの約44kmのうち、超過区間は約28km	※思川・南摩川は渡良瀬川台流~ダムサイトまでの 約44kmのうち、超過区間は約31km (ダム案に比べて水位が高い区間は31km)	※思川・南摩川は渡良瀬川台流~ダムサイトまでの 約44kmのうち、超過区間は約31km (ダム薬に比べて水位が高い区間は31km)	※思川・南摩川は渡良瀬川台流~ダムサイトまでの約44kmのうち、超過区間は約31km ダム楽に比べて水位が高い区間は43km)	※思川・南摩川は菠良瀬川台流~ダムサイトまでの 約44kmのうち、超過区間は約31km (ダム薬に比べて水位が高い区間は43km)
		※利根川・江戸川は河口~思川合流地点までの 約195kmのうち、超過区間は約191km	※利根川・江戸川は河口~思川合流地点までの 約195kmのうち、超過区間は約191km	※利根川・江戸川は河口~思川合流地点までの 約195kmのうち、超過区間は約191km	※利根川・江戸川は河口~思川合流地点までの約195kmのうち、超過区間は約191km	※利根川・江戸川は河口~思川合流地点までの 約195kmのうち、超過区間は約191km
		「原地的な大雨」 ・原地的な大雨が南摩ダム上流域で発生に準备・ダ ムの勢電を上回るギでは洪米湖部が可能である。 ・河道の水位が計画高水位を上回るギでは洪米を流下 させることができる。	「局地的な大雨」 ・河道の水位が計画高水位を上回るまでは洪水を流下させることができる。	「局地的な大雨」 ・局地的な大雨が開節と流で発生した場合、調節池 ・の発量を上回るまでは洪水調節が可能である。 ・河道の水位が計画高水位を上回るまでは洪水を流下・ させることができる。	「局地的な大雨」 ・「局地的な大雨が強水地上流で発生した場合、遊水地 の容量を上回るまでは洪米調節が可能である。 ・河道の水位が計画高水位を上回るまでは洪水を流下 させることができる。	「局地的な大雨」 ・局地的な大雨が進水地上流で発生した場合・遊水地 ・局地のないないでは、 ・河道の水位が計画高水位を上回るまでは洪水を流下 させることができる。
	●段階的にどのように 安全度が確保されてい くのか(例えば5,10年後)	[10 年後] ・思川開発(南摩女人)については、施工売了可能であ ・リ、ダム下派区間に効果を発現していると想定される。	[10年後]	[10 年後] ・護島福祉本地については施工男子可能であり、遊水・・ 地下派区間に効果を発現していると憩定されてる。	【10 年後】 ・関係者との調整が整えば、遊水地化により、治水安全 ・関係者との調整が整されるが、調整期間の想定が困難 である。	(10 年後) ・現存する経費のケートを開放して水田等が浸水することであ し、北端にとっておまで総定していなかったことであ り、北部時用影像や全地かを上げ等に関して、範囲 に地域の合意を得るのは等易ではないと親定を知 に地域の合意を得るのは等易ではないと親定ない。 年後に宅地のかさ上げ等が進むか否かは不透明。
# 4 H						・関係者との調整が整えば、遊水地化により、治水安全 度が向上すると想定されるが、調整期間の想定が困難 である。
(被害軽減効果)	C	・掘削等の河川改修については、改修を行った区間から順次効果を発現していると想定される。	・掘削等の河川改修については、改修を行った区間か ら順次効果を発現していると想定される。	・掘削等の河川改修については、改修を行った区間か ら順次効果を発現していると想定される。	・掘削等の河川改修については、改修を行った区間から順次効果を発現していると想定される。	・掘削等の河川改修については、改修を行った区間か ら順次効果を発現していると想定される。
		※予算の状況等により変動する場合がある。	※予算の状況等により変動する場合がある。	※予算の状況等により変動する場合がある。	※予算の状況等により変動する場合がある。	※予算の状況等により変動する場合がある。
	●どの範囲で、どのよう な効果が確保されてい くのか	- 河川整備計画の計画対象区間において、河川整備計画相当の目標流量を安全に流下させる。	・河川整備計画の計画が象区間において、ダム楽と同語度の安全を確保できる。	・河川整備計画の計画の計画の対象区間において、ダム楽と同・ 程度の安全を確保できる。	·河川整備計画の計画が象区間において、ダム楽と同程度の安全を確保できる。	・福管の期口部から二縁提までの地域においては、水田等が浸水するが、宅地等はかた上げするため浸水し田等が浸水するが、宅地等はかた上げするため浸水して多かできた。その他の箇所についてダム業と同程度の安全を確保できる。

※1:水位の算出にあたっては、堤防からの越水を見込み、決壊することなく洪水が流下すると仮定し、計算した場合の区間 ※2:「想定し得る最大規模の降雨に係る国土交通大臣が定める基準を定める告知(国土交通省告示第 869 号)」を基に検討した現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

表 4.2-8 思川開発検証に係る検討 総括整理表(洪水調節)

					4u	F . **	F	An
米米な資料	遊水機能を有する土地の保全十二線提 +土地利用規制+宅地のかさ上げ・ピロティ建築化 +思川上流部遊水地(掘込方式)+河道掘削	河道改修+八ッ場ダム+ダム再編 +鳥川調節池(堤外)+調節池機能アップ	約 8,760 億円 うち二線堤整備費・宅地かさ上げ費等 約 140 億円	7,090百万円/年 うち、本案の実施に伴う分は 約80百万円/年	・河道提削を実施した区間において、再び推積する場合 は、上記の他に、推翻に係る費用が必要となる可能性 がある。(なお、河道機関=はなく起来もり参加・ 上記の他に、結管の間口部から二線提末の地域に おいて、洪水後に堆積土砂等を撤去する費用が必要と なる可能性がある。	【中止に年今費用】 ・施工済み又は施工中の影響の安全対策等にお5億円 (費用は共同数ペース)が必要に見込んでいる。 ・国が事業を中止した場合には、水質膨緩構造に基づなっま。。第四負担について関係利水者の同節を兼存ければならない。	なお、これまでの利水者負担金の合計は、約211億円 なお、これまでの利水者負担金の合計は、約211億円である。	[その他留意事項] ・これらの他に生活再建事業の実施の扱いについて今 後、検討する必要がある。 ・ イム豊設を前提とに、3、外体、金金の殊事業の実施の 扱いについて、今後、検討する必要がある。
新規遊水地案	思川上流遊水地新設 (堀込方式) +河 逢掘削	河道改修+八沙場ダム+ダム再編 +鳥川調節池(堤外)+調節池機能アプ	約 8,730 億円 うち思川上流遊水地新設 約 110 億円	7,040百万円/年 うち、本案の実施に伴う分は 約30百万円/年	・河道掘削を実施した区間において、再び推積する場合 は、上記の他に、揺削に係る費用が必要となる可能性 がある。(なお、河道掘削量はダム策よりも多い)。	(中上に帯り奏用) 正本がストに施工中の影場の安全対策等に約5億円 (費用は共同数ペース)が必要と見込んでいる。 一部が事業や止止した場合には、水質膨脹第次に基づ き、疑問処罰について関係利水者の同談を縁なけわれば ならない。		「その他留意事項」 これらの他に生活再建事業の実施の扱いについて今 後前する必要がある。 ダ、経費が指とした水体。基金の募事業の実施の 扱いについて、今後、検討する必要がある。
渡良瀬遊水地案	渡 良瀬遊水地 (越流堤改築、池堀削) + 河道掘削	河道改修 十八ッ場ダム+ダム再編 +鳥川調節池 (堤外) +調節池機能アップ	約8.790億円 うち渡島瀬遊水地越流堤改築費等約170億円	7,060百万円/年 うち、本案の実施に伴う分は約50百万円/年	施した区間において、再び推積する場合・河道振削を実施した区間において、再び推議する場合・河道振削を実施した区間において、再び推議する場合・、振測に係る表用が必要となる可能性 は、上記の他に、推測に係る費用が必要となる可能性 は、上記の他に、推測に係る費用が必要となる可能性 は、上記の他に、推測に係る費用が必要となる可能性 対、上部の他に、推測に係る費用が必要となる可能性 可道振削量はダム策よりも多い。 がある。(なお、河道振削量はダム策よりも多い)。 がある。(なお、河道振削量はダム薬よりも多い)。 がある。(なお、河道振削量はダム薬よりも多い)。	「中上に係う寮用] 「中上に係う寮用」 「中上に係う寮用」 「中上に係う寮用」 「市上水の大は福工中の製場の安全対策等に約5億円 「市上水少大は福工中の製場の安全対策等に約5億円 「第日は共和國ペース)が必要に第2人でいる。 (寮田は共和國ペース)が必要に第2人でいる。 「寮田は共和國ペース)が必要に第2人でいる。 「野田共和国ペース)が必要に第2人でいる。 「国が事業を中止した場合には、水質服機構派に基ク 国が事業を中止した場合には、水質服機構派に基ク 野田負担について関係率水をの回節を得なければ 存むない。	での利水者負担金の合計は、約211億円 なお、これまでの利水者負担金の合計は、約211億円である。	その他留意事項】 これらの他に生活再建事業の実施の扱いについて今 後、検討する必要が持ずる必要がある。 女人建設を前提した。木体、基金の残事業の実施の 扱いについて、今後、検討する必要がある。
東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	歪 縣 炯 灰	河道改修十八ッ場ダム + ダム再編 +鳥川調節池(堤外) + 調節池機能アップ	約 8.760 億円 うち廃廃ダムの効果量に相当する河道掘削費等 約 140 億円	7,060百万円/年 うち、本案の実施に伴う分は約50百万円/年	・河道掘削を実 は、上記の他!! がある。(なお、 がある。(なお、	「中止に伴う寮用」 ・施工券入は施工中の珍場の安全対策等にあら8円 ・施工券入は施工中の珍場の安全対策等にある。 ・国が事業を止止した場合には、水質源機構法に基づきが事業を止止した場合には、水質源機構法に基づならない。	なお、これまでの利水者負担金の合計は、約211億円 である。	「その他留意事項」 ・これらの他に生活再建事業の実施の扱いについて今 後、後期する必要が持ずる必要が指し ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
ダム薬	思川開発(南摩ダム)	河道改修十八ッ場ダム+ダム再編 +鳥川調節池(堤外)+調節池機能アップ	約 8.740 億円 うち思川開発残事業費 約 120 億円 (洪水調節分)	Nは約100 百万円/年	・河道掘削を棄他した区間において、再び推領する場合・河道掘削を実は、上記の他に、掘削に係る費用が必要となる可能性(は、上記の他にがある。 がある。(なお)	(中上に作う数用)・第生しない。		「関連して必要となる費用」 ・移転を強いされる水源地と、受益地である下游域との 地域間では都多り製みにした経緯法が、水源地域が策棒 ・設定措置には必要素係する等業、単細川・素川・水源・ 域対策基金による事業(いかゆる水棒、基金)が実施さ れる。
治水対策案と実施内容の概要)考え方	●完成までに要する費 4 用はどのくらいか	●維持管理に要する費 7,110百万円/年 用はどのくらいか うち、南摩ダム分		●その他の費用(ダム [中止に伴って発生する・ 費用等)はどれくらいか		- 41 50 46 77
ΓΨ.	/	評価軸と評価の考え方				ц Қ		

表 4.2-9 思川開発検証に係る検討 総括整理表(洪水調節)

治大:	治水対策案と実施内容の概要	がム業	※ 原理東京	渡良瀬遊水地案	新規遊水地案	流域対策案
	/	思川關発(南摩ダム)	羅 輟 ূ 原	渡良漸遊水地(越流堤改築、池掘削) +河道掘削	思川上流遊水地新設(掘込方式)+河道掘削	遊水機能を有する土地の保全十二線堤 十土地利用規制+宅地のかさ上げ・ピロティ建築化 +思川上流部遊水地(掘込方式)+河道掘削
評価軸と評価の考え方	韩元方	河道改修十八ッ場ダム+ダム再編 +鳥川調節池(堤外)+調節池機能アップ	河道改修+八ッ場ダム+ダム再編 +烏川調節池(堤外)+調節池機能アップ			河道改修+八ヶ場ダム+ダム再編+ 鳥川調節池(堤外)+調節池機能アップ
	●土地所有者等の協力 の見通し(よどうか)	・毎川開発に必要な用地取得は、既に土地所者者等の 御理解・伽伽力を得て約98%、家屋移転(80戸)は1008 第・ア ていくる。一部の未買収地(81a)は非だ残ってい る。		・海島湯波水地は全て国有地であり、土地所有者等と の調整は必要ない。	期日上流遊水地はおの変襲移転と終びいいの新たな 用地質収が必要である。また、顕新地部用電等なの色態形 成が必要である。また、顕新池銀期に非い発生した数 で20万元3)の原産を特のの上電影・発館していく必要が、 今後の事業を指引にあわせて開影・実施していく必要が、 ある。なお、現時点では、本対策楽について土地利用 音等への説明等は行っていない。	・宅地かと上げ等に係る行の土地所有着等の合意形成が必要である。また、種管の間口部から二線建すでの地域の土地利用規制に係る的の地の土地利用指導に係るがある。なお、親時点では、本対策案(こついて土地利用者等への説明は行っていない。
						・網川上海波水塩は約10mの新たな用地買収が必要となるため、土地利用者等との含意形成が必要である。 下、一部が出版制に年、発生した様式(6万m3)の仮置を地等の上地所有者等の協力は、今後の事業進捗にあわせて調整・実施していく必要がある。なお、到時点では、水炭漿薬(こついて土地利用音等への原明等は行っていない。
		・河道改修は、河道振剛で対応することを基本としており、河道振働に伴い発生した議士の仮職き地等の土地所有者等の協力は、今後の等業道物にあわせて調整・実施していて必要がある。	・河道改修は、河道振順で対応することを基本としてお、 り、河道振順に伴い発生した残土の仮置き地等の土地「 所有者等の協力は、今後の事業道移にあわせて調整・ 実施していく必要がある。	・河道改修は、河道披帽で対応することを基本としており、河道振順に伴い発生した減土の仮置き地等の土地・所有者等の協力は、今後の事業道移にあわせて調整・実施していく必要がある。	・河道改修は、河道振順で対応することを基本としており、河道振順に伴い発生した禁止の仮置き地等の土地 所有者等の協力は、今後の事業道移にあわせて調整 実施していく必要がある。	・河道改修は、河道掘剛で対応することを基本としており、河道掘削に付い発生した禁土の仮置き地等の土地所有者等の協力は、今後の事業道券にあわせて調整・実施してい、父要がある。
東現	●その他の関係者等と の調整の見通しはどう か	・河湖郡島に守っ国家河三安市帝との劉朝は、牧米道・東部にている剣がある。	・河道語刷に存う関係河川使用者との図器は、従来通り業化していくの要が行っている要ができます。 とうに、ダム業と比較して、設水庫の改業や結果の補、消毒が必要となり、それに図道した関係者との国際が、必要となる。	河道振展に体う魔条河に使用者との国際は、技术通 対策していくの受ける。 ・おうに、ダム素と比較して、日本はの政策や議策の推 選挙が必要となり、それに国議した國条者との国際が、 必要となる。	・遊水地の新設に伴い、多くの関係機関等との回数が が要となる。 ・当当機関に件う関係知り後用者との顕敬は、彼来通 リ実施していく必要がある。	・遊水地の新設に伴い、多くの関係機関等との関係が 必要となる。 ・可進振動に中シ関係が川使用者との顕数は、従来通 ・対策にていく必要がある。 ・やらに、ダム業と比較して、即水塩の投験等が必要と ならに、ダム業と比較して、即水塩の投験等が必要と なり、それに関連した関係者との顕数が必要となる。
	●法制度上の観点から 実現性の見適しはどう か	・現行法制度のもとで本業を実施することは可能である。	・現行法制度のもとで本業を乗踏することは可能である。	・現行法豊度のもとで本業を実施することは可能である。	・現代法盤隣のもとで本業格機能することは可能である。	・現行法制度のもとで本案を実施することは可能である。 る。 あ、 、
	●技術上の観点から実現の見通しはどうか	・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。	・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。・・	・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。	・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。	・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。
	●将来にわたって持続 可能といえるか	(ダム) ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあ り、適切な維特管理により特続可能である。		【遊水地】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあ リ、適切な維持管理により持続可能である。	(遊水地)・雑様的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。	に縁起う ・雑誌的な監視や観測が必要となるが、提防の管理実 雑さあり、適切な維持管理により持続可能である。
茶 本						「工程の出版部」 ・ 私有地に対する平常時の土地利用上の制約、淡水時 ・ 地方地に対する保護等から、土地利 田規制を継続させるための関係者との調整が必要とな る。
						【遊水地】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。
		[河道の据削] ・河道の掘削に伴い堆積状況等の監視が必要となる が、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能で ある。	【河道の掘削】 ・河道の掘削に伴い堆積状況等の監視が必要となる ・河道の掘削に伴い堆積状況等の監視が必要となる ・ が、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能でが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能で ある。	【河道の掘削】 ・河道の掘削 (年)・堆積状況等の監視が必要となる ・河道の掘削に伴い堆積状況等の監視が必要となる が、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能でが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能で ある。 ある。	「河道の掘削」 ・河道の掘削に伴い堆積状況等の監視が必要となる が、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能で ある。	【河道の掘削】 ・河道の掘削に伴い堆積状況等の監視が必要となる が、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能で ある。

表 4. 2-10 思川開発検証に係る検討 総括整理表(洪水調節)

W	の保全十二線堤 さ上げ・ピロティ建築化 3方式) 十河道掘削	.ム+ダム再編 調節池機能アップ	3利用規制】 3個削等が考えられる 土地所有者の協力等が 2款に対応することは容	振削等により比較的柔 居削量には限界がある。 可能であるが、土地所	引により比較的柔軟に対 こは限界がある。	あるのが一般的である -従前よりも浸水深が増 の地域の水田等は、常 !意欲の減退など、事業 打と予想される。	こり、約10haの用地を取よ、農業収益減収など農場業収益減収など農農業活動に影響を及ぼ	治水安全度の向上によ 関ボテンシャルを顕在化 ・の地域については、土	るのが一般的である。 心地域と受益地である。 9の衡平に係る調整が必	囲が概ね一致するた :める限り、地域間の利
流域対策案	遊水機能を有する土地の保全十二線提 十土地利用規制+宅地のかさ上げ・ピロティ建築化 +思川上流部遊水地(掘込方式)+河道掘削	河道改修+八ッ場ダム+ダム再編 +鳥川調節池 (堤外)+調節池機能アップ	[二線塩十宅地かき上げ十土地利用規制] ・二線塩のかを上げや水田等の指削等が考えられる が、宅地の再かさ上げ、水田の土地所有者の協力等が 必要となると想定されるため、業軟に対応することは容 易ではない。	(遊水地) ・開川上流道水地は、遊水地の距削等により比較的葉 枚に対応することができるが、掘削量には限界がある。 高積を拡大することは技術的に可能であるが、土地所 有者等の協力が必要となる。	【河道の掘削】 ・河道の掘削は、掘削量の調整により比較的柔軟に対 応することができるが、掘削量には限界がある。	・受益地は二線域より下游域であるのが一般的である。 1、指側では2016年4年に指摘よりも後水深が増 すとともに3次水時間も板ぐな。 2017年2月によりに発展が10年度が10年度が 1、2017年2月によりませた。 1、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3	・思川上流遊水地の新設にあたり、約10kmの用地を取得して遊水地とすることは、農業収益減収など農業地・周辺の地域経済を支える農業活動に影響を及ぼすと予想される。	- 二歳翅ニより守られる地域の治水安全度の向上による七世海用の変化が、地域観測化サンシャルを顕在しなるとが最近になり場が。 1. 他のでは、1. 他のでは、1. 他のでは、1. 他ののでは、1. 他のの間一部から一縁堤末での地域については、土地のの間一部から一縁堤末での地域については、土地利用上、大きな触的となる。	「一部第1 ・ 受量者は「実践より下流であるのが一般的である。 ・ 経費の第日的から一線速速での地域と改革をある。 下消域との間で、地域間の利害の青平に来る闘騒が必 更どなると予想される。	[河道の据例] ・整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一致するため、下流から順次河川整備を進める限り、地域間の利害の不所能はたない。
新規遊水地案	思川上流遊水地新設 (掘込方式) +河道掘削	河道改修 + パッ場ダム + ダム再編 + 鳥川調節池(堤外) + 調節池機能アップ	【遊水地】 ・思いに流水地は、遊水地の掘削等により比較的楽 ・野に対応することができるが、掘削重には限界がある。 面積を拡大することは技術的に可能であるが、土地所 有者等の協力が必要となる。		[河道の掘削] ・河道の掘削は、掘削量の調整により比較的柔軟に対応することができるが、掘削量には限界がある。	・思川上流遊水地の新設におたり、約20mの用地を取得しませい。 ・思川上流遊水地とすることは、農業は起源がなど臓 報・周辺の地域経済を交える農業活動に影響を及ぼ すと予想される。		・河道改修による治大安全版の向上による土地利用の 質化が、地域機関ボナンシットを顕在化させる契機に に存り締る。 ・新にに越水地となる区域は、栄水時以外の土地利用 野間に温水地となる区域は、栄水時以外の土地利用 製機によっては、地域機関ホナンシャルを顕在化なせる 契機になり得る。	遊水地 通水地では離散性付近で用地質収や家屋移動補償 ・道水地では建設地付近で用地質収や家屋移精補償 ・受益地に主義提より・ 「年に、要性地に下紙であるのが一般的である。 「年に、要性地に下紙であるのが一般的である。 「年に、要性地に下紙であるのが一般的である。 「年に、要性地に下紙であるのが一般的である。 「年に、要性地に下紙を設置にから、 「1年に、要性地に下級を設置にから、 「1年に、要性地に下級を設置にから、 「1年に、要性地に下級を設置にから、 「1年に、要性地に下級を設置にから、 「1年に、要性地に下級を設置にから、 「1年の下級を必要になる。」 「1年の下級を必要になると下級などの所で、地域 の。 「2010年制御の下橋中に係る開版が必要になると下部などの上があた。 「2010年制御の下橋中に係る開版が必要になると下部などの上があた。 「2010年制御の下紙を設置に対している。	「河道の掘削」 ・整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一致するため、下流から順次河川整備を進める限り、地域間の利害の不衡平は生じない。
渡良瀬遊水地案	渡良滿遊水地(越流堤改築、池掘削)十河道掘削	河道改修+バッ場ダム+ダム再編 +鳥川調節池(堤外)+調節池機能アップ	(遊水地) ・護員潮遊水地は、遊水地の振剛等により比較的柔軟 に対応することができるが、振剛量には限界がある。		[河道の掘削] ・河道の掘削は、掘削量の調整により比較的柔軟に対 応することができるが、掘削量には魔界がある。	・大きな影響は予想されない。		・河道改修による治水安全後の向上による土地利用の 変化が、地鉄銀筒オマンシャルを銀在化させる契衡に はなり得る。	・ 選水地では ・ 選水地では に作い、 ・ は ・ は が が が が が が が が が が が が が	「河道の掘削」 ・整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一致するため、下流から順次可川整備を進める限り、地域間の利害の不衡平は生じない。
米扁野 原	雇 報 頬 底	河道改修十八ッ場ダム+ダム再編 +鳥川調節池(堤外)+調節池機能アップ	「河道の掘削」 ・河道の掘削は、掘削量の調整により比較的柔軟に対 応することができるが、掘削量には限界がある。			・大きな影響は予想されない。		・河道政権による治水安全版の向上による土地利用の 変化が、地域振興パヤンシャルを撤在にさせる政権に はなり得る。	で加速の振動) ・整備節 ため果が発現する範囲が振わー数するた め、下部から順次回川整備を進める限り、地域間の利 節の不衡平は生じない。	
ダム薬	思川開発(南摩ダム)	河道改修+バッ場ダム+ダム再編 +鳥川調節池(堤外)+調節池機能アップ	[対道の指刺] ・解験ダムは、かさ上げこより容量を増加させることは、・河道の振削は、振削量の調整により比較的薬 現実的には困難であるが、容量配分の変更については、応することができるが、振削量には限界がある。 技術的には可能である。		[河道の掘削] ・河道の掘削は、掘削量の調整により比較的柔軟に対 応することができるが、掘削量には限界がある。	・潜火の影響等による地すくいの可能在が予選される 脳所については、地す人以対策が必要になる。		・ダム周辺を新たな観光質薬とした地域振興の可能性 ドループルンプループルンプルである。 ドア語と関イは、河川政権とがかせずに治水安全度の同 上による土地が用の変化が、地域振興ポテンシャルの 顕在化の契機にはなり帰る。	(タム) ・一般的1つ人な新た「建設する場合、移転を強いられる水源地と、安亜地である下海などの間で、地域間の ・一般的1つ人な新た「大海などの間で、地域間の ・一般の10分の場合には、現成間で補償計畫等により、 ・一般の10分の場合には、現成間で補償計畫等により、 ・一般の10分の場合には、現成間では確信計量がより、 ・一般の10分のにより、なる、このようにも終定である。 ・「なる、このように地域間では相が現なることを踏まえ、 ・「なお、このように地域間では相が現なることを踏まえ、 ・「なお、このように地域間では相が現なることを踏ます。」 ・「本語域が無格が出版」を引き、「本語を対している。 ・「本語を成立を表し、一般の10分のにより、表している。」	「河道の掘削」 ・整備筋所と効果が発現する範囲が概ね-致するため、下流から順次河川整備を進める限り、地域間の利害の不衡平は生じない。
治水対策案と実施内容の概要		考え方	●地球温暖化に伴う気 [検変化や社会環境の変・ 化など、将来の不確実 性に対する柔軟性はど うか			●事業地及びその周辺 への影響はどの程度か		●地域振興に対してどのような効果があるか	●地域間の新年(74人) への配慮がななれてい。 ・一般 るか が一般 をから が一般 をから が一般 をから をから をから をから をから をから をから をから	
州	/	評価軸と評価の考え方		柔軟件				古域社 然 影響		

表 4.2-11 思川開発検証に係る検討 総括整理表 (洪水調節)

4.3 新規利水の観点からの検討

4.3.1 ダム事業参画継続の意思・必要な開発量の確認

思川開発事業に参画している利水参画者に対して、平成23年2月1日付けで「ダム事業参画継続の意思確認及び水需給計画の確認について」を発送し、平成23年2月28日までに全ての利水参画者から継続の意思がある、及び必要な開発水量も変更無いとの回答を得ている。その後、事業の検証を進めるにあたり、年月の経過を踏まえ、平成27年9月4日付けで、当方が検討に用いる水需給計画などについて更新等が行われている場合には追加資料として提供を依頼し、平成27年9月18日までに小山市から更新された水需給計画の提出があり、また栃木県、鹿沼市、古河市、五霞町、埼玉県及び北千葉水道企業団については、変更が無いとの回答を得た。

		現開発量			参加継続の意思確認等の状況			
区分	事業主体名	通年	非かんがい期	計	参加継続 の意思	必要な開発量		
		ALL	9F70 7070 0 701			通年	非かんがい期	計
	栃木県	0.403	-	0.403	有	0.403	_	0.403
	鹿沼市	0.200	_	0.200	有	0.200	_	0.200
7k	小山市	0.219	l	0.219	有	0.219		0.219
水 道 用 水	古河市	0.586	ı	0.586	有	0.586	ı	0.586
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	五霞町	0.100	1	0.100	有	0.100	-	0.100
	埼玉県	1	1.163	1.163	有	_	1.163	1.163
	北千葉広域水道企業団	0.313	_	0.313	有	0.313	_	0.313
合 計		1.821	1.163	2.984	_	1.821	1.163	2.984

表4.3-1 思川開発事業への利水参画継続の意思確認結果

※開発量の単位は、立方メートル/毎秒

4.3.2 水需要の点検・確認

(1)利水参画者の水需要の確認方法

思川開発事業に参画している利水参画者に対して、平成23年2月1日付けで利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請し、平成27年10月16日までに回答を得た結果について、以下の事項を確認した。

- ・需要量の推計方法の基本的な考え方について、長期計画等に沿ったものであるか確認。また需要量の推計に使用する基本的事項(給水人口等)の算定方法について、水道施設設計指針等の考え方に基づいたものか確認。
- ・水道用水については、水道事業又は水道用水供給事業として厚生労働省の 認可を受けているか等を確認。
- 「行政機関が行う政策等評価に関する法律」による事業の再評価を実施しているか確認。

4. 思川開発事業(南摩ダム)検証に係る検討の内容

・将来需要量とそれに対する水源の確保計画について、利根川・荒川水系水 資源開発基本計画(通称フルプラン)との整合が図られているか確認。

(2)各利水参画者の水需給状況

以下に、各利水参画者の水需給状況の点検確認結果を示す。

1) 栃木県

栃木県の県南地域における給水対象地域は、地下水依存の状況や水道広域 化を図る点を勘案し、県南の栃木市、下野市、壬生町、野木町の一部とされ ている。

これらの県南地域は地下水依存率が高く、特に栃木市をはじめとする2市1町(栃木市、下野市、壬生町)は、水道用水の全量を地下水のみに依存しており、地下水の代替水源としての表流水を全く有していない。

平成3年に「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」が、地下水の過剰採取の規制、代替水源の確保及び代替水の供給等を行い地下水の保全を図るとともに、地盤沈下による災害の防止及び被害の復旧等、地域の実情に応じた総合的な対策をとることを目的に決定されている。この中では、適正な地下水採取の目標量を定め、その達成を推進する地域を保全地域、地盤沈下等の状況を把握する地域を観測地域に区分している。栃木県の給水対象地域では栃木市(旧藤岡町)及び野木町が保全地域に、栃木市(旧大平町、旧岩舟町)、下野市が観測地域に指定されている。

また、栃木県においても県南地域の地盤沈下は、近年、沈静化の傾向にあるものの、依然として継続している状況にあるとし、地盤沈下を未然に防止するために、揚水施設及びその施設において採取している地下水の量を把握するため「栃木県生活環境の保全等に関する条例」を平成25年7月に一部改正し、栃木県の給水対象地域では栃木市(旧大平町・旧藤岡町、旧岩舟町)、下野市、野木町において新たに一定量以上の揚水施設を設置する又は設置している場合には揚水施設の届出及び地下水採取量の報告が必要としている。

栃木県では、県南地域において、地盤沈下や地下水汚染等が危惧されており、水道水源を地下水のみに依存し続けることは望ましくないこと、異常気象による渇水リスクが高まる中、県南地域には水道水源として利用できる水資源開発施設がなく、新たな水資源開発には相当な期間を要することから、長期的展望に立って、事前対策を講じる必要があることなどの状況を踏まえ、将来にわたり安全な水道用水の安定供給を確保するため、地下水から表流水への一部転換を促進し、地下水と表流水のバランスを確保することを基本方針としている。

なお、栃木県の県南地域における水道事業は、厚生労働省の認可は未取得であるが、思川開発事業による開発量の利用を見込んだ広域的水道整備の推進を図るため、県及び関係市町による協議会が設置されており、将来的な水道事業認可に向けて必要な協議の促進が図られていることを確認している。

将来需要量の確認

栃木県の給水対象地域では、平成25年度時点で給水人口265,311人、一日最大給水量103,606m³/日に対して、平成42年度には計画給水人口248,397人、計画一日最大給水量96,200m³/日と推計している。

将来需要量の推計は、水道施設設計指針に沿っており、将来人口に原単位、 計画有収率、計画負荷率を考慮して推計していることが確認できた。

推計に用いた計画給水人口は、国立社会保障・人口問題研究所の平成19年5 月推計値である行政区域内人口をもとに、平成22年度末における行政区域内 人口と給水区域内人口の比率を考慮して設定した給水区域内人口に普及率 100%を乗じて算定している。原単位は、平成13年から平成22年の実績平均値 を採用している。

平成元年から平成25年までの実績の給水人口は増大しているが、近年はほぼ横這い傾向を示している。計画給水人口は現状に比べ減少すると推計している。

また、平成25年度に、水道水源開発施設整備事業として事業再評価(独立 行政法人水資源機構)を実施しており、事業は継続が妥当との評価を受けて いる。

・需給計画の点検

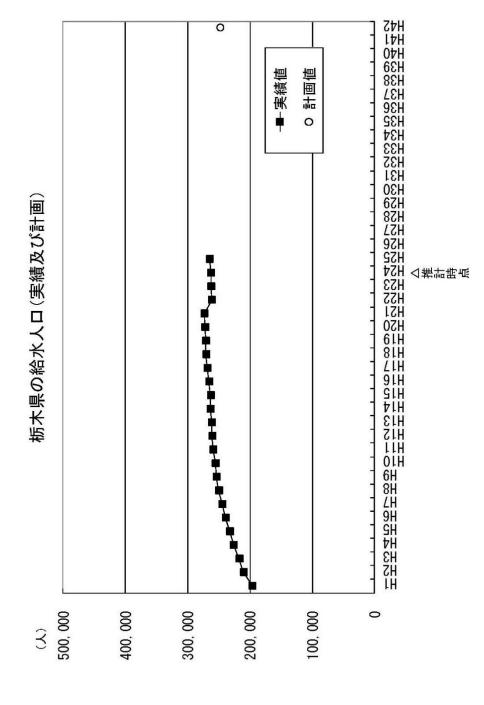
将来需要量として推計した計画一日最大給水量 96,200m³/日は、栃木県南地域 2 市 2 町が所有する水源(地下水)として 65,000m³/日、完成している水資源開発施設等による水源として 11,318m³/日に加え、思川開発事業の参画量 34,819m³/日 (0.403m³/s) で確保することとしている。

この計画一日最大給水量を利用量率で除して算出した計画一日最大取水量は、閣議決定された利根川・荒川水系水資源開発基本計画で示されている近年の20年に2番目の規模の渇水時におけるダム等による供給可能量を考慮した水源量と概ね均衡している。

表4.3-2 必要な開発量の算定に用いられた推計手法等(栃木県:水道用水供給事業)

L	大事 公司 国务 中本面目	1997 元 4 元 1944 1997 元 4 元 4 元 4 元 4 元 4 元 4 元 4 元 4 元 4 元	(地) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1
	水滞希計画の点根項目	参売ナータの権務・推計手法の権務	推計他(目標年:H42年)度)
丰	行政区域内人口	国立社会保障・人口問題研究所の「日本の市区町村別将来推計人口(平成19年5月推計)」における県南関係市町のH42年度の推計値を採用。	252,180 人
■然⊀~	給水区域内人口	上記で設定した行政区域内人口に、H22年度末現在における行政区域内人口と給水区域内人口の比率を考慮して設定。	248, 397 A
< □	水道普及率	最近10年間で順調に向上しており、H42年度には計画給水区域の全世帯に水道の普及促進を図ることとして設定。	100.0 %
	生活用水原単位	過去10カ年(H13年~H22年)の実績の平均値を採用。	232 &/人・日
作员	業務·営業用水有収水量	過去 3力年(H 20年~H22年)の実績の平均値を採用。	5,964 m³/⊞
大量	工場用水有収水量	過去 3力年 (H 20年~H22年) の実績の平均値を採用。	1,699 ㎡/日
	その他用水有収水量	過去 3カ年 (H 20年~H22年) の実績の平均値を採用。	3,481 m³/⊞
画士	計画有収率	過去10カ年(H13年~H22年)の実績の平均値を採用。	85. 2 %
画	計画負荷率	過去10力年(H 13年~H22年)の実績のうち、下位3カ年の平均値を採用。	83.9 %
事 一	需要想定值 (計画-日最大給水量)	需要想 定値は、下記の通り算出。 計画一日最大給水量=計画一日平均有収水量÷計画有物率÷計画負 商率	96, 200 m³/ ⊟
利用量率		水源ごとに設定。 地下水、河川水ともに、過去10カ年(H 13年~H22年)の実績の平均値を採用。	地下水:96.3 % 河川水:96.1 %
確保	権保水源の状況	河川木と地下水。 県南地域において、将来にわたり安全な水道水の安定供給を確保するため、現状で100k地下水に依存している市町を含め、水源の表添水への 一部転換を促進し、地下水と表流水のパランスを確保することを基本方針とする。地下水は、将来的に計画一日最大取水量の40%を存革とする 基本目標を掲げているが、現時点の地下水依存率(県南関係市町の平均約90%)と基本目標の40%との中間の値である65%をH42年度の中間目標 として設定。	地下水 65,000 m³/日 河川水 46,137 m³/日 思川開発 34,819 m³/日 他開発 11,318 m³/日

	こした 5名。
評価結果	【継続】 将来の水需要に対応し、安全かつ安定し 水道水を供給するために必要な事業である
B/C	44. 3
田 田	昭和44年度 ~平成27年度
事業名	思川開発事業
実施年度	平成25年度
	事業再評価実施状況



給水区域は、栃木県南地域の2市2町(栃木市、下野市、壬生町、野木町の一部)を対象としている。 平成25年度までの実績値は、「水道統計」より。 平成42年度の計画値は、「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討」より。 $\times \times \times$

図4.3-1 栃木県水道 給水人口(実績および計画)

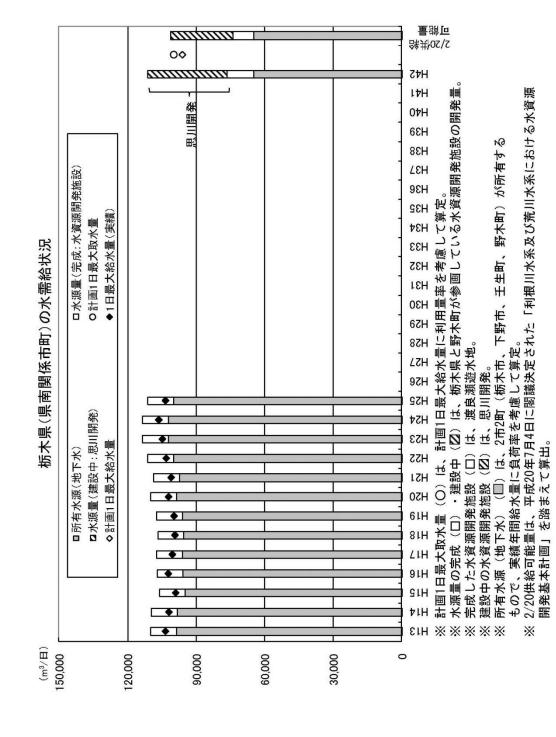


図4.3-2 栃木県の水需給状況

2) 鹿沼市

鹿沼市の水道事業は、昭和27年3月に創設認可を受けて開始され、その後の給水人口の増加と生活水準の向上に伴う水需要の増加に応えるべく拡張事業が行われ、現在は第5次拡張変更事業(平成20年3月認可)が進められている。

鹿沼市において地下水は、水道・工業・農業などの主要な水源となっており、市民生活において不可欠な水資源となっているが、取水井戸の老朽化による取水能力の低下のほか、平成22年度、23年度の冬季に井戸枯れが生じ、配水区域とは別の浄水場から緊急的に配水するなどの問題が生じている。

鹿沼市は、平成3年に決定された「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」の保全地域や観測地域の対象地域には該当しておらず、「栃木県生活環境の保全等に関する条例」において地下水採取量の報告が義務づけられている地域にも該当はしていないが、安全な水道水の安定的な供給を目指すため、平成16年3月に市が設置した「鹿沼市地下水調査専門会議」において適正な地下水利用量が検討され、給水区域内における地下水の一日最大取水量を21,600 m³/日として、地下水の適正利用を図る計画としている。

・将来需要量の確認

鹿沼市水道事業では、平成25年度時点で給水人口78,995人、一日最大給水量29,104m³/日に対して、平成27年度には計画給水人口86,000人、計画一日最大給水量37,800m³/日と推計している。

将来需要量の推計は、水道施設設計指針に沿っており、将来人口に原単位、 計画有収率、計画負荷率を考慮して推計していることが確認できた。

推計に用いた計画給水人口は、市上位計画である第5次鹿沼市総合計画において推計している行政区域内人口をもとに、平成17年度末における行政区域内人口と給水区域内人口の比率を考慮して設定した給水区域内人口に普及率100%を乗じて算定している。原単位は、本市における過去5ヶ年の値に大きな変化は見られず安定していること、近隣類似都市の状況と大差がないことから、過去5ヶ年の実績平均値(平成13年~平成17年)を採用している。

平成元年から平成25年までの実績の給水人口は増大しており、計画給水人口は現状と比べ増大すると推計している。

また、平成25年度に、水道水源開発施設整備事業として事業再評価(独立 行政法人水資源機構)を実施しており、事業は継続が妥当との評価を受けて いる。

・需給計画の点検

将来需要量として推計した計画一日最大給水量37,800 m^3 /日は、市が所有する水源(地下水)として21,600 m^3 /日に加え、思川開発事業の参画量17,280 m^3 /日 (0.200 m^3 /s) で確保することとしている。

この計画一日最大給水量を利用量率で除して算出した計画一日最大取水量

4. 思川開発事業(南摩ダム)検証に係る検討の内容

は、閣議決定された利根川・荒川水系水資源開発基本計画で示されている近年の20年に2番目の規模の渇水時におけるダム等による供給可能量を考慮した水源量と比較した場合は不足するが、計画当時の流況を基にした水源量とは概ね均衡している。

表4.3-3 必要な開発量の算定に用いられた推計手法等 (鹿沼市水道事業)

100	水需給計画の点検項目	基礎データの確認・推計手法の確認	推計値(目標年:H27年度)
本 圏	行政区域内人口	鹿沼市の平成18年度に作成された「第5次鹿沼市総合計画長期構想・基本計画(平成18年9月)」において、コーホート変化率法を用い、それに企業誘致や市街地開発における人口増を見込み目標人口を設定。	105, 457 人
]	給水区域内人口	上記で設定した行政区域内人口に、H17年度未現在における行政区域内人口と給水区域内人口の比率を考慮して設定。	86,000 人
≺ □	水道普及率	近年の水道普及率は一貫して増加しており、普及の促進が円滑に進んでいる傾向を評価し、給水区域内における未普及区域を解消するとして設 定。	100. 0 %
	生活用水原単位	過去 5カ年 (H13年~H17年)の実績の平均値を採用。	239 4/人・日
作改	業務·営業用水有収水量	過去 5カ年 (H13年~H17年)の実績の平均値を採用。	2,942 m³/日
木量	工場用水有収水量		
	その他用水有収水量		I
<u>⊨</u>	計画有収率	有効率から有効無収率を滅じて設定。 有効率は、厚生労働省策定の「水道ビジョン」における中小規模事業体の目標値(95%)に今後20年間(H37年)で到達するとして設定。 有効無収率は、過去10カ年(H 8年~H17年)の実績の平均値(9.7%)を採用。 H27年度推計値は、H17年度実績値(80.2%)との比例補間により設定。	82.8 %
車車	計画負荷率	過去10カ年(H8年~H17年)の実績の最低値を採用。	75.2 %
需要(計画	需要想定值 (計画一日最大給水量)	需要想定值は、下記の通り算出。 計画一日最大給水量=計画一日平均有収水量÷計画有収率÷計画負荷率	37,800 m³/⊟
利用量率	量率	水源ごとに設定。 地下水:過去の実積より100%。 河川水:事業認可書のロス率 6%を採用し設定(河川水の取水実積がない、すめ、同規模事業体のロス率を参考として設定)。	地下水 100.0 % 河川水 94.0 %
確保	確保水源の状況	河川水と地下水。 現状で水源の100%を地下水に依存しているが、地下水流入量に対して、地下水揚水量が上回っていることから、市全域の地下水照存量を考慮し た適正揚水量で取水するために「鹿沼市地下水調査専門会議(H15年度)」において定められた地下水適正利用量 23.187 ㎡/日のうち、給水区域 内への水源として 21.600 ㎡/日を見込んでいる。	地下水 21,600 ㎡/日河川水 思川開発 17,280 ㎡/日

	評価結果	【継続】 将来の水需要に対応し、安全かつ安定した 水道水を供給するために必要な事業である。
	B/C	44.3
Account of the contract of the	鮮 工	昭和44年度 ~平成27年度
	事業名	思川開発事業
	実施年度	平成25年度
		事 業再評価実 施状況

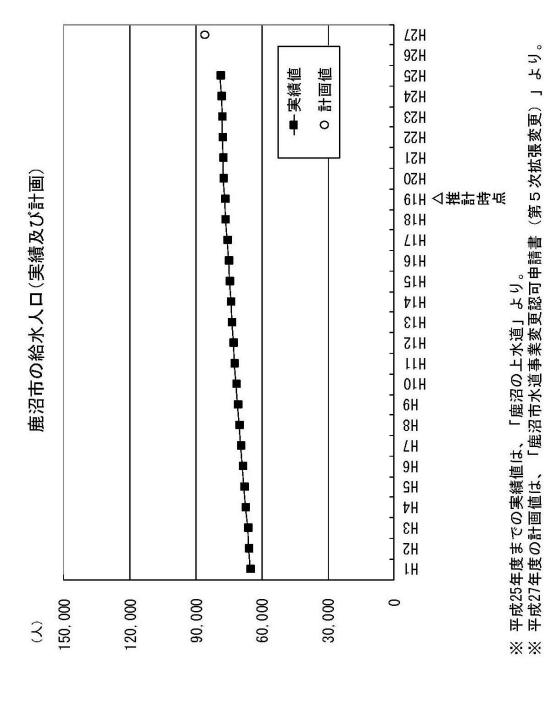


図4.3-3 鹿沼市水道 給水人口 (実績および計画)

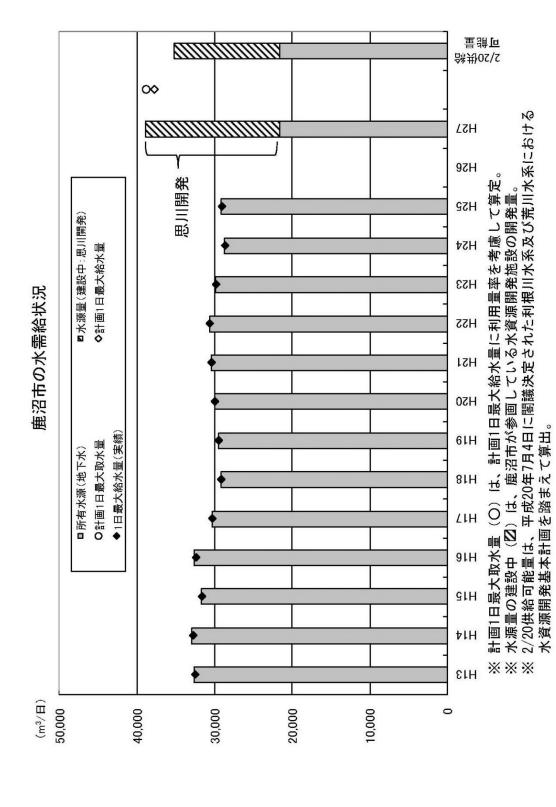


図4.3-4 鹿沼市の水需給状況

3) 小山市

小山市の水道事業は、昭和33年3月に創設認可を受けて開始し、現在は第3次拡張事業(平成16年12月経営変更の届出)が進められている。

小山市の水道供給は、従前より思川の表流水と地下水取水でまかなわれている。この他に思川開発事業へ参画することで得られる暫定取水が行われている。平成25年度の暫定取水量は、9,850m³/日(0.114m³/s)で、これは開発水量0.219m³/sの52.1%に相当する。

また、小山市は平成3年に決定された「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」の保全地域や観測地域の対象地域に指定されており、「栃木県生活環境の保全等に関する条例」において新たに一定量以上の揚水施設を設置する又は設置している場合には揚水施設の届出及び地下水採取量の報告が必要としている。近年では地下水の取水に関して非常に厳しい状況となっていることから、地下水の一日最大取水量について5,200㎡/日を取水量の目標とし、さらなる地下水の保全に努めるとしている。

・将来需要量の確認

小山市水道事業では、平成25年度時点で給水人口145,883人、一日最大給水量46,431m³/日に対して、平成35年度には計画給水人口152,100人、計画一日最大給水量は53,600m³/日と推計している。

将来需要量の推計は、水道施設設計指針に沿っており、将来人口に原単位、 計画有収率、計画負荷率を考慮して推計していることが確認できた。

推計に用いた計画給水人口は、平成32年までは上位計画である「第6次小山市総合計画基本構想・基本計画」の推計値を採用しており、平成32年以降については国立社会保障・人口問題研究所が算出した減少率を用いて設定した行政区域内人口と同じとする給水区域内人口に時系列傾向分析により推計した普及率90.1%を乗じて算定している。原単位は、平成15年から平成24年の実績値を用い、時系列傾向分析により推計している。

平成元年から平成25年までの実績の給水人口は増大し、平成23年は若干減少しているが、計画給水人口は現状と比べやや増大すると推計している。また、平成25年度に、水道水源開発施設整備事業として事業再評価(独立行政法人水資源機構)を実施しており、事業は継続が妥当との評価を受けている。

・需給計画の点検

将来需要量として推計した計画—日最大給水量53,600m³/日は、市が所有する水源(地下水、河川水)として35,424m³/日に加え、思川開発事業の参画量18,922m³/日(0.219m³/s)で確保することとしている。

この計画一日最大給水量を利用量率で除して算出した計画一日最大取水量は、閣議決定された利根川・荒川水系水資源開発基本計画で示されている近年の20年に2番目の規模の渇水時におけるダム等による供給可能量を考慮した水源量と比較した場合は不足するが、計画当時の流況を基にした水源量とは概ね均衡している。

表4.3-4 必要な開発量の算定に用いられた推計手法等(小山市水道事業)

.,	水需給計画の点検項目	基礎データの確認・推計手法の確認	推計値(目標年:H35年度)
盂	行政区域内人口	上位計画(小山市第6次総合計画:平成32年度まで推計)を元に国立社会保障・人口問題研究所が算出した減少率を用いて算定。	168,800 人
■雑犬≺	給水区域内人口	。禁回之口之时被区域行	168, 800 人
(0	水道普及率	時系列傾向分析により推計。最も相関係数の高い、、べき曲線式、を採用。	90.1 %
	生活用水原単位	時系列傾向分析により推計。最も相関係数の高い、、〈き曲線式、を採用。	218 9/人・日
作改	業務·営業用水有収水量	時系列傾向分析により推計。最も相関係数の高い"年平均增減率"を採用。	7,100 m³/⊟
大量	工場用水有収水量	H	Ι
	その他用水有収水量	直近の平成24年度実績を丸めて採用。	80 Ⅲ3/日
中田	計画有収率	有効率から有効無収率を滅じて設定。 有効率は、厚生労働省策定の「水道ビジョン」」における中小規模事業体の目標値 (95%)を採用。 なお、有効無収率は、過去10カ年 (H15年~H24年) の実績の平均値 (0.8%)を採用。	94.2 %
計画	計画負荷率	過去10カ年(H15年~H24年)の実績の最低値を採用。	86.6 %
需 製	需要想定值 (計画一日最大給水量)	需要想定値は、下記の通り算出。 計画一日最大給水量=計画-日平均有収水量÷計画有収率÷計画負荷率 上記に加えて、専用水道からの切替水量および拡張水量を加算。	53,600 m³/⊞
利用量率	事	過去10カ年(H 15年~H24年)の実績の平均値を採用。	94.0 %
確保2	律保水源の状況	河川水と地下水。 地下水は、小山市が「関東平野北部地盤沈下防止等対策要編」の保全地域に指定されていること、近年においても観測地下水位が点検水位を 下回る値が確認されている状況にあること、地下水採取量が減少傾向にあることを考慮し、地下水保全を図る観点から5,200 ㎡/日と見込んでいる。	地下水 5,200 m³/日 河川水 54,346 m³/日 自沸 5,184 m³/日 渡良瀬協水街 30,240 m³/日 思川開発 18,922 m³/日

8/6 評価結果	[機様] [機様] 44.3 将来の水需要に対応し、安全かつ安定した 水道水を供給するために必要な事業である。				
觧 工	昭和44年度 ~平成27年度				
事業名	思川開発事業				
実施年度 平成25年度					
5業再評価実施状況					

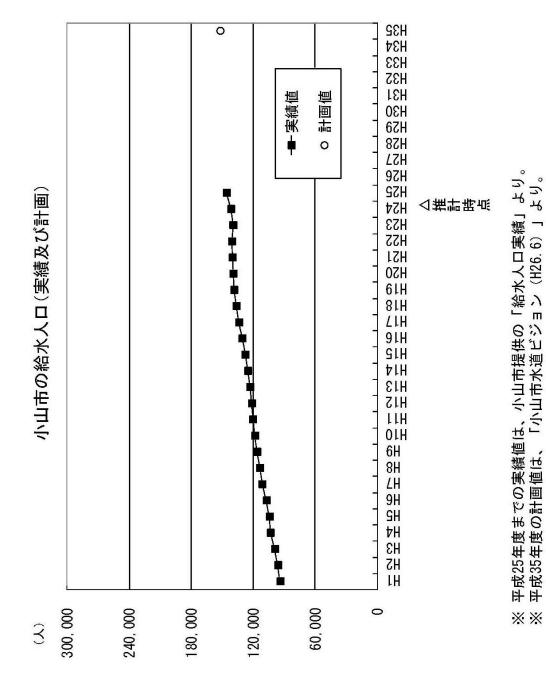


図4.3-5 小山市水道 給水人口 (実績および計画)

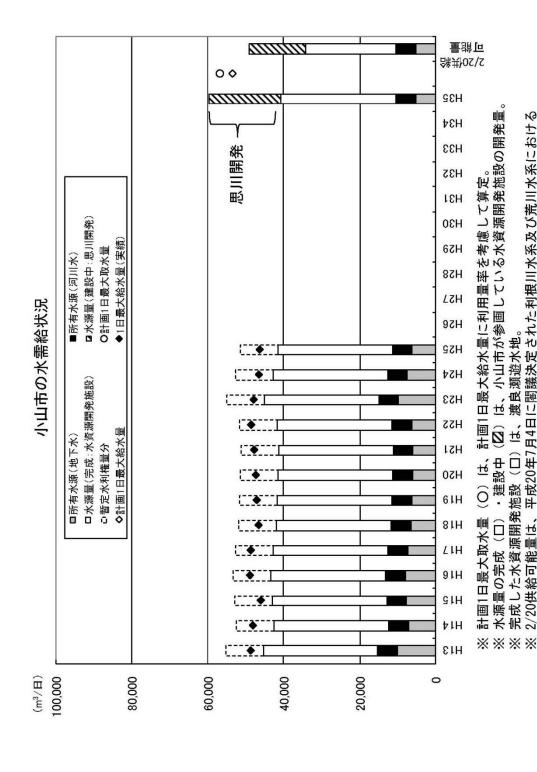


図4.3-6 小山市の水需給状況

2/20供給可能量は、平成20年7月4日に閣議決定された利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画を踏まえて算出。

4) 古河市

古河市の水道事業は、旧古河市、旧総和町、旧三和町において行われていたが、平成17年9月の合併に伴い、新たな水道計画が策定され、現在では第3次拡張事業(平成21年4月認可)が進められている。

古河市の水道供給は、従前より思川の表流水と地下水取水及び県西広域水道用水供給事業からの供給でまかなわれている。この他に思川開発事業へ参画することで得られる暫定取水が行われている。平成25年度の暫定取水量は、40,100m³/日(0.465m³/s)で、これは、開発水量0.586m³/sの79.4%に相当する。

古河市は平成3年に決定された「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」の保全区域に指定されている。また、茨城県において無秩序な地下水の採取を抑制して地下水を保全するとともに、有効かつ適切で安定した利用を図ることを目的として昭和51年に制定した「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」の地下水の採取の適正化を図る必要のある地域に指定されており、一定量以上の地下水を採取しようとする者は知事の許可が必要となる地下水の採取規制の対象市のひとつに該当している。あわせて平成17年に制定された「茨城県生活環境の保全等に関する条例」では、新たに一定量以上の揚水施設を設置しようとする者には届出を必要とし、緊急時には地下水採取を制限するよう知事が勧告できる制度の対象市のひとつにも該当していることも踏まえ、取水規制や水質が不安定になりつつある地下水への依存度を減らし、表流水からの取水を増加する計画としている。

・将来需要量の確認

古河市水道事業では、平成25年度時点で給水人口138,319人、一日最大給水量50,154m³/日に対して、平成32年度には計画給水人口144,600人、計画一日最大給水量54,120m³/日と推計している。

将来需要量の推計は、水道施設設計指針に沿っており、将来人口に原単位、 計画有収率、計画負荷率を考慮して推計していることが確認できた。

推計に用いた計画給水人口は、要因分析および時系列傾向分析より推計した給水区域内人口に普及率100%を乗じて算定している。原単位は、本市における過去5ヶ年の平均値(平成14年~平成18年)を採用している。

平成元年から平成19年までの実績の給水人口は増大し、平成20年からは若 干減少しているが、計画給水人口は現状と比べやや増大すると推計している。 これは将来的な新規開発計画(古河駅東部周辺)を見込んだ結果である。

また、平成25年度に、水道水源開発施設整備事業として事業再評価(独立 行政法人水資源機構)を実施しており、事業は継続が妥当との評価を受けて いる。

・需給計画の点検

将来需要量として推計した計画―日最大給水量54,120m3/日は、市が所有す

4. 思川開発事業(南摩ダム)検証に係る検討の内容

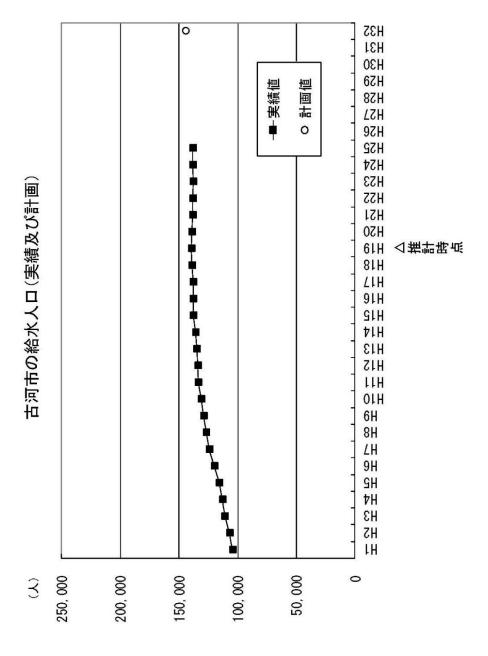
る水源(地下水)として2,483 m^3 /日、県水受水2,600 m^3 /日に加え、思川開発事業の参画量50,630 m^3 /日(0.586 m^3 /s)で確保することとしている。

この計画一日最大給水量を利用量率で除して算出した計画一日最大取水量は、閣議決定された利根川・荒川水系水資源開発基本計画で示されている近年の20年に2番目の規模の渇水時におけるダム等による供給可能量を考慮した水源量と比較した場合は不足するが、計画当時の流況を基にした水源量とは概ね均衡している。

表4.3-5 必要な開発量の算定に用いられた推計手法等(古河市水道事業)

	水需給計画の点検項目		基礎データの	基礎データの確認・推計手法の確認			推計値(目標年:H32年度)	
	行政区域内人口	古河地区、総和地区、三和地区 法"により推計した値に、開発人	の地区ごとに時系列傾向分析、要因 口を加算して設定。	別分析により推計。近年の緩やか	古河地区、総和地区、三和地区の地区ごとに時系列傾向分析、要因別分析により推計。近年の緩やかな減少傾向を反映している"コーホート要因 法"により推計した値に、開発人口を加算して設定。	一番図	143,500 人	
計画給水人口	給水区域内人口	給水区域内人口は、下記の通り算出。 行政区域内人口一行政区域内給水区 行政区域内給水区域外人口は、総利 行政区域外給水区域内人口は、略利	給水区域内人口は、下記の通り算出。 行政区域内人口一行政区域内給水区域外人口 (自衛隊人口) +行政区域外給水区域内人口(野木町)。 行政区域内給水区域外人口は、総和地区の自衛隊人口が現状の人口で推移するとして設定。 行政区域外給水区域内人口は、時系列傾向分析により推計し、最も相関係数の高い"ロジステイック曲線式"を採用。	(区域外給水区域内人口(野木町) 人口で推移するとして設定。 3相関係数の高い"ロジステイック曲	。 綾式"を採用。		144,600 人	
	水道普及率	近年の木道普及率の伸びを踏ま	近年の水道普及率の伸びを踏まえ、給水区域内における未普及区域を解消するとして設定。	を解消するとして設定。			100.0 %	
	生活用水原単位	古河地区及び総和地区は、過去 三和地区は、目標年において総	古河地区及び総和地区は、過去 5カ年 (H14年~H18年) の実績の平均値を採用。 三和地区は、目標年において総和地区と同程度に達するとして設定。	均值を採用。			236 年/人・日	
作员	業務·営業用水有収水量	過去 5カ年 (H14年~H18年)の実	8年)の実績の平均値を採用し、公共施設での新規水量を考慮して設定。)新規水量を考慮して設定。			6,720 m³/⊟	
水量	工場用水有収水量	古河地区及び総和地区は、過去 三和地区は、工場用水量の実績	5カ年(H14年~H18年)の実績の平 がないため設定しない。	均値を採用し、今後需要が見込ま	古河地区及び総和地区は、過去5カ年(H14年~H18年)の実績の平均値を採用し、今後需要が見込まれる工場での使用水量を考慮して設定。 三和地区は、工場用水量の実績がないため設定しない。	آبا د	1,520 m³/日	
	その他用水有収水量	総和地区及び三和地区は、過去5カ年(H14年~H18年)の 古河地区は、その他用水量の実績がないため設定しない。	総和地区及び三和地区は、過去 5カ年 (H14年~H18年) の実績の平均値を採用。 古河地区は、その他用水量の実績がないため設定しない。	均值を採用。			26 m³/⊟	
計画	計画有収率	有効率から有効無収率を減じて設定。 有効率は、厚生労働省策定の「水道 考慮し、目標値を98%と設定。 有効無収率は、過去10万年(H9年~	没 定。 - 水道ビジョンルこおける「有効率の目 9年~H18年)の実績の平均値(1.1%	標値を大規模事業体(給水人口10)を採用。	育効率から有効無収率を減じて設定。 有効率は、厚生労働省策定の「水道ビジョン」における「有効率の目標値を大規模事業体(給水人口10万人)は98%以上」及び各地区の実績を 考慮し、目標値を98%と設定。 有効無収率は、過去10カ年(H9年~H18年)の実績の平均値(1.1%)を採用。	責を	96.9 %	
計画1	計画負荷率	過去10力年(H9年~H18年)の実	8年)の実績の最低値を採用。				80.8 %	
需要(計画	需要想定値 (計画一日最大給水量)	需要想定値は、下記の通り算出。 計画一日最大給水量=計画一6	通り算出。 =計画一日平均有収水量÷計画有収率÷計画負荷率	画負荷率			54,120 m³/⊞	
利用量率	量率	経営認可書のロス率 3%を採用	%を採用し設定。(浄水ロスを考慮した取水量として、地下水・河川水ともに3%を負荷)	として、地下水・河川水ともに3%を	負荷)		97.0 %	
確保2	確保水源の状況	河川水と地下水及び水道用水供 市域が「関東平野北部地盤沈」 め、取水規制や水質が不安定に を滅じる計画とし、2,483 m³/ 日と	道用水供給事業からの浄水受水。 市地盤次下防止等対策要綱」の保全地域に指 不安定になりつつある地下水 (深井戸) への位 3 ㎡/ 日と見込んでいる。	定されていることや、給水人口の増 、存度を減らし、思川の表流水から	河川水と地下水及び水道用水供給事業からの浄水受水。 市域が「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」の保全地域に指定されていることや、給水人口の増加に対応し、安定した供給を可能しするため、取水規制や水質が不安定になりつつある地下水(深井戸)への依存度を減らし、思川の表流水からの取水を増やすことで、地下水への依存度を減じる計画とし、2,483 m²/ 日と男込んでいる。	300 0000 0000	地下术 2,483 m³/日 茨城県水受水 2,600 m³/日 河川水 思川開発 50,630 m³/日	
		実施年度	事業名	工 期	B/C		評価結果	
# #	事業再評価実施状況	平成25年度	思川開発事業	昭和44年度 ~平成27年度	44.3	【継続】 将来の水滑 水道水を供料	【継続】 将来の水需要に対応し、安全かつ安定した 水道水を供給するために必要な事業である。	,(ι)

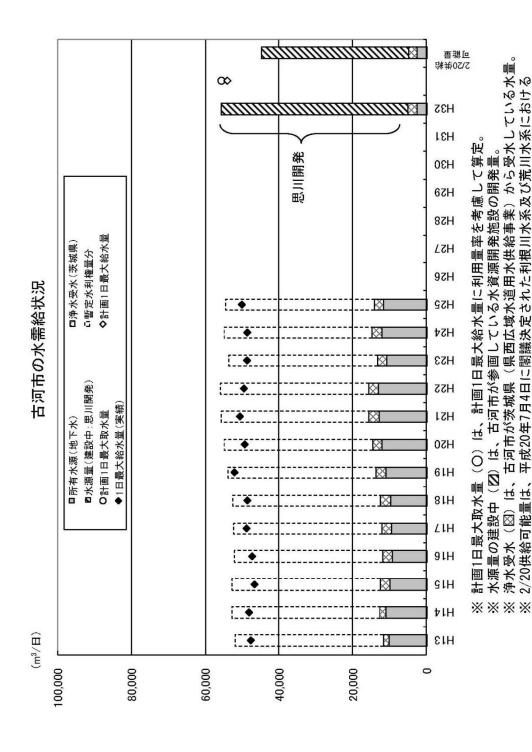
4.



古河市の給水区域は、古河市及び野木町の一部。 平成25度までの実績値は、古河市提供の「給水人口実績」より。 平成32年度の計画値は、「古河市水道事業水需給計画」より。 図4.3-7 古河市水道 給水人口(実績および計画)

 $\times \times \times$

4-80



古河市の水需給状況 図4.3-8

平成20年7月4日に閣議決定された利根川水系及び荒川水系における

2/20供給可能量は、平成20年7月4日に 水資源開発基本計画を踏まえて算出。

5) 五霞町

五霞町の水道事業は、昭和37年3月に簡易水道事業の認可を受けて開始し、 昭和60年に水道事業を創設し、現在は思川開発による水源を見込んだ第2次 拡張事業(平成5年12月認可)は完了している。

水道供給は、従前より埼玉県広域水道から受水されている。この他に思川開発事業へ参画することで得られる暫定取水が行われている。平成25年度の暫定取水量は3,800m³/日 (0.044m³/s) で、これは開発水量0.100m³/sの44.0%に相当する。

本町は、平成3年に決定された「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」の 保全区域に指定されているおり、過去に著しい地盤沈下現象が発生した地域で 累積沈下量が茨城県内最大を記録したこともある。

また、「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」対象地域でもあり、地下水の取水を抑制している状況である。

本町に立地する大企業の多くは地下水規制がされる以前に進出しており、現在も企業の多くが地下水への依存が高いことから、上水道への転換に理解を得るべく、積極的に働きかけを行っている。

将来需要量の確認

五霞町水道事業では、平成25年度時点で給水人口8,941人、一日最大給水量5,209m³/日に対して、平成27年度には計画給水人口9,376人、計画一日最大給水量は、首都圏中央連絡自動車道に係る工場用水の新規需要量を考慮し、9,526m³/日と推計している。

将来需要量の推計は、水道施設設計指針に沿っており、将来人口に原単位、計画有収率、計画負荷率を考慮して推計していることが確認できた。

推計に用いた計画給水人口は、時系列傾向分析より推計した給水区域内人口に過去5ヶ年(平成17年~平成21年)の平均である普及率99.1%を乗じて算定している。原単位は、時系列傾向分析による推計値を採用している。

平成元年から平成25年までの実績の給水人口は平成6年をピークに緩やかに減少しているが、計画給水人口は現状と比べやや増加すると推計している。これは圏央道IC周辺地域における企業立地・進出に伴う増加を見込んだ結果である。

また、平成25年度に、水道水源開発施設整備事業として事業再評価(独立行政法人水資源機構)を実施しており、事業は継続が妥当との評価を受けている。

・需給計画の点検

将来需要量として推計した計画一日最大給水量9,526m³/日は、埼玉県からの 浄水受水として3,540m³/日に加え、思川開発事業の参画量8,640m³/日

 $(0.100 \text{m}^3/\text{s})$ で確保することとしている。

この計画―日最大給水量を利用量率で除して算出した計画―日最大取水量 は、閣議決定された利根川・荒川水系水資源開発基本計画で示されている近年

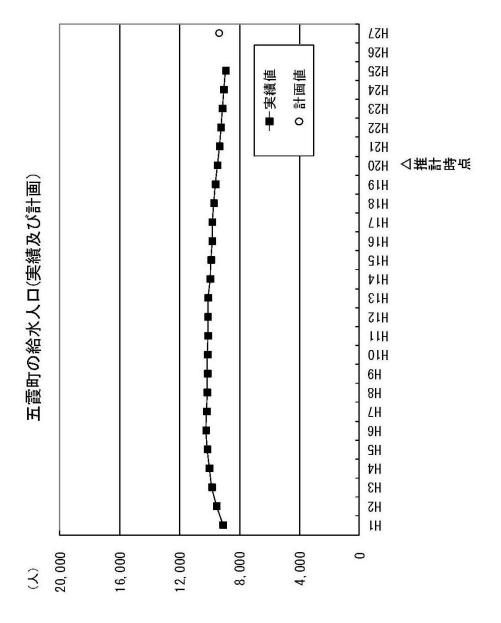
4. 思川開発事業(南摩ダム)検証に係る検討の内容

の20年に2番目の規模の渇水時におけるダム等による供給可能量を考慮した水源量と概ね均衡している。

表4.3-6 必要な開発量の算定に用いられた推計手法等(五霞町水道事業)

	水票給計画の点格項目	は数の発き性帯・超数のを一定報道	推計値(目標年:H27年度)
		問題研究所の「日本の市区町村界	
丰国	行岐区域内人口	を、H17年度実績値に乗じて算定。	9, 461 人
□然长≺	給水区域内人口	行政区域内人口と同様。	9,461 人
(=	水道普及率	過去 5か年 (H13年~H17年)の実績の平均値を採用。	99.1 %
	生活用水原単位	時系列傾向分析により推計。相関係数が高く近年の緩やかな上昇傾向を反映している"ロジスティック曲線式"を採用。	247 &/人・日
作成	業務•営業用水有収水量	時系列傾向分析により推計。相関係数が高く近年の緩やかな上昇傾向を反映している"修正べき曲線式"を採用。	163 m³/⊟
大量	工場用水有収水量	時系列傾向分析により推計。相関係数が高く近年の損ばいの傾向を反映している"ロジスティック曲線式"を採用し、工業団地における新規操業及 び圏央道に周辺開発を考慮して設定。	4,484 ㎡/日
	その他用水有収水量		I
甲丰	計画有収率	過去 5カ年 (H13年~H17年)の実績の平均値を採用。	97.9 %
甲丰	計画負荷率	過去 5カ年 (H13年~H17年)の実績の平均値を採用。	74. 7 %
熊 (東 (本)	需要想定値 (計画一日最大給水量)	需要想定值1法,下起の通り算出。 計画一日最大給木量=計画一日平均有収木量÷計画有収率÷計画負荷率	9,526 п³/ ⊟
利用	利用量率	過去 5カ年 (H13年~H17年)の実績の平均値を採用。	97.4 %
確保	確保水源の状況	河川木と木道用水供給事業からの浄水受水。	埼玉県水受水 3,540 ㎡/日 河川水 思川開発 8,640 ㎡/日

		【総統】 将来の水需要に対応し、安全かつ安定した 水道水を供給するために必要な事業である。			
	B/C	44. 3			
	鮮 工	昭和44年度 ~平成27年度			
	事業名	業重緩開川留			
	実施年度	平成25年度			
	事業再評価実施状況				



※ 平成25年度までの実績値は、五霞町提供の「給水人口実績」より。 ※ 平成27年度の計画値は、「五霞町の水需給計画について」より。

図4.3-9 五霞町水道 給水人口 (実績および計画)

4.

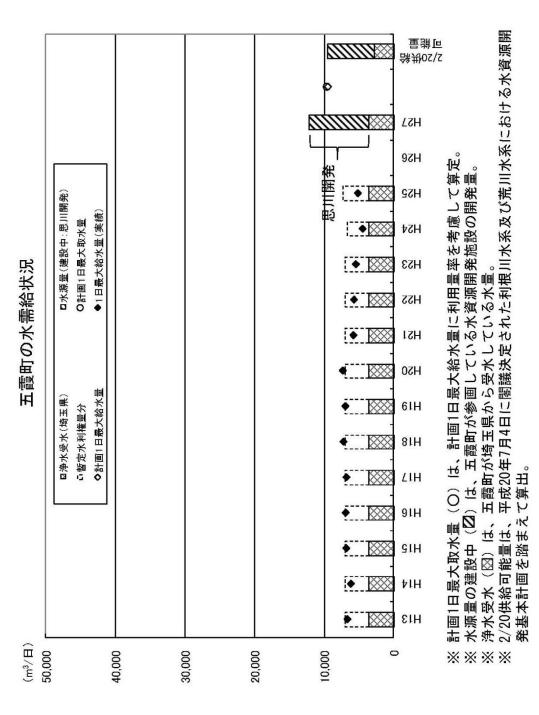


図4.3-10 五霞町の水需給状況

6) 埼玉県

埼玉県は、都心に近いという立地条件から、高度経済成長による産業の発展と人口の増加に伴い、使用水量が急増したため、地下水の過剰汲み上げによる地盤沈下が問題となってきた。

このような状況の中、県民生活に欠かせない水需要へ対応するとともに、 地下水から表流水への水源転換により地盤沈下の防止を図ることを目的に、 昭和39年3月に現在の埼玉県水道用水供給事業の前身である埼玉県中央第一 水道用水供給事業を創設し、水道施設の合理的な運用と水道用水の安定供給 の確保が図られてきた。

平成3年に決定された「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」の保全区域と観測地域に一部指定されており、埼玉県でも平成14年には地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下防止を目的として、地下水採取を規制する「埼玉県生活環境保全条例」と渇水時などに地下水位が低下した際に、知事が地下水汲み上げ量の抑制等を要請できる「埼玉県地盤沈下緊急時対策要綱」を決定している。平成24年3月に見直された「埼玉県営水道長期ビジョン」では、県全体として地盤沈下の面積は大きく減少し、ほぼ沈静化の傾向にあるものの、県北東部を中心に年間数cm程度の沈下が発生しており、引き続き注意が必要な状況とされている。

また、第5次利根川・荒川水系水資源開発基本計画で示された「近年の20年に2番目の規模の渇水時における流況を基にした安定供給可能量」を適用した水源量で水需給バランスを図ることとし、全国的な水資源開発の整備水準と同様に、10年に1回程度の割合で発生する厳しい渇水時においても給水区域内の人々の生活に支障を生じさせないことを目標とし効率的に施設整備を進められてきた。しかし、県営水道における許可水利権の約30%は河川水が豊富な時のみに取水できる暫定豊水水利権であり、水源の安定性が低いことから早期の安定化が望まれている。

・将来需要量の確認

平成25年度の給水人口は、7,208,036人、一日最大給水量2,571,654m³/日に対して、平成27年度には計画給水人口6,974,851人、計画一日最大給水量は、首都圏中央連絡自動車道に係る都市活動用水の新規需要量等を考慮し、2,840,140m³/日と推計している。

将来需要量の推計は、水道施設設計指針に沿っており、将来人口に原単位、 計画有収率、計画負荷率を考慮して推計していることが確認できた。

推計に用いた計画給水人口は、埼玉県総務部統計課による「国勢調査による補間補正人口」により推計した行政区域内人口と同じとする給水区域内人口に、事業体ごとに平成32年度を100%として平成17年度実績値と直線補完で設定した普及率99.9%を乗じて算定している。原単位は、秩父地域とクラスター分析法により分けた5地域において時系列傾向分析および重回帰分析に

より推計している。

平成元年から平成25年までの実績の給水人口は増大しており、近年の実績 給水人口は、計画給水人口を上回って推移している。

また、平成25年度に水道水源開発施設整備事業として事業再評価(独立行政法人水資源機構)を実施しており、事業は継続が妥当との評価を受けている。

・需給計画の点検

将来需要量として推計した計画一日最大給水量2,840,140 $^{\rm m}$ ³/日は、受水市町村が所有する水源として678,585 $^{\rm m}$ ³/日、完成している水資源開発施設等による水源として1,586,045 $^{\rm m}$ ³/日に加え、未完成の水資源開発施設等による水源として1,038,787 $^{\rm m}$ ³/日 (内、思川開発事業の参画量100,483 $^{\rm m}$ ³/日 (1.163 $^{\rm m}$ ³/s))で確保することとしている。

この計画一日最大給水量を利用量率で除して算出した計画一日最大取水量は、閣議決定された利根川・荒川水系水資源開発基本計画で示されている近年の20年に2番目の規模の渇水時におけるダム等による供給可能量を考慮した水源量と概ね均衡している。

表4.3-7 必要な開発量の算定に用いられた推計手法等(埼玉県水道用水供給事業)

	水需給計画の点検項目	基礎データの確認・推計手法の確認	推計値(目標年:H27年度)
福	行政区域内人口	埼玉県総務部統計課「国勢調査による補間補正人口」を使用し、H27年度を目標として算定。	6, 982, 606 人
口	給水区域内人口	行政区域内人口と同様。	6,982,606 人
⊹ ≺	水道普及率	事業体ごとにH32年度を100%としてH17年度実績値と直縁補間により設定。	96.6 %
作改	生活用水原単位	クラスター分析法により分けた5地域では、時系列傾向分析及び重回帰分析により精造式を作成し、これらの将来値を比較した上で、地域ごとに 重回帰分析により構造式を作成し、これらの将来値を比較したエで"年平均増減数の式"を採用。重回帰分析に用いる説明変数は、公共下水道普及 率、人口窓、世帯人員、各年比率、家屋総新画版市面積(空地)の5項では、一年の場減数の式"を採用。重回帰分析に用いる説明変数は、公共下水道普及 本、人口窓、世帯人員、各年比率、家屋総新画版市面積(空地)の5項を ・公共下水道音及率は、特工具下水道線、実施団体別公共下水道音及率「を使用 ・人口密度、世帯人員、老年比率は、総務省統計局「国勢調査報告」及び埼玉県統計群「市町村別推計人口」、国土地理院「全国都道府県市町村 別面積調」を使用	259 %/人・日
大量	業務·営業用水有収水量	クラスター分析法により分けた5地域では、時系列傾向分析及び重回帰分析により構造式を作成し、これらの将来値を比較した上で、地域ごとに 、逆ロジスティック曲線、"、"ペき曲線"のいずれかの式を採用。秩父地域では、時系列傾向分析及び重回帰分析により構造式を作成し、これらの将来値を比較した上で、逆ロジスティック曲線の1、2 生産・地域には、実産終罪価係にも減っていまりの、ままで、生産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	394 平㎡/日
画	計画有収率	H8~H17までの過去の実績を基に、過去の漏水防止対策事業や鉛製給水管の布設替事業の実績を踏まえ目標値を設定し、有効無収水量(過去 10ヶ年平均値)を減じた値を計画有収率として設定。	91.8 %
車車	計画負荷率	過去の実績値において、一日最大給水量発生日の気象等の要因について調査検討し、負荷率と渇水年との相関を求め、将来的にも渇水年に負 荷率が極小値を取りうることが予測されることから、H8~H17年度の実績の最低値を採用。	84.3 %
需要(計画	需要想定值 (計画一日最大給水量)	需要想定值は、下配のとおり算出(H27年度)。 計画一日最大給水量=(計画給水区域内人口×水道普及率×生活用水原単位+都市活動用水量)÷計画有収率÷計画負荷率	2,840 ∓m³/目
利用量率	量率	県営木道及び市町村のH8~H7までの浄水ロス率等の実績平均値により設定。	県営水道:97.7 % 市町村 :94.7 %
確保	確保水源の状況	埼玉県水道が確保する河川水と受水市町村所有水源(河川水・地下水)。 受水市町村所有水源(地下水)は、地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下を防止するため、「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」の対象 地域となっているとともに、県全体のうち56市町が埼玉県生活環境保全条例等により「地下水採取規制」地域になっていることを踏まえ、将来は 548,899 m³)日を見込んでいる。	河川木 2,624,832 m³/日 受水市町村所有水源 678,585 m³/日 河川木 129,686 m³/日 地下水 548,899 m³/日

【継続】 将来の水需要に対応し、安全かつ安定した 水道水を供給するために必要な事業である。

44.3

昭和44年度 ~平成27年度

思川開発事業

平成25年度

事業再評価実施状況

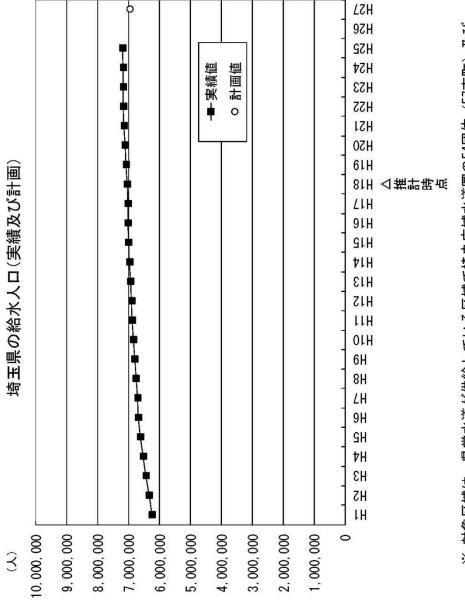
B/C

無日

事業名

実施年度

評価結果

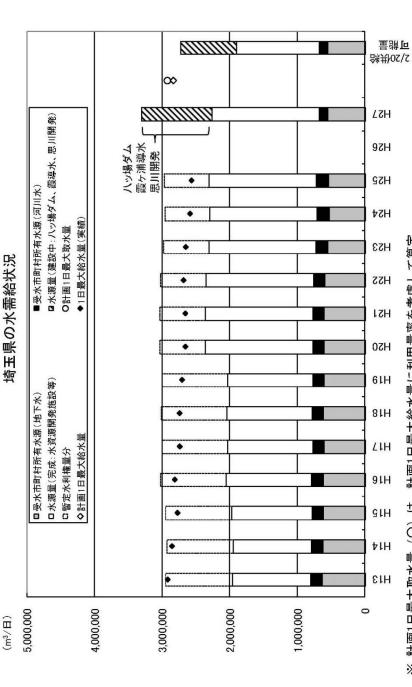


対象区域は、県営水道が供給している区域で埼央広域水道圏の54団体(57市町)及び東秩父村及び秩父広域水道圏の5団体(6市町村)。 平成25年度までの実績値は、「埼玉県の水道(平成26年度版)」より。 平成27年度の計画値は、「水需要予測調査報告書」より。 X

 $\times \times$

図4.3-11 埼玉県水道 給水人口 (実績および計画)

4.



(O) は、計画1日最大給水量に利用量率を考慮して算定。 計画1日最大取水量

- $\times \times \times$
- 水源量の完成(□)・建設中(図) は、埼玉県水道が参画している水資源開発施設等の非かんがい期の開発量。 完成した水資源開発施設(□)は草木ダム、奈良俣ダム、渡良瀬遊水地、下久保ダム、利根川河口堰、北千葉導水路、権現 堂調節池、中川一次合理化、浦山ダム、荒川調節池、有間ダム、竜角ダム、滝沢ダム。 建設中の水資源開発施設(図)はハツ場ダム、霞ヶ浦導水、思川開発。 受水市町村所有水源(地下水)(□)・(河川水)(■)は、受水市町村が所有するもので、地下水は年間実績給水量に 負荷率を考慮して算定、河川水は受水市町村の取得水利権量の合計値。 2/20供給可能量は、平成20年7月4日に閣議決定された利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画を踏まえて算出。

 - ××

埼玉県の水需給状況 図4. 3-12

7) 北千葉広域水道企業団

北千葉広域水道企業団は、千葉県北西部地域の逼迫する水需要に対処するため、広域的観点から千葉県、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、関宿町(平成15年6月6日野田市に合併)、沼南町(平成17年3月28日柏市に合併)、習志野市および八千代市を構成団体とした1県7市2町の共同事業による水道用水供給事業体として昭和48年3月に発足し、水源を利根川水系江戸川に求め、構成団体の水需要の動向に合わせて施設整備を図り、平成12年度に全ての施設整備が完了している。

企業団の構成団体は、平成3年に決定された「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」の保全区域と観測地域に指定されており、千葉県が平成7年に地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下防止を目的として制定した「千葉県環境保全条例」で新たに一定量以上の揚水施設を設置しようとする者には知事の許可を必要とする対象都市にも全ての都市が該当しており、平成24年3月改定の「北千葉広域水道用水供給ビジョン」では、同条例に基づく地下水採取規制により、新たな井戸のさく井又は掘り替えは極めて困難な状況とされている。

なお、東葛、葛南地域の地盤沈下の状況は、急激な産業の発展、人口の増加に伴う地下水の汲み上げ量の増加により、一時は年間 10cm 程度の沈下地域が出現していたが、現在は沈静化の傾向を示している。

・将来需要量の確認

平成25年度の給水人口は、1,202,936 人、一日最大給水量572,388m³/日に対して、千葉県営水道への浄水供給や構成団体が計画している開発計画を考慮し、平成37年度には計画給水人口1,286,200人、計画一日最大給水量は672,240m³/日と推計している。

将来需要量の推計は、水道施設設計指針に沿っており、将来人口に原単位、 計画有収率、計画負荷率を考慮して推計していることが確認できた。

推計に用いた計画給水人口は、構成団体毎に国立社会保障・人口問題研究所の平成19年度の公表値を基にコーホート要因法による推計値に開発計画における開発人口の増分を見込んで推計した行政区域内人口から給水区域外人口を減じて市外の給水人口を加えた給水区域内人口に構成団体ごとに時系列傾向分析により推計した普及率99.2%を乗じて算定している。原単位は、平成10年から平成19年の実績値を用い、構成団体毎に時系列傾向分析および重回帰分析を実施し相関係数の高い式の値を採用している。

平成元年から平成25年までの実績の給水人口は増大しており、計画給水人口は現状に比べやや増大すると推計している。

また、平成25年度に水道水源開発施設整備事業として事業再評価(独立行政法人水資源機構)を実施しており、事業は継続が妥当との評価を受けている。

・需給計画の点検

将来需要量として推計した計画一日最大給水量672,240 m^3 /日は、構成団体が所有している水源として144,440 m^3 /日、完成している水資源開発施設等による水源として507,082 m^3 /日に加え、未完成の水資源開発施設等による水源として57,283 m^3 /日(内、思川開発事業の参画量27,043 m^3 /日(0.313 m^3 /s))で確保することとしている。

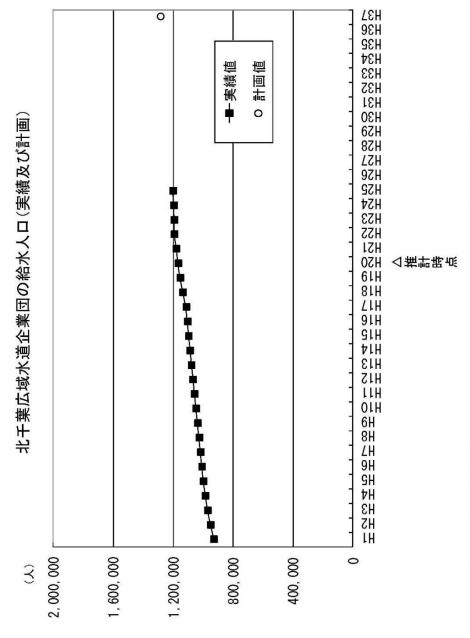
この計画一日最大給水量を利用量率で除して算出した計画一日最大取水量は、閣議決定された利根川・荒川水系水資源開発基本計画で示されている近年の20年に2番目の規模の渇水時におけるダム等による供給可能量を考慮した水源量と比較した場合は不足するが、計画当時の流況を基にした水源量とは概ね均衡している。

表4.3-8 必要な開発量の算定に用いられた推計手法等(北千葉広域水道企業団水道用水供給事業)

	水需給計画の点検項目	基礎データの確認・推計手法の確認	推計值(目標年:H37年度)
	行政区域内人口	構成団体ごとに要因別分析により推計。"コーホート要因決"による推計値の合計に、今後の開発計画における開発人口を加算して設定。	1,742,700 人
計画給水人口	給水区域内人口	総水区域内人口は下起の通り算出。 行政区域内人口一給水区域外人口十市外給水人口。 給水区域外人口は、構成団体ごとに行政区域内人口に対する給水区域外人口の割合を時系列傾向分析により推計。 市外給水人口も構成団体ごとに時系列傾向分析により推計。なお、相関係数の高い式がない場合は、直近の実績値を採用。	1, 297, 070 人
I	水道普及率	構成団体ごとに時系列傾向分析により推計。但し、相関係数の高い値が得られない場合は、H19年度実績値を採用。また、推計値が100%を超え た場合は99.9%として設定。	99.2 %
	生活用水原単位	構成団体ごとに時系列傾向分析、重回帰分析により推計。時系列傾向分析により得られた相関係数の高い式を構成団体ごとに採用。但し、相関 係数の高い値が得られない場合は、H19年度の実積値を採用。	244 &/人・日
作改	業務・営業用水有収水量	構成団体ごとに時系列傾向分析により推計。但し、相関係数の高い値が得られなかったことから、H19年度の実績値を採用。	36,920 m³/⊟
大量	工場用水有収水量	構成団体ごとに時系列傾向分析により推計。相関係数の高い式を構成団体ごとに採用。但し、相関係数の高い値が得られない場合は、H19年度 の実績値を採用。	5,800 m³/日
	その他用水有収水量	構成団体ごとに時系列傾向分析により推計。但し、相関係数の高い値が得られなかったことから、H19年度の実績値を採用。	1,190 ㎡/日
丰	計画有収率	有効率から有効無収率を滅じて設定。 有効率は、構成団体の施策に関連するものであることから、構成団体ごとの目標値を採用。但し、構成団体において目標値が無い場合は、時系 列傾向分析により推計。 有効無収率は、過去5か年(H15年~H19年)の実績のうち、1~5年程度の平均値を採用。	94.9 %
画	計画負荷率	過去に大きな変動が無いことから、将来においても過去実績を大きく下回る負荷率の発生確率は極めて低いと考え、過去 10カ年(H10年~H19年) の実績の最低値を採用。	84.0 %
## 計	需要想定值 (計画一日最大給水量)	需要想定値は、下記の通り算出。 構成団体ごとに(計画一日最大給水量=計画一日平均有収水量・計画有収率・計画負荷率)により算出した値に、干薬県営水道の計画水量 224,100 ㎡? 日を加えて算出。	672,240 m³/∃
利用	利用量率	実態を勘案し、実績の最大ロス率により設定。	93.0 %
確保	権保水源の状況	北于葉広域水道企業団が確保する河川水と精成団体所有水源(地下水等)。 構成団体所有水源(地下水等)の将来の利用量は、構成団体の全てが「千葉県環境保全条例」により地下水採取規制を受けていること、老朽化 やこれに伴う維持管理費の増大などから構成団体ごとに独自に設定した値を見込んでいる。	河川水 564,400 m³/日 構成団体所有水源(地下水等) 144,440 m³/日

評価結果	[機構] 将来の水需要に対応し、安全かつ安定した 水道水を供給するために必要な事業である。		
B/C	44.3		
鮮 工	昭和44年度 ~平成27年度		
事業名	思川開発事業		
実施年度平成25年度			
事業再評価実施状況			

4.



習志野市、八千代市の7市。 北干葉広域水道の給水区域は、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、 習志野市、八千代市の「但し、千葉県水道が直接給水している地域は除く。 平成25年度までの実績値は、水道統計より給水区域内の関係事業体の給水人口を合計して算出。 平成37年度の計画値は、「ハツ場ダム建設事業に係る水需要予測(北千葉広域水道企業団)」より。 ×

 $\times \times$

図4.3-13 北千葉広域水道 給水人口(実績および計画)

4.

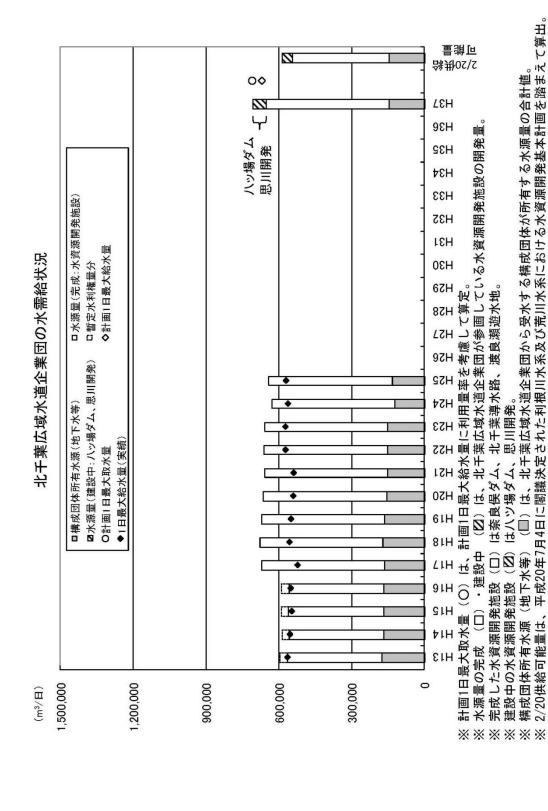


図4.3-14 北千葉広域水道企業団の水需給状況

(3)必要な開発量の確認結果

以上のように、各利水参画者の必要量は水道施設設計指針などに沿って算出されていること、事業認可等の法的な手続きを経ている又は、事業認可の取得に向け確実に取り組んでいること、事業再評価においても「事業は継続」との評価を受けていることを確認した。

よって、利水参画者に確認した必要な開発量を確保することを基本として利水対策案を立案することとした。

4.3.3 複数の新規利水対策案(思川開発事業案を含む案)

複数の新規利水対策案(思川開発事業案)は、利水参画者に確認した開発量(水道用水 2.984m³/s)を確保することを基本として検討を行った。

現計画 (ダム案): 思川開発事業

【対策の概要】

- ・思川支川南摩川に洪水調節、流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急 水の補給を含む)、新規利水(水道用水の補給)を目的とする多目的ダムを 建設する。
- ・思川支川黒川及び大芦川からの導水施設を建設する。

24 11 0 0 12,711 701 70	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
区分	事業費
全体事業費	1,907 億円
うち新規利水	約 463 億円
残事業費	約 1,037 億円
うち新規利水	約 252 億円

表 4.3-9 思川開発事業の事業費

※総事業費の点検結果(案)に基づき全体事業費等を算出している。

		-	
	総根	既算コスト※	水単価※
全体事業費 (新規利水)	約	573 億円	約 212 億円/m³/s
残事業費 (新規利水)	約	362 億円	約 134 億円/m³/s

表 4.3-10 思川開発事業の水単価

※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。 ※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出した参考値である。

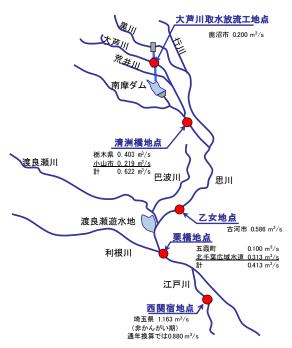


図 4.3-15 利水 (新規利水) 基準点模式図

4.3.4 複数の新規利水対策案の立案(思川開発事業を含まない案)

(1) 新規利水対策案の基本的な考え方

検証要領細目で示されている 17 方策を参考にして、様々な方策を組み合わせて、できる限り幅広い新規利水対策案を立案することとした。新規利水対策案 検討の基本的な考え方を以下に示す。

- ・河川事業者として及び水利使用許可権者として有している情報に基づき概 略検討を行い、複数の新規利水代替案を検討する。
- ・各方策については、概略の開発量及び水単価※1についても合わせて示す。
- ・新規利水対策案の立案にあたっては、検討した利水代替案の適用性を踏ま えて、組み合わせを検討する。
 - ※1 水単価とは、代替案の総概算コストを開発量で除して算出し、経済的 効率性を示す指標である。

検討した代替案について次頁以降に示す。

1)河口堰

- ・河口堰上流の高水敷の掘削を行うことにより、淡水を貯留し、必要な開発量 を確保する。
- ・行徳可動堰上流の高水敷にはヒヌマイトトンボが生息している。

【対象となる河口堰(江戸川水閘門、行徳可動堰)】



【河口堰による代替案の諸元】

	江戸川水閘門 行徳可動堰
開発量(m ³ /s)	0. 4
水単価(億円/ m³/s)	1,500∼

- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、通年換算したものである。
- ※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。
- ※運用(供用)しながらの施工のため、概算コストは全面改築として算出している。

図4.3-16 河口堰による新規利水代替案の概要

2)湖沼開発

- ・既存の湖沼で掘削等を行うことにより、必要な開発量を確保する。
- ・中禅寺湖は、日光国立公園内に位置し、日本百景に指定されている。湖畔に は重要文化財であり世界遺産にも指定されている日光二荒山神社中宮祠があ る。また、周辺は日光国立公園の特別地域に指定されている。

【対象なる湖沼開発(中禅寺湖)】



図4.3-17 湖沼開発による新規利水代替案の概要

3) 流況調整河川 (鬼怒川)

- ・流況調整河川は、流況(水量の季節的特性)が異なる2 つ以上の河川を水路で結び、時期に応じて、水量に余裕のある河川から不足している河川に水を移動させ、それぞれの河川の流況を改善する。
- ・鬼怒川と思川の流況は、季節的な特性がほぼ同様である。

【対象となる流況調整河川(鬼怒川と思川を結ぶ水路)】



【鬼怒川と思川の流況(基準年S35年)】

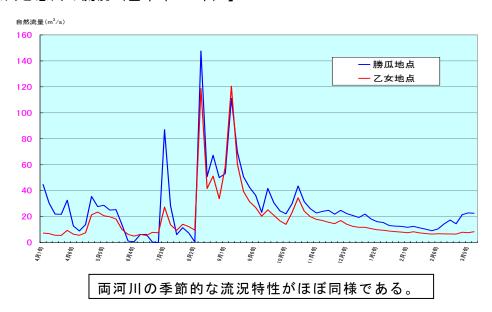


図4.3-18 流況調整河川による新規利水代替案の概要

4)河道外貯留施設

- ・河道外に貯留施設(貯水池など)を整備することにより、必要な開発量を確保する。
- ・渡良瀬第二、第三遊水池については、平成24年7月にはラムサール条約に登録された。
- ・烏川沿川は地質が礫質土である。

【対象となる河道外貯留施設(渡良瀬貯水池等)】



【河道外貯留施設による代替案の諸元】

	渡良瀬 第二調節池	渡良瀬 第三調節池	鳥川沿川	利根川上 流沿川	思川上流 沿川	思川下流 沿川
開発量(m³/s)	1.8	0.7	0.3	1.0	0.5	0.7
水単価	500~	500~	1,000∼	500~	500~	500~
(億円/m³/s)	1,000	1,000	1,500	1,000	1,000	1,000

- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、通年換算したものである。
- ※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
- ※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

図4.3-19 河道外貯留施設による新規利水代替案の概要

5) ダム再開発 (かさ上げ・掘削)

・中流部の取水堰である利根大堰の高水敷の掘削及びかさ上げを行うことにより、必要な開発量を確保する。

【対象となるダム (利根大堰)】



【ダム再開発(かさ上げ・掘削)による代替案の諸元】

	利根大堰	
開発量(m³/s)	3. 0	
水単価(億円/m³/s)	~500	

- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、通年換算したものである。
- ※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
- ※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。
- ※運用(供用)しながらの施工のため、概算コストは全面改築として算定している。

図4.3-20 ダム再開発(かさ上げ・掘削)による新規利水代替案の概要

5)ダム再開発(かさ上げ)

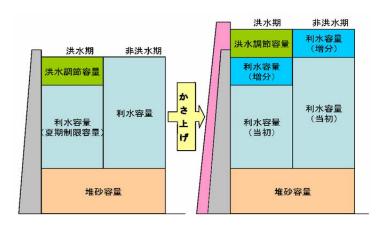
・かさ上げの可能性があるダムについて、家屋移転を発生させない高さまでか さ上げを行い、必要な開発量を確保する。

【対象となるダム(下久保ダム等)】

◇位置図



【ダムかさ上げのイメージ】



【ダム再開発(かさ上げ)による代替案の諸元】

	下久保ダム	草木ダム	湯西川ダム
開発量(m³/s)	1. 3	1.0	2. 5
水単価 (億円/m³/s)	~500	1,000~1,500	~500

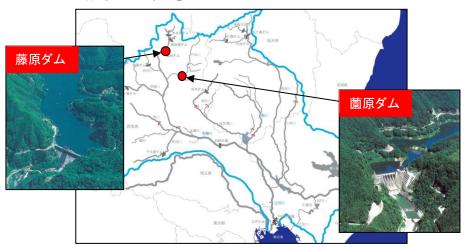
- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、通年換算したものである。
- ※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
- ※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

図4.3-21 ダム再開発(かさ上げ)による新規利水代替案の概要

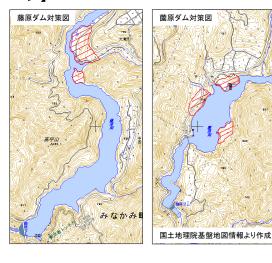
5) ダム再開発 (掘削)

・家屋の移転や道路、橋梁等の付け替えが発生しない程度まで貯水池内の一部 を掘削し、必要な開発量を確保する。工事の施工性、効率性を考慮し、浚渫 ではなく貯水池周辺の一部を掘削することとする。

【対象となるダム(藤原ダム等)】



【掘削イメージ】



※藤原ダム、薗原ダムの掘削範囲 等については、概略検討による ものである。

【ダム再開発(掘削)による代替案の諸元】

	藤原ダム	薗原ダム
開発量(m³/s)	0.2	0.2
水単価(億円/m³/s)	500~1,000	1,000~1,500

- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、通年換算したものである。
- ※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
- ※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

図4.3-22 ダム再開発(掘削)による新規利水代替案の概要

5) ダム再開発 (ダム間連携)

- ・利根川の豊水時に、岩本地点の余剰水を既設の群馬用水を利用して下久保ダムに導水することにより、必要な開発量を確保する。
- ・コスト縮減の観点から群馬用水の施設の活用を前提とする。

【対象となるダム (下久保ダム等)】





【ダム再開発(ダム間連携)による代替案の諸元】

	岩本地点から下久保ダムへの導水
開発量(m³/s)	0.1
水単価(億円/m³/s)	1,500~

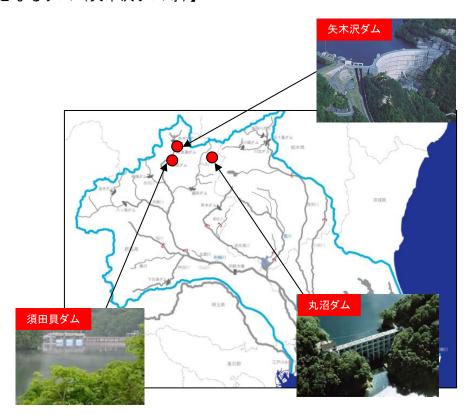
- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、通年換算したものである。
- ※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
- ※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

図4.3-23 ダム再開発 (ダム間連携) による新規利水代替案の概要

6)他用途ダム容量の買い上げ(発電容量)

- ・発電専用のダム容量を買い取り、必要な開発量を確保する。効率性の観点から、10,000 千 m³ 以上の発電専用容量を有する施設を対象とした。
- ・ 揚水式発電は、ピーク需要に対応して発電するという特殊性を有していること、また、貯留時に電力を必要とすることにより、新規利水対策案の候補としない。

【対象となるダム (矢木沢ダム等)】



【他用途ダム容量の買い上げ(発電容量)による代替案の諸元】

	矢木沢ダム	須田貝ダム	丸沼ダム
開発量(m ³ /s)	3.0	2.8	1.5

※上記の開発量は、概略検討によるものである。

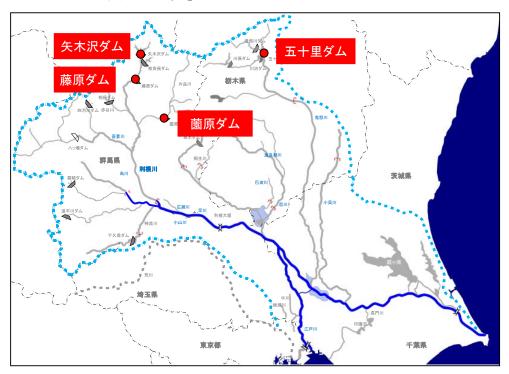
図4.3-24 他用途ダム容量の買い上げ(発電容量)による新規利水代替案の概要

[※]開発量は、通年換算したものである。

6)他用途ダム容量の買い上げ(治水容量)

- ・既設の多目的ダムの治水容量を買い上げ、必要な開発量を確保する。
- ・利水容量は年間を通して必要となることから、洪水期と非洪水期に治水容量を 有するダムを対象とする。

【対象となるダム (矢木沢ダム等)】



【他用途ダム容量の買い上げ(治水容量)による代替案の諸元】

	矢木沢ダム	藤原ダム	薗原ダム	五十里ダム
開発量(m ³ /s)	2. 3	0.6	0.1	1.8

[※]上記の開発量は、概略検討によるものである。

図4.3-25 他用途ダム容量の買い上げ(治水容量)による新規利水代替案の概要

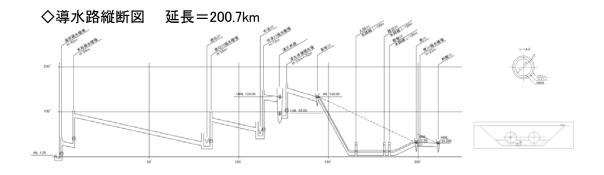
[※]開発量は、通年換算したものである。

7)水系間導水 (富士川からの導水)

・富士川水系富士川の最下流部に放流される発電に利用された流水を取水し、 利根川に導水することで、必要な開発量を確保する。

【対象となる水系間導水 (富士川からの導水)】





【水系間導水(富士川からの導水)による代替案の諸元】

	富士川からの導水
開発量(m³/s)	3. 0
水単価(億円/m³/s)	500~1,000

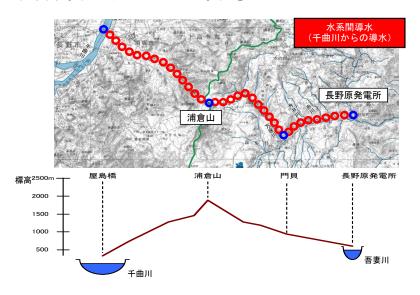
- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、通年換算したものである。
- ※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
- ※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

図4.3-26 水系間導水 (富士川からの導水)による新規利水代替案の概要

7)水系間導水 (千曲川からの導水)

・信濃川水系千曲川の流水を、吾妻川を経由して利根川に導水し、必要な開発 量を確保するものである。

【対象となる水系間導水 (千曲川からの導水)】



導水路延長: 40.5km

【水系間導水(千曲川からの導水)による代替案の諸元】

	千曲川からの導水
開発量(m³/s)	3. 0
水単価(億円/m³/s)	1,500~

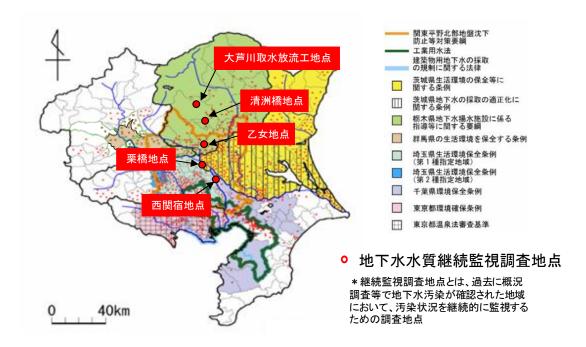
- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、通年換算したものである。 ※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
- ※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

図4.3-27 水系間導水 (千曲川からの導水)による新規利水代替案の概要

8) 地下水取水

- ・地下水を取水し必要な開発量を確保する。
- ・流域内には「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」の保全区域及び都県の 条例による地下水取水が規制されている区域がある。

【関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱区域等】



【地下水取水による代替案の諸元】

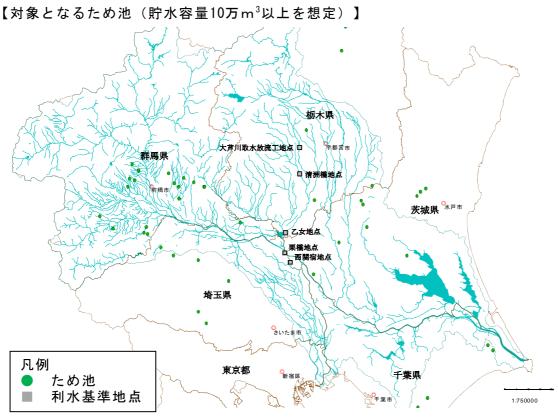
	地下水
開発量(m³/s)	_
水単価(億円/m³/s)	~500

- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、必要に応じ増減する。
- ※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
- ※水単価は、2.984m³/s開発する際の概算コストを開発量で除して算出した ものである。

図4.3-28 地下水取水による新規利水代替案の概要

9) ため池 (既設)

・既設の農業用のため池の非かんがい期の空き容量を、非かんがい期の水源と して活用する。



【ため池 (既設) による代替案の諸元等】

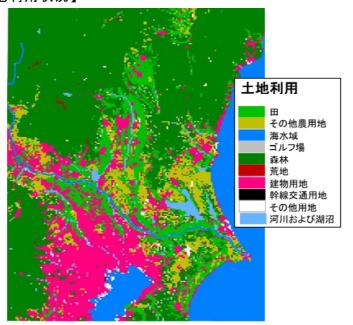
- ・かんがい期取水終了後、9月中旬~11月にため池に貯留し、12月~3月に供給し、 かんがい期の用水補給に影響を与えない4月のみの流入量で次期かんがい期ま でに容量を回復するものと想定する。
- ・上記条件で、利根川流域に存在する貯水容量10万m3以上のため池(45池)の内、 集水面積が把握可能なため池 (33池) について、利根川流域の降雨特性を考慮 し、開発量を試算すると、 約0.13m³/s の開発が可能である。ただし、降雨条 件により開発量は増減する。

図4.3-29 ため池 (既設) による新規利水代替案の概要

9) ため池 (新設)

・ため池を新設し必要な開発量を確保する。

【利根川流域の土地利用状況】



出典:国土数値情報 土地利用3次メッシュ (国土交通省)

【ため池(新設)による代替案の諸元等】

	ため池 (新設)
開発量(m³/s)	_
水単価(億円/m³/s)	1,500~

- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、必要に応じ増減する。
- ※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
- ※水単価は、1m³/s開発する際の総概算コストで算出したものである。
- ※通年1m³/s を確保するためには、約31,000 千m³ の貯水容量が必要である。
- ※概略検討では、大きなため池を想定して水単価を求めているが、実際に 施工するに際して地域の状況を踏まえ分散させた場合は水単価が高くな る可能性がある。

図4.3-30 ため池 (新設) による新規利水代替案の概要

10)海水淡水化

- ・海水を淡水化する施設を設置し、必要な開発量を確保する。海水をろ過する際に発生する、濃縮された塩水の処理方法等について先行事例を参考に検討する。
- ・供給可能区域は下流部のみである。

【対象となる海水淡水化施設の想定】



【海水淡水化施設のイメージ】



【海水淡水化による代替案の諸元等】

	東京湾
開発量(m ³ /s)	1.2
水単価(億/m³/s)	1,500~

- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、通年換算したものである。
- ※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
- ※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

図4.3-31 海水淡水化による新規利水代替案の概要

11)水源林の保全

- ・水源林の土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させゆっくりと流出させるという水源林の機能を保全し、河川流況の安定化を期待する。
- ・河川流量の安定化を期待する水源林の保全は重要である。

【利根川流域における森林の分布状況】



出典:国土交通省国土数値情報(土地利用3次メッシュ)より作成

図4.3-32 水源林の保全による新規利水代替案の概要

12) ダム使用権等の振替

- ・水利権が付与されていないダム使用権等を他の水利権を必要とする水利使用 者に振り替える。
- ・直轄・水機構・補助ダムにおいて、都市用水に換算して約6m³/sの水利権が付与されていないダム使用権等があり、今後ダム使用権設定者等に他者へ振り替え可能か確認するとともに、振り替え可能な場合は、その振替条件について整理する。

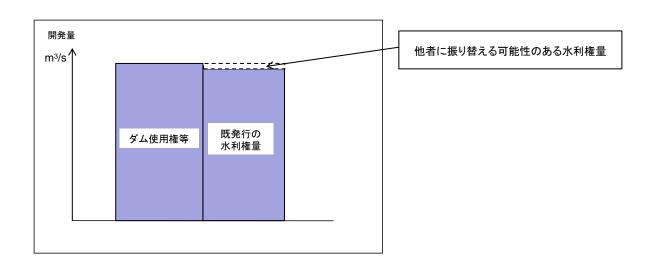


図4.3-33 ダム使用権の振替による新規利水代替案の概要

利根中央地区権現堂・幸手領地区

13) 既得水利権の合理化・転用(農業用水合理化)

・用水路の漏水対策、取水施設の改良等による用水の使用量の削減等により発生した余剰水を他の必要とする用途に転用する。

合理化・転用

【農業用水の合理化(実施済)の状況】

農業用水合理化対策事業一覧

及水川が自立地が水平水								
事業名	受益 面積 事	事業主体	事業内容	事業量	工業量 事業年度	事業費	合理化水量 (余剰水量)	転用水量
	(ha)		施設名			(百万円)	(m ³ /秒)	(m ³ /秒)
中川水系農業 水利合理化事業	9, 500	埼玉県	葛西用水路	31.6km	S43~47	2, 010	3. 166	2. 666
県営農業用水	2, 713	埼玉県	【権現堂地区】 パイプライン整備等	1, 217ha	S47~61	8, 129	2. 871	1, 581
合理化対策事業	2, 713	刈玉乐	【幸手領地区】 パイプライン整備等	1, 343ha	S48~62	12, 762	2. 071	1. 561
		水公団	基幹線水路等	75.9km	S53∼H6	72, 022		
		埼玉県	西縁用水路等	9.2km	S53~63	1, 655		4. 263
			騎西領用水路等	21.6km	S63∼H7	5, 396		
埼玉合口二期事業		見沼土地	西縁用水路等	10.6km	S54~63	2, 174	5. 243	埼玉3.704
		改良区	騎西領用水路等	17.2km	S63∼H7	2, 995		東京0.849
		++ T III	見沼下流	11.2km	S53~63	3, 705		
		埼玉県	見沼中流	18.5km	H1∼H7	1, 210		
	農水省 水公団	農水省	葛西用水路等	136km	H4∼15	60, 800		3. 811
利根中央農業用 水再編対策事業		水公団	埼玉用水路等	47km	H4∼13	37, 400	5. 411	埼玉2.962
ハロ州のアンス・デス		埼玉県	末端水路等	10.5km	H8∼14	1, 400		東京0.849
								12. 321*
計						211, 658		埼玉10.913
								東京1.408

(*平成15年度の利根中央農業用水再編事業完了時の転用水量)

図4.3-34 既得水利権の合理化・転用による新規利水代替案の概要

14) 渇水調整の強化

・渇水調整協議会の機能を強化し、関係利水者が協力して渇水時に被害を最小となるよう取り組みを行う。

【利根川における既往渇水の状況】

項目		耳	文水制限状況	
79-1-5		限期間	取水制限	最大取水
渇水年 🔪	自	至	日数 (日間)	制限率
昭和47年	6/6	7/15	40	15%
昭和48年	8/16	9/6	22	20%
昭和53年	8/10	10/6	58	20%
昭和54年	7/9	8/18	41	10%
昭和55年	7/5	8/13	40	10%
昭和57年	7/20	8/10	22	10%
昭和62年	6/16	8/25	71	30%
平成2年	7/23	9/5	45	20%
平成6年	7/22	9/19	60	30%
平成8年	1/12	3/27	76	10%
平成8年	8/16	9/25	41	30%
平成9年	2/1	3/25	53	10%
平成13年	8/10	8/27	18	10%
平成24年	9/11	10/3	23	10%
平成25年	7/24	9/18	57	10%
取水制限の 平均日数			44. 5	

※取水制限期間には、期間中の一時的な流況回復による取水制限の一時 緩和を行った期間を含む。

【渇水対策協議会の様子】



図4.3-35 渇水調整の強化による新規利水代替案の概要

15)節水対策

・節水コマなど節水機器の普及、節水運動の推進、工場における回収率の向上 等により、水需要を抑制するものである。

【節水対策のイメージ】



節水機器の導入率

上位	節水機器メニュー	導入率
1	節水型洗濯機	24.4%
2	食器洗い機	19.0%
3	家庭用バスポンプ	17.9%
4	シングルレバー式湯 水混合水栓	17.5%
	使用していない	39.4%

(複数回答あり)

節水に関する特別世論調査 内閣府 平成22年10月

図4.3-36 節水対策による新規利水代替案の概要

16)雨水·中水利用

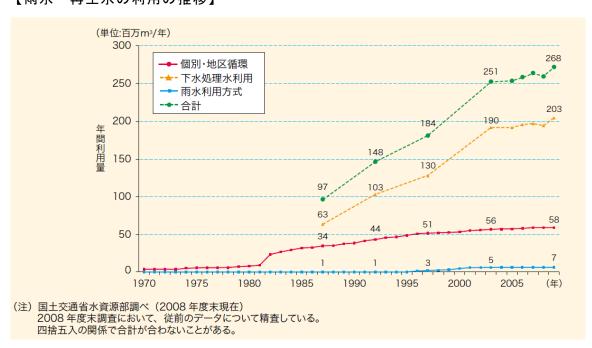
・雨水利用の推進、中水利用施設の整備により、河川水・地下水の使用量 の抑制を図るものである。

【雨水・中水利用のイメージ(家庭用の雨水貯留タンク)】



出典:墨田区H.P

【雨水・再生水の利用の推移】



出典:日本の水資源

図4.3-37 雨水・中水利用による新規利水代替案の概要

(2)新規利水代替案の適用性

1)制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられる新規利水代替案 ①湖沼開発

中禅寺湖は、日光国立公園内に位置し、日本百景に指定されている。湖畔には重要文化財であり世界遺産にも指定されている日光二荒山神社中宮祠があり、周辺が日光国立公園の特別地域に指定されている。地域社会への影響が考えられ、開発することは困難である。

②流況調整河川

利根川水系及び荒川水系の河川は、既に流況調整河川で結ばれている中川~江戸川~利根川を除き、季節的な特性がほぼ同様であり、一方で水量が不足している時期は、他方も同様に水量が不足しているため流況調整の余地がほとんどない。

また近傍の多摩川や相模川については、開発が進み、高度に利用されていることから、同じく流況調整の余地はほとんどない。

③ため池 (既設)

利根川流域でも一定量の開発量は見込めると想定されるが、利用期間が限定され、安定的な取水が困難である。

④既得水利権の合理化・転用

利根川水系に関してはこれまでも農業用水合理化事業等を通じて、都市 用水の新規確保に努めてきたところであるが、現時点において新たな合理 化事業の要望箇所は無いことを確認した。

上記、4 つの新規利水代替案を含む新規利水対策案は、極めて実現性が低いと考えられるため、新規利水対策案の組合せの候補から除外する。

2)新規利水代替案の水単価からの整理

表-4.3-11 水単価が500億円未満となる新規利水代替案

利水基準地点	新規利水代替案	具体的な方策	開発量 (m³/s)
大芦川取水放 流工地点	地下水取水	地下水取水	-
清洲橋地点			
大芦川取水放 流工地点	がノ本田や		0.5
清洲橋地点	ダム再開発	湯西川ダム(かさ上げ) 	2.5
乙女地点			
栗橋地点	ダム再開発	下久保ダム(かさ上げ)	1.3
西関宿地点		利根大堰(かさ上げ)	3.0

表-4.3-12 水単価が500億円以上、1,000億円未満となる新規利水代替案

利水基準地点	新規利水代替案	具体的な方策	開発量 (m³/s)
清洲橋地点	河道外貯留施設	思川上流沿川	0.5
乙女地点	75 追 7 F X] 由 沁 D X	心が「上がい」	0.5
乙女地点	河道外貯留施設	思川下流沿川	0.7
栗橋地点	河道外貯留施設	渡良瀬第二調節池	1.8
西関宿地点		渡良瀬第三調節池	0.7
		利根川上流沿川	1.0
	ダム再開発	藤原ダム(貯水池掘削)	0.2
	水系間導水	富士川導水	3.0

表-4.3-13 水単価が 1,000 億円以上、1,500 億円未満となる新規利水代替案

利水基準地点	新規利水代替案	具体的な方策	開発量 (m³/s)
栗橋地点	河道外貯留施設	烏川沿川	0.3
西関宿地点	ダム再開発	草木ダム(かさ上げ)	1.0
		薗原ダム(貯水池掘削)	0.2

表-4.3-14 水単価が 1,500 億円以上となる新規利水代替案

利水基準地点	新規利水代替案	具体的な方策	開発量 (m³/s)
栗橋地点	ダム再開発	利根川上流ダム間連携	0.1
西関宿地点	水系間導水	千曲川導水	3.0
	ため池	ため池の新設	_
西関宿地点	河口堰	江戸川水閘門 行徳河道堰	0.4
	海水淡水化	東京湾	1.2

表-4.3-15 現時点では水単価が確定できない新規利水代替案

利水基準地点	新規利水代替案	具体的な方策	開発量 (m³/s)
大芦川取水放 流工地点	他用途ダム容量の買い上げ	 五十里ダム(治水容量) 	1.8
清洲橋地点 乙女地点	ダム使用権等の振替①		1.0
栗橋地点	他用途ダム容量の買い上げ	矢木沢ダム(発電容量)	3.0
西関宿地点		須田貝ダム(発電容量)	2.8
		丸沼ダム(発電容量)	1.5
		矢木沢ダム(治水容量)	2.3
		藤原ダム(治水容量)	0.6
		薗原ダム(治水容量)	0.1
	ダム使用権等の振替②		1.4

(3) 新規利水対策案の組み合わせの考え方

4.3.1 ダム事業参画継続の意思・必要な開発量の確認で点検・確認した必要な開発量を確保することを基本とし、新規利水代替案又は新規利水代替案の組み合わせにより、複数の新規利水対策案を立案した。新規利水対策案の検討にあたって基本となる事項を以下に示す。

- ・思川開発事業は、5 地点の利水基準地点(上流から大芦川取水放流工地点、清洲橋地点、乙女地点、栗橋地点、西関宿地点)において、それぞれ確認した必要な開発量は 0.200m³/s、0.622 m³/s、0.586 m³/s、0.413 m³/s、1.163 m³/s (通年換算 0.880m³/s) であり、複数の新規利水対策案の立案に当たっては、5 地点の利水基準地点で必要な開発量が確保できるよう検討した。
- ・新規利水代替案の組み合わせは、制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられる新規利水代替案を除外した上で、水単価を重視して検討を進めることとするが、利根川流域においては多様な既設施設が多数存在するため、現時点で水単価が確定できないものの、既設施設の利用を新規利水代替案とした組み合わせについても検討を行う。
- ・「水源林の保全」、「渇水調整の強化」、「節水対策」、「雨水、中水利用」については、効果を定量的に見込むことが困難であるが、それぞれが大切な方策であり継続していくべきと考えられるため、全ての新規利水対策案に組み合わせることとした。

新規利水代替案又は新規利水代替案の組み合わせの考え方を以下に示す。

- ・各利水基準地点に必要な開発量を満足するような容量の利水代替案を組み 合わせる。
- ・代替案の組合せに際してはコストを重視し、コスト的に有利になる案を抽 出した。
- ▶ 最も安価な案を抽出するために、各利水基準地点において、安価な代替 案である500億円未満の代替案を組み合わせた。

→【ケース1】

▶ 現時点では、水単価が確定できない新規利水代替案の中に、500億円未満の案が存在している可能性を考え、水単価が確定できない代替案である、他用途ダム容量の買い上げ(治水)、(発電)、ダム使用権等の振替をそれぞれ案の中心として、代替案を組み合わせた。

 \rightarrow [γ - γ 2, 3, 4]

・各ケースの組合せの考え方は以下の通り。

【ケース 1】500 億円未満の代替案を組合せた新規利水対策案

【ケース 1-1】、【ケース 1-2】ダム再開発を組み合わせた案

【ケース1-3】、【ケース1-4】地下水取水を組み合わせた案

4. 思川開発事業(南摩ダム)検証に係る検討の内容

- 【ケース 2,3,4】現時点では水単価が確定できない代替案を組み合わせた 新規利水対策案
 - 【ケース 2】他用途ダム容量(治水容量)の買い上げを組み合わせた案
 - 【ケース3】他用途ダム容量(発電容量)の買い上げを組み合わせた案
 - 【ケース4】ダム使用権等の振替を組み合わせた案

表-4.3-16 【ケース 1-1】ダム再開発による新規利水対策案

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外貯 留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導 水	(9) 地下水取 水	(10) ため池(新 設)	(11) 海水淡水 化	(12) 水源林保 全	(13) ダム使用 権	(14) 既得水理 合理化	(15) 渴水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用
大芦川取水 放流工地点					湯西川 ダム											
清洲橋地点					湯西川 ダム						流 域 全			流 域 全	流 域 全	流域全体で
乙女地点					湯西川 ダム						体で取り組			体で取り組	体で取り組	取り
栗橋地点					下久保 ダム						む 方 策			む 方 策	む 方 策	組む方策
西関宿地点					下久保 ダム											

表-4.3-17 【ケース 1-2】ダム再開発による新規利水対策案

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外貯 留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導 水	(9) 地下水取 水	(10) ため池(新 設)	(11) 海水淡水 化	(12) 水源林保 全	(13) ダム使用 権	(14) 既得水理 合理化	(15) 渴水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用
大芦川取水 放流工地点					湯西川 ダム											
清洲橋地点					湯西川 ダム						流 域 全			流 域 全	流 域 全	流域全体
乙女地点					湯西川 ダム						体で取り組			体で取り 組	体で取り組	で 取 り
栗橋地点					利根大堰						む 方 策			む 方 策	む 方 策	組む方策
西関宿地点					利根大堰											

表 一 4. 3-18	【ケース 1-3】	地下水取水によ	る新規利水対策案
-------------	-----------	---------	----------

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外貯 留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導 水	(9) 地下水取 水	(10) ため池(新 設)	(11) 海水淡水 化	(12) 水源林保 全	(13) ダム使用 権	(14) 既得水理 合理化	(15) 渴水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用
大芦川取水 放流工地点								地下水取水								
清洲橋地点								地下水取水			流域全体			流域全体	流域全体	流域全体
乙女地点					湯西川 ダム						体で取り組			体で取り組	体で取り組	で 取 り 組
栗橋地点					下久保ダム						む 方 策			む 方 策	む 方 策	む方策
西関宿地点					下久保 ダム											

※「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」で定められた保全地域内にある、乙 女地点、栗橋地点、西関宿地点においては、新たな地下水取水を行うことは非 常に困難であるため、ケース 1-1 で検討したダム再開発による新規利水対策案 を組み合わせる。

表-4.3-19 【ケース1-4】地下水取水による新規利水対策案

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外貯 留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導 水	(9) 地下水取 水	(10) ため池(新 設)	(11) 海水淡水 化	(12) 水源林保 全	(13) ダム使用 権	(14) 既得水理 合理化	(15) 渴水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用
大芦川取水 放流工地点								地下水取水								
清洲橋地点								地下水取水			流域全			流 域 全	流 域 全 体	流域全体
乙女地点					湯西川 ダム						体 で取り 組			体 で 取 り 組	で取り組	で 取 り
栗橋地点					利根大堰						む 方 策			む 方 策	む 方 策	組む方策
西関宿地点					利根大堰											

※「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」で定められた保全地域内にある、乙 女地点、栗橋地点、西関宿地点においては、新たな地下水取水を行うことは非 常に困難であるため、ケース 1-2 で検討したダム再開発による新規利水対策案 を組み合わせる。

表-4.3-20 【ケース 2】他用途ダム容量(治水容量)の買い上げによる新規利水 対策案

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外貯 留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導 水	(9) 地下水取 水	(10) ため池(新 設)	(11) 海水淡水 化	(12) 水源林保 全	(13) ダム使用 権	(14) 既得水理 合理化	(15) 渴水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用
大芦川取水 放流工地点						治水										
清洲橋地点						治水					流 域 全			流 域 全	流 域 全	流域全体
乙女地点						治水					体 で取り組			体 で取り組	体で取り組	体で取り組む
栗橋地点						治水					む 方 策			む 方 策	む 方 策	む 方 策
西関宿地点						治水										

- ※大芦川取水放流工地点、清洲橋地点及び乙女地点については、五十里ダムの他 用途ダム容量(治水容量)の買い上げを組み合わせる。
- ※栗橋地点、西関宿地点の他用途ダム容量(治水容量)買い上げについては、矢 木沢ダム、藤原ダム、薗原ダムを組み合わせて対策案とする。

表-4.3-21 【ケース3】他用途ダム容量(発電容量)の買い上げによる新規利水 対策案

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外貯 留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導 水	(9) 地下水取 水	(10) ため池(新 設)	(11) 海水淡水 化	(12) 水源林保 全	(13) ダム使用 権	(14) 既得水理 合理化	(15) 渴水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用
大芦川取水 放流工地点					湯西川 ダム											
清洲橋地点					湯西川 ダム						流 域 全			流 域 全	流 域 全	流域全体
乙女地点					湯西川 ダム						体で取り組			体で取り組	体で取り組	で 取 り 組
栗橋地点						発電					む 方 策			む 方 策	む 方 策	お方策
西関宿地点						発電										

- ※大芦川取水放流工地点、清洲橋地点及び乙女地点については、他用途ダム容量 (発電容量)の買い上げの対象となる施設がないため、ケース1で検討した水 単価が500億円未満の代替案を組み合わせた新規利水対策案を組み合わせる。
- ※栗橋地点、西関宿地点の他用途ダム容量(発電容量)買い上げについては、いずれのダムでも対応可能である。

4. 思川開発事業(南摩ダム)検証に係る検討の内容

表-4.3-22 【ケース4】ダム使用権等の振替による新規利水対策案

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外貯 留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導 水	(9) 地下水取 水	(10) ため池(新 設)	(11) 海水淡水 化	(12) 水源林保 全	(13) ダム使用 権	(14) 既得水理 合理化	(15) 渴水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用
大芦川取水 放流工地点												振替				
清洲橋地点											流 域 全	振替		流域全体	流域全体	流 域 全
乙女地点					湯西川ダム						体 で取り組	振替		体で取り組	体で取り組	域全体で取り組
栗橋地点											む 方 策	振替		む 方 策	む 方 策	組む方策
西関宿地点												振替				

[※]乙女地点についてはダム使用権等の振替のみでは開発量を満足することができないため、ケース1で検討した水単価が500億円未満の代替案を組み合わせた新規利水対策案を組み合わせる。

4.3.5 概略評価による新規利水対策案の抽出

利水の検討にあたっては、検証要領細目における、治水対策案の抽出の考え 方に準じることが適切と考えて、立案した新規利水対策案のうち、同類の新規 利水対策案がある場合は、それらの中で比較し、最も妥当と考えられるものを 抽出した。

【参考:検証要領細目より抜粋】

第4 再評価の視点

- 1 再評価の視点
 - (2) 事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案等の 可能性の視点
 - ②概略評価による治水対策案の抽出
 - 2) 同類の治水対策案がある場合は、それらの中で 比較し最も妥当と考えられるものを抽出する。 (後略)

具体的には、表 4.3-16~表 4.3-22 に示した 7 ケースの利水対策案のうち、ケース 1 の 4 案については、いずれもダム再開発を含む同類の新規利水対策案であることから、コスト比較により最も安価な新規利水対策案を抽出した。

ケ	ース	対策案	概算事業費 (億円)
	ケース1-1	ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)+ダム再開発(下久保ダムかさ上げ)	約1,300
ケース1	ケース1-2	ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)+ダム再開発(利根大堰かさ上げ・掘削)	約1,350
7-21	ケース1-3	地下水取水+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)+ダム再開発(下久保ダムかさ上げ)	約1,150
	ケース1-4	地下水取水+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)+ダム再開発(利根大堰かさ上げ・掘削)	約1,200

表-4.3-23 【ケース1】のコスト比較表

上記の観点より検討した結果、【ケース 1-3】、【ケース 2】、【ケース 3】、【ケース 4】を抽出した。

新規利水対策案の概略評価を表-4.3.24 に示す。また、抽出された複数の新規利水対策案の概要を図 4.3-38~図 4.3-41 に示す。

以上より、4 つの新規利水対策案にダム案を加えた 5 案について、利水参画者等に意見聴取を行い、詳細に検討を行った。

表-4.3-24 概略評価による新規利水対策案の抽出

7	ース	利水基準地点	(1)	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外貯 留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間 導水	(9) 地下水 取水	(10) ため池 (新設)	(11) 海水 淡水化	(12) 水源林 保全	(13) ダム 使用権	(14) 既得水理 合理化	(15) 渇水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用
		大芦川取水放 流工地点	思川開発 事業 思川開発											流域			流域	流域	流域
		清洲橋地点	事業思川開発											全体で			全体で	全体で	全体
ダ	ム案	乙女地点	事業思川開発											策取り			策取 り	策取り	策取り
		栗橋地点	事業思川開発											組 む			組 む	組 む	組 む
		西関宿地点	事業					9711						方			方	方	方
		大芦川取水 放流工地点						湯西川						流 域			流域全	流域全	流域
		清洲橋地点						場西川						全体			体	体	域全体
	ケース1-1	乙女地点						湯西川 ダム						策取			策取	策取	策取
		栗橋地点						下久保 ダム						り 組 む			り 組 む	り 組 to	り 組 t
		西関宿地点						下久保 ダム						む 方			む 方	む 方	む 方
		大芦川取水 放流工地点						湯西川 ダム						流域			流域	流域	流域
		清洲橋地点						湯西川 ダム						全 体			全 体	全 体	全 体
	ケース1-2	乙女地点						湯西川ダム						策 取			策 取	策 取	策 _取
		栗橋地点						利根大堰						り組			組	り 組	り 組
		西関宿地点						利根大堰						む 方			む 方	む 方	む 方
ケース1		大芦川取水 放流工地点									地下水取水			流域			流域	流域	流域
		清洲橋地点									地下水取水			全体			全体	全体	全体
	ケース1-3	乙女地点						湯西川			9073			策取			策取	策取	-73
		栗橋地点						下久保						組			組	組	策取り組
		西関宿地点						下久保						む方			む方	む方	む方
		大芦川取水 放流工地点						74			地下水取水			流			流	流	流
		放									地下水			. 域 全			域 全 (t	域全	域 全 体
	ケース1-4	乙女地点						湯西川			取水			体 で 策取			体 で 取	体 で 取	策取
		栗橋地点						利根大堰						り組			り組	り組	り組
		西関宿地点						利根大堰						む方			む方	む方	む方
		大芦川取水							治水					:#:			流	流	
		放流工地点							治水								域全	域全	流域全体で取:
7-	ー ス2	乙女地点							治水					体で取り			体 で 策取	体 で 策取	体で
		栗橋地点							治水					り組			IJ	り組	り組
		西関宿地点							治水					む			組むす	む	む
		大芦川取水						湯西川	7477					方流			方流	方流	方 流 域
		放流工地点 清洲橋地点						ダム 湯西川						流 域 全			流域全	流 域 全	域全体
_	- ス3	乙女地点						ダム 湯西川						体がで			体	体	体 で 策取
.,-	^,,	栗橋地点						ダム	発電					りり			策取り	策取り	IJ
									発電					組む			組む立	組む	組む
-		西関宿地点 大芦川取水							光电					方流	4G ±±		方流	方流	方流
		放流工地点												域	振替		域	域	域
	7.4	清洲橋地点						湯西川						全体で	振替		全体で	全体で	全体で
7-	ース4	乙女地点						ダム						策取り	振替		策取り	米取り	で 策取 り
		栗橋地点												組 む	振替		組 む	組 む	組 む
		西関宿地点												方	振替		方	方	方

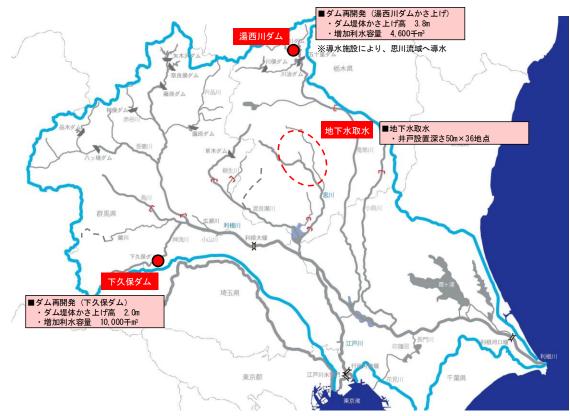


図4.3-38 【ケース1-3】地下水取水による新規利水対策案の概要

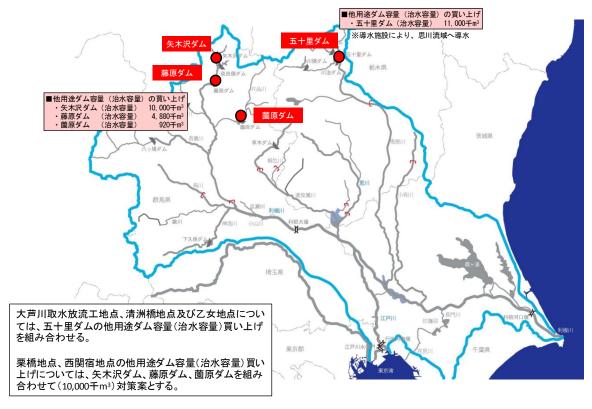


図 4.3-39 【ケース 2】他用途ダム容量(治水容量)の買い上げによる新規利水対 策案



図 4.3-40 【ケース 3】他用途ダム容量(発電容量)の買い上げによる新規利水対 策案

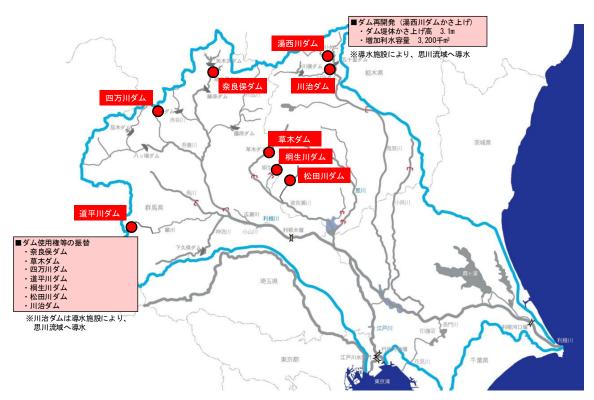


図 4.3-41 【ケース 4】ダム使用権等の振替による新規利水対策案

4.3.6 利水参画者等への意見聴取結果

(1) 概略評価による新規利水対策案の抽出(案)に対する意見聴取 新規利水対策案については、検証要領細目に基づき、利水参画者等に対して 意見聴取を実施した。

概略評価により抽出した新規利水対策案は表 4.3-25 のとおりである。

表 4.3-25 概略評価により抽出した新規利水対策案

ダム案		点 ダム	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外貯 留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間 導水	(9) 地下水 取水	(10) ため池 (新設)	(11) 海水 淡水化	(12) 水源林 保全	(13) ダム 使用権	(14) 既得水理 合理化	(15) 渴水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用
ダム案	流工地点	放 思川開発 事業 思川開発											流域全			流域全体で取り組む	策域全体で取り組む方	流域全体
ダム案	清洲橋地点	事業											体					体
	乙女地点	思川開発事業											策り組む					策の知り組む方
	栗橋地点	思川開発事業																
	西関宿地点	争来											方			方		
	大芦川取水 放流工地点									地下水 取水			流域			流域	策域全体で取り組む方	流域
	清洲橋地点									地下水 取水			全 体			全 体		域全体で取
ケース1 ケース	【1-3 乙女地点						湯西川ダム						策り組む方			策で取り組む方		
	栗橋地点						下久保 ダム											り 組
	西関宿地点						下久保 ダム											む 方
	大芦川取水 放流工地点							治水					流域			流域全体で取	流域全体で取	流域
	清洲橋地点							治水					全体					流域全体で取
ケース2	乙女地点							治水						策取				
	栗橋地点							治水					組		り 組	組	組	
	西関宿地点							治水					む方			む 方	む 方	む 方
	大芦川取水 放流工地点						湯西川						策り組			流	流域全体で取っ	流域全体
	清洲橋地点						湯西川									域 全 体		
ケース3	乙女地点						湯西川									策取		策取り
	栗橋地点						74	発電							組	り組	り組	
	西関宿地点							発電					む方			む方	む方	む方
	大芦川取水 放流工地点												流	振替		流	流	流
	清洲橋地点												域 全 体	振替		域全体で取り組	域全	域全体で取り組
ケース4	乙女地点						湯西川						年で策取	振替			体 で 取	
	栗橋地点						ダム						り組	振替			り組	
	西関宿地点												起む方	振替		起む方	む方	起む方

(2) 利水対策案に対する意見聴取先

利水対策案について、以下の思川開発事業の利水参画者、関係河川使用者(利水対策案に関係する施設の管理者や関係者)及び利水対策案を構成する施設が所在する関係自治体に対して意見聴取を行った。意見聴取先は表 4.3-26 のとおりである。

表 4.3-26 利水対策案に対する意見聴取先

都県名	市町名
茨城県	
	古河市
	五霞町
栃木県	
	鹿沼市
	小山市
	足利市
	佐野市
	日光市
	宇都宮市

都県名	市町名
千葉県	
群馬県	
	中之条町
	富岡市
	高崎市
	桐生市
	藤岡市
埼玉県	
	神川町
東京都	

団体名
北千葉広域水道企業団
東京電力株式会社

(3)意見聴取結果

意見聴取結果を以下に示す。

1)新規利水対策案・・・ダム【思川開発】

- ・思川開発事業は昭和39年の予備調査開始以来、長期間にわたり水源地域 の住民の多大なる協力の下に進められてきたものである。検証作業を早 期に終結させ、本体工事に着手し、一刻も早い思川開発事業の完成を求 める。(栃木県)
- ・思川開発事業では、地元住民らが長い年月をかけ協議をし、苦渋の決断 の末に移転が完了した。

しかし、ダム検証により本体工事に着工できないため、本体工事に関連する水源地域や取水導水地域の生活再建整備事業が遅れ、地域住民は不安を募らせている。

地域住民の心情にも配慮いただき、早期に検証作業を完了されることを 要望する。(鹿沼市)

- ・思川開発事業は、当企業団にとって利水上必要な事業であることから、 十分な検証を行い、コスト縮減を図るとともに速やかにダム本体工事に 着手されるよう要請する。(北千葉広域水道企業団)
- ・採用すべき案であり、早期完成を要望する。(茨城県)
- ・採用すべき案であり、早期に検証を終わらせ本体工事に着手することを 要望する。(古河市)
- ・検証をすみやかに終了させ、一日もはやく事業を完了させること。 徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること。(東京都)
- ・意見なし (五霞町)

なお、以下の利水関係者からは意見を頂いていない。

小山市、足利市、佐野市、日光市、宇都宮市、千葉県、群馬県、中之条町、富岡市、高崎市、桐生市、藤岡市、埼玉県、神川町、東京電力株式会社

2) 新規利水対策案・・・地下水取水

- ・関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱で定める保全地域や観測地域である県南地域においては地盤沈下が継続しているので、周辺地域での地下水採取量の増大は地盤沈下が危惧される。また、本県は将来にわたり安全な水道水の安定供給を確保する観点から、表流水を確保するため利水参画しており、地下水取水案は対策案となり得ない。(栃木県)
- ・本市は、過去に行った地下水調査の結果から、水道部門における地下水 の適正利用量を定めており、ダムの利水量振り替えのために、これを越 える地下水取水を行う対策案は認められない。(鹿沼市)

なお、以下の利水関係者からは意見を頂いていない。

茨城県、古河市、五霞町、小山市、足利市、佐野市、日光市、宇都宮市、千葉県、群馬県、中之条町、富岡市、高崎市、桐生市、藤岡市、埼玉県、神川町、東京都、北千葉広域水道企業団、東京電力株式会社

- 3)新規利水対策案・・・ダム再開発(かさ上げ)【下久保ダム、湯西川ダム】
 - ・下久保ダムのかさ上げにより、以下のような影響が懸念されるところであり、詳細な検討に入る際には、当市への密な連絡と、これらの影響を 慎重に検討して頂きたい。(藤岡市)
 - ▶ ダムを活用した地域活性化への影響(ダムや湖面を利用した様々な地域活性化策を進めているところであり、これら事業への影響が懸念される。)
 - ▶ 湖面利用者への影響(漁業協同組合やボート組合が釣りやボート遊びなどに利用しており、これら利用への影響が懸念される。また、下久保ダムのかさ上げを実施する場合には、周辺への影響が大きいことから、八ッ場ダムと同等な周辺整備を実施して頂きたい。さらに、下久保ダムの下流周辺の譲原地区は、地すべり防止区域に指定されていることから、この地域の安全対策も十分に検証していただきたい。)
 - ・下久保ダムは完成から約50年経過していることから、老朽化の進む既設 ダムの安全性評価、施工方法、施工期間中の貯水運用計画とダムの安定 性等、改修工事に伴う課題について詳細な検討が必要であると考えます。 また、下久保ダム左岸(藤岡市譲原地先)の南向き斜面は地すべり地形 となっており、直轄地すべり対策事業が継続中であることから、地下水 位の変動や貯水量の増加などの周辺環境に影響を及ぼすダムの嵩上げ工 事は、甚大な災害を引き起こすことが懸念されます。下久保ダム周辺は、 ダム周辺には神流湖を見下ろす冬桜が有名な城峰公園や国指定天然記念 物の三波石峡があり、観光拠点であることからダム嵩上げ工事による自 然環境や地域社会に与える様々な影響の調査とその対策についても検討 するよう要望します。その他、町内において「工事実施にあたっては現 状と同様に大型バス(観光バス)の通行を確保してもらいたい」、「現状 でも右岸側(神川町矢納地先)は浸水の可能性があるのに、ダムの嵩上 げにより今以上に水位が上がるのは心配だ」、「嵩上げ工事よりもダムの 堆積土砂を除去した方が、効果があると思う」など様々な意見もあるこ とから、計画の推移や事業の推進に際しては、関係自治体や周辺住民へ の情報提供と協議をお願いします。(神川町)
 - ・下久保ダムかさ上げによる水圧増加により、設計水圧を調査するため発 電施設の改造が必要となり、多大な費用が必要となるため、認められな い。下久保ダム流域の冬期降雪量は少ないため、雪解け水でダム貯水位

が上がることは期待できない。利水容量を増量した場合において、夏期 需要の前に必要な貯水量を確保できるか疑問がある。(群馬県)

- ・下久保ダムかさ上げ案には、施工方法や工事中のダム運用等の具体的な 記載がなく、既存の利水者の取水や費用負担等への影響が不明確である ため、具体的な検討に際しては、既存の利水者に影響がないよう計画す るとともに、計画が具体化された場合には、関係者との協議・調整を十 分に行うこと。(東京都)
- ・湯西川ダムのかさ上げについて(湯西川ダムは、平成 16 年 10 月には下流利水者の水需要減により、ダム高を 130m から 119m に変更した経緯があり、再度の変更となる。平成 24 年度に完成したばかりのダムであり、観光事業が軌道に乗りつつあるなど、地元住民の生活再建を進めている中で、地元住民の生活に負担を強いるかさ上げについて、受け入れることは困難である。)(日光市)
- ・導水施設による思川流域への導水について(平成12年に大谷川からの取水を取りやめた経緯があり、新たな地元調整が必要となる案は受け入れられない。)(日光市)
- ・湯西川ダムは完成したばかりであり、新たな地元調整が必要となる案は 受け入れられない。(栃木県)
- ・湯西川ダムかさ上げに伴う、当該事業による建設、維持管理に係る新たな負担金は認められない。また、水利権に基づく取水への影響についても認められない。(宇都宮市)

なお、以下の利水関係者からは意見を頂いていない。

茨城県、古河市、五霞町、鹿沼市、小山市、足利市、佐野市、千葉県、中之 条町、富岡市、高崎市、桐生市、埼玉県、北千葉広域水道企業団、東京電力 株式会社

- 4) 新規利水対策案・・・他用途ダム容量(治水容量)【矢木沢ダム、藤原ダム、薗原ダム、五十里ダム】
 - ・奥利根流域に設置されている矢木沢ダム、薗原ダム、藤原ダムの洪水調 節効果は、ダム下流域全川に及んでいる。現状の利根川では、治水安全 度が不足しており、その向上に努めている中、代替措置なく、既設の治 水容量を減らして利水容量に振り替えることは容認できない。(群馬県)
 - ・治水容量の買い上げ案については、治水安全度の低下を招くことのない よう、治水への影響も併せて検討する必要がある。(埼玉県)
 - ・災害リスクが高まっている状況において、現在の治水安全度が低下する 案は、受け入れられない。(栃木県)
 - ・治水安全度の低下につながることから、容認できない。(日光市)

・抽出されている代替案の中に、『他用途ダム容量(治水容量)買い上げ』 とあるが、治水上必要な機能を確保することも重要であると考える。治 水計画との整合を確実に図ったうえで、詳細検討を進めていただきたい。 (東京都)

なお、以下の利水関係者からは意見を頂いていない。

茨城県、古河市、五霞町、鹿沼市、小山市、足利市、佐野市、宇都宮市、千葉県、中之条町、富岡市、高崎市、桐生市、藤岡市、神川町、北千葉広域水 道企業団、東京電力株式会社

- 5) 新規利水対策案・・・他用途ダム容量(発電容量)【矢木沢ダム、須田貝ダム、丸沼ダム】
 - ・対策案④に示す「他用途ダム容量の買い上げ」(矢木沢ダム発電容量、須田貝ダム発電容量、丸沼ダム発電容量)は、当社事業運営のほか、社会的影響が大きく、以下の理由より、当社は標記対策案とすることに応じかねます。(東京電力株式会社)

「理由〕

- ▶ 水力発電は、純国産の再生可能エネルギーであり、電力のベースロード電源の役割を果たしている。また、環境面においても CO₂を発生しないクリーンエネルギーとして重要性が非常に高い。
- ➤ 「水力発電容量の買い上げ」を対策案とした場合、電力安定供給のため、減少電力に対しては、火力発電の新増設による代替電源を確保する必要があり、CO₂排出量の増加が懸念される。
- ➤ 国のエネルギー政策では、2030 年度のエネルギーミックス達成に向けて、2016 年度からのエネルギー供給構造高度化法の新基準について、 非化石電源の発電電力量比率目標を原則 44%以上とすることを検討しており、化石燃料に依存しない電力の確保が求められている。
- ▶ 以上より「水力発電容量の買い上げ」を標記事業の対策案とすることは、「電力安定供給」、「環境対策」、「エネルギー政策」など、当社事業運営のほか、広く社会に与える影響が大きく、選択肢として適切ではないものと思料される。

なお、以下の利水関係者からは意見を頂いていない。

茨城県、古河市、五霞町、栃木県、鹿沼市、小山市、足利市、佐野市、日光 市、宇都宮市、千葉県、群馬県、中之条町、富岡市、高崎市、桐生市、藤岡 市、埼玉県、神川町、東京都、北千葉広域水道企業団

- 6) 新規利水対策案・・・ダム使用権等の振替【奈良俣ダム、草木ダム、松田川ダム、桐生川ダム、四万川ダム、道平川ダム、川治ダム】
 - ・新田山田水道は、奈良俣ダムに 0.35m³/s の使用権を持っており、このうち、0.194m³/s が暫定水利権として許可されているが、残りの 0.156m³/s は未許可となっている。この未許可分は、受水市町村との協定に基づき必要とされている権利であることから、振り替えは認められない。(群馬県)
 - ・ダム使用権の振替については、本県が参画している奈良俣ダム・草木ダムについて、本県のダム使用権からの振替はできないものと考えている。 (埼玉県)
 - ・地下水の水質汚染により、必要な水量や水質が確保できなかった場合に 備え、ダム使用権については、当面現状のまま保持していく考えであり ます。(足利市)
 - ・危機管理上、耐震化等を優先して施設整備をしているが、今後、ダム使 用権による取水を計画しているので、現状のまま保持していく。(佐野市)
 - ・本市では、現在桐生川ダムの貯留権(0.4m³/s)を使用する新規浄水場の 建設に着手しているため使用権の振替は考えておりません。(桐生市)
 - ・ダム開発による水道用水は、町が必要として確保したものであります。現在使用するために許可申請中であり、使用権の振替には応じられません。(中之条町)
 - ・必要な水道水源として確保したものであり、振替はできません。(高崎市)
 - ・ダム使用権は、将来推計により設定した数値であり、市民の財産として 将来も必要なものなので、ダム使用権の振替は考えられない。(富岡市)
 - ・川治ダムの使用権は、将来の産業振興や、工業用水供給などのために必要であり、振り替えることはできない。

松田川ダムの施設管理者としては、使用権者の判断に委ねる。(栃木県)

なお、以下の利水関係者からは意見を頂いていない。

茨城県、古河市、五霞町、鹿沼市、小山市、日光市、宇都宮市、千葉県、 藤岡市、神川町、東京都、北千葉広域水道企業団、東京電力株式会社

- 7) 新規利水対策案・・・対策案全般に対する意見
 - ・いずれの案も、具体的な費用や完成時期が示されておらず、実現性に乏しい案である。コスト面、時間面からも、思川開発事業以外の案は考えられない。(茨城県)
 - ・示された対策案は、ダム案と比較して、大幅なコストの増加が見込まれるとともに、新たなる関係者との調整などにより、完成まで相当な期間を要することが明らかであり、ダム案以外の案は受け入れられない。(栃

木県)

- ・②~⑤:思川開発事業の代替とするならば、完成までの期間及び財源措置を含めた利水参画者の実負担額は、現計画における条件の範囲内であることが前提となるが、工期・コスト等の点で課題は多いものと考えられる。(北千葉広域水道企業団)
- ・いずれの対策案も①に比べてコストの増大が見込まれるものや、新たな 地元調整、関係者との合意形成に相当な時間を要すると思われるもので あることから、適当ではないと考える。(鹿沼市)
- ・②~⑤コスト面及び時間面からも、実現性に乏しいと思われる。(古河市)
- ・対策案の検討に際しては、事業の効果や実現性等について、十分配慮するとともに、利根川・江戸川河川整備計画や、既存施設の利水参画者に影響を及ぼすことのないよう、慎重に評価するようお願いしたい。(千葉県)
- ・②については、コストが示されているので、①の方が②より良いと判断します。③④⑤については、コストが示されていないので判断できかねますが、今後、安全度・コスト・実現性等を検討し、検証を進めていただきたい。(小山市)
- ・いずれの対策案についても、概算事業費(②を除く)、利水負担及び工期が示されておらず、いずれが最適か検討することは困難である。 今後、各対策案の比較検討に当たっては、概算事業費、利水負担及び工期等について示すことが必要と考える。(埼玉県)

なお、以下の利水関係者からは意見を頂いていない。

五霞町、足利市、佐野市、日光市、宇都宮市、群馬県、中之条町、富岡市、 高崎市、桐生市、藤岡市、神川町、東京都、東京電力株式会社

(参考)

対策案	対策
1	南摩ダム
2	地下水取水+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ+下久保ダムかさ上げ)
3	他用途ダム容量買い上げ(矢木沢ダム治水容量+藤原ダム治水容量+薗原ダム治水容量+ 五十里ダム治水容量)
4	他用途ダム容量の買い上げ(矢木沢ダム発電容量+須田貝ダム発電容量+丸沼ダム発電容量)+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)
(5)	ダム使用権等の振替(奈良俣ダム、草木ダム、川治ダム、四万川ダム、道平川ダム、桐生川ダム、松田川ダム)+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)

4.3.7 意見聴取結果を踏まえた概略評価による新規利水対策案の抽出

利水参画者等への意見聴取結果を踏まえて、新規利水対策案を抽出した。意見聴取結果を踏まえた抽出の内容は、表 4.3-27 のとおりである。

表 4.3-27 利水参画者等への意見聴取結果を踏まえた概略評価による新規利水対策 案の抽出結果

7	z	利水基準地点	ダム (1)	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外貯 留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間 導水	(9) 地下水 取水	(10) ため池 (新設)	(11) 海水 淡水化	(12) 水源林 保全	(13) ダム 使用権	(14) 既得水理 合理化	(15) 渴水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用	不適当と考えられ る評価軸とその内 容
		大芦川取水 放流工地点	思川開発 事業											流域			流域	流域	流域	
		清洲橋地点	思川開発 事業											. 域 全 体で			全 全 体 で 取 取	全体	全体で取り組む方策	
ø	ム案	乙女地点	思川開発 事業											ĦΦ						
		栗橋地点	思川開発 事業											. り 組 む			組む	組む		
		西関宿地点	思川開発 事業											方 策			方策	方策		
		大芦川取水 放流工地点									地下水 取水			流域			流域	流域	流域全体で取り	
		清洲橋地点									地下水 取水			. 域 全 体 で			全体	全体		
ケース1	ケース1-3	乙女地点						湯西川						取			で 取 り	で 取 り		
		栗橋地点						下久保 ダム						り 組 む			組むむむ	組む		
		西関宿地点						下久保 ダム						方策			方策	方策	方策	
	•	大芦川取水 放流工地点							治水					流域	域 全 体		流流域域域		流域全体で取り組む	
		清洲橋地点							治水					全体			全体	全 体 で 取 取		
7	ー ス2	乙女地点							治水					で取り						
		栗橋地点							治水					む	り組む方策		組む	組 む		
		西関宿地点							治水					方策			方 方 策	方策	方策	
		大芦川取水 放流工地点						湯西川						流			流域	流域	流域全体で取	・発電容量の買い 上げに対し、発電
		清洲橋地点						湯西川						域全体			安全体で取り組む	域全体で取り組む方策		事業者に当該案に 対する意見を聴い たところ、「多くの発
4	- ス3	乙女地点						湯西川						で取	で取					ただい、 を を を を を を を を を を を を を
		栗橋地点							発電					り 組 む					り 組 む	
		西関宿地点							発電					方策			方策		方策	
	ケース4	大芦川取水 放流工地点												流	振替		流	流域	流域	
		清洲橋地点												域 全 体 で	振替		域 全 体	全体	全体	・ダム使用権等の 振替に対し、関係 利水者に当該を聴い たところ、「ダム使 用権の振替に応じ られない」 答があった。
4		乙女地点						湯西川						で取	振替		で 取 り	で 取 り	で 取	
		栗橋地点												取り組む方	振替		組	組む	り 組 られ	
		西関宿地点												方策	振替		む 方 策	方策		

4.3.8 新規利水対策案の評価軸ごとの評価

概略評価により抽出した3つの新規利水対策案について、検証要領細目に示される6つの評価軸により評価を行った。

なお、評価にあたって、新規利水対策案の名称は以下のように整理した。

表 4.3-28 新規利水対策案の名称

	面による抽出時の 水対策案の名称	評価軸ごとの評価時の 新規利水対策案の名称
ダム案		ダム案
ケース 1-3	水単価が 500 億円未 満の代替案を組み合 わせた対策案	地下水取水+ダム再開発案
ケース2:	他用途ダム容量(治水 容量)買い上げによる 対策案	治水容量買い上げ案

表 4.3-29 思川開発検証に係る検討 総括整理表(新規利水)

表 4.3-30 思川開発検証に係る検討 総括整理表(新規利水)

指する形式 (П	新規利水対策案と実施内容の概要		地下水取水+ダム再開発案	治水容量買い上げ案
音等の能力の発達しはどうか	1010	作の考え方	思川開発事業(南摩ダム)	地下水取水、ダムかさ上げ(湯西川ダム、下久保ダム)	他用途ダム (治水容量)の買い上げ
「国際国际 (育者等の協力の見通しはどうか	こ土地所有者等の御理解・御協力を アレている。一部の未買収地(6ha)	【地下水取水】 ・地下水取水及び導水施設の用地の買収等が必要となるため多くの土地所有 ・地下が取水及び導水施設の用地の買収等が必要となるため多くの土地所有 有学のの高が必要である。なお、土地所有者及び関係機関等に説明等を 行っていない。	(治水容量買い上げ) ・下流河道の治水代替(河道掘削)により追加の用地取得が必要となる。
・ 通過行うの関係するの原金の発達しはどうか				(湯西川ダム・下久保ダムかさ上げ】 ・周辺用地(山林等)の所有者等との調整は未実施である。	
・製川開発は、漁業関係者との関係の日度は ・製川開発は、漁業関係者との関係の日度は ・製川開発は、漁業関係者との関係の日度は ・製川開発は、1.0.0。		・関係する河川使用者の同意の見通しはどうか	同意している。		(治水容量買い上げ】 ・河川を管理する群馬県及び栃木県の同意が必要である。
 ●その他の関係者との顕著の見過しはどうか ・思川開発は、進業関係者との顕著が必要となる。 「関係を対域からに、地子が採取量の増大により機能が下がを指さり減業に ない。		●発電を目的として事業に参画している者への影響の程度は どうか			
・ (漫画川 ダムやさ上げ) ・ マムから上げ、 ・ (漫画川 ダムかさ上げ) ・ 大者による対応方針等の決定を要け、本体工事及び導大路工事の公告から、現場目は「おから上げによって、道路管理者との調整を実施している。 ・ 「「いんの要がある。 「「下人様のとは「こいで、道路管理者との調整を実施している。」 「「下人様の要がある。」 「「「「「「「」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「」」」 「「」」」 「」、 「」、		◆その他の関係者との調整の見通しはどうか			(治水容量質い上げ) ・関係自当体からは、現状の利根川では、治水安全度が不足しており、その向 上に努めている中、既設の治水容量を減らして、利水容量に振り替えることは 容認できない等の意見が表明されている。 ・下流可道の治水代音(河道振削)により改築が必要となる構造物の管理者 及び関係者との調整が必要である。
下久保ダムかさ上げ]	ш			(湯西川ダムかさ上げ] ・ダムかさ上げに伴う付替道路の整備について、道路管理者との調整を実施していく必要がある。 でいく必要がある。 情報を治体からは、平成24年度に完成したばかりのダムであり、新たな地元 負担を強いるダムのかえ上げこついて、受け入れることは困難である等の意 見が表明されている。	
・本省による対応方針等の決定を受け、本体工事及び導水路工事の公告から、【地下水取水】 ・0.82か3/s給水できる施設の完成まで概ね2年程度必要。 ・これに加え、事業用地の所有者、関係機関、周辺住民の了解を得るまでの ・ 現間が必要。 ・ 1 は、 1 ま では、 2 ま に 現 は 1 ま に 現 は 1 ま に 現 は 1 ま に 現 は 1 ま に 取 は 2 に な 2 に な 2 に な 3 に な 3 に な 3 に な 3 に な 3 に な 3 に な 4 に な 4 に な 4 に な 5 に な 5 に な 5 に な 5 に な 5 に な 4 に な 5				「下久保ダムかさ上げ」 ・ダムかさ上げこ伴う付替道路の整備について、道路管理者との調整を実施していく必要がある。 ・関係自治体からは、ダムかさ上げによる工事により環境が変化し、自然環境 や地域活性化に影響を及ぼす懸念がある等の意見が表明されている。	
(湯西川ダム・下久保ダムかさ上げ) ・常年海水位が高くなるとによる場体の補強工事が必要。非洪水朝に施工 するため、完了までに頼わ14年程度必要。 ・プルに加え、事業用地の所有者、関係機関、周辺住民の了解を得るまでの 期間が必要。 ・現行法制度のもとで本業を実施することは可能である。 ・現行法制度のもとでケース1-3を実施することは可能である。 ・現行法制度のもとでケース1-3を実施することは可能である。 ・現行法制度のもとでケース1-3を実施することは可能である。 ・現行法制度のもとでケース1-3を実施することは可能である。		●事業期間はどの程度必要か	を受け、本体工事及び導水路工事の公告から 。	水できる施設の完成まで概ね2年程度必要。 事業用地の所有者、関係機関、周辺住民の了解を得るまでの	(治水容量買い上げ) 治水容量買上に伴い、治水代替施設の整備(河道改修)及び、常時満水位 が高ぐなることによる堤体の補強工事が必要。 ・治水代替施設の整備(河道改修)は堤体補強工事者手削に完了している必 エルナット
か ・現行法制度のもとで本案を実施することは可能である。 ・現行法制度のもとでケース1-3を実施することは可能である。 ・ ・技術上の観点から実現性の隘路となる要素(はない。 (地下水取水) ・他に影響を与えない揚水量とする必要があるため、現地における十分な調査が必要。					タカルの ・「おんご加ス、事業用地の所有者、関係機関、周辺住民の了解を得るまでの 期間が必要。
・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。 ・他に影響を与えない揚水量とする必要があるため、現地における十分な調査 が必要。		→法制度上の観点から実現性の見通しはどうか	・現行法制度のもとで本業を実施することは可能である。	・現行法制度のもとでケース1-3を実施することは可能である。	・現行法制度のもとでケース2を実施することは可能である。
		技術上の観点から実現性の見通しはどうか	・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。	【地下水取水】 ・他に影響を与えない揚水量とする必要があるため、現地における十分な調査 が必要。	・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。

表 4.3-31 思川開発検証に係る検討 総括整理表(新規利水)

継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理によ)持続可能である。	治水容量買い上げ】 既存女人の失われる洪水調節機能の代替措置を講ずる必要がある。 下源河道の治水代替(河道掘削)により追加の用地取得が必要となる可能 生がある。	・地域振興に対する新たな効果は想定されない。	(治水容量買い上げ】 既存ダムの洪水調節効果が失われる地域住民の十分な理解、協力を得る 必要がある。
「下水枯渇」「対する維練的な監視や観測が必要。 こる大量の地下水取水は、周辺の地下水利用や周辺地端への れる。		-	【地下水取水】 ・取水地点近後での利用が前提であるが、現在以上に地下水に依存すること が困難な地域がある。 ・ないなくなくなりませんがとけり ・登地は下流域であるため、かさ上げて影響する地域住民の十分な理解、 協力を得る必要がある。
・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理によ「「リ持様可能である。	・潜水の影響等による地すべりの可能性が予測される箇所については、地す [こくり対策が必要 [ごなる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ダム周辺を新たな観光資源とした地域振興の可能性がある一方で、フォロー [17・アップが必要である。 「ここで、アップが必要である。 「ここに	
かたって持続可能といえるか	●事業地及びその周辺への影響はどの程度か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地域振興に対してどのような効果があるか	・ 地域間の利害の衡平への配慮がなされているか・ ・・ ・
	・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な権持管理によ「他下水取水」 ・地線が下、地下水枯渇に対する継続的な監視や観測が必要。 ・長期間にわたる大量の地下水取水は、周辺の地下水利用や周辺地線への 影響が懸念される。	・ 雑誌的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理によ「地下水取水」 ・ 地域で、地下水和に対する維続的な監視や観測が必要。 ・ 中期間にかたる大量の地下水取水は、周辺の地下水利用や周辺地盤への ・ 影響が懸念される。 ・ 「最新間にかたる大量の地下水取水は、周辺の地下水利用や周辺地盤への ・ 影響が懸念される。 ・ 「基木の影響等による地すべりの可能性が予測される箇所については、地す「地域で下による周辺構造物への影響が懸念される。 ・ 「周辺の井戸が涸水る可能性がある。 ・ 「周辺の井戸が涸水る可能性がある。 ・ 「周辺の井戸が辺水とかり、観光事業が軌道に乗りつつある 「一部近の井戸が涸水る可能性がある。)・ 「一部近の井戸が涸水る可能性がある。)・ 「一部近の井戸が涸水る可能性がある。)・ 「一部位の 「一部位) 「一部域) 「一部位) 「一部	- 機械の応といえるか - 機械的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理によ [地下水配水] - 地球がの定規や観測が必要。 - 機械的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理によ [地下水面に対したる大量の地下水面がは、周辺の地下水面に対してある。 - 場別間に対したる大量の地下水面がは、周辺の地下水面に対し、 - 場別間に対したる大量の地下水面がは、周辺の地下水面に対してあるが、 - 場別間に対したる大量の地下水面がは、周辺の地下水面に対してあるが、 - 場別に対してとのようなの影響が極きされる。 - 場別に対してとのような効果があるか - 海型がが必要になる。 - ・ 一部がでは - 1 に対しながします - 1 に対します - 1 に対しまます - 1 に対しままままます - 1 に対しままままままます - 1 に対しままままままままままままままます - 1 に対しまままままままままままままままままままままままままままままままままままま

表 4.3-32 思川開発検証に係る検討 総括整理表(新規利水)

	上	1			
	実施においては、またの概要	ダム案	地下水取水+ダム再開発案	治水容量買い上げ案	
ijilo	東価軸と評価の考え方	思川開発事業(南摩ダム)	地下水取水、ダムかさ上げ(湯西川ダム、下久保ダム)	他用途ダム(治水容量)の買い上げ	
	水環域に対してどのような影響があるか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ダム完成後のダム下流への影響について、シミュレーション結果によると、水【湯西川ダム・下久保ダムかさ上げ 温については予水及び温水放流が生に各時期があると予測される。 ・かっため、影響の低減を図る選択取水設備の環境保全措置を講じる必要が、れる。 ある。 され、濁り、富栄養化、溶存酸素量についてはダム建設前後の変化が小さい と予測される。	下久保ダムかさ上げ】 リ腎水池の回転率が小さくなるが、その影響は限定的と考えら	【治水容量買い上げ】 ・集時満水位上昇により貯水池の回転率が小さくなるが、その影響は限定的と 考えられる。	
	●地下水位、地盤洗下や地下水の塩水化Iこどのような影響が あるか	 ●地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響が、利水参画者の計画とおり地下水吸水が表流水取水に転換されれば、地下水「地下水取水があるか、物でな地下水のもあか、 ・物でな地下、かんでおおった。 ・場水路回、一部地域で地下水の低下の可能性があると考えられる。この・国際自治体、上級、地下水への影響の低減を図るよう環境保全措置を講じる必要がある。 を確保するたといる。 いる。 	【地下水取水】 ・新たな地下水取水は、地盤次下を起こすおそれがある。 ・開係自治体からは将来にわたり安全な水道水を確保する製点から、表流水 を確保するため、地下水取水薬は対策薬となり得ないとの意見が表明されて いる。	・地下水位等への影響は想定されない。	
職を発売し		・2.10km [†] (基水面積) ・動植物の重要な種について、生息地の消失や生息環境への影響を受けると 予測される種があるため、専門家の意見を聴きながら必要に応じて環境保全 措置を講じる必要がある。	・動植物の生息・生育環境等への影響は想定されない。	・動植物の生息・生育環境等への影響は想定されない。	
	no.i	化等が生じる可能性が考えられる。 ダムの流域面積は約1%であること ど考えられる。)	・既設ダムを活用する対策業であり、現状と比較して土砂流動への影響は小さいと考えられる。	戦設ダムを活用する対策業であり、現状と比較して土砂流動への影響は小さ・既設ダムを活用する対策業であり、現状と比較して土砂流動への影響は小さいと考えられる。 いと考えられる。	
	●景観、人と自然との豊かなふれあいこどのような影響があるるか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<td>・主要な眺望点や景観資源が毒業実施区域から離れているため改変による影 [湯西川ダム・下久保ダムかさ上げ] 響はないと考えられる。 ・人と自然との触れ合いの活動の場への影響は限定的と考えられる。</td><td>【湯面川ダム・下久保ダムかさ上げ】 ・ 淡面の上昇による景観の変化がある。</td><td>【治水容量買い上げ】 ・湖面の上昇による景観の変化がある。</td><td></td>	・主要な眺望点や景観資源が毒業実施区域から離れているため改変による影 [湯西川ダム・下久保ダムかさ上げ] 響はないと考えられる。 ・人と自然との触れ合いの活動の場への影響は限定的と考えられる。	【湯面川ダム・下久保ダムかさ上げ】 ・ 淡面の上昇による景観の変化がある。	【治水容量買い上げ】 ・湖面の上昇による景観の変化がある。	
	●CO2排出負荷はどう変わるか・	・送水時のポンブ使用による電力増に伴いCO2排出負荷が増加する。	【地下水取水】 ・地下水取水はボンブ使用による電力増に伴い002排出量が増加する。	・602排出負荷の大きな変化は想定されない。	

4.4 流水の正常な機能の維持の観点からの検討

4.4.1 河川整備計画における流水の正常な機能の維持の目標

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】では、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、利水の現況、動植物の保護・漁業、水質、景観、舟運、塩害の防止等を考慮し、栗橋地点においてはかんがい期に概ね 120m³/s、非かんがい期に概ね 80m³/s を流水の正常な機能を維持するため必要な流量とし、これらの流量を安定的に確保するよう努める」こととしている。

思川圏域河川整備計画では、「河川水の利用は、多くが沿川の農業用水に利用されていますが、関係機関と連携を図りながら限りある水資源の有効かつ適正な利用の促進を図ります。また、流水の正常な機能を維持するために、今後も流況等の把握に努めます。」とされている。

検討にあたっては、流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想 定している目標と同程度となる目標流量について、平成27年10月に栃木県と 確認し、以下の値とした。

・南摩ダム地点 : 概ね 0. 1m³/s (0. 1m³/s)
・大芦川取水放流工地点: 概ね 1. 3m³/s (1. 0m³/s)
・大芦川下流基準地点 : 概ね 2. 6m³/s (1. 5m³/s)
・黒川取水放流工地点 : 概ね 1. 0m³/s (0. 7m³/s)
・黒川下流基準地点 : 概ね 2. 1m³/s (1. 3m³/s)
・清洲橋地点 : 概ね 5. 4m³/s (3. 1m³/s)
・乙女地点 : 概ね 3. 0m³/s (2. 3m³/s)

※()内の数値は非かんがい期の流量

複数の流水の正常な機能の維持対策案は、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】及び思川圏域河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。



図 4.4-1 利水 (流水の正常な機能の維持) 基準地点模式図

4.4.2 複数の流水の正常な機能の維持対策案(思川開発事業を含む案)

複数の流水の正常な機能の維持対策案(思川開発事業を含む案)の検討は、 4.4.1 河川整備計画における流水の正常な機能の維持の目標で示した目標を達成することを基本とする。

現計画 (ダム案): 思川開発事業

【対策の概要】

- ・思川支川南摩川に洪水調節、流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急 水の補給を含む)、新規利水(水道用水の補給)を目的とする多目的ダム を建設する。
- ・思川支川黒川及び大芦川からの導水施設を建設する。

表 4.4-1 思川開発事業の事業費(流水の正常な機能の維持)

区分	事業費
全体事業費	1,907 億円
うち流水の正常な機能の維持	約 794 億円
残事業費	約 1,037 億円
うち流水の正常な機能の維持	約 432 億円

[※]総事業費の点検結果(案)に基づき全体事業費等を算出している。

表 4.4-2 思川開発事業の総概算コスト(流水の正常な機能の維持)

区分	総概算コスト
事業費(流水の正常な機能の維持)	約 983 億円
残事業費 (流水の正常な機能の維持)	約 621 億円

[※]総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。

4.4.3 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案(思川開発事業を含まない案)

(1)流水の正常な機能の維持対策案の基本的な考え方

検証要領細目で示されている 17 方策を参考にして、様々な方策を組み合わせて、できる限り幅広い流水の正常な機能の維持対策案を立案することとした。流水の正常な機能維持対策案検討の基本的な考え方を以下に示す。

- ・流水の正常な機能の維持対策案は、4.4.1 で示した目標を達成することを基本として立案する。
- ・立案にあたっては、検証要領細目に示されている 17 方策について、新規 利水対策案と同様に概略検討を行い、複数の流水の正常な機能の維持対策 の代替案検討及び対策案の立案を行う。

検討した代替案について次頁以降に示す。

1)河口堰

- ・河口堰上流の高水敷の掘削を行うことにより、淡水を貯留し、必要な開発量を確保する。
- ・行徳可動堰上流の高水敷にはヒヌマイトトンボが生息している。

【対象となる河口堰(江戸川水閘門、行徳可動堰)】



【河口堰による代替案の諸元】

	江戸川水閘門
	行徳可動堰
開発量(m³/s)	0. 4
水単価(億円/ m³/s)	1,500∼

- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、通年換算したものである。
- ※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。
- ※運用(供用)しながらの施工のため、概算コストは全面改築として算出している。

図4.4-2 河口堰による流水の正常な機能の維持代替案の概要

2)湖沼開発

- ・既存の湖沼で掘削等を行うことにより、必要な開発量を確保する。
- ・中禅寺湖は、日光国立公園内に位置し、日本百景に指定されている。湖畔に は重要文化財であり世界遺産にも指定されている日光二荒山神社中宮祠があ る。また、周辺は日光国立公園の特別地域に指定されている。

【対象なる湖沼開発(中禅寺湖)】



図4.4-3 湖沼開発による流水の正常な機能の維持代替案の概要

3) 流況調整河川 (鬼怒川)

- ・流況調整河川は、流況(水量の季節的特性)が異なる2 つ以上の河川を水路で結び、時期に応じて、水量に余裕のある河川から不足している河川に水を移動させ、それぞれの河川の流況を改善する。
- ・鬼怒川と思川の流況は、季節的な特性がほぼ同様である。

【対象となる流況調整河川(鬼怒川と思川を結ぶ水路)】



【鬼怒川と思川の流況(基準年S35年)】

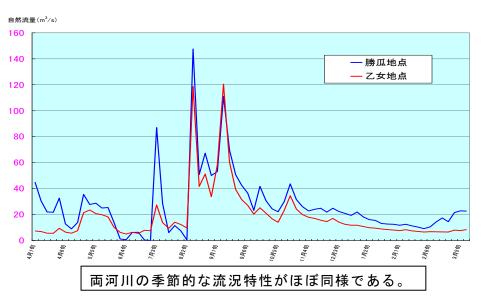


図4.4-4 流況調整河川による流水の正常な機能の維持代替案の概要

4)河道外貯留施設

- ・河道外に貯留施設(貯水池など)を整備することにより、必要な開発量を確保する。
- ・渡良瀬第二、第三遊水池については、平成24年7月にはラムサール条約に登録された。
- ・烏川沿川は地質が礫質土である。

【対象となる河道外貯留施設(渡良瀬貯水池等)】



【河道外貯留施設による代替案の諸元】

	渡良瀬	渡良瀬	白田沙田	利根川上	思川上流	思川下流
	第二調節池	第三調節池	鳥川沿川	流沿川	沿川	沿川
開発量(m³/s)	1.8	0.7	0.3	1. 0	0.5	0.7
水単価	500∼	500∼	1,000~	500~	500~	500~
(億円/m³/s)	1,000	1,000	1,500	1,000	1,000	1,000

- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、通年換算したものである。
- ※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
- ※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

図4.4-5 河道外貯留施設による流水の正常な機能の維持代替案の概要

- 5)ダム再開発(かさ上げ・掘削)
 - ・中流部の取水堰である利根大堰の高水敷の掘削及びかさ上げを行うことにより、必要な開発量を確保する。

【対象となるダム(利根大堰)】



【ダム再開発(かさ上げ・掘削)による代替案の諸元】

	利根大堰
開発量(m³/s)	3.0
水単価(億円/m³/s)	~500

- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、通年換算したものである。
- ※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
- ※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。
- ※運用(供用)しながらの施工のため、概算コストは全面改築として算定している。

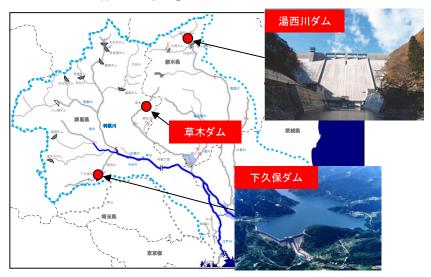
図4.4-6 ダム再開発(かさ上げ・掘削)による流水の正常な機能の維持代替案の概要

5)ダム再開発(かさ上げ)

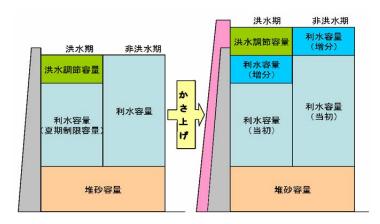
・かさ上げの可能性があるダムについて、家屋移転を発生させない高さまでか さ上げを行い、必要な開発量を確保する。

【対象となるダム (下久保ダム等)】

◇位置図



【ダムかさ上げのイメージ】



【ダム再開発(かさ上げ)による代替案の諸元】

	下久保ダム	草木ダム	湯西川ダム
開発量(m³/s)	1. 3	1.0	2. 5
水単価	~500	1,000~1,500	\sim 500
(億円/m³/s)		,	

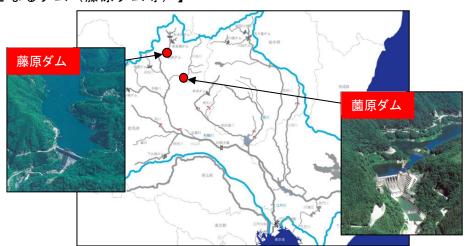
- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、通年換算したものである。
- ※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
- ※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

図4.4-7 ダム再開発(かさ上げ)による流水の正常な機能の維持代替案の概要

5) ダム再開発 (掘削)

・家屋の移転や道路、橋梁等の付け替えが発生しない程度まで貯水池内の一部 を掘削し、必要な開発量を確保する。工事の施工性、効率性を考慮し、浚渫 ではなく貯水池周辺の一部を掘削することとする。

【対象となるダム(藤原ダム等)】



【掘削イメージ】





※藤原ダム、薗原ダムの掘削範囲等 については、概略検討によるもの である。

【ダム再開発(掘削)による代替案の諸元】

	藤原ダム	薗原ダム
開発量(m³/s)	0.2	0.2
水単価(億円/m³/s)	500~1,000	1,000~1,500

- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、通年換算したものである。
- ※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
- ※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

図4.4-8 ダム再開発(掘削)による流水の正常な機能の維持代替案の概要

5) ダム再開発 (ダム間連携)

- ・利根川の豊水時に、岩本地点の余剰水を既設の群馬用水を利用して下久保ダ ムに導水することにより、必要な開発量を確保する。
- ・コスト縮減の観点から群馬用水の施設の活用を前提とする。

【対象となるダム (下久保ダム等)】





【ダム再開発(ダム間連携)による代替案の諸元】

	岩本地点から下久保ダムへの導水
開発量(m³/s)	0. 1
水単価(億円/m³/s)	1,500∼

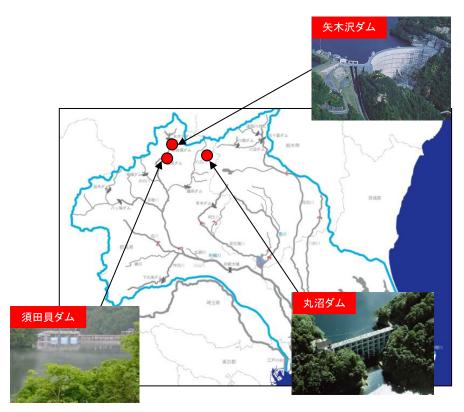
- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、通年換算したものである。 ※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
- ※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

図4.4-9 ダム再開発 (ダム間連携) による流水の正常な機能の維持代替案の概要

6)他用途ダム容量の買い上げ(発電容量)

- ・発電専用のダム容量を買い取り、必要な開発量を確保する。効率性の観点から、10,000 千 m³ 以上の発電専用容量を有する施設を対象とした。
- ・ 揚水式発電は、ピーク需要に対応して発電するという特殊性を有していること、また、貯留時に電力を必要とすることにより、新規利水対策案の候補としない。

【対象となるダム(矢木沢ダム等)】



【他用途ダム容量の買い上げ(発電容量)による代替案の諸元】

	矢木沢ダム	須田貝ダム	丸沼ダム
開発量(m³/s)	3.0	2.8	1.5

[※]上記の開発量は、概略検討によるものである。

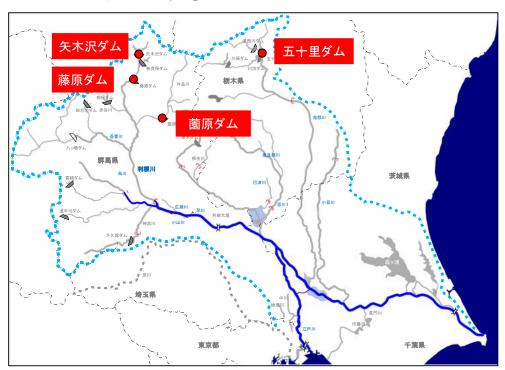
図4.4-10 他用途ダム容量の買い上げ(発電容量)による流水の正常な機能の維持 代替案の概要

[※]開発量は、通年換算したものである。

6)他用途ダム容量の買い上げ(治水容量)

- ・既設の多目的ダムの治水容量を買い上げ、必要な開発量を確保する。
- ・利水容量は年間を通して必要となることから、洪水期と非洪水期に治水容量を 有するダムを対象とする。

【対象となるダム (矢木沢ダム等)】



【他用途ダム容量の買い上げ(治水容量)による代替案の諸元】

	矢木沢ダム	藤原ダム	薗原ダム	五十里ダム
開発量(m³/s)	2.3	0.6	0. 1	1.8

[※]上記の開発量は、概略検討によるものである。

図4.4-11 他用途ダム容量の買い上げ(治水容量)による流水の正常な機能の維持 代替案の概要

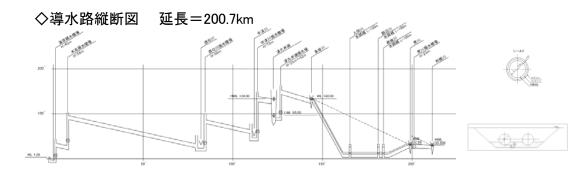
[※]開発量は、通年換算したものである。

7)水系間導水 (富士川からの導水)

・富士川水系富士川の最下流部に放流される発電に利用された流水を取水し、 利根川に導水することで、必要な開発量を確保する。

【対象となる水系間導水(富士川からの導水)】





【水系間導水(富士川からの導水)による代替案の諸元】

	富士川からの導水
開発量(m³/s)	3.0
水単価(億円/m³/s)	500~1,000

- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、通年換算したものである。
- ※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
- ※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

図4.4-12 水系間導水(富士川からの導水)による流水の正常な機能の維持代替案 の概要

- 7)水系間導水 (千曲川からの導水)
 - ・信濃川水系千曲川の流水を、吾妻川を経由して利根川に導水し、必要な開発 量を確保するものである。

【対象となる水系間導水(千曲川からの導水)】



導水路延長: 40.5km

【水系間導水(千曲川からの導水)による代替案の諸元】

	千曲川からの導水
開発量(m³/s)	3.0
水単価(億円/m³/s)	1,500∼

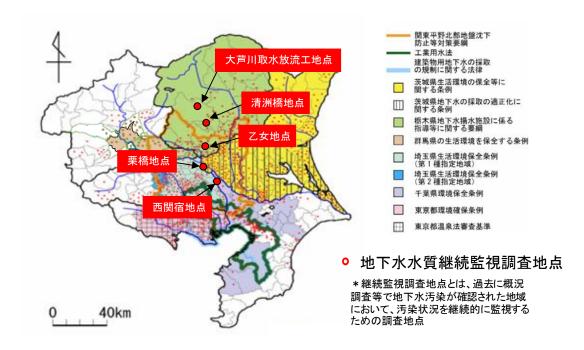
- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、通年換算したものである。
- ※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
- ※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

図4.4-13 水系間導水 (千曲川からの導水) による流水の正常な機能の維持代替案 の概要

8) 地下水取水

- ・地下水を取水し必要な開発量を確保する。
- ・流域内には「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」の保全区域及び都県の 条例による地下水取水が規制されている区域がある。

【関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱区域等】



【地下水取水による代替案の諸元】

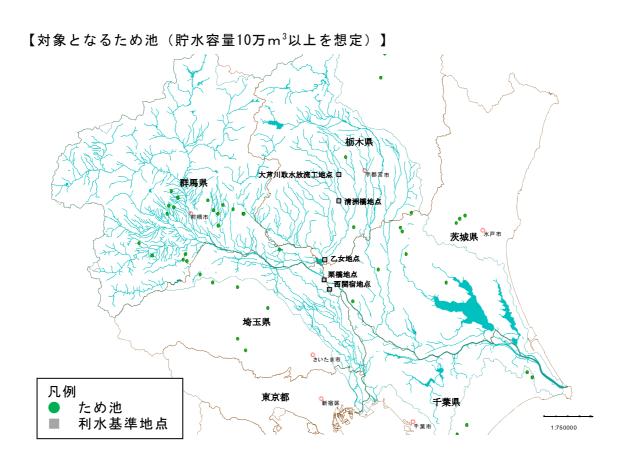
	地下水
開発量(m³/s)	
水単価(億円/m³/s)	~500

- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、必要に応じ増減する。
- ※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
- ※水単価は、2.984m³/s開発する際の概算コストを開発量で除して算出した ものである。

図4.4-14 地下水取水による流水の正常な機能の維持代替案の概要

9) ため池 (既設)

・既設の農業用のため池の非かんがい期の空き容量を、非かんがい期の水源として活用する。



【ため池(既設)による代替案の諸元等】

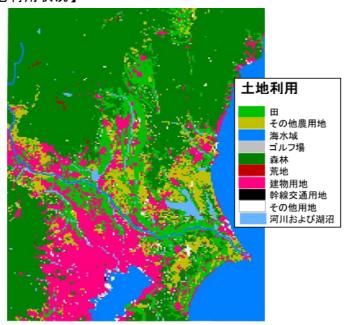
- ・かんがい期取水終了後、9月中旬~11月にため池に貯留し、12月~3月に供給し、 かんがい期の用水補給に影響を与えない4月のみの流入量で次期かんがい期ま でに容量を回復するものと想定する。
- ・上記条件で、利根川流域に存在する貯水容量10万m³以上のため池(45池)の内、 集水面積が把握可能なため池(33池)について、利根川流域の降雨特性を考慮 し、開発量を試算すると、約0.13m³/sの開発が可能である。ただし、降雨条 件により開発量は増減する。

図4.4-15 ため池 (既設) による流水の正常な機能の維持代替案の概要

9) ため池 (新設)

・ため池を新設し必要な開発量を確保する。

【利根川流域の土地利用状況】



出典:国土数値情報 土地利用3次メッシュ(国土交通省)

【ため池(新設)による代替案の諸元等】

O 1 4 M 2 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14	
	ため池 (新設)
開発量(m³/s)	_
水単価(億円/m³/s)	1,500~

- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、必要に応じ増減する。
- ※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
- ※水単価は、1m³/s開発する際の総概算コストで算出したものである。
- ※通年1m³/s を確保するためには、約31,000 千m³ の貯水容量が必要である。
- ※概略検討では、大きなため池を想定して水単価を求めているが、実際に施工するに際して地域の状況を踏まえ分散させた場合は水単価が高くなる可能性がある。

図4.4-16 ため池 (新設) による流水の正常な機能の維持代替案の概要

10)海水淡水化

- ・海水を淡水化する施設を設置し、必要な開発量を確保する。海水をろ過する際に発生する、濃縮された塩水の処理方法等について先行事例を参考に検討する。
- ・供給可能区域は下流部のみである。

【対象となる海水淡水化施設の想定】



【海水淡水化施設のイメージ】



【海水淡水化による代替案の諸元等】

	東京湾
開発量(m³/s)	1. 2
水単価(億/m³/s)	1,500~

- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、通年換算したものである。
- ※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
- ※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

図4.4-17 海水淡水化による流水の正常な機能の維持代替案の概要

4. 思川開発事業(南摩ダム)検証に係る検討の内容

11)水源林の保全

- ・水源林の土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させゆっくりと流出させるという水源林の機能を保全し、河川流況の安定化を期待する。
- ・河川流量の安定化を期待する水源林の保全は重要である。

【利根川流域における森林の分布状況】



出典:国土交通省国土数値情報(土地利用3次メッシュ)より作成

図4.4-18 水源林の保全による流水の正常な機能の維持代替案の概要

12) ダム使用権等の振替

- ・水利権が付与されていないダム使用権等を他の水利権を必要とする水利使用 者に振り替える。
- ・直轄・水機構・補助ダムにおいて、都市用水に換算して約6m³/sの水利権が付与されていないダム使用権等があり、今後ダム使用権設定者等に他者へ振り替え可能か確認するとともに、振り替え可能な場合は、その振替条件について整理する。

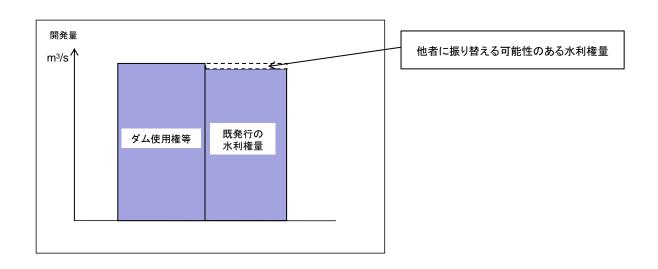


図4.4-19 ダム使用権の振替による流水の正常な機能の維持代替案の概要

- 13) 既得水利権の合理化・転用(農業用水合理化)
 - ・用水路の漏水対策、取水施設の改良等による用水の使用量の削減等により発 生した余剰水を他の必要とする用途に転用する。

【農業用水の合理化(実施済)の状況】



農業用水合理化対策事業一覧

事業名 受益 (ha)		事業主体	事業内容	事業量	事業年度	事業費	合理化水量 (余剰水量)	転用水量	
		施設名		7 414 112	(百万円)	(m³/秒)	(m ³ /秒)		
中川水系農業 水利合理化事業	9, 500	埼玉県	葛西用水路	31.6km	S43~47	2, 010	3. 166	2. 666	
県営農業用水	2, 713	埼玉県	【権現堂地区】 パイプライン整備等	1, 217ha	S47~61	8, 129	2. 871	1, 581	
合理化対策事業	2, 713	均工术	【幸手領地区】 パイプライン整備等	1, 343ha	S48~62	12, 762	2. 071	1.581	
		水公団	基幹線水路等	75.9km	S53∼H6	72, 022			
		埼玉県	西縁用水路等	9.2km	S53~63	1, 655		4. 263	
			騎西領用水路等	21.6km	S63∼H7	5, 396			
<mark>埼玉合口二期事業</mark>	15, 380	222	西縁用水路等	10.6km	S54~63	2, 174	5. 243	埼玉3.704	
			騎西領用水路等	17. 2km	S63∼H7	2, 995		東京0.849	
	± * 7	± 3	埼玉県	見沼下流	11.2km	S53~63	3, 705		
		埼玉県	見沼中流	18.5km	H1∼H7	1, 210			
cula L. L. dh. W. en	農水省	葛西用水路等	136km	H4∼15	60, 800		3. 811		
利根中央農業用 水再編対策事業		水公団	埼玉用水路等	47km	H4∼13	37, 400	5. 411	埼玉2.962	
いいが続いれず木		埼玉県	末端水路等	10.5km	H8∼14	1, 400		東京0.849	
								12. 321*	
計						211, 658		埼玉10.913	
								東京1.408	

(*平成15年度の利根中央農業用水再編事業完了時の転用水量)

図4.4-20 既得水利権の合理化・転用による流水の正常な機能の維持代替案の概要

14) 渇水調整の強化

・渇水調整協議会の機能を強化し、関係利水者が協力して渇水時に被害を最小となるよう取り組みを行う。

【利根川における既往渇水の状況】

項目	取水制限状況				
		限期間	取水制限	最大取水	
渇水年 🔪	自	至	日数 (日間)	制限率	
昭和47年	6/6	7/15	40	15%	
昭和48年	8/16	9/6	22	20%	
昭和53年	8/10	10/6	58	20%	
昭和54年	7/9	8/18	41	10%	
昭和55年	7/5	8/13	40	10%	
昭和57年	7/20	8/10	22	10%	
昭和62年	6/16	8/25	71	30%	
平成2年	7/23	9/5	45	20%	
平成6年	7/22	9/19	60	30%	
平成8年	1/12	3/27	76	10%	
平成6年	8/16	9/25	41	30%	
平成9年	2/1	3/25	53	10%	
平成13年	8/10	8/27	18	10%	
平成24年	9/11	10/3	23	10%	
平成25年	7/24	9/18	57	10%	
取水制限の 平均日数	_		44.5		

※取水制限期間には、期間中の一時的な流況回復による取水制限の一時 緩和を行った期間を含む。

【渇水対策協議会の様子】



図4.4-21 渇水調整の強化による流水の正常な機能の維持代替案の概要

15) 節水対策

・節水コマなど節水機器の普及、節水運動の推進、工場における回収率の向上 等により、水需要を抑制するものである。

【節水対策のイメージ】



節水機器の導入率

上位	節水機器メニュー	導入率
1	節水型洗濯機	24.4%
2	食器洗い機	19.0%
3	家庭用バスポンプ	17.9%
4	シングルレバー式湯 水混合水栓	17.5%
	使用していない	39.4%

(複数回答あり)

節水に関する特別世論調査 内閣府 平成22年10月

図4.4-22 節水対策による流水の正常な機能の維持代替案の概要

16)雨水·中水利用

・雨水利用の推進、中水利用施設の整備により、河川水・地下水の使用量 の抑制を図るものである。

【雨水・中水利用のイメージ(家庭用の雨水貯留タンク)】



出典:墨田区H.P

【雨水・再生水の利用の推移】



出典:日本の水資源

図4.4-23 雨水・中水利用による流水の正常な機能の維持代替案の概要

(2)流水の正常な機能の維持代替案の適用性

1)制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられる流水の正常な機能の維持代替案

①湖沼開発

中禅寺湖は、日光国立公園内に位置し、日本百景に指定されている。湖畔には重要文化財であり世界遺産にも指定されている日光二荒山神社中宮祠があり、周辺が日光国立公園の特別地域に指定されている。地域社会への影響が考えられ、開発することは困難である。

②流況調整河川

利根川水系及び荒川水系の河川は、既に流況調整河川で結ばれている中川 〜江戸川〜利根川を除き、季節的な特性がほぼ同様であり、一方で水量が不 足している時期は、他方も同様に水量が不足しているため流況調整の余地が ほとんどない。

また近傍の多摩川や相模川については、開発が進み、高度に利用されていることから、同じく流況調整の余地はほとんどない。

③ため池 (既設)

利根川流域でも一定量の開発量は見込めると想定されるが、利用期間が限定され、安定的な取水が困難である。

④既得水利権の合理化・転用

利根川水系に関してはこれまでも農業用水合理化事業等を通じて、都市用水の新規確保に努めてきたところであるが、現時点において新たな合理化事業の要望箇所は無いことを確認した。

2) 利水基準地点の位置関係から極めて実現性が低いと考えられる流水の正常な機能の維持代替案

①河口堰

江戸川水閘門・行徳可動堰は江戸川下流部に位置し、流水の正常な機能の維持にかかる利水基準地点においてはその効果が見込むことができないと考えられる。

②海水淡水化

海水淡水化施設は東京湾に設置することを検討しており、供給可能域は下流部のみであるため、流水の正常な機能の維持にかかる利水基準地点においては、その効果が見込むことができないと考えられる。

4. 思川開発事業(南摩ダム)検証に係る検討の内容

上記、6つの流水の正常な機能の維持代替案を含む流水の正常な機能の維持対策案は、極めて実現性が低いと考えられるため、流水の正常な機能の維持対策案の組み合わせの候補から除外する。

3)流水の正常な機能の維持代替案の水単価からの整理

表 4.4-3 水単価が 500 億円未満となる流水の正常な機能の維持代替案

利水基準地点	流水の正常な機能の維持 代替案	具体的な方策	開発量 (m³/s)
南摩ダム地点			
大芦川取水放流工地点			
大芦川下流基準地点	地下水取水	地下水取水	_
黒川取水放流工地点	地下水林水	地下外取外	
黒川下流基準地点			
清洲橋地点			
南摩ダム地点			
大芦川取水放流工地点			
大芦川下流基準地点			
黒川取水放流工地点	ダム再開発	湯西川ダム(かさ上げ)	2.5
黒川下流基準地点			
清洲橋地点			
乙女地点			
栗橋地点	ダム再開発	下久保ダム(かさ上げ)	1.3
		利根大堰(かさ上げ)	3.0

※上記の開発量・水単価は、新規利水の概略検討によるものである。

表 4.4-4 水単価が 500 億円以上、1,000 億円未満となる流水の正常な機能の維持代替案

利水基準地点	流水の正常な機能の維持 代替案	具体的な方策	開 発 量 (m³/s)
清洲橋地点 乙女地点	河道外貯留施設	思川上流沿川	0.5
乙女地点	河道外貯留施設	思川下流沿川	0.7
栗橋地点	河道外貯留施設	渡良瀬第二調節池	1.8
		渡良瀬第三調節池	0.7
		利根川上流沿川	1.0
	ダム再開発	藤原ダム(貯水池掘削)	0.2
	水系間導水	富士川からの導水	3.0

※上記の開発量・水単価は、新規利水の概略検討によるものである。

表 4.4-5 水単価が 1,000 億円以上、1,500 億円未満となる流水の正常な機能の維持代替案

利水基準地点	流水の正常な機能の維持 代替案	具体的な方策	開発量 (m³/s)
栗橋地点	河道外貯留施設	烏川沿川	0.3
	ダム再開発	草木ダム(かさ上げ)	1.0
		薗原ダム(貯水池掘削)	0.2

[※]上記の開発量・水単価は、新規利水の概略検討によるものである。

表 4.4-6 水単価が 1,500 億円以上となる流水の正常な機能の維持代替案

利水基準地点	流水の正常な機能の維持 代替案	具体的な方策	開発量 (m³/s)
栗橋地点	ダム再開発	利根川上流ダム間連携	0.1
	水系間導水	千曲川からの導水	3.0
	ため池	ため池の新設	_

[※]上記の開発量・水単価は、新規利水の概略検討によるものである。

表 4.4-7 現時点では水単価が確定できない流水の正常な機能の維持代替案

利水基準地点	流水の正常な機能の維持 代替案	具体的な方策	開発量 (m³/s)
南摩ダム地点		五十里ダム(治水容量)	
大芦川取水放流工地点	他用途ダム容量の買い上げ		1.8
大芦川下流基準地点			
黒川取水放流工地点			
黒川下流基準地点	がしは田佐笠の振赫①		1.0
清洲橋地点	ダム使用権等の振替①		1.0
乙女地点			
栗橋地点		矢木沢ダム(発電容量)	3.0
		須田貝ダム(発電容量)	2.8
		丸沼ダム(発電容量)	1.5
		矢木沢ダム(治水容量)	2.3
		藤原ダム(治水容量)	0.6
		薗原ダム(治水容量)	0.1
	ダム使用権等の振替②		1.4

[※]上記の開発量は、新規利水の概略検討によるものである。

- (3) 流水の正常な機能の維持代替案の組み合わせの考え方
- 4.4.1 河川整備計画における流水の正常な機能の維持の目標で示した目標を達成することを基本とし、流水の正常な機能の維持代替案又は流水の正常な機能の維持代替案の組み合わせにより、複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案した。複数の流水の正常な機能の維持対策案の検討にあたって基本となる事項を以下に示す。
- ・流水の正常な機能の維持代替案の組み合わせは、制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられる流水の正常な機能の維持代替案を除外した上で、水単価を重視して検討を進めることとするが、利根川流域においては多様な既設施設が多数存在するため、現時点で水単価が確定できないものの、既存施設の利用を流水の正常な機能の維持代替案とした組み合わせについても検討を行う。
- ・流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、利根川流域の地形、地域条件、既存施設を踏まえ検討を行った。なお、「水源林の保全」、「渇水調整の強化」、「節水対策」、「雨水・中水利用」については、効果を定量的に見込むことが困難であるが、それぞれが大切な方策であり継続していくべきと考えられるため、全ての流水の正常な機能の維持対策案に組み合わせることとする。

流水の正常な機能維持代替案の組み合わせの考え方を以下に示す。

- ・流水の正常な機能の維持に必要な流量を満足する容量の利水代替案を組み合 わせる。
- ・代替案の組合せに際してはコストを重視し、コスト的に有利になる案を抽出 した。
 - ▶ 最も安価な案を抽出するために、各利水基準地点において安価な代替案 である水単価が500億円未満の代替案を組み合わせた。

→【ケース 1】

▶ 現時点では水単価が確定できない流水の正常な機能の維持代替案の中に、 500億円未満の案が存在している可能性を考え、水単価が確定できない代 替案である、他用途ダム容量の買い上げ(治水)、(発電)、ダム使用 権等の振替をそれぞれ案の中心として、代替案を組み合わせた。

・各ケースの組合せの考え方は以下の通り。

【ケース1】500 億円未満の代替案を組み合せた流水の正常な機能の 維持対策案

【ケース1-1】、【ケース1-2】ダム再開発を組み合わせた案

【ケース1-3】、【ケース1-4】地下水取水を組み合わせた案

4. 思川開発事業(南摩ダム)検証に係る検討の内容

- 【ケース 2, 3, 4】現時点では水単価が確定できない代替案を組み合わせた流水の正常な機能の維持対策案
 - 【ケース 2】他用途ダム容量(治水容量)の買い上げを組み合わせた案
 - 【ケース3】他用途ダム容量(発電容量)の買い上げを組み合わせた案
 - 【ケース4】ダム使用権等の振替を組み合わせた案

4. 思川開発事業(南摩ダム)検証に係る検討の内容

表 4.4-8 【ケース 1-1】ダム再開発による流水の正常な機能の維持対策案

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外貯 留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導 水	(9) 地下水取 水	(10) ため池(新 設)	(11) 海水淡水 化	(12) 水源林保 全	(13) ダム使用 権	(14) 既得水理 合理化	(15) 渇水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用
南摩ダム地点					湯西川 ダム											
大芦川取水 放流工地点					湯西川 ダム											
大芦川下流 基準地点					湯西川ダム						流域			流域	流域	流域全体
黒川取水放流 工地点					湯西川ダム						全体で取			全体で取	全体で取	全 体 で 取
黒川下流基準 地点					湯西川ダム						取り組む			取り 組 む	取 り 組 む	取 り 組 む
清洲橋地点					湯西川ダム						方策			方策	方策	方策
乙女地点					湯西川 ダム											
栗橋地点					下久保 ダム											

表 4.4-9 【ケース 1-2】ダム再開発による流水の正常な機能の維持対策案

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外貯 留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導 水	(9) 地下水取 水	(10) ため池(新 設)	(11) 海水淡水 化	(12) 水源林保 全	(13) ダム使用 権	(14) 既得水理 合理化	(15) 渇水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用
南摩ダム地点					湯西川 ダム											
大芦川取水 放流工地点					湯西川 ダム											
大芦川下流 基準地点					湯西川 ダム						流 域 全			流域	流域	流域
黒川取水放流 工地点					湯西川 ダム						全 体 で 取			域全体で取	域全体で取	流域全体で取
黒川下流基準 地点					湯西川ダム						り組			り 組	り 組	IJ
清洲橋地点					湯西川ダム						む方策			む方策	む方策	組む方策
乙女地点					湯西川 ダム							·				
栗橋地点					利根大堰							·				

(15) 渇水調整 (17) 雨水利用 (16) 節水対策 (3) 湖沼開発 地下水取 流況調整河川 水系間導 ダム使用 既得水理 河口堰 河道外貯 留施設 再開発 他用途 ため池(新 海水淡水 水源林保全 利水基準地点 南摩ダム地点 大芦川取水 放流工地点 地下水 取水 大芦川下流基 準地点 地下水 取水 流域全体で取り組む 域全体で取り組む方策 全体で取り組む 黒川取水放流 工地点 地下水 取水 黒川下流基準 地下水 取水 地点 方策 方策 清洲橋地点 湯西川 乙女地点

表 4.4-10 【ケース 1-3】地下水取水による流水の正常な機能の維持対策案

※「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」で定められた保全地域内にある、乙女地点、栗橋地点においては、新たな地下水取水を行うことは非常に困難であるため、ケース 1-1 で検討したダム再開発による流水の正常な機能の維持対策案を組み合わせる。

下久保 ダム

栗橋地点

表 4.4-11 【ケース 1-4】地下水取水による流水の正常な機能の維持対策案

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外貯 留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導 水	(9) 地下水取 水	(10) ため池(新 設)	(11) 海水淡水 化	(12) 水源林保 全	(13) ダム使用 権	(14) 既得水理 合理化	(15) 渇水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用
南摩ダム地点								地下水 取水								
大芦川取水 放流工地点								地下水 取水								
大芦川下流基 準地点								地下水 取水			流域・			流域・	流域・	流域全体
黒川取水放流 工地点								地下水 取水			全体で取			全 体 で 取	全体で取	全 体 で 取
黒川下流基準 地点								地下水 取水			取 り 組 む			取 り 組 む	取 り 組 む	組組
清洲橋地点								地下水 取水			方策			方策	方策	む 方 策
乙女地点					湯西川 ダム				·							
栗橋地点					利根大堰											

※「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」で定められた保全地域内にある、乙女地点、栗橋地点においては、新たな地下水取水を行うことは非常に困難であるため、ケース 1-2 で検討したダム再開発による流水の正常な機能の維持対策案を組み合わせる。

表 4.4-12 【ケース 2】他用途ダム容量(治水容量)買い上げによる流水の正常な 機能の維持対策案

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外貯 留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導 水	(9) 地下水取 水	(10) ため池(新 設)	(11) 海水淡水 化	(12) 水源林保 全	(13) ダム使用 権	(14) 既得水理 合理化	(15) 渇水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用
南摩ダム地点						治水										
大芦川取水 放流工地点						治水										
大芦川下流 基準地点						治水					流域			流域	流域	流域
黒川取水放流 工地点						治水					全体で取			全体で取	全体で取	域全体で取
黒川下流基準 地点						治水					取 り 組 む			取 り 組 む	取 り 組 む	取 り 組 む
清洲橋地点						治水					方策			方策	方策	方策
乙女地点						治水										
栗橋地点						治水										

- ※南摩ダム地点、大芦川取水放流工地点、大芦川下流基準地点、黒川取水放流工地 点、黒川下流基準地点、清洲橋地点及び乙女地点については、五十里ダムの他用 途ダム容量(治水容量)の買い上げを組み合わせる。
- ※栗橋地点の他用途ダム容量(治水容量)買い上げについては、矢木沢ダム、藤原 ダム、薗原ダムを組み合わせて対策案とする。

表 4.4-13 【ケース 3】他用途ダム容量(発電容量)買い上げによる流水の正常な機能の維持対策案

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外貯 留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導 水	(9) 地下水取 水	(10) ため池(新 設)	(11) 海水淡水 化	(12) 水源林保 全	(13) ダム使用 権	(14) 既得水理 合理化	(15) 渴水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用
南摩ダム地点					湯西川ダム											
大芦川取水 放流工地点					湯西川ダム											
大芦川下流 基準地点					湯西川ダム						流域			流域	流域	流域全体
黒川取水放流 工地点					湯西川ダム						全体で			全体で	全体で取	全 体 で 取
黒川下流基準 地点					湯西川ダム						取 り 組 む			取り組む	取 り 組 む	IJ
清洲橋地点					湯西川 ダム						方策			方策	方策	組む方策
乙女地点					湯西川ダム	·										
栗橋地点						発電										

- ※南摩ダム地点、大芦川取水放流工地点、大芦川下流基準地点、黒川取水放流工地点、黒川下流基準地点、清洲橋地点及び乙女地点については、他用途ダム容量(発電容量)買い上げに該当する施設がないため、ケース 1-1 で検討した水単価が 500 億円未満の流水の正常な機能の維持対策案を組み合わせる。
- ※栗橋地点の他用途ダム容量(発電容量)買い上げについては、いずれのダムでも 対応可能である。

表 4.4-14 【ケース 4】ダム使用権等の振替による流水の正常な機能の維持対策案

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外貯 留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導 水	(9) 地下水取 水	(10) ため池(新 設)	(11) 海水淡水 化	(12) 水源林保 全	(13) ダム使用 権	(14) 既得水理 合理化	(15) 渇水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用
南摩ダム地点					湯西川ダム							振替				
大芦川取水 放流工地点					湯西川ダム							振替				
大芦川下流基 準地点					湯西川ダム						流域	振替		流域	流域	流 域 全
黒川取水放流 工地点					湯西川ダム						全体でで	振替		全体でで	全体でで	体 で
黒川下流基準 地点					湯西川ダム						取 り 組 む	振替		取 り 組 む	取 り 組 む	取 り 組 む
清洲橋地点					湯西川ダム						方策	振替		方策	方策	方策
乙女地点					湯西川ダム							振替				
栗橋地点												振替				

※南摩ダム地点、大芦川取水放流工地点、大芦川下流基準地点、黒川取水放流工地 点、黒川下流基準地点、清洲橋地点及び乙女地点については、ダム使用権等の振 替のみでは満足することができないため、ケース 1-1 で検討した水単価が 500 億 円未満の流水の正常な機能の維持対策案を組み合わせる。

4.4.4 概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

流水の正常な機能の維持の観点からの検討にあたっては、検証要領細目における治水対策案の抽出の考え方に準じることが適切と考えて、立案した流水の正常な機能の維持対策案のうち、同類の流水の正常な機能の維持対策案がある場合は、それらの中で比較し、最も妥当と考えられるものを抽出した。

【参考:検証要領細目より抜粋】

第4 再評価の視点

- 1 再評価の視点
 - (2)事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案等の可能性の視点
 - ②概略評価による治水対策案の抽出
 - 2) 同類の治水対策案がある場合は、それらの中で比較し最も妥当と考えられるものを抽出する。(後略)

具体的には、表 4.4-8~表 4.4-14 に示した 7 ケースの流水の正常な機能の維持対策案のうち、ケース 1 の 4 案については、いずれもダム再開発を含む同類の対策案であることから、コスト比較により最も安価な対策案を抽出した。

ケ	ース	対策案	概算事業費 (億円)
	ケース1-1	ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)+ダム再開発(下久保ダムかさ上げ)	約1,100
ケース1	ケース1-2	ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)+ダム再開発(利根大堰かさ上げ・掘削)	約1,150
7-21	ケース1-3	地下水取水+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)+ダム再開発(下久保ダムかさ上げ)	約1,250
		地下水取水+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)+ダム再開発(利根大堰かさ上げ・掘削)	約1,250

表 4.4-15 【ケース 1】のコスト比較表

上記の観点より検討した結果、【ケース 1-1】、【ケース 2】、【ケース 3】、 【ケース 4】を抽出した。

流水の正常な機能の維持対策案の概略評価を表 4.4-16 に示す。また、抽出された複数の流水の正常な機能の維持対策案の概要を図 4.4.24~図 4.4.27 に示す。

以上より、4 つの流水の正常な機能の維持対策案にダム案を加えた 5 案について、利水参画者等へ意見聴取を行い、詳細に検討を行った。

表 4.4-16 概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

		1X T.				ТІЩ		ווע נס.					マン 小田						
ケ	ース	利水基準地点	(1)	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外貯 留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間 導水	(9) 地下水 取水	(10) ため池 (新設)	(11) 海水 淡水化	(12) 水源林 保全	(13) ダム 使用権	(14) 既得水理 合理化	(15) 渴水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用
		南摩ダム地点	思川開発 事業			7,7.1	M NO EX			4,1,1	-54171	(G) EC)	15(1)110	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	20,777142	21.0	254.10		
		大芦川取水 放流工地点	思川開発事業											流域			流	流	流
		大芦川下流基 準地点	思川開発 事業											域全			域 全 体	域全	域全
_		黒川取水放流 工地点												体で			で	全体で取り	存で
3.	ム案	黒川下流基準 地点	思川開発 事業											全体で取り組む方策			取 り 組	和X り 細	流域全体で取り組む方策
		清洲橋地点	思川開発 事業											む方			相む方策	組む方策	む方
		乙女地点	思川開発 事業											策			策	策	策
		栗橋地点	思川開発 事業																
		南摩ダム地点						湯西川 ダム											
		大芦川取水 放流工地点						湯西川						流			流	流	流
		大芦川下流基 準地点						湯西川						全体			域全体	域全体で	全体
	ケース1-1	黒川取水放流 工地点						湯西川						域全体で取り組む方策			体で取	で取	流域全体で取り組む方策
		黒川下流基準 地点						場西川						組			組	取り組む方策	組
		清洲橋地点						場西川						む方			む 方	む方	む 方
		乙女地点						場西川						策			策	策	策
		栗橋地点						下久保 ダム											
		南摩ダム地点						湯西川											
		大芦川取水 放流工地点						湯西川						流域			流域	流域	流域
		大芦川下流基 準地点 黒川取水放流						湯西川 ダム 湯西川						全体			全体	全体	全体
	ケース1-2	工物占						湯四川 ダム 湯西川						流域全体で取り組む方策			で 取 り	域全体で取り組む方策	流域全体で取り組む方策
		地点						湯四川 ダム 湯西川						組			組	組	組
		清洲橋地点						場西川 湯西川						方生			む 方 策	方	方
		乙女地点						ダム						*			*	来	*
ケース1		栗橋地点						利根大堰			地下水								
		南摩ダム地点 大芦川取水									取水								
		放流工地点 大芦川下流基									取水			流域			流域	流域	流域
		準地点 黒川取水放流									取水地下水			流域全体で取り組			全体で取り	流域全体で取り組	流域全体で取り組
	ケース1-3	工地点 黒川下流基準									取水地下水			取り			取り	取り	取り
		地点									取水 地下水			2組む方策			り 組 む	組む	組まり
		清洲橋地点						湯西川			取水			方等			方策	む方策	む 方 策
		乙女地点						ダム 下久保						. ^			_	_	_
		栗橋地点						ダム			地下水								
		南摩ダム地点 大芦川取水									取水 地下水								
		放流工地点 大芦川下流基									取水 地下水			流域			流域	流域	流域全体で取り組む方策
		準地点 黒川取水放流									取水 地下水			域全体で取り組む方策			域 全 体 で	域全体で	体で
	ケース1-4	工地点 黒川下流基準									地下水			取り			取り	取り	取り
		地点 清洲橋地点									地下水			· 組 む			組 む	取り組む方策	組む
		乙女地点						湯西川			取水			. 方 策			方 策	方 策	方 策
		栗橋地点						ダム 利根大堰											
		南摩ダム地点							治水										
		大芦川取水 放流工地点							治水					流			流	流	流
		放流工地点 大芦川下流基 準地点							治水					域全体で			+st	+et:	域全
		黒川取水放流 工地点							治水								全体で	全体で	域全体で取り組む方策
ケー	ース2	黒川下流基準地点							治水					取り			取り	取	取り
		清洲橋地点							治水					取り組む方策			組む方	ヶ組む方策	粗む方
		乙女地点							治水					策			方策	策	策
L		栗橋地点							治水										
		南摩ダム地点						湯西川ダム											
		大芦川取水 放流工地点						湯西川						流			流	流	流
		大芦川下流基 準地点						湯西川						域 全 体 で			域全体	城安体で	安
-	- ス3	黒川取水放流 工地点						湯西川						144 で Tb			体 で 取	1本 で Tb	1本 で 1tv
7-	^0	黒川下流基準 地点						湯西川ダム						取り組む方策			取り組	取り組む方策	流域全体で取り組む方策
		清洲橋地点						湯西川						む方			お方策	む方	む方
		乙女地点						湯西川 ダム						策			策	策	策
		栗橋地点						:0 3 5	発電										
		南摩ダム地点						湯西川							振替				
		大芦川取水 放流工地点						湯西川ダム						流域	振替		流域	流域	流域
		大芦川下流基 準地点 里川取水物液						場西川						全体	振替		全	全	全体
ケー	ース4	黒川取水放流 工地点 黒川下流基準						湯西川 ダム 湯西川						で 取	振替		体で取り	で 取	で 取
		地点						湯四川 ダム 湯西川						流域全体で取り組む方策	振替		組	体で取り組む方策	流域全体で取り組む方策
		清洲橋地点						湯西川 湯西川						方金	振替		む方策	方金	方生
		乙女地点	-					ダム			-			來	振替		東	來	來
1		栗橋地点													振替				

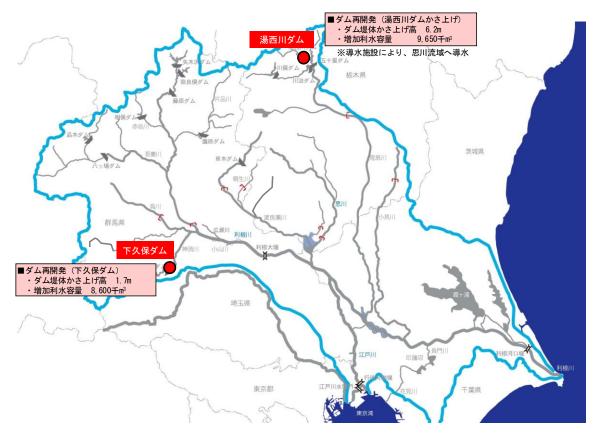


図 4.4-24 【ケース 1-1】ダム再開発による流水の正常な機能の維持対策案

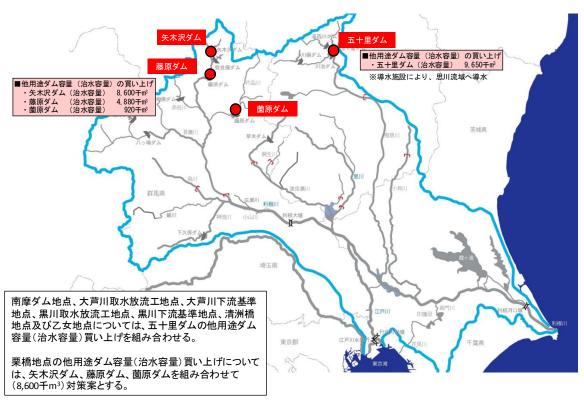


図 4.4-25 【ケース 2】他用途ダム容量(治水容量)買い上げによる流水の正常な 機能の維持対策案

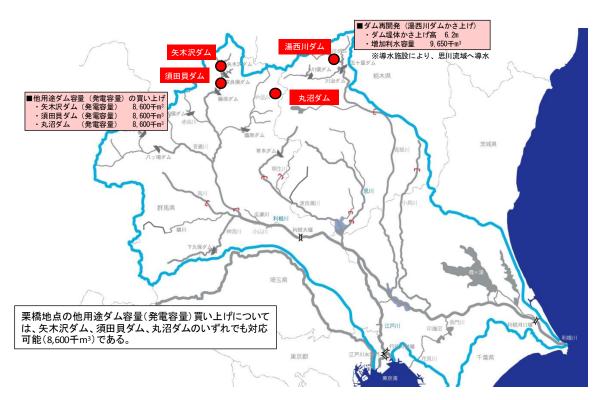


図 4.4-26 【ケース 3】他用途ダム容量(発電容量)買い上げによる流水の正常な機能の維持対策案

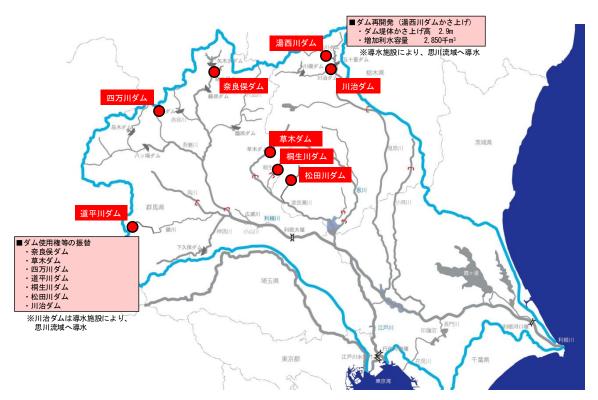


図 4.4-27 【ケース 4】ダム使用権等の振替による流水の正常な機能の維持対策案

4.4.5 利水参画者等への意見聴取結果

(1) 概略評価による流水の正常な機能維持対策案に対する意見聴取

流水の正常な機能の維持対策案については、検証要領細目に基づき、利水参 画者等に対して意見聴取を実施した。

概略検討により抽出した流水の正常な機能の維持対策案は表 4.4-17 のとおりである。

表 4.4-17 概略検討により抽出した流水の正常な機能の維持対策案

ケース 利	刘水基準地点	ダム (1)	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外貯 留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間 導水	(9) 地下水 取水	(10) ため池 (新設)	(11) 海水 淡水化	(12) 水源林 保全	(13) ダム 使用権	(14) 既得水理 合理化	(15) 渇水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用
南	南摩ダム地点	思川開発 事業																
大放	大芦川取水 女流工地点	思川開発 事業											流			流域	流域	流
X		思川開発事業											流域 全体で			域 全 体	域 全 体	域 全
黒	H川取水放流 L地点	思川開発事業											体で			で	で	流域全体で
タム条 黒		思川開発事業											取り			取り	取り	取 り 組 む
		男弟 思川開発 事業											組む方			組む方	組む	組む方
z	乙女地点	思川開発 事業											策			策	方策	策
栗	栗橋地点	思川開発事業																
南	南摩ダム地点						湯西川ダム											
	大芦川取水 牧流工地点						湯西川ダム						流			流	流	流
, t	大芦川下流基 準地点						湯西川						域 全			域 全	域 全	域 全
黒	黒川取水放流						湯西川						体で			体 で	体で	域全体で
/ - ^ / - ^ -	L地点 黒川下流基準						湯西川						取 り 組			取 り 組	取り	取り組
	也点 青洲橋地点						ダム 湯西川 ダム						む			む	組む	む
z	乙女地点						湯西川						方 策			方 策	方策	方 策
栗	聚橋地点						下久保 ダム											
萨	南摩ダム地点						/_	治水										
大	大芦川取水 女流工地点							治水					流域			流	流	流
, t	大芦川下流基 華地点							治水					全			流 域 全	流域全	域 全
黒	黒川取水放流 L地点							治水					体で			体で	体で	体で
ケー人と	L·厄点 黒川下流基準 也点							治水					取り			取り	取り	流域全体で取り組む
	青洲橋地点							治水					組む方			組む方	組む士	起む方
z	乙女地点							治水					策			策	方 策	策
栗	聚橋地点							治水										
南	南摩ダム地点						湯西川 ダム											
大放	大芦川取水 女流工地点						湯西川ダム						流			流	流	流
大選	大芦川下流基 準地点						湯西川ダム						域 全			域 全	域 全	域全
黒	黒川取水放流 L地点						湯西川						体で			体 で	体 で	体で
/ 一へ3 黒	黒川下流基準 也点						湯西川						取り			取り組	取り	域全体で取り組
	青洲橋地点						湯西川						組 む =			む	組むま	組む方策
z	乙女地点						湯西川						方 策			方 策	方策	策
栗	栗橋地点							発電										
南	有摩ダム地点					湯西川ダム 振替												
大	大芦川取水 女流工地点						湯西川						流	振替		流	流	流
, t	大芦川下流基						湯西川						域 全	振替		域 全	域全	域全
果工	E地点 黒川取水放流 L地点						湯西川						流域全体で取り	振替		体で	体で	体 で
ケース4 黒	L地点 黒川下流基準 也点						湯西川						取り	振替		取り	取り	域全体で取り組
	青洲橋地点						湯西川						組む方	振替		組む方	組 む 方	組む方
z	乙女地点						湯西川						策	振替		策	方 策	方 策
栗	栗橋地点						74							振替				

4. 思川開発事業(南摩ダム)検証に係る検討の内容

(2) 流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取先

流水の正常な機能の維持対策案について、以下の思川開発事業の利水参画者、 関係河川使用者(流水の正常な機能の維持対策案に関係する施設の管理者や関係者)及び流水の正常な機能の維持対策案を構成する施設が所在する関係自治 体に対して意見聴取を行った。意見聴取先は表 4.4-18 のとおりである。

表 4.4-18 流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取先

都県名	市町名
茨城県	
	古河市
	五霞町
栃木県	
	鹿沼市
	小山市
	足利市
	佐野市
	日光市
	宇都宮市

市町名
中之条町
富岡市
高崎市
桐生市
藤岡市
神川町

団体名
北千葉広域水道企業団
東京電力株式会社

(3)意見聴取結果

意見聴取の結果を以下に示す。

- 1)流水の正常な機能の維持対策案・・・ダム【思川開発事業】
- ・思川開発事業は昭和39年の予備調査開始以来、長期間にわたり水源地域の 住民の多大なる協力の下に進められてきたものである。検証作業を早期に 終結させ、本体工事に着手し、一刻も早い思川開発事業の完成を求める。 (栃木県)
- ・思川開発事業では、地元住民らが長い年月をかけ協議をし、苦渋の決断の 末に移転が完了した。しかし、ダム検証により本体工事に着工できないた め、本体工事に関連する水源地域や取水導水地域の生活再建整備事業が遅 れ、地域住民は不安を募らせている。地域住民の心情にも配慮いただき、 早期に検証作業を完了されることを要望する。(鹿沼市)
- ・採用すべき案であり、早期完成を要望する。(茨城県)
- ・採用すべき案であり、早期に検証を終わらせ本体工事に着手することを要望する。(古河市)
- ・検証をすみやかに終了させ、一日もはやく事業を完了させること。徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること。(東京都)
- ・意見なし (五霞町)

なお、以下の利水関係者からは意見を頂いていない。

小山市、足利市、佐野市、日光市、宇都宮市、千葉県、群馬県、中之条町、 富岡市、高崎市、桐生市、藤岡市、埼玉県、神川町、北千葉広域水道企業団、 東京電力株式会社

- 2)流水の正常な機能の維持対策案・・・ダム再開発(かさ上げ)【下久保ダム、湯西川ダム】
 - ・下久保ダムのかさ上げにより、以下のような影響が懸念されるところであり、詳細な検討に入る際には、当市への密な連絡と、これらの影響を 慎重に検討して頂きたい。(藤岡市)
 - ▶ ダムを活用した地域活性化への影響(ダムや湖面を利用した様々な地域活性化策を進めているところであり、これら事業への影響が懸念される。)
 - ▶ 湖面利用者への影響(漁業協同組合やボート組合が釣りやボート遊びなどに利用しており、これら利用への影響が懸念される。また、下久保ダムのかさ上げを実施する場合には、周辺への影響が大きいことから、八ッ場ダムと同等な周辺整備を実施して頂きたい。さらに、下久保ダムの下流周辺の譲原地区は、地すべり防止区域に指定されていることから、この地域の安全対策も十分に検証していただきたい。)

- ・下久保ダムは完成から約 50 年経過していることから、老朽化の進む既設ダ ムの安全性評価、施工方法、施工期間中の貯水運用計画とダムの安定性等、 改修工事に伴う課題について詳細な検討が必要であると考えます。また、 下久保ダム左岸(藤岡市譲原地先)の南向き斜面は地すべり地形となって おり、直轄地すべり対策事業が継続中であることから、地下水位の変動や 貯水量の増加などの周辺環境に影響を及ぼすダムの嵩上げ工事は、甚大な 災害を引き起こすことが懸念されます。下久保ダム周辺は、ダム周辺には 神流湖を見下ろす冬桜が有名な城峰公園や国指定天然記念物の三波石峡が あり、観光拠点であることからダム嵩上げ工事による自然環境や地域社会 に与える様々な影響の調査とその対策についても検討するよう要望します。 その他、町内において「工事実施にあたっては現状と同様に大型バス(観 光バス)の通行を確保してもらいたい」、「現状でも右岸側(神川町矢納 地先)は浸水の可能性があるのに、ダムの嵩上げにより今以上に水位が上 がるのは心配だ」、「嵩上げ工事よりもダムの堆積土砂を除去した方が、 効果があると思う」など様々な意見もあることから、計画の推移や事業の 推進に際しては、関係自治体や周辺住民への情報提供と協議をお願いしま す。(神川町)
- ・下久保ダムかさ上げによる水圧増加により、設計水圧を調査するため発電施設の改造が必要となり、多大な費用が必要となるため、認められない。下久保ダム流域の冬期降雪量は少ないため、雪解け水でダム貯水位が上がることは期待できない。利水容量を増量した場合において、夏期需要の前に必要な貯水量を確保できるか疑問がある。(群馬県)
- ・下久保ダムかさ上げ案には、施工方法や工事中のダム運用等の具体的な記載がなく、既存の利水者の取水や費用負担等への影響が不明確であるため、 具体的な検討に際しては、既存の利水者に影響がないよう計画するととも に、計画が具体化された場合には、関係者との協議・調整を十分に行うこと。(東京都)
- ・湯西ダムのかさ上げについて(湯西川ダムは、平成 16 年 10 月には下流利水者の水需要減により、ダム高を 130m から 119m に変更した経緯があり、再度の変更となる。平成 24 年度に完成したばかりのダムであり、観光事業が軌道に乗りつつあるなど、地元住民の生活再建を進めている中で、地元住民の生活に負担を強いるかさ上げについては、受け入れることは困難である。)(日光市)
- ・導水施設による思川流域への導水について(平成12年に大谷川からの取水を取りやめた経緯があり、新たな地元調整が必要となる案は受け入れられない。)(日光市)
- ・湯西川ダムは完成したばかりであり、新たな地元調整が必要となる案は受け入れられない。 (栃木県)
- ・湯西川ダムかさ上げに伴う、当該事業による建設、維持管理に係る新たな

負担金は認められない。また、水利権に基づく取水への影響についても認められない。(宇都宮市)

なお、以下の利水関係者からは意見を頂いていない。

茨城県、古河市、五霞町、鹿沼市、小山市、足利市、佐野市、千葉県、中之 条町、富岡市、高崎市、桐生市、埼玉県、北千葉広域水道企業団、東京電力 株式会社

- 3)流水の正常な機能の維持対策案・・・他用途ダム容量(治水容量)【矢木 沢ダム、藤原ダム、薗原ダム、五十里ダム】
- ・奥利根流域に設置されている矢木沢ダム、薗原ダム、藤原ダムの洪水調節 効果は、ダム下流域全川に及んでいる。現状の利根川では、治水安全度が 不足しており、その向上に努めている中、代替措置なく、既設の治水容量 を減らして利水容量に振り替えることは容認できない。(群馬県)
- ・治水容量の買い上げ案については、治水安全度の低下を招くことのないよ う、治水への影響も併せて検討する必要がある。(埼玉県)
- ・災害リスクが高まっている状況において、現在の治水安全度が低下する案 は、受け入れられない。(栃木県)
- ・治水安全度の低下につながることから、容認できない。(日光市)
- ・抽出されている代替案の中に、『他用途ダム容量(治水容量)買い上げ』 とあるが、治水上必要な機能を確保することも重要であると考える。治水 計画との整合を確実に図ったうえで、詳細検討を進めていただきたい。(東京都)

なお、以下の利水関係者からは意見を頂いていない。

茨城県、古河市、五霞町、鹿沼市、小山市、足利市、佐野市、宇都宮市、千葉県、中之条町、富岡市、高崎市、桐生市、藤岡市、神川町、北千葉広域水 道企業団、東京電力株式会社

- 4)流水の正常な機能の維持対策案・・・他用途ダム容量(発電容量)【矢木 沢ダム、須田貝ダム、丸沼ダム】
 - ・対策案④に示す「他用途ダム容量の買い上げ」(矢木沢ダム発電容量、須田貝ダム発電容量、丸沼ダム発電容量)は、当社事業運営のほか、社会的影響が大きく、以下の理由より、当社は標記対策案とすることに応じかねます。(東京電力株式会社)

「理由〕

▶ 水力発電は、純国産の再生可能エネルギーであり、電力のベースロード電源の役割を果たしている。また、環境面においても CO₂を発生しないクリーンエネルギーとして重要性が非常に高い。

- ➤ 「水力発電容量の買い上げ」を対策案とした場合、電力安定供給のため、減少電力に対しては、火力発電の新増設による代替電源を確保する必要があり、CO₂排出量の増加が懸念される。
- ➤ 国のエネルギー政策では、2030 年度のエネルギーミックス達成に向けて、2016 年度からのエネルギー供給構造高度化法の新基準について、 非化石電源の発電電力量比率目標を原則 44%以上とすることを検討しており、化石燃料に依存しない電力の確保が求められている。
- ▶ 以上より「水力発電容量の買い上げ」を標記事業の対策案とすることは、「電力安定供給」、「環境対策」、「エネルギー政策」など、当社事業運営のほか、広く社会に与える影響が大きく、選択肢として適切ではないものと思料される。

なお、以下の利水関係者からは意見を頂いていない。

茨城県、古河市、五霞町、栃木県、鹿沼市、小山市、足利市、佐野市、日光 市、宇都宮市、千葉県、群馬県、中之条町、富岡市、高崎市、桐生市、藤岡 市、埼玉県、神川町、東京都、北千葉広域水道企業団

- 5)流水の正常な機能の維持対策案・・・ダム使用権等の振替【奈良俣ダム、 草木ダム、松田川ダム、桐生川ダム、四万川ダム、道平川ダム、川治ダム】
- ・新田山田水道は、奈良俣ダムに 0.35m³/s の使用権を持っており、このうち 0.194m³/s が暫定水利権として許可されているが、残りの 0.156m³/s は未許 可となっている。この未許可分は、受水市町村との協定に基づき必要とされている権利であることから、振り替えは認められない。 (群馬県)
- ・ダム使用権の振替については、本県が参画している奈良俣ダム・草木ダム について、本県のダム使用権からの振替はできないものと考えている。(埼 玉県)
- ・地下水の水質汚染により、必要な水量や水質が確保できなかった場合に備 え、ダム使用権については、当面現状のまま保持していく考えであります。 (足利市)
- ・危機管理上、耐震化等を優先して施設整備をしているが、今後、ダム使用 権による取水を計画しているので、現状のまま保持していく。(佐野市)
- ・本市では、現在桐生川ダムの貯留権(0.4m³/s)を使用する新規浄水場の建設に着手しているため使用権の振替は考えておりません。(桐生市)
- ・ダム開発による水道用水は、町が必要として確保したものであります。現在使用するために許可申請中であり、使用権の振替には応じられません。 (中之条町)
- ・必要な水道水源として確保したものであり、振替はできません。(高崎市)
- ・ダム使用権は、将来推計により設定した数値であり、市民の財産として将来も必要なものなので、ダム使用権の振替は考えられない。(富岡市)

・川治ダムの使用権は、将来の産業振興や、工業用水供給などのために必要であり、振り替えることはできない。松田川ダムの施設管理者としては、 使用権者の判断に委ねる。(栃木県)

なお、以下の利水関係者からは意見を頂いていない。

茨城県、古河市、五霞町、鹿沼市、小山市、日光市、宇都宮市、千葉県、藤 岡市、神川町、東京都、北千葉広域水道企業団、東京電力株式会社

- 6)流水の正常な機能の維持対策案・・・対策案全般に対する意見
- ・いずれの案も、具体的な費用や完成時期が示されておらず、実現性に乏しい案である。コスト面、時間面からも、思川開発事業以外の案は考えられない。(茨城県)
- ・示された対策案は、ダム案と比較して、大幅なコストの増加が見込まれる とともに、新たなる関係者との調整などにより、完成まで相当な期間を要 することが明らかであり、ダム案以外の案は受け入れられない。(栃木県)
- ・いずれの対策案も①に比べてコストの増大が見込まれるものや、新たな地元調整、関係者との合意形成に相当な時間を要すると思われるものであることから、適当ではないと考える。(鹿沼市)
- ・②~⑤コスト面及び時間面からも、実現性に乏しいと思われる。(古河市)
- ・対策案の検討に際しては、事業の効果や実現性等について、十分配慮する とともに、利根川・江戸川河川整備計画や、既存施設の利水参画者に影響 を及ぼすことのないよう、慎重に評価するようお願いしたい。(千葉県)
- ・いずれの対策案についても、概算事業費(②を除く)、利水負担及び工期が示されておらず、いずれが最適か検討することは困難である。今後、各対策案の比較検討に当たっては、概算事業費、利水負担及び工期等について示すことが必要と考える。(埼玉県)

なお、以下の利水関係者からは意見を頂いていない。

五霞町、小山市、足利市、佐野市、日光市、宇都宮市、群馬県、中之条町、 富岡市、高崎市、桐生市、藤岡市、神川町、東京都、北千葉広域水道企業団、 東京電力株式会社

(参考)

対策案	対策
1	南摩ダム
2	ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ+下久保ダムかさ上げ)
3	他用途ダム容量買い上げ(矢木沢ダム治水容量+藤原ダム治水容量+薗原ダム治水容量+五十里ダム治水容量)
4	他用途ダム容量の買い上げ(矢木沢ダム発電容量+須田貝ダム発電容量+丸沼ダム発電容量)+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)
5	ダム使用権等の振替(奈良俣ダム、草木ダム、川治ダム、四万川ダム、道平川ダム、桐生川ダム、松田川ダム)+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)

4.4.6 意見聴取結果を踏まえた概略評価による流水の正常な機能の維持対策案 の抽出

利水参画者等への意見聴取結果を踏まえて、流水の正常な機能の維持対策案を抽出した。意見聴取結果を踏まえた抽出の内容は、表 4.4-19 のとおりである。

表 4.4-19 利水参画者等への意見聴取結果を踏まえた概略評価による流水の正常 な機能の維持対策案の抽出結果

	7	ス	利水基準地点	ダム (1)	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外 貯留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間 導水	(9) 地下水 取水	(10) ため池(新 設)	(11) 海水 淡水化	(12) 水源林 保全	(13) ダム 使用権	(14) 既得水理 合理化	(15) 渴水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用	不適当と考えられ る評価軸と その内容						
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##			南摩ダム地点	思川開発 事業																							
### 1			大芦川取水 放流工地点	思川開発											I												
京成			大芦川下流基	思川開発											域			域	域	域							
京成			黒川取水放流	思川開発											ェ 体 で			体で	ェ 体 で								
京成	ダ	ム案	黒川下流基準	思川開発											取り			取り	取り	取り							
京成				思川開発											むち			乱む方	むち	む							
大田 1985			乙女地点	思川開発											策			策	策	策							
### 1			栗橋地点	思川開発																							
大川 大川 大川 大川 大川 大川 大川 大川			南摩ダム地点	中未					湯西川																		
大川下下高温 中央			大芦川取水						湯西川																		
中国			大芦川下流基						湯西川						流域			流域	流域								
大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学			黒川取水放流						温西川						全体 2			全体	全体 7	全体で							
大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	ケース1	ケース1-1	黒川下流基準						湯西川						取り			取り	取り	取り							
大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学			地点						湯西川						組む			組む	組む	組む							
									湯西川						策			策	策	策							
本の日本									下久保																		
大戸川市高温 流水 流水 流水 流水 流域を 流域を									ダム																		
放立工地点 次次 次次 次次 次次 次次 次次 次次																			流域								
中心点			放流工地点												流			流		流域							
大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学			準地点												全体			全体	全体	全体							
大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	ケ	- ス2	工地点												で取			で取	取り	で 取							
大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学			地点							_					り 組 **			り組む方策	り 組 組 む む	り組む方策	り組む方策	組					
一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次			清洲橋地点							治水					方策				方方方			方 方 策					
東京			乙女地点							治水					4 -	_											
大声 取水			栗橋地点							治水																	
放立工地点									ダム												い上げに対し、						
単地点 ダム 通商川 体体 体体 体体 体体 体体 体体 体体			放流工地点						ダム						流			流	流	流	当該案に対す						
清冽橋地点 湯西川 5人 5方 5方 5方 5方 5方 5方 5方			準地点						ダム						域全			域全	域全	域全	たところ、「多く						
清冽橋地点 湯西川 5人 5方 5方 5方 5方 5方 5方 5方	h	_72	工地点						ダム						体で			体で	体で	で	し発生電力量						
清冽橋地点 湯西川 5人 5方 5方 5方 5方 5方 5方 5方	,								湯西川 ダム						組			組	組	組	国のエネル						
大字川取水 大字川京基 東北田京本 東北田京和田東京和田東京和田東京和田東京和田東京和田東京和田東京和田東京和田東京和田			清洲橋地点						ダム						む方に			む方は	む方に	む 方	ける水力発電						
乗続地点 発電 の回答があった。 市席ダム地点 湯西川 メール 振替 流域 流域 次ム 振替 次ム 振替 次ム 東西川 東西川 東西川 東京川下流基 東本地点 東田川下流基 東本地点 東西川 東京川 東京川 <td< td=""><td></td><td></td><td>乙女地点</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>湯西川ダム</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>東</td><td></td><td></td><td>東</td><td>東</td><td>束</td><td>み、受け入れる ことは困難」等</td></td<>			乙女地点						湯西川ダム						東			東	東	束	み、受け入れる ことは困難」等						
大戸川取水 放放工地点 送売工地点 減点 振替 流流域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域			栗橋地点							発電										の回答があっ							
大戸川取水 放放工地点 送売工地点 減点 振替 流流域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域			南摩ダム地点						湯西川							振替				·							
大戸川下流差 車単点 無川取水放流 工地点 黒川取水放流 工地点 黒川下流差率 地点 清洲橋地点 海西川 ダム 海面川 ダム 海面の回答 があったといろ、「ダム ににたられな をしたしたり たったといろ、「ダム としたしたり、 たったといろ、「ダム としたしたられな をしたしたいる。 で、 下、 下、 下、 下、 下、 下、 下、 下、 下、 下、 下、 下、 下、			大芦川取水 放流工地点						湯西川							振替					# / + m+						
Z女地点 湯西川 ダム 振替			大芦川下流基						湯西川						域全	振替		域全	城安	域全	の振替に対し、						
Z女地点 湯西川 ダム 振替			黒川取水放流						湯西川						体で	振替		体で	体で	体 当該案に対す で る意見を聴い り たところ、「ダ	当該案に対す						
Z女地点 湯西川 ダム 振替	ケ	ー ス4	黒川下流基準						湯西川						取り	振替		取り	取り		たところ、「タム						
Z女地点 湯西川 ダム 振替									湯西川						む方	振替		担む方	組む方方	む	に応じられな						
															策	振替		策策	策								
			栗橋地点						74							振替		-									

4.4.7 流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価

概略評価により抽出した3つの正常な機能の維持対策案について、検証要領細目に示される6つの評価軸により評価を行った。

なお、評価にあたって、流水の正常な機能の維持対策案の名称は表 4.4-20 のようにした。

表4.4-20 流水の正常な機能の維持対策案の名称

	価による抽出時の 機能の維持対策案の名称	評価軸ごとの評価時の 流水の正常な機能の維持対策案の名称
ダム案		ダム案
ケース 1-1	水単価が 500 億円未 満の代替案を組み合 わせた対策案	ダム再開発案
ケース 2:	他用途ダム容量(治水 容量)買い上げによる 対策案	治水容量買い上げ案

表 4.4-21 思川開発検証に係る検討総括整理表(流水の正常な機能の維持)

	治水容量買い上げ案	他用途ダム(治水容量)の買い上げ	南摩ダム地点: 通年 概4501 m³/s カムがい期 概4513 m³/s 東かんがい期 概4510 m³/s 東かんがい期 概426 m³/s 東かんがい期 概426 m³/s 黒川野水放流工地点: カんがい期 概4310 m³/s 黒がんがい期 概4310 m³/s 黒がんがい期 概431 m³/s 黒がんがい期 概4321 m³/s 第かんがい期 概4321 m³/s 清洲稽地点:かんがい期 概4321 m³/s 非かんがい期 概4321 m³/s 非かんがい期 概4321 m³/s 非かんがい期 概4331 m³/s 素がんがい期 概4331 m³/s まかんがい期 概4321 m³/s 東格地点:かんがい期 概4321 m³/s 東かんがい期 概4321 m³/s まかんがい期 概43210 m³/s 非かんがい期 概43210 m³/s まかんがい期 概43210 m³/s	関と調整が整えば事・下流河道の3水代替(河道振削)について、関係住民、関係機関に調整が整えば事・下流河道の3水代替(河道振削)について、下流河道の治水代替(河道振削)が完了、「水谷重買い上げの精造が類について、下流河道の治水代替(河道振削)が完了、関係住民、関係機関と調整が整えば事業実施中となると想定される。 ※予算の状況等により変動する場合がある。	- , -	約1,380億円 約190百万円/年	[中止に伴う費用] ・ 施工がみなは都工中の現場の安全対策等に約5億円(費用は共同費ペー ・ 施工がみなは都工中の現場の安全対策等に約5億円(費用は共同費ペー ス)が必要と見込んでいる。 ・ 国が事業を中止した場合には、水資源機構法に基づき、費用負担について 関係利水者の同意を得なければならない。 なお、これまでの利水者負担金の合計は、約211億円である。 [その他留意事項] 権約する必要があ、これらの他に生活理議事業の実施の扱いについて今後、権利する必要があ	
	ダム再開発案	ダムかさ上げ(湯西川ダム、下久保ダム)	南摩ダム地点: 通年 概40.1 m²/s, 大声川即水放流工地点: かんがい期 概43.1 m²/s 非かんがい期 概43.0 m²/s 非かんがい期 概43.0 m²/s 非かんがい期 概43.1 0 m²/s 非かんがい期 概43.1 0 m²/s 非かんがい期 概43.1 0 m²/s まかんがい期 概43.1 m²/s まかんがい期 概43.3 m²/s 清潔稽地点: かんがい期 概43.3 m²/s 清潔稽地点:かんがい期 概43.3 m²/s 清潔稽地点:かんがい期 概43.1 m²/s 清淡極地点:かんがい期 概43.1 m²/s 清淡極地点:かんがい期 概43.1 m²/s 清淡極地点:かんがい期 概43.1 m²/s 清淡極地点:かんがい期 概43.1 m²/s 清淡極地点:かんがい期 概43.1 m²/s 清淡極地点:かんがい期 概43.1 m²/s 東かんがい期 概43.3 m²/s 東かんがい期 概43.3 m²/s 東かんがい期 概43.3 m²/s	・いせな、下ス保ダムかさ上げは、関係住民、関係機関と調整が整えば事業実施中となると想定される。 ※実施中となると想定される。 ※予算の状況等により変動する場合がある。	・各利水基準地点より下流においては、現計画案と同量を取水することができる。 る。 ・現状の河川水質と同等と考えられる。	約1,010億円 約120百万円/年	[中止に伴う費用] ・施工済み又(北立の現場の安全対策等に約5億円(費用は共同費ペー ス)が必要と用込んでいる。 ・国が事業を中止した場合には、水資源機構法に基づき、費用負担について 関係利水者の同意を得なければならない。 なお、これまでの利水者負担金の合計は、約211億円である。 [その他留意事項] [その他留意事項]	
	ダム薬	思川開発事業(南摩ダム)	南摩ダム地点: 通年 概401 m³/s、 大声川即水放流工地点: a かんがい期 機410 m³/s 非かんがい期 機410 m³/s 大声川下流基準地点: かんがい期 機410 m³/s 黒川取水放流工地点: a かんがい期 機41.5 m³/s 黒川取水放流工地点: a かんがい期 機41.5 m³/s 黒川取水放流工地点: b m²/s 黒川水ががいい期 概41.5 m³/s 黒小水がいい期 概42.1 m³/s 黒かんがい期 概42.1 m³/s 非かんがい期 概43.1 m³/s 非かんがい期 概43.3 m³/s まかんがい期 概43.3 m³/s まかんがい期 概43.3 m³/s まかんがい期 概43.3 m³/s 素ががい期 概43.3 m³/s 素かんがい期 概43.3 m³/s 素がんがい期 概43.3 m³/s 素がんがい期 概43.3 m³/s 素がんがい期 概43.3 m³/s 素がんがい期 概43.3 m³/s 素がんがい期 概43.3 m³/s	10年後」 ・週川開発事業は完成し、水供給が可削 ・週川開発事業は完成し、水供給が可削 ※予算の状況等により変動する場合が	・各利水基準地点より下流において、必要な水量を確保することができる。・現状の河川水質と同等と考えられる。	参430億円 (流水の正常な機能の維持分) 約380百万円/年 (流水の正常な機能の維持分)	【中止に伴う費用】 ・発生しない。 【関連して必要となる費用】 ・移動を値いられる水源地と、受益地である下流域との地域間で利害が異なる。	ことを踏まえ、水源地域対策特別措置法に基づき実施する事業、利根川・荒川
乙烯 銀 注 世 券 分 年 注 年 出 ラ 子 井	MLYNO IL Rive 破形の飛行が 果然で 実施内容の概要	郭価軸と評価の考え方	E常な機能の維持の必要な流量が確保できている アクトコーか無 AC体促 キカイ・バの Ac	●投層 野二 C O よう L 公 来 ひ・情味 され C いくの カン	ないくのか(取水位置 るか)	●完成までに要する費用はどのぐらいか●維持管理に要する費用はどのぐらいか	●その他の費用(ダム中止に伴って発生する費用等)はどれく【中止に伴う費用 らいか ・発生しない。 ・発生しない。 ・発生しない。 ・発生しない。 ・発生しない。 ・発生しない。 ・発生しない。 ・発生しない。 ・発生しない。 ・発生しない。 ・発生しない。 ・発生しない。 ・発生しない。	
	_	4. 点,是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	w.		•	·	L K	

表 4.4-22 思川開発検証に係る検討総括整理表(流水の正常な機能の維持)

治水容量買い上げ案	他用途ダム(治水容量)の買い上げ	[治水容量買い上げ] ・下流河道の治水代替 (河道掘削)により追加の用地取得が必要となる。	[治水容量買い上げ] 同意・河川を管理する群馬県及び栃木県の同意が必要である。		(治水容量度)とは7) 上に努めている中、既2の7米な重を減らして、治水安全度が不足しており、その向上に努めている中、既2の7米な重を減らして、利水容量に振り増えることは 地万、容認でさない等の意見が表明われている。 下添河道の3米水体書で12場間制)により改築が必要となる構造物の管理者 文び関係者との調整が必要となる。	(治水容量質に上げ) 1. 治水容量質にはい、治水代替施設の整備(河道改修)及び、常時満水位 が高くなることによる提体の補強工事が必要。 の 治水代替施設の整備(河道改修)は堤体補強工事着手前に完了している必 受がある。 ・堤体補強工事は非洪水期に施工するため、完了までに概ね9年程度必要。 ・スルに加え、毒業用地の所有者、関係機関、周辺住民の了解を得るまでの 期間が必要。	・現行法制度のもとでケース2を実施することは可能である。	・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。
ダム再開発案	ダムかさ上げ(湯西川ダム、下久保ダム)	【湯西川ダム・下久保ダムかさ上(f) ・周辺用地(山林等) の所有者等との調整は未実施である。	【湯西川ダム・下久保ダムかさ上げ】 ・湯西川ダム・下久保ダムの利水参画者、ダム下流の関係河川使用者の同意 が必要である。		・ダムかさ上げ」 ・ダムかさ上げに平分付替連路の整備について、道路管理者との調整を実施しているがある。 ・ダムかさ上げに平分付替を指して、受け入れることは困難である等の意 見が表明されている。 まが表出されている。 原に「火必要がある。 施していく必要がある。 一般係 自治体からは、ダムかさ上げこよる工事により環境が変化し、自然環境 を実施している。 ・関係 自治体からは、ダムかさ上げこよる工事により環境が変化し、自然環境 ・関係 自治体からは、ダムかさ上がこまる、	【湯西川ダム・下久保ダムかさ上げ】 ・常時満水位が高ぐなることによる媒体の補強工事が必要。非洪水期に施工するため、完了までに概ね14年程度必要。 ・これに加え、事業用地の所有者、関係機関、周辺住民の了解を得るまでの 期間が必要。	・現行法制度のもとでケース1-1を実施することは可能である。	・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。
ダム繰	思川開発事業(南摩ダム)	・思川開発に必要な用地取得は、既に土地所有者等の御理解・御協力を得て【湯西川ダム・下久保ダムかさに打 約98%。実屋移転(80戸)は100%光丁している。一部の米買収地(6ks)は扩广・周辺用地(山林等)の所有者等との調整は未実施である。 幾っている。	・利水参画者は、現行の事業実施計画に同意している。		・思川開発は、漁業関係者との調整は必要となる。	・本省による対応方針等の決定を受け、本体工事及び導水路工事の公告から ・無等アまで81ヶ月必要となる。 するため、完了まで12無わ14年程度 するため、完了まで12無わ14年程度 ・これに加え、事業用地の所有者、関 期間が必要。	・現行法制度のもとで本案を実施することは可能である。	・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。
済水の正常な機能の維持対策をと	評価軸と評価の考え方	青者等の協力の見通しはどうか	関係する河川使用者の同意の見通しはどうか	●発電を目的として事業に参画している者への影響の程度は どうか	その他の関係者との調整の見通しはどうか 実現性	事業期間はどの程度必要か	●法制度上の観点から実現性の見通しはどうか	技術上の観点から実現性の見通しはどうか

表 4.4-23 思川開発検証に係る検討総括整理表(流水の正常な機能の維持)

治水容量買い上げ案	他用途ダム(治水容量)の買い上げ	・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理によ り持続可能である。	【治水容量買い上げ】 ・既存ダムの失われる洪水調節機能の代替指置を購する必要がある。 ・死流道の治水代替(河道振削)により追加の用地取得が必要となる可能 性がある。	・地域振興に対する新たな効果は憩定されない。	(治水容量買い上げ) ・既存ダムの洪水調節効果が失われる地域住民の十分な理解、協力を得る必要がある。
タム再開発案	ダムかさ上げ(湯西川ダム、下久保ダム)	管理実績もあり、適切な維持管理によ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理によ・維続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理によ り持続可能である。 	[治海西川ダムかさ上げ] ・平成24年度に完成したはかりのダムであり、観光事業が軌道に乗りつつある。研存ダムなと、地元住民の生活再復を進めている中で、地元住民の生活「負担を強い、下添河道、名かさ上げこいでは、受け入れることは困難であるとの意見が表明されてい、性がある。る。 ・「下久侯ダムかさ上げ] ・ダム線時に用地を提供して頂いた方々に対し、再度の用地の提供等をお願いすることになり、地域のコミュニティに大きな負担を強いることになる。	【湯西川ダム・下久保ダムかさ上げ】 ・かえ上げに関連して、ダム周辺環境整備が実施されるのであれば、地域振興 ・かえ上げに関連して、ダム周辺環境整備が実施されるのであれば、地域振興 につながる可能性がある。 ・関係はからる、・関係を進めてい ・関係自動性がからは、ダムや随面を利用した様々な地域活性化策を進めてい ・関係自動性がしてれる事業、の影響を観念する意見、ダム周辺は観光拠点であることから、ダム嵩上げ工事による自然環境や地域社会に与える様々な影響の調査とその対策についても検討を要望する意見が表明されている。	【湯西川ダム・下久保ダムかさ上げ】 ・受益地は下流域であるため、かさ上げで影響する地域住民の十分な理解、 協力を得る必要がある。
ダレッ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	思川開発事業(南摩ダム)	・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理によ・ り持続可能である。	・海米の影響等による地すベリの可能性が予測される簡所については、地す「く」と対策が必要になる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ダム周辺を新たな観光資源とした地域振興の可能性がある一方で、フォロー [湯西川ダム・下久保ダムかさ上げ] ・かっプが必要である。 ・プルが必要である。 ・ 国保育治療はがある。 ・ 国保育治療はがある。 ・ 国保育治療がおいます。 ・ 国保育治療がからは、ダム治療は あるころであり、これら事業への影響 あるころであり、これら事業への影響 あるころであり、これら事業への影響 あるころであり、これら事業への影響	
流水の正常な機能の維持対策楽と実施力をの振響		かって 持続可能といえるか	事業地及びその周辺への影響はどの程度か・	地域振興に対してどのような効果があるか 地域社会 への影響	●地域間の利害の衡平への配慮がなされているか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

表 4.4-24 思川開発検証に係る検討総括整理表(流水の正常な機能の維持)

治水容量買い上げ案 地用途ダム(治水容量)の買い上げ	(治水容量買い上げ) ・常時満水位上昇により貯水池の回転率が小さぐなるが、その影響は限定的と 考えられる。	・地下水位等への影響は想定されない。	・動植物の生息・生育環境等への影響は想定されない。	概能ダムを活用する対策業であり、現状と比較して土砂流動への影響は小さいと考えられる。	(治水容量買い上げ) ・湖面の上昇による景観の変化がある。	一変化は想定されない。
(再開発案 ダム)	小さくなるが、その影響は限定的と考えら	・地下水位等への影響は想定されない。	- 動植物の生息・生育環境等への影響は想定されない。 - 1	伏と比較して土砂流動への影響は小さ		・変化は想定されない。
ダム案 思川開発事業(南摩ダム)	パで、シェルーション格異によると、水る時期があると予測される。 8時期があると予測される。 設備の環境保全措置を描じる必要が 20、ではダム建設前後の変化が小さい	下の可能性があると考えられる。この 環境保全措置を講じる必要がある。	-2.10km²(湛水面積) ・動機のの重要な種について、生息地の消失や生息環境への影響を受けると ・野池される種があるため、専門家の意見を聴きながら必要に応じて環境保全 指置を講じる必要がある。	・ダム庫下の南摩川では河床材料の組動化等が生じる可能性が考えられる。 ・(なお、思川全体の流域面積のうち、南摩ダムの流域面積は約1%であることしから、思川への土砂供給の影響は小さいと考えられる。)	主要な眺望点や景観資源が毒業実施区域から離れているため改変による影[湯西川ダム・下久保ダムかさ上げ] 響はないと考えられる。 ・人と自然との触れ合いの活動の場への影響は限定的と考えられる。	・送水時のポンプ使用による電力増に伴いく02排出負荷が増加する。
な機能の維持対策案と実施内容の概要	・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	●地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響が「湯水路周辺の一部地域で地下水の底あるかあるか「ため、地下水への影響の低減を図るようない。		● 土砂流動はどう変化し、下流の河川・海岸にどのように影響・4 するか	●景観、人と自然との豊かなふれあいこどのような影響がある「主要な眺望点や景観資源が事業実施か 割けないと考えられる。 ・、人と自然との触れ合いの活動の場への	●CO2排出負荷ほどう変わるか ; ;3

4.5 異常渇水時の緊急水の補給の観点からの検討

4.5.1 河川整備計画における異常渇水時の緊急水の補給の目標

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】では、「異常渇水時においては、利根川で著しく河川環境が悪化した場合の渇水被害の軽減を図るため、流量の確保に努める」こととしている。

思川開発事業においては、南摩ダムに 1,000 万 m³ の渇水対策容量を設け、利根川水系の異常渇水時に緊急水の補給を行うことにより流量の確保を図ることとしており、複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案は、これと同程度の目標を達成することを基本として立案する。



図 4.5-1 利水 (異常渇水時の緊急水の補給) 基準地点模式図

4.5.2 複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案(思川開発事業を含む案)

複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案(思川開発事業を含む案)の検討は、 4.5.1 で示した目標を達成することを基本として検討を行った。

現計画 (ダム案): 思川開発事業

【対策の概要】

- ・思川支川南摩川に洪水調節、流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急 水の補給を含む)、新規利水(水道用水の補給)を目的とする多目的ダム を建設する。
- ・思川支川黒川及び大芦川からの導水施設を建設する。

表 4.5-1 思川開発事業の事業費(異常渇水時の緊急水の補給対策案)

区分	事業費
全体事業費	1,907 億円
異常渇水時の緊急水の補給対策案	約 435 億円
残事業費	約 1,037 億円
異常渇水時の緊急水の補給対策案	約 237 億円

[※]総事業費の点検結果(案)に基づき全体事業費等を算出している。

表 4.5-2 思川開発事業の総概算コスト(異常渇水時の緊急水の補給対策案)

区分	総概算コスト
事業費(異常渇水時の緊急水の補給対策案)	約 539 億円
残事業費(異常渇水時の緊急水の補給対策案)	約 341 億円

[※]総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。

4.5.3 複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案の立案(思川開発事業を含まない案)

(1) 異常渇水時の緊急水の補給対策案の基本的な考え方

検証要領細目で示されている17方策を参考にして、できる限り幅広い異常渇水時の緊急水の補給対策案を立案することとした。異常渇水時の緊急水の補給対策案検討の基本的な考え方を以下に示す。

- ・異常渇水時の緊急水の補給対策案は、4.5.1 で示した目標を達成すること を基本として検討する。
- ・立案にあたっては、検証要領細目に示されている 17 方策について、新規 利水対策案と同様に概略検討を行い、複数の異常渇水時の緊急水の補給対 策の代替案検討及び対策案の立案を行う。

検討した代替案について次頁以降に示す。

1)河口堰

- ・河口堰上流の高水敷の掘削を行うことにより、淡水を貯留し、必要な開発量を確保する。
- ・行徳可動堰上流の高水敷にはヒヌマイトトンボが生息している。

【対象となる河口堰(江戸川水閘門、行徳可動堰)】



【河口堰による代替案の諸元】

-0:011221	
	江戸川水閘門
	行徳可動堰
開発量(m³/s)	0.4
水単価(億円/ m³/s)	1,500∼

- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、通年換算したものである。
- ※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。
- ※運用(供用)しながらの施工のため、概算コストは全面改築として算出している。

図4.5-2 河口堰による異常渇水時の緊急水の補給代替案の概要

2)湖沼開発

- ・既存の湖沼で掘削等を行うことにより、必要な開発量を確保する。
- ・中禅寺湖は、日光国立公園内に位置し、日本百景に指定されている。湖畔に は重要文化財であり世界遺産にも指定されている日光二荒山神社中宮祠があ る。また、周辺は日光国立公園の特別地域に指定されている。

【対象となる湖沼開発(中禅寺湖)】



図4.5-3 湖沼開発による異常渇水時の緊急水の補給代替案の概要

3) 流況調整河川 (鬼怒川)

- ・流況調整河川は、流況(水量の季節的特性)が異なる2 つ以上の河川を水路で結び、時期に応じて、水量に余裕のある河川から不足している河川に水を移動させ、それぞれの河川の流況を改善する。
- ・鬼怒川と思川の流況は、季節的な特性がほぼ同様である。

【対象となる流況調整河川(鬼怒川と思川を結ぶ水路)】



【鬼怒川と思川の流況(基準年S35年)】

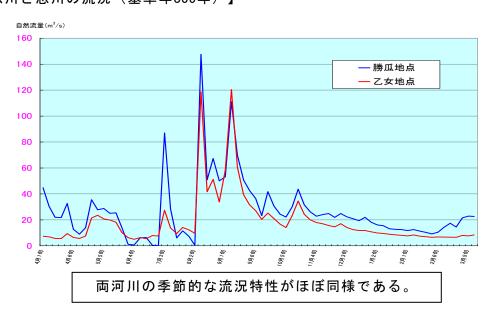


図4.5-4 流況調整河川による異常渇水時の緊急水の補給代替案の概要

4)河道外貯留施設

- ・河道外に貯留施設(貯水池など)を整備することにより、必要な開発量を確保する。
- ・渡良瀬第二、第三遊水池については、平成24年7月にはラムサール条約に登録された。
- ・烏川沿川は地質が礫質土である。

【対象となる河道外貯留施設 (渡良瀬遊水地等)】



【河道外貯留施設による代替案の諸元】

	渡良瀬 渡良瀬		白田沙田	利根川上	思川上流	思川下流
	第二調節池	第三調節池	鳥川沿川	流沿川	沿川	沿川
開発量(m³/s)	1.8	0.7	0.3	1. 0	0.5	0.7
水単価	500∼	500∼	1,000~	500~	500~	500~
(億円/m³/s)	1,000	1,000	1,500	1,000	1,000	1,000

- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、通年換算したものである。
- ※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
- ※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

図4.5-5 河道外貯留施設による異常渇水時の緊急水の補給代替案の概要

5)ダム再開発(かさ上げ・掘削)

・中流部の取水堰である利根大堰の高水敷の掘削及びかさ上げを行うことにより、必要な開発量を確保する。

【対象となるダム(利根大堰)】



【ダム再開発(かさ上げ・掘削)による代替案の諸元】

	利根大堰
開発量(m³/s)	3.0
水単価(億円/m³/s)	~500

- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、通年換算したものである。
- ※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
- ※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。
- ※運用(供用)しながらの施工のため、概算コストは全面改築として算定している。

図4.5-6 ダム再開発(かさ上げ・掘削)による異常渇水時の緊急水の補給代替案の概要

5)ダム再開発(かさ上げ)

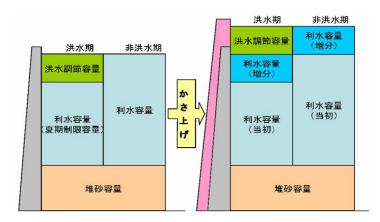
・かさ上げの可能性があるダムについて、家屋移転を発生させない高さまでか さ上げを行い、必要な開発量を確保する。

【対象となるダム(下久保ダム等)】

◇位置図



【ダムかさ上げのイメージ】



【ダム再開発(かさ上げ)による代替案の諸元】

	下久保ダム	草木ダム	湯西川ダム
開発量(m³/s)	1. 3	1.0	2. 5
水単価 (億円/m³/s)	~500	1,000~1,500	~500

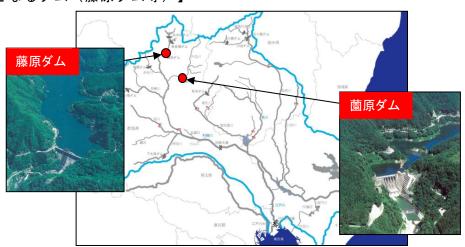
- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、通年換算したものである。
- ※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
- ※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

図4.5-7 ダム再開発(かさ上げ・掘削)による異常渇水時の緊急水の 補給代替案の概要

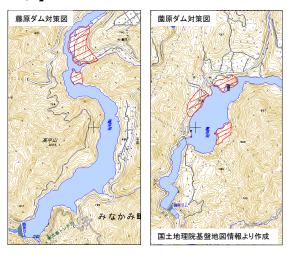
5) ダム再開発 (掘削)

・家屋の移転や道路、橋梁等の付け替えが発生しない程度まで貯水池内の一部 を掘削し、必要な開発量を確保する。工事の施工性、効率性を考慮し、浚渫 ではなく貯水池周辺の一部を掘削することとする。

【対象となるダム(藤原ダム等)】



【掘削イメージ】



※藤原ダム、薗原ダムの掘削範囲等については、概略検討によるものである。

【ダム再開発(掘削)による代替案の諸元】

	藤原ダム	薗原ダム
開発量(m³/s)	0.2	0.2
水単価(億円/m³/s)	500~1,000	1,000~1,500

※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。

※開発量は、通年換算したものである。

※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。

※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

図4.5-8 ダム再開発(掘削)による異常渇水時の緊急水の補給代替案の概要

5) ダム再開発 (ダム間連携)

- ・利根川の豊水時に、岩本地点の余剰水を既設の群馬用水を利用して下久保ダ ムに導水することにより、必要な開発量を確保する。
- ・コスト縮減の観点から群馬用水の施設の活用を前提とする。

【対象となるダム (下久保ダム等)】





【ダム再開発(ダム間連携)による代替案の諸元】

	岩本地点から下久保ダムへの導水
開発量(m³/s)	0. 1
水単価(億円/m³/s)	1,500∼

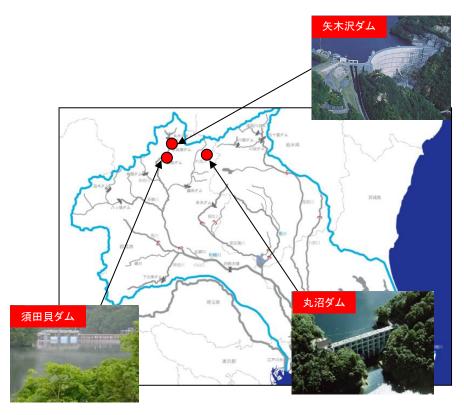
- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、通年換算したものである。 ※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
- ※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

図4.5-9 ダム再開発 (ダム間連携) による異常渇水時の緊急水の補給代替案の概要

6)他用途ダム容量の買い上げ(発電容量)

- ・発電専用のダム容量を買い取り、必要な開発量を確保する。効率性の観点から、10,000 千 m³ 以上の発電専用容量を有する施設を対象とした。
- ・揚水式発電は、ピーク需要に対応して発電するという特殊性を有していること、また、貯留時に電力を必要とすることにより、異常渇水時の緊急水の補給対策案の候補としない。

【対象となるダム(矢木沢ダム等)】



【他用途ダム容量の買い上げ(発電容量)による代替案の諸元】

	矢木沢ダム	須田貝ダム	丸沼ダム
開発量(m ³ /s)	3.0	2.8	1.5

[※]上記の開発量は、概略検討によるものである。

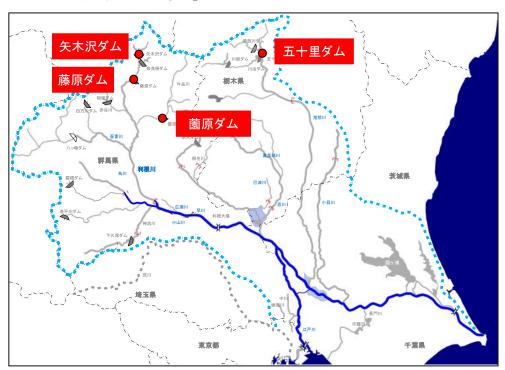
図4.5-10 他用途ダム容量の買い上げ(発電容量)による異常渇水時の緊急水の 補給代替案の概要

[※]開発量は、通年換算したものである。

6)他用途ダム容量の買い上げ(治水容量)

- ・既設の多目的ダムの治水容量を買い上げ、必要な開発量を確保する。
- ・利水容量は年間を通して必要となることから、洪水期と非洪水期に治水容量を 有するダムを対象とする。

【対象となるダム (矢木沢ダム等)】



【他用途ダム容量の買い上げ(治水容量)による代替案の諸元】

	矢木沢ダム	藤原ダム	薗原ダム	五十里ダム
開発量(m³/s)	2.3	0.6	0.1	1.8

[※]上記の開発量は、概略検討によるものである。

図4.5-11 他用途ダム容量の買い上げ(治水容量)による異常渇水時の緊急水の 補給代替案の概要

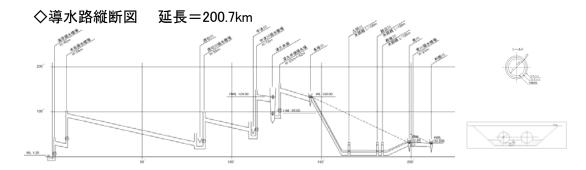
[※]開発量は、通年換算したものである。

7)水系間導水 (富士川からの導水)

・富士川水系富士川の最下流部に放流される発電に利用された流水を取水し、 利根川に導水することで、必要な開発量を確保する。

【対象となる水系間導水(富士川からの導水)】





【水系間導水(富士川からの導水)による代替案の諸元】

	富士川からの導水
開発量(m³/s)	3. 0
水単価(億円/m³/s)	500~1,000

- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、通年換算したものである。
- ※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
- ※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

図4.5-12 水系間導水(富士川からの導水)による異常渇水時の緊急水の 補給代替案の概要

7)水系間導水 (千曲川からの導水)

・信濃川水系千曲川の流水を、吾妻川を経由して利根川に導水し、必要な開発 量を確保するものである。

【対象となる水系間導水(千曲川からの導水)】



導水路延長: 40.5km

【水系間導水(千曲川からの導水)による代替案の諸元】

	千曲川からの導水
開発量(m³/s)	3. 0
水単価(億円/m³/s)	1,500∼

- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、通年換算したものである。
- ※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
- ※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

図4.5-13 水系間導水 (千曲川からの導水)による異常渇水時の緊急水の 補給代替案の概要

8) 地下水取水

- ・地下水を取水し必要な開発量を確保する。
- ・流域内には「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」の保全区域及び都県の 条例による地下水取水が規制されている区域がある。

【関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱区域等】



【地下水取水による代替案の諸元】

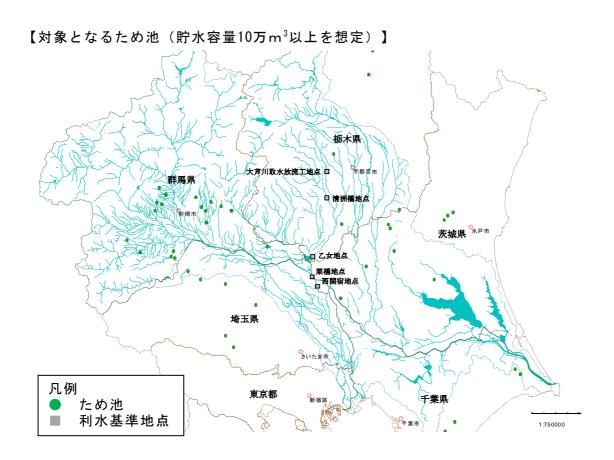
	地下水
開発量(m³/s)	_
水単価(億円/m³/s)	~500

- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、必要に応じ増減する。
- ※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
- ※水単価は、2.984m³/s開発する際の概算コストを開発量で除して算出した ものである。

図4.5-14 地下水取水による異常渇水時の緊急水の補給代替案の概要

9) ため池 (既設)

既設の農業用のため池の非かんがい期の空き容量を、非かんがい期の水源として活用する。



【ため池(既設)による代替案の諸元等】

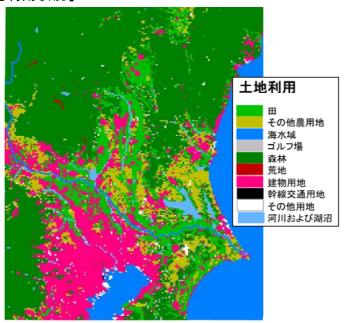
- ・かんがい期取水終了後、9月中旬~11月にため池に貯留し、12月~3月に供給し、 かんがい期の用水補給に影響を与えない4月のみの流入量で次期かんがい期ま でに容量を回復するものと想定する。
- ・上記条件で、利根川流域に存在する貯水容量10万m³以上のため池(45池)の内、 集水面積が把握可能なため池(33池)について、利根川流域の降雨特性を考慮 し、開発量を試算すると、約0.13m³/sの開発が可能である。ただし、降雨条 件により開発量は増減する。

図4.5-15 ため池 (取水後の貯留施設を含む) による異常渇水時の緊急水の 補給代替案の概要

9) ため池 (新設)

・ため池を新設し必要な開発量を確保する。

【利根川流域の土地利用状況】



出典:国土数値情報 土地利用3次メッシュ (国土交通省)

【ため池(新設)による代替案の諸元等】

	ため池 (新設)
開発量(m³/s)	
水単価(億円/m³/s)	1,500~

- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、必要に応じ増減する。
- ※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
- ※水単価は、1m³/s開発する際の総概算コストで算出したものである。
- ※通年 $1m^3/s$ を確保するためには、約31,000 千 m^3 の貯水容量が必要である。
- ※概略検討では、大きなため池を想定して水単価を求めているが、実際に施工するに際して地域の状況を踏まえ分散させた場合は水単価が高くなる可能性がある。

図4.5-16 ため池 (新設) による異常渇水時の緊急水の補給代替案の概要

10)海水淡水化

- ・海水を淡水化する施設を設置し、必要な開発量を確保する。海水をろ過する際に発生する、濃縮された塩水の処理方法等について先行事例を参考に検討する。
- ・供給可能区域は下流部のみである。

【対象となる海水淡水化施設の想定】



【海水淡水化施設のイメージ】



【海水淡水化による代替案の諸元等】

	東京湾
開発量(m³/s)	1.2
水単価(億/m³/s)	1,500~

- ※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
- ※開発量は、通年換算したものである。
- ※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
- ※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

図4.5-17 海水淡水化による異常渇水時の緊急水の補給代替案の概要

11)水源林の保全

- ・水源林の土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させゆっくりと流出させるという水源林の機能を保全し、河川流況の安定化を期待する。
- ・河川流量の安定化を期待する水源林の保全は重要である。

【利根川流域における森林の分布状況】



出典:国土交通省国土数値情報(土地利用3次メッシュ)より作成

図4.5-18 水源林の保全による異常渇水時の緊急水の補給代替案の概要

12) ダム使用権等の振替

- ・水利権が付与されていないダム使用権等を他の水利権を必要とする水利使用 者に振り替える。
- ・直轄・水機構・補助ダムにおいて、都市用水に換算して約6m³/sの水利権が付与されていないダム使用権等があり、今後ダム使用権設定者等に他者へ振り替え可能か確認するとともに、振り替え可能な場合は、その振替条件について整理する。

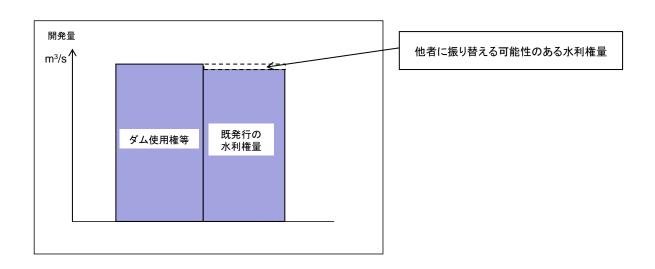


図4.5-19 ダム使用権等の振替による異常渇水時の緊急水の補給代替案の概要

13) 既得水利権の合理化・転用(農業用水合理化)

・用水路の漏水対策、取水施設の改良等による用水の使用量の削減等により発 生した余剰水を他の必要とする用途に転用する。

【農業用水の合理化(実施済)の状況】 権現堂・幸手領地区

農業用水合理化対策事業一覧

事業名	受益 面積	事業主体	事業内容	事業量	事業年度	事業費	合理化水量 (余剰水量)	転用水量			
	(ha)		施設名		7	(百万円)	(m ³ /秒)	(m ³ /秒)			
中川水系農業 水利合理化事業	9, 500	埼玉県	葛西用水路	31.6km	S43~47	2, 010	3. 166	2. 666			
県営農業用水	2, 713	埼玉県	【権現堂地区】 パイプライン整備等	1, 217ha	S47~61	8, 129	2. 871	1, 581			
合理化対策事業	2, 713	埼玉宗	【幸手領地区】 パイプライン整備等	1, 343ha	S48~62	12, 762	2. 071	1. 581			
	15, 380	水公団	基幹線水路等	75.9km	S53∼H6	72, 022					
		埼玉県 見沼土地 改良 埼玉県	西縁用水路等	9. 2km	S53~63	1, 655		4. 263			
			騎西領用水路等	21.6km	S63∼H7	5, 396					
埼玉合口二期事業			西縁用水路等	10.6km	S54~63	2, 174	5. 243	埼玉3.704			
			騎西領用水路等	17. 2km	S63∼H7	2, 995		東京0.849			
			見沼下流	11. 2km	S53~63	3, 705					
			見沼中流	18.5km	H1∼H7	1, 210					
		農水省	葛西用水路等	136km	H4∼15	60, 800		3. 811			
利根中央農業用 水再編対策事業		水公団	埼玉用水路等	47km	H4∼13	37, 400	5. 411	埼玉2.962			
小丹柵別東事未		埼玉県	末端水路等	端水路等 10.5km H8~14 1,400			東京0.849				
					•			12. 321*			
計						211, 658		埼玉10.913			
								東京1.408			

(*平成15年度の利根中央農業用水再編事業完了時の転用水量)

図4.5-20 既得水利権の合理化・転用による異常渇水時の緊急水の 補給代替案の概要

14) 渇水調整の強化

・渇水調整協議会の機能を強化し、関係利水者が協力して渇水時に被害を最小となるよう取り組みを行う。

【利根川における既往渇水の状況】

項目		Į	文水制限状況		
渇水年	取水制	限期間 至	取水制限 日数(日間)	最大取水 制限率	
昭和47年	6/6	<u></u> 7/15	40	15%	
昭和48年	8/16	9/6	22	20%	
昭和53年	8/10	10/6	58	20%	
昭和54年	7/9	8/18	41	10%	
昭和55年	7/5	8/13	40	10%	
昭和57年	7/20	8/10	22	10%	
昭和62年	6/16	8/25	71	30%	
平成2年	7/23	9/5	45	20%	
平成6年	7/22	9/19	60	30%	
TI COT	1/12	3/27	76	10%	
平成8年	8/16	9/25	41	30%	
平成9年	2/1	3/25	53	10%	
平成13年	8/10	8/27	18	10%	
平成24年	9/11	10/3	23	10%	
平成25年	7/24	9/18	57	10%	
取水制限の 平均日数			44. 5		

[※]取水制限期間には、期間中の一時的な流況回復による取水制限の一時 緩和を行った期間を含む。

【渇水対策協議会の様子】



図4.5-21 渇水調整の強化による異常渇水時の緊急水の補給代替案の概要

15) 節水対策

・節水コマなど節水機器の普及、節水運動の推進、工場における回収率の向上 等により、水需要を抑制するものである。

【節水対策のイメージ】



節水機器の導入率

上位	節水機器メニュー	導入率
1	節水型洗濯機	24.4%
2	食器洗い機	19.0%
3	家庭用バスポンプ	17.9%
4	シングルレバー式湯 水混合水栓	17.5%
	使用していない	39.4%

(複数回答あり)

節水に関する特別世論調査 内閣府 平成22年10月

図4.5-22 節水対策による異常渇水時の緊急水の補給代替案の概要

16)雨水·中水利用

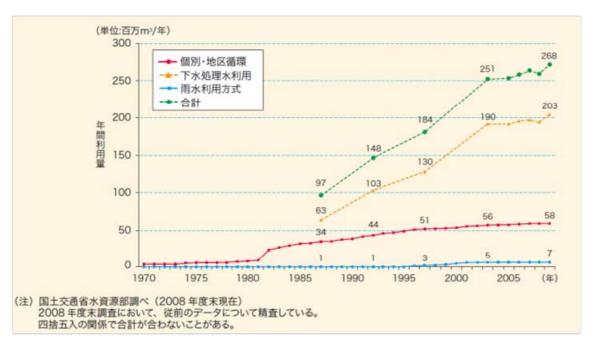
・雨水利用の推進、中水利用施設の整備により、河川水・地下水の使用量の抑制を図るものである。

【雨水・中水利用のイメージ(家庭用の雨水貯留タンク)】



出典:墨田区H.P

【雨水・再生水の利用の推移】



出典:日本の水資源

図4.5-23 雨水・中水利用による異常渇水時の緊急水の補給代替案の概要

(2) 異常渇水時の緊急水の補給代替案の適用性

1)制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられる異常渇水時の緊急水の補給代替案

①湖沼開発

中禅寺湖は、日光国立公園内に位置し、日本百景に指定されている。湖畔には重要文化財であり世界遺産にも指定されている日光二荒山神社中宮祠があり、周辺が日光国立公園の特別地域に指定されている。地域社会への影響が考えられ、開発することは困難である。

②流況調整河川

利根川水系及び荒川水系の河川は、既に流況調整河川で結ばれている中川 〜江戸川〜利根川を除き、季節的な特性がほぼ同様であり、一方で水量が不 足している時期は、他方も同様に水量が不足しているため流況調整の余地が ほとんどない。

また近傍の多摩川や相模川については、開発が進み、高度に利用されていることから、同じく流況調整の余地はほとんどない。

③ため池 (既設)

利根川流域でも一定量の開発量は見込めると想定されるが、利用期間が限定され、安定的な取水が困難である。

④既得水利権の合理化・転用

利根川水系に関してはこれまでも農業用水合理化事業等を通じて、都市用水の新規確保に努めてきたところであるが、現時点において新たな合理化事業の要望簡所は無いことを確認した。

2)利水基準地点の位置関係から極めて実現性が低いと考えられる異常渇水時の緊急水の補給代替案

①河口堰

江戸川水閘門・行徳可動堰は江戸川下流部に位置し、流水の正常な機能の維持にかかる利水基準地点においてはその効果が見込むことができないと考えられる。

②地下水取水

関東平野北部地盤沈下等対策要綱や都県の条例により地下水取水が規制されている区域があり、異常渇水時の緊急水の補給にかかる利水基準地点においては開発が出来ない。

4. 思川開発事業(南摩ダム)検証に係る検討の内容

③海水淡水化

海水淡水化施設は東京湾に設置することを検討しており、供給可能域は下流部のみであるため、流水の正常な機能の維持にかかる利水基準地点においては、その効果が見込むことができないと考えられる。

上記、7 つの異常渇水時の緊急水の補給代替案を含む異常渇水時の緊急水の補給対策案は、極めて実現性が低いと考えられるため、異常渇水時の緊急水の補給対策案の組み合わせの候補から除外する。

3) 異常渇水時の緊急水の補給代替案の水単価からの整理

表 4.5-3 水単価が500億円未満となる異常渇水時の緊急水の補給代替案

利水基準地点	流水の正常な機能の維持 代替案	具体的な方策	開発量 (㎡/s)
栗橋地点	ダム再開発	下久保ダム(かさ上げ)	1.3
		利根大堰(かさ上げ)	3.0

※上記の開発量・水単価は、新規利水の概略検討によるものである。

表 4.5-4 水単価が 500 億円以上、1,000 億円未満となる異常渇水時の緊急水の補給代替案

利水基準地点	異常渇水時の緊急水の補給 代替案	具体的な方策	開発量 (㎡/s)
栗橋地点	河道外貯留施設	渡良瀬第二遊水池	1.8
		渡良瀬第三遊水池	0.7
		利根川上流沿川	1.0
	ダム再開発	藤原ダム(貯水池掘削)	0.2
	水系間導水	富士川からの導水	3.0

※上記の開発量・水単価は、新規利水の概略検討によるものである。

表 4.5-5 水単価が 1,000 億円以上、1,500 億円未満となる異常渇水時の緊急水の補給代替案

利水基準地点	異常渇水時の緊急水の補給 代替案	具体的な方策	開発量 (㎡/s)
栗橋地点	河道外貯留施設	烏川沿川	0.3
	ダム再開発	薗原ダム(貯水池掘削)	0.2
		草木ダム(かさ上げ)	1.0

※上記の開発量・水単価は、新規利水の概略検討によるものである。

表 4.5-6 水単価が 1,500 億円以上となる異常渇水時の緊急水の補給代替案

利水基準地点	異常渇水時の緊急水の補給 代替案	具体的な方策	開発量 (m³/s)
栗橋地点	ダム再開発	利根川上流ダム間連携	0.1
	水系間導水	千曲川からの導水	3.0
	ため池	ため池の新設	_

※上記の開発量・水単価は、新規利水の概略検討によるものである。

表 4.5-7 現時点では、水単価が確定できない異常渇水時の緊急水の補給代替案

利水基準地点	異常渇水時の緊急水の補給 代替案	具体的な方策	開発量 (㎡/s)
栗橋地点	他用途ダム容量の買い上げ	矢木沢ダム(発電容量)	3.0
		須田貝ダム(発電容量)	2.8
		丸沼ダム(発電容量)	1.5
		矢木沢ダム(治水容量)	2.3
		藤原ダム(治水容量)	0.6
		薗原ダム(治水容量)	0.1
	ダム使用権等の振替		1.4

※上記の開発量は、新規利水の概略検討によるものである。

- (3) 異常渇水時の緊急水の補給代替案の組合せの考え方
- 4.5.1 河川整備計画における異常渇水時の緊急水の補給の目標で示した目標を達成することを基本とし、異常渇水時の緊急水の補給代替案又は異常渇水時の緊急水の補給代替案の組み合わせにより、複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案を立案した。複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案の検討にあたって基本となる事項を以下に示す。
- ・異常渇水時の緊急水の補給代替案の組み合わせは、制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられる異常渇水時の緊急水の補給代替案を除外した上で、水単価を重視して検討を進めることとするが、利根川流域においては多様な既設施設が多数存在するため、現時点で水単価が確定できないものの、既設施設の利用を異常渇水時の緊急水の補給代替案とした組み合わせについても検討を行う。
- ・異常渇水時の緊急水の補給対策案の立案にあたっては、利根川流域の地形、 地域条件、既存施設を踏まえ検討を行った。なお、「水源林の保全」、「渇 水調整の強化」、「節水対策」、「雨水・中水利用」については、効果を定 量的に見込むことが困難であるが、それぞれが大切な方策であり継続してい くべきと考えられるため、全ての異常渇水時の緊急水の補給対策案に組み合 わせることとする。

異常渇水時の緊急水の補給代替案の組み合わせの考え方を以下に示す。

- ・異常渇水時の緊急水の補給に必要な容量を満足するよう、利水代替案を組み 合わせる。
- ・代替案の組合せに際してはコストを重視し、コスト的に有利になる案を抽出 した。
 - ▶ 最も安価な案を抽出するために、利水基準地点において安価な代替案である、水単価が500億円未満の代替案を組み合わせた。

→【ケース 1】

▶ 現時点では、水単価が確定できない異常渇水時の緊急水の補給代替案の中に、500 億円未満の案が存在している可能性を考え、水単価が確定できない代替案である、他用途ダム容量の買い上げ(治水)、(発電)、ダム使用権等の振替をそれぞれ案の中心として、代替案を組み合わせた。

 \rightarrow [\$f-z\$ 2, 3, 4]

- 各ケースの組合せの考え方は以下の通り。
 - 【ケース 1】500 億円未満の代替案を組み合せた異常渇水時の緊急水の補給対 策案

【ケース1-1】、【ケース1-2】ダム再開発を組み合わせた案

【ケース 2,3,4】現時点では水単価が確定できない代替案を組み合わせた異

4. 思川開発事業(南摩ダム)検証に係る検討の内容

常渇水時の緊急水の補給対策案

- 【ケース 2】他用途ダム容量(治水容量)の買い上げを組み合わせた案
- 【ケース3】他用途ダム容量(発電容量)の買い上げを組み合わせた案
- 【ケース4】ダム使用権等の振替を組み合わせた案

表 4.5-8 【ケース 1-1】ダム再開発(下久保ダムかさ上げ)とした異常渇水時の緊 急水の補給対策案

利水基準地点	(1) 河口堰	(2) 湖沼開発	(3) 河道外貯 留施設	(4) 再開発	(5) 他用途	(6) 水系間導 水	(7) 地下水取 水	(8) ため池(新 設)	(9) 海水淡水 化	(10) 水源林保 全	(11) ダム使用権	(12) 既得水理 合理化	(13) 渴水調整 強化	(14) 節水対策	(15) 雨水利用
栗橋地点				下久保ダム						む方策で取り組			む方策で取り組	む方策で取り組	む方策で取り組

表 4.5-9 【ケース 1-2】ダム再開発(利根大堰かさ上げ)とした異常渇水時の緊急 水の補給対策案

利水基準地点	(1) 河口堰	(2) 湖沼開発	(3) 河道外貯 留施設	(4) 再開発	(5) 他用途	(6) 水系間導 水	(7) 地下水取 水	(8) ため池(新 設)	(9) 海水淡水 化	(10) 水源林保 全	(11) ダム使用権	(12) 既得水理 合理化	(13) 渴水調整 強化	(14) 節水対策	(15) 雨水利用
栗橋地点				利根大堰						む方策 で取り組 流域全体			む方策 で取り組 流域全体	む方策 で取り組	む方策で取り組

表 4.5-10 【ケース 2】他用途ダム容量(治水容量)買い上げによる異常渇水時の 緊急水の補給対策案

利水基準地点	(1) 河口堰	(2) 湖沼開発	(3) 河道外貯 留施設	(4) 再開発	(5) 他用途	(6) 水系間導 水	(7) 地下水取 水	(8) ため池(新 設)	(9) 海水淡水 化	(10) 水源林保 全	(11) ダム使用権	(12) 既得水理 合理化	(13) 渴水調整 強化	(14) 節水対策	(15) 雨水利用
栗橋地点					矢木沢 ダム					む方策 で取り組 流域全体			む方策で取り組	む方策で取り組流域全体	む方策 で取り組

表 4.5-11 【ケース 3】他用途ダム容量(発電容量)買い上げによる異常渇水時の 緊急水の補給対策案

利水基準地点	(1) 河口堰	(2) 湖沼開発	(3) 河道外貯 留施設	(4) 再開発	(5) 他用途	(6) 水系間導 水	(7) 地下水取 水	(8) ため池(新 設)	(9) 海水淡水 化	(10) 水源林保 全	(11) ダム使用権	(12) 既得水理 合理化	(13) 渴水調整 強化	(14) 節水対策	(15) 雨水利用
栗橋地点					発電					む方策で取り組			む方策で取り組	む方策 で取り組	む方策で取り組

4. 思川開発事業(南摩ダム)検証に係る検討の内容

表 4.5-12 【ケース 4】ダム使用権等の振替による異常渇水時の緊急水の補給対策案

利水基準地点	(1) 河口堰	(2) 湖沼開発	(3) 河道外貯 留施設	(4) 再開発	(5) 他用途	(6) 水系間導 水	(7) 地下水取 水	(8) ため池(新 設)	(9) 海水淡水 化	(10) 水源林保 全	(11) ダム使用権	(12) 既得水理 合理化	(13) 渴水調整 強化	(14) 節水対策	(15) 雨水利用
栗橋地点				下久保ダム						む方策で取り組流域全体	振替		む方策で取り組流域全体	む方策 で取り組 流域全体	む方策で取り組

[※]ダム使用権等の振替のみでは満足することができないため、ケース1で検討した 水単価が500億円未満の異常渇水時の緊急水の補給対策案を組み合わせる。

4.5.4 概略評価による異常渇水時の緊急水の補給対策案の抽出

今回、利水の検討にあたっては、検証要領細目における治水対策案の抽出の考え方に準じることが適切と考えて、立案した異常渇水時の緊急水の補給対策案のうち、同類の異常渇水時の緊急水の補給対策案がある場合は、それらの中で比較し、最も妥当と考えられるものを抽出することとする。

【参考:検証要領細目より抜粋】

第4 再評価の視点

- 1 再評価の視点
 - (2)事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案等の可能性の視点
 - ②概略評価による治水対策案の抽出
 - 2) 同類の治水対策案がある場合は、それらの中で比較し最も妥当と考えられるものを抽出する。(後略)

具体的には、表 4.5-8~表 4.5-12 に示した 5 ケースの利水対策案のうち、ケース 1 の 2 案については、いずれもダム再開発を含む同類の異常渇水時の緊急水の補給対策案であることから、コスト比較により最も安価な異常渇水時の緊急水の補給対策案を選定することが適切と考えた。

 ケース
 対策案
 概算事業費 (億円)

 ケース1
 ゲース1-1
 ダム再開発(下久保ダムかさ上げ)
 約600

 ケース1-2
 ダム再開発(利根大堰かさ上げ)
 約650

表 4.5-13 【ケース 1】のコスト比較表

上記の観点より検討した結果、【ケース 1-1】、【ケース 2】、【ケース 3】、 【ケース 4】を抽出した。

異常渇水時の緊急水の補給対策案の概略評価を表 4.5-14 に示す。また、抽出された複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案の概要を図 4.5-24~図 4.5-27 に示す。

以上より、4つの異常渇水時の緊急水の補給対策案にダム案を加えた5案について、利水参画者等へ意見聴取を行い、詳細に検討を行った。

4. 思川開発事業(南摩ダム)検証に係る検討の内容

表 4.5-14 概略評価による異常渇水時の緊急水の補給対策案の抽出

,	ケース	利水基準地点	(1) ダム	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外 貯留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間 導水	(9) 地下水 取水	(10) ため池 (新設)	(11) 海水 淡水化	(12) 水源林 保全	(13) ダム 使用権	(14) 既得水理 合理化	(15) 渴水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用
4	ダム案	栗橋地点	思川開発事業											む方策 で取り組 流域全体			む方策 で取り組 流域全体	む方策で取り組	む方策で取り組体
- 71	ケース1-1	栗橋地点						下久保 ダム						む方策 で取り組 流域全体			む方策 で取り組 流域全体	む方策で取り組	む方策 で取り組 強
ケース1	ケース1-2	栗橋地点						利根大堰						む方策 で取り組 流域全体			む方策 で取り組 流域全体	む方策で取り組	む方策 で取り組 強
5	rース2	栗橋地点							治水					む方策 で取り組 流域全体			む方策 で取り組 流域全体	む方策で取り組	む方策 で取り組 組
ó	r—ス3	栗橋地点							発電					む方策 で取り組 流域全体			む方策 で取り組 流域全体		む方策 で取り組 組
ó	r— Z 4	栗橋地点												む方策 で取り組	振替		む方策 で取り組 流域全体	む方策で取り組	む方策 で取り組 組



図 4.5-24 【ケース 1-1】 ダム再開発(下久保ダムかさ上げ)とした異常渇水時 の緊急水の補給対策案

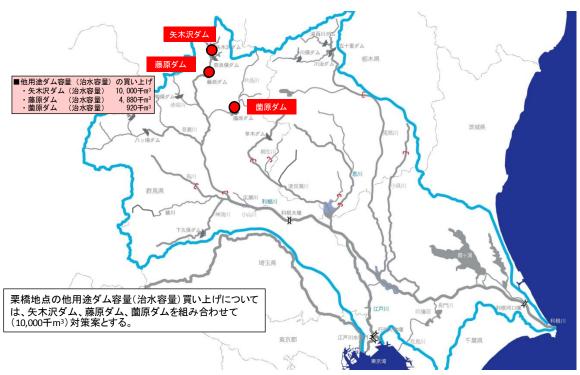


図 4.5-25 【ケース 2】他用途ダム容量(治水容量)買い上げによる異常渇水時の 緊急水の補給対策案



図 4.5-26 【ケース 3】他用途ダム容量(発電容量)買い上げによる異常渇水時の 緊急水の補給対策案

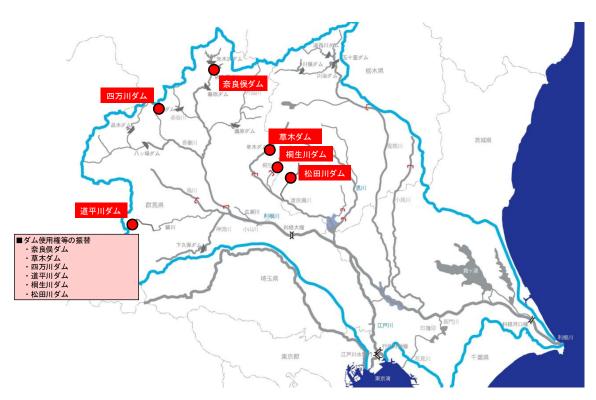


図 4.5-27 【ケース 4】ダム使用権等の振替による異常渇水時の緊急水の補給対策 案

4.5.5 利水参画者等への意見聴取結果

(1) 概略評価による異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取

異常渇水時の緊急水の補給対策案については、検証要領細目に基づき、利水 参画者等に対して意見聴取を実施した。

概略検討により抽出した異常渇水時の緊急水の補給対策案は表 4.5-15 のとおりである。

表 4.5-15 概略検討により抽出した異常渇水時の緊急水の補給対策案

	ケース	利水基準地点	(1) ダム	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外 貯留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間 導水	(9) 地下水 取水	(10) ため池 (新設)	(11) 海水 淡水化	(12) 水源林 保全	(13) ダム 使用権	(14) 既得水理 合理化	(15) 渴水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用
	ダム案	栗橋地点	思川開発事業											む方策 で取り組 流域全体			む方策で取り組	む方策が対象	む方策で取り組
ケース	ケース1-1	栗橋地点						下久保ダム						む方策 で取り組 流域全体			む方策 で取り組 流域全体	む方策の取り組	む方策で取り組
	ケース2	栗橋地点							治水					む方策 で取り組 流域全体			む方策 で取り組 流域全体	む方策の取り組	む方策で取り組
	ケース3	栗橋地点							発電					む方策 で取り組 流域全体			む方策 で取り組 流域全体	む方策の取り組	む方策で取り組
	ケース4	栗橋地点												む方策 で取り組 組	振替		む方策 で取り組	む方策 で取り組	む方策 で取り組

(2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取先

異常渇水時の緊急水の補給対策案について、以下の思川開発事業の利水参画者、関係河川使用者(異常渇水時の緊急水の補給対策案に関係する施設の管理者や関係者)及び異常渇水時の緊急水の補給対策案を構成する施設が所在する関係自治体に対して意見聴取を行った。意見聴取先は表 4.5-16 のとおりである。

表 4.5-16 異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取先

都県名	市町名
茨城県	
	古河市
	五霞町
栃木県	
	鹿沼市
	小山市
	足利市
	佐野市
	日光市
	宇都宮市

都県名	市町名
千葉県	
群馬県	
	中之条町
	富岡市
	高崎市
	桐生市
	藤岡市
埼玉県	
	神川町
東京都	

団体名
北千葉広域水道企業団
東京電力株式会社

(3) 意見聴取結果

意見聴取の結果を以下に示す。

- 1) 異常渇水時の緊急水の補給対策案・・・ダム【思川開発事業】
- ・思川開発事業は昭和39年の予備調査開始以来、長期間にわたり水源地域の 住民の多大なる協力の下に進められてきたものである。検証作業を早期に 終結させ、本体工事に着手し、一刻も早い思川開発事業の完成を求める。 (栃木県)
- ・思川開発事業では、地元住民らが長い年月をかけ協議をし、苦渋の決断の 末に移転が完了した。しかし、ダム検証により本体工事に着工できないた め、本体工事に関連する水源地域や取水導水地域の生活再建整備事業が遅 れ、地域住民は不安を募らせている。地域住民の心情にも配慮いただき、 早期に検証作業を完了されることを要望する。(鹿沼市)
- ・採用すべき案であり、早期完成を要望する。(茨城県)
- ・採用すべき案であり、早期に検証を終わらせ本体工事に着手することを要望する。(古河市)
- ・検証をすみやかに終了させ、一日もはやく事業を完了させること。徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること。(東京都)
- ・意見なし(五霞町)
- なお、以下の利水関係者からは意見を頂いていない。

小山市、足利市、佐野市、日光市、宇都宮市、千葉県、群馬県、中之条町、 富岡市、高崎市、桐生市、藤岡市、埼玉県、神川町、北千葉広域水道企業団、 東京電力株式会社

- 2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案・・・ダム再開発(かさ上げ)【下久保 ダム】
 - ・下久保ダムのかさ上げにより、以下のような影響が懸念されるところであり、詳細な検討に入る際には、当市への密な連絡と、これらの影響を 慎重に検討して頂きたい。(藤岡市)
 - ▶ ダムを活用した地域活性化への影響(ダムや湖面を利用した様々な地域活性化策を進めているところであり、これら事業への影響が懸念される。)
 - ▶ 湖面利用者への影響(漁業協同組合やボート組合が釣りやボート遊びなどに利用しており、これら利用への影響が懸念される。また、下久保ダムのかさ上げを実施する場合には、周辺への影響が大きいことから、八ッ場ダムと同等な周辺整備を実施して頂きたい。さらに、下久保ダムの下流周辺の譲原地区は、地すべり防止区域に指定されている

ことから、この地域の安全対策も十分に検証していただきたい。)

- ・下久保ダムは完成から約50年経過していることから、老朽化の進む既設ダ ムの安全性評価、施工方法、施工期間中の貯水運用計画とダムの安定性等、 改修工事に伴う課題について詳細な検討が必要であると考えます。 また、下久保ダム左岸(藤岡市譲原地先)の南向き斜面は地すべり地形と なっており、直轄地すべり対策事業が継続中であることから、地下水位の 変動や貯水量の増加などの周辺環境に影響を及ぼすダムの嵩上げ工事は、 甚大な災害を引き起こすことが懸念されます。下久保ダム周辺は、ダム周 辺には神流湖を見下ろす冬桜が有名な城峰公園や国指定天然記念物の三波 石峡があり、観光拠点であることからダム嵩上げ工事による自然環境や地 域社会に与える様々な影響の調査とその対策についても検討するよう要望 します。その他、町内において「工事実施にあたっては現状と同様に大型 バス(観光バス)の通行を確保してもらいたい」、「現状でも右岸側(神 川町矢納地先) は浸水の可能性があるのに、ダムの嵩上げにより今以上に 水位が上がるのは心配だ」、「嵩上げ工事よりもダムの堆積土砂を除去し た方が、効果があると思う」など様々な意見もあることから、計画の推移 や事業の推進に際しては、関係自治体や周辺住民への情報提供と協議をお 願いします。(神川町)
- ・下久保ダムかさ上げによる水圧増加により、設計水圧を調査するため発電施設の改造が必要となり、多大な費用が必要となるため、認められない。 下久保ダム流域の冬期降雪量は少ないため、雪解け水でダム貯水位が上がることは期待できない。利水容量を増量した場合において、夏期需要の前に必要な貯水量を確保できるか疑問がある。(群馬県)
- ・下久保ダムかさ上げ案には、施工方法や工事中のダム運用等の具体的な記載がなく、既存の利水者の取水や費用負担等への影響が不明確であるため、 具体的な検討に際しては、既存の利水者に影響がないよう計画するととも に、計画が具体化された場合には、関係者との協議・調整を十分に行うこと。 (東京都)

なお、以下の利水関係者からは意見を頂いていない。

茨城県、古河市、五霞町、栃木県、鹿沼市、小山市、足利市、佐野市、日光 市、宇都宮市、千葉県、中之条町、富岡市、高崎市、桐生市、埼玉県、北千 葉広域水道企業団、東京電力株式会社

- 3) 異常渇水時の緊急水の補給対策案・・・他用途ダム容量の買い上げ(治水容量)【矢木沢ダム、藤原ダム、薗原ダム】
- ・奥利根流域に設置されている矢木沢ダム、薗原ダム、藤原ダムの洪水調節 効果は、ダム下流域全川に及んでいる。現状の利根川では、治水安全度が

不足しており、その向上に努めている中、代替措置なく、既設の治水容量 を減らして利水容量に振り替えることは容認できない。 (群馬県)

- ・治水容量の買い上げ案については、治水安全度の低下を招くことのないよう、治水への影響も併せて検討する必要がある。(埼玉県)
- ・災害リスクが高まっている状況において、現在の治水安全度が低下する案 は、受け入れられない。(栃木県)
- ・特になし。(日光市)
- ・抽出されている代替案の中に、『他用途ダム容量(治水容量)買い上げ』 とあるが、治水上必要な機能を確保することも重要であると考える。治水 計画との整合を確実に図ったうえで、詳細検討を進めていただきたい。(東京都)

なお、以下の利水関係者からは意見を頂いていない。

茨城県、古河市、五霞町、鹿沼市、小山市、足利市、佐野市、宇都宮市、千葉県、中之条町、富岡市、高崎市、桐生市、藤岡市、神川町、北千葉広域水 道企業団、東京電力株式会社

- 4) 異常渇水時の緊急水の補給対策案・・・他用途ダム容量の買い上げ(発電容量)【矢木沢ダム、須田貝ダム、丸沼ダム】
- ・対策案④に示す「他用途ダム容量の買い上げ」(矢木沢ダム発電容量、須田貝ダム発電容量、丸沼ダム発電容量)は、当社事業運営のほか、社会的影響が大きく、以下の理由より、当社は標記対策案とすることに応じかねます。(東京電力株式会社)

[理由]

- ▶ 水力発電は、純国産の再生可能エネルギーであり、電力のベースロード電源の役割を果たしている。また、環境面においても CO₂を発生しないクリーンエネルギーとして重要性が非常に高い。
- ▶「水力発電容量の買い上げ」を対策案とした場合、電力安定供給のため、減少電力に対しては、火力発電の新増設による代替電源を確保する必要があり、CO₂排出量の増加が懸念される。
- ➤ 国のエネルギー政策では、2030 年度のエネルギーミックス達成に向けて、 2016 年度からのエネルギー供給構造高度化法の新基準について、非化石 電源の発電電力量比率目標を原則 44%以上とすることを検討しており、 化石燃料に依存しない電力の確保が求められている。
- ▶ 以上より「水力発電容量の買い上げ」を標記事業の対策案とすることは、「電力安定供給」、「環境対策」、「エネルギー政策」など、当社事業運営のほか、広く社会に与える影響が大きく、選択肢として適切ではないものと思料される。

なお、以下の利水関係者からは意見を頂いていない。

茨城県、古河市、五霞町、栃木県、鹿沼市、小山市、足利市、佐野市、日光 市、宇都宮市、千葉県、群馬県、中之条町、富岡市、高崎市、桐生市、藤岡 市、埼玉県、神川町、東京都、北千葉広域水道企業団

- 5) 異常渇水時の緊急水の補給対策案・・・ダム使用権の振替【奈良俣ダム、 草木ダム、松田川ダム、桐生川ダム、四万川ダム、道平川ダム】
- ・新田山田水道は、奈良俣ダムに 0.35m³/s の使用権を持っており、このうち、 0.194m³/s が暫定水利権として許可されているが、残りの 0.156m³/s は未許可となっている。この未許可分は、受水市町村との協定に基づき必要とされている権利であることから、振り替えは認められない。 (群馬県)
- ・ダム使用権の振替については、本県が参画している奈良俣ダム・草木ダム について、本県のダム使用権からの振替はできないものと考えている。(埼 玉県)
- ・地下水の水質汚染により、必要な水量や水質が確保できなかった場合に備 え、ダム使用権については、当面現状のまま保持していく考えであります。 (足利市)
- ・危機管理上、耐震化等を優先して施設整備をしているが、今後、ダム使用 権による取水を計画しているので、現状のまま保持していく。(佐野市)
- ・本市では、現在桐生川ダムの貯留権(0.4m³/s)を使用する新規浄水場の建設に着手しているため使用権の振替は考えておりません。(桐生市)
- ・ダム開発による水道用水は、町が必要として確保したものであります。現在使用するために許可申請中であり、使用権の振替には応じられません。 (中之条町)
- ・必要な水道水源として確保したものであり、振替はできません。(高崎市)
- ・ダム使用権は、将来推計により設定した数値であり、市民の財産として将 来も必要なものなので、ダム使用権の振替は考えられない。(富岡市)
- ・松田川ダムの施設管理者としては、使用権者の判断に委ねる。(栃木県)

なお、以下の利水関係者からは意見を頂いていない。

茨城県、古河市、五霞町、鹿沼市、小山市、日光市、宇都宮市、千葉県、藤 岡市、神川町、東京都、北千葉広域水道企業団、東京電力株式会社

- 6) 異常渇水時の緊急水の補給対策案・・・対策案全般に対する意見
- ・いずれの案も、具体的な費用や完成時期が示されておらず、実現性に乏しい案である。コスト面、時間面からも、思川開発事業以外の案は考えられない。(茨城県)

4. 思川開発事業(南摩ダム)検証に係る検討の内容

- ・示された対策案は、ダム案と比較して、大幅なコストの増加が見込まれる とともに、新たなる関係者との調整などにより、完成まで相当な期間を要 することが明らかであり、ダム案以外の案は受け入れられない。(栃木県)
- ・いずれの対策案も①に比べてコストの増大が見込まれるものや、新たな地 元調整、関係者との合意形成に相当な時間を要すると思われるものである ことから、適当ではないと考える。 (鹿沼市)
- ・②~⑤コスト面及び時間面からも、実現性に乏しいと思われる。(古河市)
- ・対策案の検討に際しては、事業の効果や実現性等について、十分配慮する とともに、利根川・江戸川河川整備計画や、既存施設の利水参画者に影響 を及ぼすことのないよう、慎重に評価するようお願いしたい。(千葉県)
- ・いずれの対策案についても、概算事業費(②を除く)、利水負担及び工期が示されておらず、いずれが最適か検討することは困難である。今後、各対策案の比較検討に当たっては、概算事業費、利水負担及び工期等について示すことが必要と考える。(埼玉県)

なお、以下の利水関係者からは意見を頂いていない。

五霞町、小山市、足利市、佐野市、日光市、宇都宮市、群馬県、中之条町、 富岡市、高崎市、桐生市、藤岡市、神川町、東京都、北千葉広域水道企業団、 東京電力株式会社

(参考)

対策案	対策
1	南摩ダム
2	ダム再開発(下久保ダムかさ上げ)
3	他用途ダム容量買い上げ(矢木沢ダム治水容量+藤原ダム治水容量+薗原ダム治水容量)
4	他用途ダム容量の買い上げ(矢木沢ダム発電容量+須田貝ダム発電容量+丸沼ダム発電容
5	ダム使用権等の振替(奈良俣ダム、草木ダム、四万川ダム、道平川ダム、桐生川ダム、松田川

4.5.6 意見聴取結果を踏まえた概略評価による異常渇水時の緊急水の補給対策 案の抽出

利水参画者等への意見聴取結果を踏まえて、異常渇水時の緊急水の補給対策 案を抽出した。意見聴取結果を踏まえた抽出の内容は、表 4.5-17 のとおりであ る。

表 4.5-17 利水参画者等への意見聴取結果を踏まえた概略評価による異常渇水時 の緊急水の補給対策案の抽出結果

,	テース	利水基準地点	ダム (1)	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外貯 留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間 導水	(9) 地下水 取水	(10) ため池 (新設)	(11) 海水 淡水化	(12) 水源林 保全	(13) ダム 使用権	(14) 既得水理 合理化	(15) 渴水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用	不適当と考えられる評価 軸とその内容
á	『ム案	栗橋地点	思川開発事業											取り組む方 で			取り組む方 流域全体で	取り組む方 で	取り組む方 流域全体で	
ケース	1 ケース1-1	栗橋地点						下久保ダム						取り組む方 流域全体で			取り組む方 流域全体で	取り組む方 流域全体で	取り組む方 流域全体で	
5	- - -ス2	栗橋地点							治水					取り組む 方 で			取り組む方	取り組む方 で で	取り組む方 流域全体で	
7	-–, 23	栗橋地点							発電					取り組む方策流域全体で			取り組む方策流域全体で	取り組む方策流域全体で	5り組む方に流域全体で	・発電容量の買い上げに対し、発電事業者に当該 薬に対する意見を聴いたと ころ、「多くの発電所に対し 発生電力量の減少、さらに 第回エネルギー政策にお ける水力発電の重要性に 能み、受け入れることは困 難」等の回答があった。
7	-—ス4	栗橋地点												取り組む方策流域全体で	振替		取り組む方策流域全体で	取り組む方策流域全体で	む体	・ダム使用権等の振替に 対し、関係利水者に当該 案に対する意見を聴いたと ころ、「ダム使用権の振替 に応じられない」等の回 答があった。

4.5.7 異常渇水時の緊急水の補給対策案の評価軸ごとの評価

概略評価により抽出した3つの異常渇水時の緊急水の補給持対策案について、 検証要領細目に示される6つの評価軸により評価を行った。

なお、評価にあたって、異常渇水時の緊急水の補給対策案の名称は表 4.5-18 のようにした。

表4.5-18 異常渇水時の緊急水の補給対策案の名称

1,2 1,111	価による抽出時の 緊急水の補給対策案の名称	評価軸ごとの評価時の 異常渇水時の緊急水の補給対策案の名称
ダム案		ダム案
ケース 1-1	水単価が 500 億円未 満の代替案を組み合 わせた対策案	ダム再開発案
ケース 2	他用途ダム容量(治水 容量)買い上げによる 対策案	治水容量買い上げ案

表 4.5-19 思川開発検証に係る検討総括整理表 (異常渇水時の緊急水の補給)

	異常温水時の緊急水の補給対策案と実施内容の概要	どと要要	ダム再開発案	治水容量買い上げ案
評価軸と評	呼価軸と評価の考え方	思川開発事業(南摩ダム)	ダムかさ上げ(下久保ダム)	他用途ダム(治水容量)の買い上げ
	■異常 渇水時の 緊急水の補給に必要な流量を確保出来るか	利根川で着く(河川環境が悪化した場合の温水被害の軽減を図るための容量として、1,000万m³の容量を確保。	利根川で著し、河川環境が悪化した場合の温水被害の軽減を図るための容量 として、1,000万m ³ の容量を確保。	利根JIIで着し(河JII環境が悪化した場合の渇水被害の軽減を図るための容量として、1,000万㎡の容量な確保。
II 間	●段階的にどのように効果が確保されていくのか	【10年後】 ・思川開発事業は完成し、水供給が可能となると想定される。	【10年後】 「不満河道の治水代替(河道掘削)について、関係住民、関係機関と調整が整えば事業実施中となって満の当の治水代替(河道掘削)について、関係住民、関係機関と調整が整えど想定される。 えん様素 実施中となると想定される。 ・治水容量間い上げの補途対策について、下流河道の治水代替(河道掘削)ない ・治水容量間に上げの補途対策について、下流河道の治水代替(河道掘削)な完ける。 ・治水容量間に上げの補途対策について、下流河道の治水代替(河道掘削)なったなるを想定される。	[10年後] ・下ボ河道の治水代替(河道福削)について、関係住民、関係機関と調整が整 えば事業無応中なる必認定される。 ・治水容量買い上げの補強対策について、下ボ河道の治水代替(河道掘削)が 完了し、関係機関と調整が整えば事業実施中となると想定される。
Ę.		※予算の状況等により変動する場合がある。	※予算の状況等により変動する場合がある。	※予算の状況等により変動する場合がある。
	●との範囲でどのような効果が確保されていくのか(取水位置・基準地点より下流において、必要な水量)別に、取水可能量がどのように需保されるか)	置・基準地点より下流において、必要な水量を確保することができる。	・基準地点より下流において、必要な水量を確保することができる。	・基準地点より下流において、必要な水量を確保することができる。
	●どのような水質の用水が得られるか	・現状の河川水質と同等と考えられる。	・現状の河川水質と同等と考えられる。	・現状の河川水質と同等と考えられる。
	●完成までに要する費用はどのくらいか	約240億円 (異常渇木時の緊急水の補給分)	約320億円	約1,100億円
	●維持管理に要する費用はどのくらいか	約210百万円/年 (異常渴水時の緊急水の補給分)	約30百万円/年	約110百万円/年
ر ۱۲۲	◆その他の費用(ダム中止に伴って発生する費用等)はどれく【中止に伴う費用 らいか・発生しない。	・発生しない。	(中山に年今費用) が数上系か又に結正中の現場の安全対策等に約5億円(費用は共同費ペース) が数上系かてにから、 国が事業を中止した場合には、水資源機構法に基づき、費用負担について関 係利水者の同意を得なければならない。 なお、これまでの利水者負担金の合計は、約211億円である。	[中止に伴う費用] ・施工済み又は施工中の現場の安全対策等に約5億円(費用は共同費ベース) が必要と見込んでいる。 ・適が事業を中止した場合には、水資源機構法に基づき、費用負担について関 係利水者の同意を得なければならない。 なお、これまでの利水者負担金の合計は、約211億円である。
		【関連して必要となる費用】 ・移転を強いられる水源地と、受益地である下流域との地域間で利害が異なることを踏まえ、水源地域が敷特別指置法に基づき実施する事業、利機川・売川 水源地域対策基金による事業(いわゆる水特、基金)が実施される。	【その他留意事項】 これらの他に生活再建事業の実施の扱いについて今後、検討する必要がある。 る。 当な主題を前提とした本特、基金の残事業の実施の扱いについて、今後、検 討する必要がある。	【その他図音事項】 ・これらの他に生活再建事業の実施の扱いについて今後、検討する必要がある。 ちっ ・ 一学人建設を前提上した水特、基金の残事業の実施の扱いについて、今後、検討する必要がある。

表 4.5-20 思川開発検証に係る検討総括整理表(異常渇水時の緊急水の補給)

电子二、温音级卡只	米に丁へは画やいとなって、一番・一番・一番・一番・一番・一番・一番・一番・一番・一番・一番・一番・一番・一	他用述タム(治水谷重)の良い上げ	【治水容量買い上げ】 下流河道の治水代替(河道掘削)により追加の用地取得が必要となる。	【治水容量買い上げ】 意が必要であ ・河川を管理する群馬県の同意が必要である。		(治水容量買い上げ) の調整を実施し、観味自治体がもは、現状の利根川では、治水安全度が不足しており、その向上に努めているからは、現状の治水容量を減らして、利水容量に振り替えることは たし、自然環境 容認できない等の意見が表明されている。 ・下流河道の治水代替(河道振削)により改築が必要となる構造物の管理者及 び関係者との調整が必要である。	【治水容量買い上げ】 洪水期に施工す・治水谷産買した「十八、治水代替施設の整備「河道改修」及び、常時満水位が 高くなることによる場体の単領金工事が必要。 活んることによる場体の単循・河道改修)は堤体補金工事着手前に完了している必要 がある。 「場体補金工事に非洪水期に施工するとめ、完了までに概ね9年程度必要。 これに加え、事業用地の所有者、関係機関、周辺住民の了解を得るまでの期 関が必要。	・現行法制度のもとでケース2を実施することは可能である。	・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。	な維持管理によ ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。
中 一 日田 300年	米出田中でスープログーン・プログーン・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー		【下久保ダムかさ上げ】 ・周辺用地(山林等)の所有者等との調整は未実施である。	「下久保ダムかさ上げ」 ・下久保ダムの利水参画者、ダム下流の関係河川使用者の同意が必要である。		「下久保ダムかさ上げ】 ・ダムかさ上げに伴う付替道路の整備について、道路管理者との調整を実施していべの要がある。 ていべの要がある。 ・関係目述体からは、ダムかさ上げこよる工事により環境が変化し、自然環境 や地域活性化に影響を及ぼず懸念がある等の意見が表明されている。	「下久保ダムか之上げ】 ・保部が大位が高大なることによる堤体の構造工事が必要。非洪水湖に施工す ・名片が、第一本でに掘れは存程度必要。 ・これに加え、事業用地の所有者、関係機関、周辺住民の了解を得るまでの期 間が必要。	・現行法制度のもとでケース1-1を実施することは可能である。	・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。	・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。
# / #		忠川開発事業(開摩タム)	・思川開発事業に必要な用地取得は、既に土地所有者等の御理解・御協力を 得て約98%。雾塵移転(80戸)(は100%完了している。一部の未買収地(6ha)は まだ残っている。	・利水参画者は、現行の事業実施計画に同意している。		・思川開発は、漁業関係者との調整が必要となる。	・本省による対応方針等の決定を受け、本体工事及び導水路工事の公告から事業完了まで81ヶ月必要となる。	・現行法制度のもとで本案を実施することは可能である。	・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。	・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。
異常温水時の緊急水の補給対策薬と		許価軸と評価の考え方	●土地所有者等の協力の見通しはどうか	■関係する河川使用者の同意の見通しはどうか	●発電を目的として事業に参画している者への影響の程度は どうか	◆その他の関係者との調整の見通しはどうか	事業期間はどの程度必要か	○法制度上の観点から実現性の見通しはどうか	●技術上の観点から実現性の見通しはどうか	●将来にわたって持続可能といえるか
	第二十年 <u>日</u> 7 日本	計首幣公司				実現性				持続性

表 4.5-21 思川開発検証に係る検討総括整理表 (異常渇水時の緊急水の補給)

治水容量買い上げ案	他用途ダム(治水容量)の買い上げ	(治水容量質い上げ) ・既存ダムの失われる洪水調節機能の代替指置を購する必要がある。 ・形式河道の治水代替(河道振削)により道加の用地取得が必要となる可能性 がある。	地域振興に対する新たな効果は想定されない。	(治水容量質い上げ) 既存ダムの洪水調節効果が失われる地域住民の十分な理解、協力を得る必要 がある。	【治水容量買い上げ】 ・常時満水位上昇により貯水池の回転率が小さくなるが、その影響は限定的と 考えられる。	・地下水位等への影響は想定されない。	・動植物の生息・生育環境等への影響は想定されない。	・既設ダムを活用する対策案であり、現状と比較して土砂流動への影響は小さいと考えられる。	(治木容量買い上げ) ・湖面の上昇による景親の変化がある。	・002排出負荷の大きな変化は想定されない。
ダム再開発楽	ダムかさ上げ(下久保ダム)	「アメダムかえ上げ】 ・ダム建設時に用地を提供して買いた方々に対し、再度の用地の提供等をお願・既 いすることになり、地域のコミュニティに大きな負担を強いることになる。 ・ がる	「下久保ダムかさ上げ」 ・かさ上げ「関連して、ダム周辺環境整備が実施されるのであれば、地域振興 につながる可能性がある。 ・関係自治体からは、ダムや湖面を利用した様々な地域活性化策を進めている ところであり、これら事業への影響を懸念する意見が表明されている。	「下久保ダムかさ上げ】 ・受益地は下流域であるため、かさ上げで影響する地域住民の十分な理解、協 既不 力を得る必要がある。 がは	【下久保ダムかさ上げ】 ・かさ上げこより貯水池の回転率が小さくなるが、その影響は限定的と考えられ、常 る。	・地下水位等への影響は想定されない。	・動植物の生息・生育環境等への影響は想定されない。	・既設ダムを活用する対策業であり、現状と比較して土砂流動への影響は小さ・・既いと考えられる。	「下久保ダムかさ上げ」 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ が面の上昇による景観の変化がある。 ・ ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ り ・ り	・002排出負荷の大きな変化は想定されない。
ダム薬	思川開発事業(南摩ダム)	・潜火の影響等による地すスリの可能性が予選される簡所については、地すスリジ業が必要になる。	・ダム周辺を新たな観光資源とした地域振興の可能性がある一方で、フォローアップが必要である。	・一般的にダムを新たに建設する場合、移転を強いられる水源地と、受益地である下流域との間で、地域間の利害の衛中の調整が必要になる。 場場用機なの間で、地域間の利害の衛中の調整が必要になる。 ・場別開発の場合には、現段階で補償措置等により、基本的には水源地域の ・環系・でしたうに地域間で利害が異なることを踏まえ、水源地域対策特別措置 活に基づく等業が実施されているほか、利根川・荒川水源地域対策基金の活用 といった措置が講じられている。	・ダム完成後のダム下流への影響について、シミュレーション結果によると、水温しついては糸水及び温水放流が生じる時期があると予測される。 当については糸水及び温水放流が生じる時期があると予測される。 そのため、影響の低減を図る選択取水設備の環境保全措置を講じる必要がある。 ちょうがお、濁り、富栄養化、溶存酸素量についてはダム建設前後の変化が小さいと予測される。	●地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化ニどのような影響が「導水路周辺の一部地域で地下水の低下の可能性があると考えられる。このたあるかめ、地下水への影響の低減を図るよう環境保全措置を講じる必要がある。	-2.10km ² (選太面積) -動植物の重要な種について、生息地の消失や生息環境への影響を受けると 予測される種があるため、専門家の意見を聴きながら必要に応じて環境保全措置を講じる必要がある。	・ダム直下の南摩川では河床材料の粗粒化等が生じる可能性が考えられる。 (なお、思川全体の流域面積の35、南摩ダムの流域面積は約1%であることが 5、思川への土砂供給の影響は小さいと考えられる。)	●景観、人と自然との豊かなふれあいこどのような影響がある・主要な眺望点や景観資源が事業実施区域から離れているため改変による影響は取るといる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・送水時のポンプ使用による電力増に伴いGO2排出負荷が増加する。
異衆海水時の緊急水の補給対策案と異常海水時の緊急水の補給対策案と	評価軸と評価の考え方	事業地及びその周辺への影響はどの程度か。これを表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	●地域振興に対してどのような効果があるかおは社会への影響	・ 地域間の利害の衝平への配慮がなされているか・ ・・ ・	◆木環境に対してどのような影響があるか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	●地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか		◆土砂流動はどう変化し、下流の河川・海摩にどのように影響・するか	●無観、人と自然との豊かなふれあいにどのような影響がある。か	●C02排出負荷はどう変わるか・

4.6 目的別の総合評価

検証要領細目に示されている「⑤総合的な評価の考え方 i)目的別の総合評価」 (以下、参照)に基づき、検証対象ダムの目的別の総合評価を行った。

【検証要領細目より抜粋】

- ⑤総合的な評価の考え方
- i)目的別の総合評価

洪水調節を例に、目的別の総合評価の考え方を以下に示す。

- ①に示すように検証対象ダム事業等の点検を行い、これを踏まえて①に掲げる治水対策 案の立案や③に掲げる各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を行う。
- ③に掲げる評価軸についてそれぞれ的確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を 加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。
 - 1) 一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。なお、「コスト」は完成までに要する費用のみでなく、維持管理に要する費用等も評価する。
 - 2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。
 - 3) 最終的には、環境や地域への影響を含めて③に示す全ての評価軸により、総合的に評価する。

特に、複数の治水対策案の間で「コスト」の差がわずかである場合等は、他の評価軸と 併せて十分に検討することとする。

なお、以上の考え方によらずに、特に重視する評価軸により評価を行う場合等は、その 理由を明示する。

新規利水、流水の正常な機能の維持等についても、洪水調節における総合評価の考え方と同様に目的別の総合評価を行う。

なお、目的別の検討に当たっては、必要に応じ、相互に情報の共有を図りつつ検討する。

4.6.1 目的別の総合評価(洪水調節)

「ダム案」、「河道掘削案」、「渡良瀬遊水地案」、「新規遊水地案」、「流域対策案」の5案について、検証要領細目に示されている7つの評価軸(安全度、コスト、持続性、柔軟性、実現性、地域社会への影響、環境への影響)ごとの評価結果の概要は以下のとおりである。

(1)安全度

- ・河川整備計画相当の目標に対し安全を確保できるかについては、すべての 案において、河川整備計画の目標流量を安全に流すことができる。
- ・目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるかについては、 河川整備計画レベルより大きい規模で河川整備基本方針レベルまでの洪水 が発生した場合、「ダム案」は、南摩ダムの洪水調節計画は、河川整備基本 方針レベルの洪水から決められており、ダムによる洪水調節効果を発揮す

- る。「渡良瀬遊水地案」、「新規遊水地案」、「流域対策案」は、河川整備計画 レベルの洪水から決めることを想定しており、洪水調節効果が完全には発 揮されないことがある。すべての案において、河道の水位が計画高水位を 超える区間があり、その区間はほぼ同程度であるが、ダム案は河川の水位 が高い区間が最も短い。「ダム案」は、降雨の地域分布、時間分布や降雨の 規模によって効果量が異なる。
- ・河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水が発生した場合、「ダム案」は、ダム流入量よりも流量を増加させることはないが、ダムによる洪水調節効果が完全には発揮されないことがある。「渡良瀬遊水地案」、「新規遊水地案」、「流域対策案」は、河川整備計画レベルの洪水から決めることを想定しており、洪水調節効果が完全には発揮されないことがある。すべての案において、河道の水位が計画高水位を超える区間があり、その区間はほぼ同程度であるが、ダム案は河川の水位が高い区間が最も短い。「ダム案」は、降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模によって効果量が異なる。
- ・段階的にどのように安全度が確保されていくのかについては、10年後においては、「ダム案」、「渡良瀬遊水地案」は施工完了可能であり、ダム及び遊水地下流区間に効果を発現していると想定される。「新規遊水地案」、「流域対策案」は、関係者との調整が整えば、ダム下流区間において効果を発現していると想定される。また、すべての案において実施する河道掘削等の河道改修については、改修を行った区間から順次効果が発現していると想定される。なお、すべての案において予算の状況等により変動する場合がある。

(2) コスト

- ・完成までに要する費用はどのくらいかについては、費用が最も小さい案は 「新規遊水地案」である。
- ・維持管理に要する費用はどのくらいかについては、費用が最も小さい案は、「新規遊水地案」である。すべての案で河道掘削を実施した区間において 再び堆積する場合は、掘削にかかる費用が必要となる可能性がある。「流域 対策案」では樋管の開口部から二線堤までの地域において、洪水後に堆積 土砂等を撤去する費用が必要となる可能性がある。
- ・その他の費用(ダム中止に伴って発生する費用等)はどれくらいかについては、「ダム案」以外の案は中止に伴う費用が必要になるとともに、生活再 建事業等の残額の扱いについて検討する必要がある。

(3) 実現性

・土地所有者等の協力の見通しはどうかについては、「河道掘削案」、「渡良瀬 遊水地案」は、土地所有者等との調整の必要がない。土地所有者等との調 整が必要になるのは、「ダム案」、「新規遊水地案」、「流域対策案」である。 「ダム案」については、思川開発事業に必要な用地取得及び家屋移転は、 既に土地所有者等の御理解・御協力を得て、平成 26 年度末時点において、 用地取得が約 98% (残り約 6ha)、家屋移転は 80 戸全て完了しており、一部 未買収地が残っているものの、必要な用地取得を進めてきている。「新規遊 水地案」、「流域対策案」については、土地所有者との合意形成が必要であ るが、現時点では土地所有者等に説明を行っていない。

- ・全ての案に共通して実施される河道掘削については、残土処理する場合に は、搬出先等の土地所有者等の協力が必要となるが、現時点では土地所有 者等に説明等は行っていない。
- ・その他の関係者等との調整の見通しについては、全ての案において河道掘削に伴う関係河川使用者等との調整を実施していく必要がある。「新規遊水地案」は、新設に伴い多くの関係機関との調整が必要になる。「河道掘削案」、「渡良瀬遊水地案」、「流域対策案」では取水施設の改築や橋梁の補強等が必要となり、それに関連した関係機関等との調整が必要となる。
- ・法制度上の観点から実現性の見通しはどうかについては、いずれの案も現 行法制度の下で実施可能である。なお、「流域対策案」では堤防から二線堤 までの地域において土地利用規制をかける場合は、災害危険区域を条例で 指定するなどの措置を講じることが必要になる。
- ・技術上の観点から実現性の見通しはどうかについては、いずれの案も実現 性の隘路となる要素はない。

(4)持続性

・将来にわたって持続可能といえるかについては、全ての案において、継続的な監視等が必要となるが、適切な維持管理により持続可能である。なお、「流域対策案」において土地利用規制をかける場合は、私有地に対する平常時の土地利用上の制約、浸水時の土砂・塵芥処理や補償に関する課題等から、土地利用規制を継続させるための関係者との調整が必要となる。

(5)柔軟性

・地球温暖化に伴う気候変化や社会環境の変化など、将来の不確実性に対する柔軟性はどうかについては、「河道掘削案」、「渡良瀬遊水地案」、「新規遊水地案」は、掘削量の調整により比較的柔軟に対応することができるが、掘削量には限界がある。「ダム案」では、南摩ダムは、かさ上げは現実的には困難であるが、容量配分の変更については技術的には可能である。「流域対策案」は、遊水地の掘削量の調整により比較的柔軟に対応することができるが、掘削量には限界がある。また、二線堤+宅地かさ上げ+土地利用規制は、土地所有者の協力等が必要になると想定されるため、柔軟に対応することは容易ではない。

(6)地域社会への影響

・事業地及びその周辺への影響はどの程度かについては、「河道掘削案」、「渡 良瀬遊水地案」は大きな影響は予想されない。「ダム案」は湛水の影響等に よる地すべりの可能性が予測される箇所について、地すべり対策が必要になる。「新規遊水地案」では用地買収に伴い、事業地・周辺の地域活動を支える農業活動に影響を及ぼすと予想される。「流域対策案」では、堤防から二線堤までの地域の水田等では常に浸水の恐れがあるため、営農意欲の減退などに影響を及ぼすと予想され、また、遊水地の新設による用地買収に伴い、事業地・周辺の地域活動を支える農業活動に影響を及ぼすと予想される。

- ・地域振興に対してどのような効果があるかについては、全ての案で治水安全度の向上による土地利用変化が地域振興ポテンシャルを顕在化させる契機にはなり得る。また、「ダム案」ではダム湖を中心とした地元の生活再建と地域振興の実現に向けた取り組みが実施されており、新たな観光資源とした地域振興の可能性がある。なお、「流域対策案」の堤防から二線堤までの地域については、土地利用上、大きな制約となる。
- ・地域間の利害の衡平への配慮がなされているかについては、「ダム案」においては、既に水源地域対策措置法の適用や利根川・荒川水源地域対策基金の活用による対策が講じられており、配慮のための措置がなされている。「新規遊水地案」、「流域対策案」においては、受益地は施設の建設地付近を含む下流域であるのが一般的であり、新たに施設を整備する地域と受益地である下流域との間で、地域間の利害の衡平に係る調整が必要と想定される。「渡良瀬遊水地案」においては、全て国有地であることから、地域間の利害の衡平に係る課題は想定されない。全ての案に共通して実施される河道掘削においては、大きな影響は予想されない。

(7)環境への影響

- ・水環境に対してどのような影響があるかについては、全ての案に共通して 実施される河口部の河道掘削において、汽水域の塩分濃度等に変化が生じ る可能性がある。「ダム案」は、冷水及び温水放流が生じる時期があると予 測されるため、影響の低減を図る選択取水設備の環境保全措置を講じる必 要がある。なお、濁り、富栄養化、溶存酸素量についてはダム建設前後の 変化が小さいと予測される。「渡良瀬遊水地案」、「流域対策案」は、水量・ 水質など水環境への影響は小さいと考えられる。
- ・生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるかについては、全ての案に共通して実施される河道掘削は、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があるため、掘削方法の工夫等の環境保全措置を講じる必要がある。「ダム案」は、動植物の重要な種について、生息地の消失や生息環境への影響を受けると予測される種があるため、専門家の意見を聴きながら必要に応じて環境保全措置を講じる必要がある。「渡良瀬遊水地案」は、掘削により動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があるため、掘削方法の工夫等の環境保全措置を講じる必要がある。「新規遊水地案」、「流域対策案」は、現況の農地を掘削(遊水地の新設)する

ため、水田等における動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて、生息・生育環境の整備や移植等の環境保全措置を講じる必要がある。なお、「流域対策案」は、二線堤の設置により設置箇所の動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があるが、設置にあたっては既存堤防および既設道路のかさ上げ等で対応するため、影響は限定的であると考えられる。

- ・土砂流動がどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するかについては、全ての案において河道掘削を実施した区間において再び堆積する場合、掘削が必要となる可能性がある。また、「ダム案」については、ダム直下の南摩川では河床材料の粗粒化等が生じる可能性が考えられる。(なお、思川全体の流域面積のうち、南摩ダムの流域面積は約1%であることから、思川への土砂供給の影響は小さいと考えられる。)
- ・景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるかについては、「ダム案」は、主要な眺望点や景観資源が事業実施区域から離れているため改変による影響はないと考えられる。「渡良瀬遊水地案」は、越流堤の改築等による景観等への影響については限定的と考えられる。「新規遊水地案」、「流域対策案」は、堤防の設置等により景観の変化があるが、人と自然の触れ合いの活動の場への影響は限定的と考えられる。なお、すべての案において実施する河道掘削について、掘削の対象は主に高水敷のため、影響は限定的と考えられる。
- ・その他の環境への影響について、「流域対策案」は堤防から二線堤までの地域において、洪水発生後、洪水で運ばれた土砂等の処理が必要となる。

このような結果を踏まえ、検証要領細目に示されている「総合的な評価の考え方」に基づき、目的別の総合評価(案)(洪水調節)を行った結果は以下のとおりである。

1)一定の「安全度」(河川整備計画の目標流量[八斗島地点] 17,000m³/s、圏域整備計画の目標流量[乙女地点] 3,760m³/s)を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「新規遊水地案」である。

(なお、「安全度」の観点で、目標を上回る洪水が発生した場合、「ダム案」 は河川の水位が高い区間が最も短くなる。)

- 2)「時間的な観点から見た実現性」として、施設管理者の協力や用地に係る協力が得られれば、全ての案において、10年後に効果を発現していると想定される。
- 3)「持続性」、「柔軟性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価軸については 1)、2)の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、洪水調節において最も有利な案は「新規遊水地案」である。

4.6.2 目的別の総合評価 (新規利水)

「ダム案」、「地下水取水+ダム再開発案」、「治水容量の買い上げ案」、の3案について、検証要領細目に示されている6 つの評価軸(目標、コスト、実現性、持続性、地域社会への影響、環境への影響)ごとの評価結果は以下のとおりである。

(1)目標

- ・利水参画者に対し、開発量として何m³/s必要かを確認するとともに、その算出が妥当に行われているかを確認することとしており、その量を確保出来るかについては、全ての案において、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確保することができる。
- ・段階的にどのように効果が確保されていくのかについては、10年後に目標とする水供給が可能となる案は「ダム案」である。その他の案については、関係住民、関係機関との調整が整ったとしても全ての事業が完了するに至らず、目標とする水供給の一部が可能となるにとどまると想定される。
- ・どの範囲でどのような効果が確保されていくのか(取水位置別に、取水可能量がどのように確保されるか)については、全ての案において、各利水基準点より下流において、必要な水量を取水することができる。
- ・どのような水質の用水が得られるかについては、「地下水取水+ダム再開発 案」の地下水取水に関しては、地下水取水の取水地点により得られる水質が 異なるが、その他の案は現状の河川水質と同等の水質が得られると考えられ る。

(2) コスト

- ・完成までに要する費用はどのくらいかについては、完成までに要する費用が 最も小さい案は「ダム案」である。
- ・維持管理に要する費用はどのくらいかについては、維持管理に要する費用が 最も小さい案は「ダム案」と「治水容量買い上げ案」である。
- ・その他の費用(ダム中止に伴って発生する費用等)はどれくらいかについては、「ダム案」以外の案は中止に伴う費用が必要になるとともに、生活再建 事業等の残額の扱いについて検討する必要がある。

(3) 実現性

- ・土地所有者等の協力の見通しはどうかについては、全ての案において、土地 所有者等との調整が必要となる。「ダム案」は、一部未買収地が残っている ものの必要な用地取得を進めてきている。現時点では、その他の案について は土地所有者等に説明を行っていない。
- ・その他の関係者との調整の見通しはどうかについては、「治水容量の買い上 げ案」の治水容量の買い上げに関して関係自治体より、治水安全度の向上に 努めている中、既設の治水容量を利水容量に振り返ることを容認できない旨

表明されている。また、「地下水取水+ダム再開発案」の地下水取水に関しては関係自治体より、地下水採取量の増大により地盤沈下が危惧されること、地下水の適正利用量を定めており、これを越える地下水取水を行う対策案は認められない等の意見が表明されている。

- ・事業期間はどの程度必要かについては、事業期間が最も短いのは、導水路工事の手続きの開始後から約81ヶ月要すると考えられる「ダム案」である。その他の案については、事業全体が完了するまでには10年程度又はそれ以上要すると考えられる。
- ・法制度上の観点から実現性の見通しはどうかについては、全ての案が実現可 能である。
- ・技術上の観点から実現性の見通しはどうかについては、「地下水取水+ダム 再開発案」の地下水取水に関して、他に影響を与えない揚水量とする必要が あるため、現地における十分な調査が必要であるが、その他の案は技術上の 観点からの現実性の見通しで隘路となる要素はない。

(4)持続性

・将来にわたって持続可能といえるかについては、「地下水取水+ダム再開発案」の地下水取水について、周辺地下水利用や周辺地盤への影響が懸念される。その他の案は、継続的な監視等が必要となるが、適切な維持管理により持続可能である。

(5)地域社会への影響

- ・事業地及びその周辺への影響はどの程度かについては、「ダム案」は、湛水の影響等による地すべり等の可能性が予測される箇所について、地すべり対策が必要となる。また、「治水容量の買い上げ案」については既存ダムの失われる洪水調節機能の代替措置を講ずる必要がある。更に、「地下水取水+ダム再開発案」の湯西川ダムかさ上げに関しては、地元住民の生活に負担を強いるかさ上げについては受け入れることは困難であるとの意見が表明されており、下久保ダムかさ上げに関しては、関係住民に再度用地提供等をお願いすることになり、地域のコミュニティに大きな負担を強いることになる。
- ・地域振興に対してどのような効果があるかについては、「ダム案」はダム周 辺地域を新たな観光のレクリエーション拠点としてだけでなく、新たな産業 創出の場として期待されており、新たな観光資源とした地域振興の可能性が ある。「地下水取水+ダム再開発案」についても周辺環境整備や水源地対策 が行われるのであれば、それぞれの案に関係する地域の振興につながる可能 性がある。
- ・地域間の利害の衡平への配慮がなされているかについては、全ての案において、地域間の利害の衡平が懸念される。このうち「ダム案」においては、既に水源地域対策措置法の適用や利根川・荒川水源地域対策基金の活用による対策が講じられており、配慮のための措置がなされている。

(6)環境への影響

- ・水環境に対してどのような影響があるかについては、「ダム案」は冷水及び 温水放流が生じる時期があると予測されるため、影響の低減を図る選択取水 設備の環境保全措置を講じる必要がある。なお、濁り、富栄養化、溶存酸素 量についてはダム建設前後の変化が小さいと予測される。
- ・地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるかについては、「ダム案」は導水路周辺の一部地域で地下水の低下の可能性があると考えられるため、地下水への影響の低減を図るよう環境保全措置を講じる必要がある。「地下水取水案+ダム再開発案」の地下水取水に関して、新たな地下水取水は地盤沈下を起こすおそれがあり、関係自治体からは、将来にわたり安全な水道水を確保する観点から、表流水を確保するため、地下水取水案は対策案となり得ないとの意見が表明されている。
- ・生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるかについては、「ダム案」は、動植物の重要な種について、生息地の消失や生息環境への影響を受けると予測される種があるため、専門家の意見を聴きながら必要に応じて環境保全措置を講じる必要がある。
- ・土砂流動はどう変化し、下流の河川・海岸にどのように影響するかについては、「ダム案」は、ダム直下の南摩川では河床材料の粗粒化等が生じる可能性が考えられる。(なお、思川全体の流域面積のうち、南摩ダムの流域面積は約1%であることから、思川への土砂供給の影響は小さいと考えられる。)
- ・景観、人と自然との豊かなふれあいにどのような影響があるかについては、「ダム案」は、主要な眺望点や景観資源が事業実施区域に存在しないことから、これらに対する影響は想定されない。また人と自然との豊かなふれあいの活動の場への影響は限定的と想定される。「地下水取水案+ダム再開発案」の下久保ダムのかさ上げ、湯西川ダムのかさ上げ、「治水容量の買い上げ案」に関しては、湖水面の上昇や新たな湖水面の創出による景観の変化がある。
- ・CO₂排出負荷はどう変わるかについては、「ダム案」、「地下水取水案+ダム再 開発案」でポンプ使用による電力消費の増大によりCO₂排出量が増加する。

4. 思川開発事業(南摩ダム)検証に係る検討の内容

このような結果を踏まえ、検証要領細目に示されている「総合的な評価の考え方」に基づき、目的別の総合評価(案) (新規利水)を行った結果は次のとおりである。

- 1)一定の「目標」 (利水参画者の必要な開発量 合計 2.984m³/s) を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「ダム案」である。
- 2)「時間的な観点から見た実現性」として10年後に「目標」を達成することが可能となると想定される案は「ダム案」である。
- 3)「持続性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価軸については1)、2)の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、新規利水において最も有利な案は「ダム案」である。

4.6.3 目的別の総合評価(流水の正常な機能の維持)

「ダム案」、「ダム再開発案」、「治水容量買い上げ案」の3 案について、4.4.7 で示した6 つの評価軸(目標、コスト、実現性、持続性、地域社会への影響、環境への影響)ごとの評価結果は以下のとおりである。

(1)目標

- ・流水の正常な機能の維持の必要な流量が確保できているかについては、全て の案において、流水の正常な機能の維持の必要な流量及び範囲について、必 要な水量を放流することができる。
- ・段階的にどのように効果が確保されていくのかについては、10年後に目標が 達成されると想定される案は「ダム案」である。その他の案については、関 係住民、関係機関との調整が整えば事業実施中と想定される。
- ・どのような水質の用水が得られるかについては、全ての案において現状の河 川水質と同等の水質が得られると考えられる。

(2) コスト

- ・完成までに要する費用はどのくらいかについては、完成までに要する費用が 最も小さい案は「ダム案」である。
- ・維持管理に要する費用はどのくらいかについては、維持管理に要する費用が 最も小さい案は「ダム再開発案」である。
- ・その他の費用(ダム中止に伴って発生する費用等)はどれくらいかについては、「ダム案」以外の案は中止に伴う費用が必要になるとともに、生活再建 事業等の残額の扱いについて検討する必要がある。

(3) 実現性

- ・土地所有者等の協力の見通しはどうかについては、全ての案において、土地 所有者等との調整が必要となる。「ダム案」は、一部未買収地が残っている ものの必要な用地取得を進めてきている。現時点では、その他の案について は土地所有者等に説明を行っていない。
- ・その他の関係者との調整の見通しはどうかについては、「治水容量の買い上げ案」の治水容量の買い上げに関して関係自治体より、治水安全度の向上に努めている中、既設の治水容量を利水容量に振り返ることを容認できない旨表明されている。
- ・事業期間はどの程度必要かについては、事業期間が最も短いのは、導水路工事の手続きの開始後から約81ヶ月要すると考えられる「ダム案」である。その他の案については、事業全体が完了するまでには10年程度又はそれ以上要すると考えられる。
- ・法制度上の観点から実現性の見通しはどうかについては、全ての案が実現可 能である。
- ・技術上の観点から実現性の見通しはどうかについては、いずれの案も実現性

の隘路となる要素はない。

(4)持続性

・将来にわたって持続可能といえるかについては、全ての案で、継続的な監視 等が必要となるが、適切な維持管理により持続可能である。

(5)地域社会への影響

- ・事業地及びその周辺への影響はどの程度かについては、「ダム案」は、湛水の影響等による地すべり等の可能性が予測される箇所について、地すべり対策が必要となる。また、「治水容量の買い上げ案」については既存ダムの失われる洪水調節機能の代替措置を講ずる必要がある。更に、「ダム再開発案」の湯西川ダムかさ上げに関しては、地元住民の生活に負担を強いるかさ上げについては受け入れることは困難であるとの意見が表明されており、下久保ダムかさ上げに関しては、関係住民に再度用地提供等をお願いすることになり、地域のコミュニティに大きな負担を強いることになる。
- ・地域振興に対してどのような効果があるかについては、「ダム案」はダム周 辺地域を新たな観光のレクリエーション拠点としてだけでなく、新たな産業 創出の場として期待されており、新たな観光資源とした地域振興の可能性が ある。「ダム再開発案」についても周辺環境整備や水源地対策が行われるの であれば、それぞれの案に関係する地域の振興につながる可能性がある。
- ・地域間の利害の衡平への配慮がなされているかについては、全ての案において、地域間の利害の衡平が懸念される。このうち「ダム案」においては、 既に水源地域対策措置法の適用や利根川・荒川水源地域対策基金の活用に よる対策が講じられており、配慮のための措置がなされている。

(6)環境への影響

- ・水環境に対してどのような影響があるかについては、「ダム案」は冷水及び 温水放流が生じる時期があると予測されるため、影響の低減を図る選択取水 設備の環境保全措置を講じる必要がある。なお、濁り、富栄養化、溶存酸素 量についてはダム建設前後の変化が小さいと予測される。
- ・地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるかについては、「ダム案」は導水路周辺の一部地域で地下水の低下の可能性があると考えられるため、地下水への影響の低減を図るよう環境保全措置を講じる必要がある。
- ・生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるかについては、「ダム案」は、動植物の重要な種について、生息地の消失や生息環境への影響を受けると予測される種があるため、専門家の意見を聴きながら必要に応じて環境保全措置を講じる必要がある。
- ・土砂流動はどう変化し、下流の河川・海岸にどのように影響するかについて は、「ダム案」は、ダム直下の南摩川では河床材料の粗粒化等が生じる可能

性が考えられる。(なお、思川全体の流域面積のうち、南摩ダムの流域面積は約1%であることから、思川への土砂供給の影響は小さいと考えられる。)

- ・景観、人と自然との豊かなふれあいにどのような影響があるかについては、「ダム案」は、主要な眺望点や景観資源が事業実施区域に存在しないことから、これらに対する影響は想定されない。また人と自然との豊かなふれあいの活動の場への影響は限定的と想定される。「ダム再開発案」、「治水容量の買い上げ案」に関しては、湖水面の上昇や新たな湖水面の創出による景観の変化がある。
- ・CO₂排出負荷はどう変わるかについては、「ダム案」でポンプ使用による電力消費の増大により、CO₂排出量が増加する。

このような結果を踏まえ、検証要領細目に示されている「総合的な評価の考え方」に基づき、目的別の総合評価(案)(流水の正常な機能の維持)を行った結果は次のとおりである。

- 1)一定の「目標」(河川整備計画相当の目標流量)を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は、「ダム案」である。
- 2)「時間的な観点から見た実現性」として10年後に「目標」を達成することが可能となると想定される案は「ダム案」である。
- 3)「持続性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価軸については 1)、 2)の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、流水の正常な機能の 維持において最も有利な案は「ダム案」である。

4.6.4 目的別の総合評価(異常渇水時の緊急水の補給)

「ダム案」、「ダム再開発案」、「治水容量買い上げ案」の3 案について、4.5.7 で示した6 つの評価軸(目標、コスト、実現性、持続性、地域社会への影響、環境への影響)ごとの評価結果は以下のとおりである。

(1)目標

- ・異常渇水時の緊急水の補給に必要な流量を確保出来るかについては、全ての 案において、異常渇水時の緊急水について、必要な水量を放流することがで きる。
- ・段階的にどのように効果が確保されていくのかについては、10年後に目標が 達成されると想定される案は「ダム案」である。その他の案については、関 係住民、関係機関との調整が整えば事業実施中と想定される。
- ・どのような水質の用水が得られるかについては、すべての案において現状の 河川水質と同等の水質が得られると考えられる。

(2) コスト

- ・完成までに要する費用はどのくらいかについては、完成までに要する費用が 最も小さい案は「ダム案」である。
- ・維持管理に要する費用はどのくらいかについては、維持管理に要する費用が 最も小さい案は「ダム再開発案」である。
- ・その他の費用(ダム中止に伴って発生する費用等)はどれくらいかについては、「ダム案」以外の案は中止に伴う費用が必要になるとともに、生活再建 事業等の残額の扱いについて検討する必要がある。

(3) 実現性

- ・土地所有者等の協力の見通しはどうかについては、全ての案において、土地 所有者等との調整が必要となる。「ダム案」は、一部未買収地が残っている ものの必要な用地取得を進めてきている。現時点では、その他の案について は土地所有者等に説明を行っていない。
- ・関係する河川使用者の同意の見通しはどうかについては、「治水容量の買い上げ案」の発電容量買い上げに関しては発電事業者から受け入れられないとの回答を得ている。
- ・その他の関係者との調整の見通しはどうかについては、「治水容量の買い上げ案」の治水容量の買い上げに関して関係自治体より、治水安全度の向上に努めている中、既設の治水容量を利水容量に振り返ることを容認できない旨表明されている。
- ・事業期間はどの程度必要かについては、事業期間が最も短いのは、導水路工事の手続きの開始後から約81ヶ月要すると考えられる「ダム案」である。その他の案については、事業全体が完了するまでには10年程度又はそれ以上要すると考えられる。

- ・法制度上の観点から実現性の見通しはどうかについては、全ての案が実現可 能である。
- ・技術上の観点から実現性の見通しはどうかについては、いずれの案も実現性 の隘路となる要素はない。

(4)持続性

・将来にわたって持続可能といえるかについては、全ての案について、継続 的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり適切な維持管理により持 続可能である。

(5)地域社会への影響

- ・事業地及びその周辺への影響はどの程度かについては、「ダム案」は、湛水の影響等による地すべり等の可能性が予測される箇所について、地すべり対策が必要となる。また、「治水容量の買い上げ案」については既存ダムの失われる洪水調節機能の代替措置を講ずる必要がある。更に、「ダム再開発案」の下久保ダムかさ上げに関しては、関係住民に再度用地提供等をお願いすることになり、地域のコミュニティに大きな負担を強いることになる。
- ・地域振興に対してどのような効果があるかについては、「ダム案」はダム周 辺地域を新たな観光のレクリエーション拠点としてだけでなく、新たな産業 創出の場として期待されており、新たな観光資源とした地域振興の可能性が ある。「ダム再開発案」についても周辺環境整備や水源地対策が行われるの であれば、それぞれの案に関係する地域の振興につながる可能性がある。
- ・地域間の利害の衡平への配慮がなされているかについては、全ての案において、地域間の利害の衡平が懸念される。このうち「ダム案」においては、 既に水源地域対策措置法の適用や利根川・荒川水源地域対策基金の活用による対策が講じられており、配慮のための措置がなされている。

(6)環境への影響

- ・水環境に対してどのような影響があるかについては、「ダム案」は冷水及び 温水放流が生じる時期があると予測されるため、影響の低減を図る選択取水 設備の環境保全措置を講じる必要がある。なお、濁り、富栄養化、溶存酸素 量についてはダム建設前後の変化が小さいと予測される。
- ・地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるかについては、「ダム案」は導水路周辺の一部地域で地下水の低下の可能性があると考えられるため、地下水への影響の低減を図るよう環境保全措置を講じる必要がある。
- ・生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるかについては、「ダム案」は、動植物の重要な種について、生息地の消失や生息環境への影響を受けると予測される種があるため、専門家の意見を聴きながら必要に応じて環境保全措置を講じる必要がある。

- ・土砂流動はどう変化し、下流の河川・海岸にどのように影響するかについては、「ダム案」は、ダム直下の南摩川では河床材料の粗粒化等が生じる可能性が考えられる。(なお、思川全体の流域面積のうち、南摩ダムの流域面積は約1%であることから、思川への土砂供給の影響は小さいと考えられる。)
- ・景観、人と自然との豊かなふれあいにどのような影響があるかについては、「ダム案」は、主要な眺望点や景観資源が事業実施区域に存在しないことから、これらに対する影響は想定されない。また人と自然との豊かなふれあいの活動の場への影響は限定的と想定される。「ダム再開発案」、「治水容量の買い上げ案」に関しては、湖水面の上昇や新たな湖水面の創出による景観の変化がある。
- ・CO₂排出負荷はどう変わるかについては、「ダム案」でポンプ使用による電力消費の増大により、CO₂排出量が増加する。

このような結果を踏まえ、検証要領細目に示されている「総合的な評価の考え方」に基づき、目的別の総合評価(案)(異常渇水時の緊急水の補給)を行った結果は次のとおりである。

- 1) 一定の「目標」(異常渇水時に緊急水を補給する)を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「ダム案」であり、次いで「ダム再開発案」である。
- 2)「時間的な観点から見た実現性」として 10 年後に「目標」を達成することが可能となると想定される案は「ダム案」である。
- 3)「持続性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価軸については 1)、2)の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、異常渇水時の緊急水の補給において最も有利な案は「ダム案」である。

4.7 検証対象ダムの総合的な評価

4.7.1 検証対象ダムの総合的な評価の結果

検証要領細目に示されている「⑤総合的な評価の考え方 ii)検証対象ダムの総合的な評価」(以下、参照)に基づき、検証対象ダムの総合的な評価を行った。

- 1)洪水調節について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は「新規遊水地案」である。(なお、目標を上回る洪水が発生した場合、「ダム案」は河川の水位が高い区間が最も短くなる。)
- 2) 新規利水について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は「ダム案」である。
- 3)流水の正常な機能の維持について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は「ダム案」である。
- 4) 異常渇水時の緊急水の補給について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は「ダム案」である。

これらの結果を踏まえると、目的別の総合評価の結果が全ての目的で一致せず、「新規遊水地案」、「ダム案」が残った。

【検証要領細目より抜粋】

- ⑤総合的な評価の考え方
- ii)検証対象ダムの総合的な評価
 - i)の目的別の総合評価を行った後、各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を行う。目的別の総合評価の結果が全ての目的で一致しない場合は、各目的それぞれの評価結果やそれぞれの評価結果が他の目的に与える影響の有無、程度等について、検証対象ダムや流域の実情等に応じて総合的に勘案して評価する。検討主体は、総合的な評価を行った結果とともに、その結果に至った理由等を明示する。

目的別の総合評価の結果が全ての目的で一致せず、「新規遊水地案」、「ダム案」が残ったため、「新規遊水地案」を軸とした(1)~(3)の組み合わせ案を考える。

(1)「洪水調節」以外の3つの目的では、「コスト」において「ダム案」が最も 有利であったことから、「ダム案」を縮小させた「新規利水、流水の正常な 機能の維持及び異常渇水時の緊急水の補給」の目的を満足するダム案(以下、 「利水・不特定・渇対ダム案」)が、「コスト」において有利な可能性がある ため、これに「新規遊水地案」を組み合わせた案(以下、「3目的ダム案」 という。)

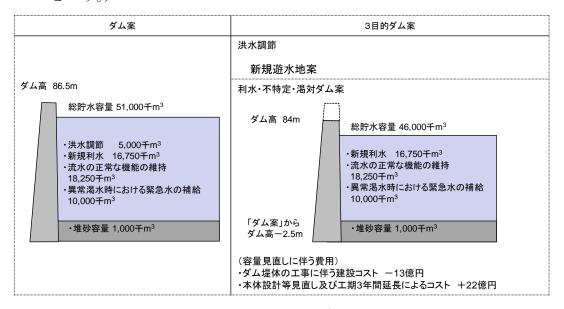


図 4.7-1 3目的ダム案

(2)4 目的それぞれで「ダム案」以外で最も「コスト」が小さいものの組み合わせ案

なお、複数目的で手段の重複があり、同時に実施できない場合は、最大限、 当該手段を採用した上で、残りは、次に「コスト」が小さいものを選定する。 (以下、「**単独案**」という。)

4 目的それぞれで「ダム」案以外で最も「コスト」が小さいものの組み合わせた場合は以下の赤枠のとおり。

対策案	洪水調節	新規利水	流水の正常な機能の維持	異常渇水時の緊急水の補給	
最も「コスト」が小さ いものの組み合わ せ	新規遊水地案	地下水取水+ダム再開発素※ ※ダム再開発 ・湯西川ダムかさ上げ ・下久保ダムかさ上げ	ダム再開発案 ・湯西川ダムかさ上げ ・下久保ダムかさ上げ	ダム再開発案 ・下久保ダムかさ上げ	
手段の重複を考 慮した組み合わ せ案	新規遊水地案	地下水取水十ダム再開発素※ ※ダム再開発 ・湯西川ダムかさ上げ ・下久保ダムかさ上げ ・利根大堰かさ上げ・掘削	ダム再開発案 ・湯西川ダムかさ上げ ・下久保ダムかさ上げ ・利根大堰かさ上げ・掘削	ダム再開発案 ・下久保ダムかさ上げ ・利根大堰かさ上げ・掘削	

表 4.7-1 単独案

- ・この場合、湯西川ダムかさ上げは、「新規利水」及び「流水の正常な機能 の維持」の両方を同時に満足することが可能である。
- ・下久保ダムかさ上げは、「新規利水」、「流水の正常な機能の維持」及び「異常渇水時の緊急水の補給」のいずれも同時に満足することは、かさ上げ高の点から困難である。
- ・そのため、下久保ダムかさ上げで不足する部分については、同じく水単価が 500 億円未満であり、次に「コスト」が小さい「利根大堰かさ上げ・掘削」により確保することとし、この 2 つの対策については、「新規利水」「流水の正常な機能の維持」及び「異常渇水時の緊急水の補給」に対して、それぞれ必要容量の比率によって配分する。
- (3)「洪水調節」で、「コスト」において「新規遊水地案」が最も有利であることから、「新規遊水地案」に新規利水、流水の正常な機能の維持及び異常渇水時の緊急水の補給の目的を加えた「新規多目的遊水地」と、「ダム案」以外で「コスト」が小さいものの組み合わせ案(以下、「多目的遊水地案」という。)

新規多目的遊水地と「ダム」案以外で最も「コスト」が小さいものを組み合わせた場合は以下のとおり。

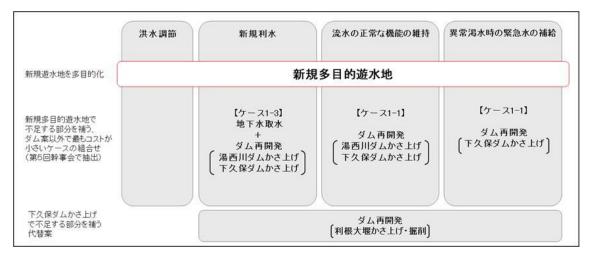


図 4.7-2 多目的遊水地案

- ・新規多目的遊水地は、「新規遊水地案」の思川上流部遊水地を可能な限り 拡幅し、約420万m³の容量を確保し、「洪水調節」と利水補給をまかなう こととする。
- ・新規多目的遊水地は、「洪水調節」で先取りをし、残った容量を「新規利水」と「流水の正常な機能の維持」及び「異常渇水時の緊急水の補給」に対して、代替案として必要な容量の比率によって配分する。
- ・利水補給において、新規多目的遊水地で不足する分については、最も安価 なケースの組合せを基に対策案を考える。
- ・湯西川ダムかさ上げは、「新規利水」と「流水の正常な機能の維持」にお

いて必要な容量を同時に満足することが可能であるが、下久保ダムかさ上 げは、かさ上げ高の点から3つの目的において必要な容量を同時に満足す ることは困難である。

- ・そのため、下久保ダムかさ上げで不足する部分については、同じく水単価が 500 億円未満であり、次に「コスト」が小さい「利根大堰かさ上げ・掘削」により確保する。
- ・下久保ダムかさ上げ及び利根大堰かさ上げ・掘削については、「新規利水」、 「流水の正常な機能の維持」及び「異常渇水時の緊急水の補給」に対して、 それぞれ代替案として必要な容量の比率によって配分することとした。

以上の「ダム案」、「3 目的ダム案」、「単独案」、「多目的遊水地案」の 4 案について、各目的それぞれの評価結果やそれぞれの評価結果が他の目的に与える影響の有無、程度等について、検証対象ダムや流域の実情等に応じて総合的に勘案して評価を行った。

- ・「3目的ダム案」を行うとした場合、「洪水調節」は新規遊水地で目標を達成することが可能と想定されるが、ダムの本体設計等の見直しに伴い完成までに要する期間が約3年程度延長されること等から、各目的を約10年後に達成することが困難であり、さらに土地所有者との調整が必要となる。
- ・「単独案」を行うとした場合、「洪水調節」は新規遊水地で目標を達成することが可能と想定されるが、「新規利水」、「流水の正常な機能の維持」及び「異常渇水時の緊急水の補給」は、各目的それぞれの評価結果から、10年度に達成することが困難であり、さらに土地所有者等との調整が必要となる。
- ・「多目的遊水地案」を行うとした場合、「洪水調節」は、「新規遊水地案」に比べさらに土地所有者との調整が必要であり、「新規利水」、「流水の正常な機能の維持」及び「異常渇水時の緊急水の補給」は、各目的それぞれの評価結果から、10年後に達成することが困難であると想定される。
- ・4 案において、完成までに要する費用は下表のとおり。

表 4.7-2 4 案の完成までに要する費用

(単位:億円)

	_					(単位: 応口)
対策案	洪水調節	流水の正常な機能の 維持	異常渇水時の緊急水の 補給	新規利水	河川管理の立場	合計
	1	2	3	4	1+2+3	1+2+3+4
ダム案	(ダム案)	(ダム案) 430	(ダム案)	(ダム案)	790	1,040
3目的ダム案	(新規遊水地案) 110	(利水·不特定·渴対ダム案) 480 ※1	(利水・不特定・渇対ダム案) 270 ※1	300	860	1,160
単独案	(新規遊水地案) 110	(ダム再開発案) 1,150	(ダム再開発案) 520	(地下水+ダム再開発案) 1,170	1,780	2,950
多目的遊水地案 ※2	(新規多目的遊水地案)	(新規多目的遊水地) 1,180	(新規多目的遊水地)	(新規多目的遊水地案)	1,790	2,960

^{※1} 洪水調節の残事業費とダムの容量見直しに伴う費用の合計126億円(=117-13+22)を容量比で按分し、それぞれの残事業費に上乗せした。。

^{※2} 各目的の新規多目的遊水地の事業費は、新規多目的遊水地の総事業費をそれぞれ代替案として必要な容量比で按分した。

[※] 四捨五入の関係で、合計値と一致しない場合があります。

はじめに、河川管理の立場から、「洪水調節」、「流水の正常な機能の維持」及び「異常渇水時の緊急水の補給」の3つの目的を総合した評価を行う。

- 1)3 つの目的について合計した「コスト」では、上表のとおり、最も有利な 案は「ダム案」である。
- 2)また、4 案とも「洪水調節」について河川整備計画と同程度の「安全度」、 「流水の正常な機能の維持」及び「異常渇水時の緊急水の補給」について 「目標」が確保される。
- 3)「時間的な観点から見た実現性」として、10年後に「目標」を達成することが可能と想定される案は「ダム案」である。
- 4)「持続性」、「柔軟性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価において、上記の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、河川管理の立場から、「洪水調節」、「流水の正常な機能の維持」及び「異常渇水時の緊急水の補給」の3つの目的を総合した評価において、最も有利な案は「ダム案」である。

次に、4つの目的(「洪水調節」、「新規利水」、「流水の正常な機能の維持」、「異常渇水時の緊急水の補給」)を総合した評価を行う。

- 1)4 つの目的を合計した「コスト」について、前表のとおり、最も有利な案は「ダム案」である。
- 2)4 案とも「洪水調節」について河川整備計画と同程度の「安全度」、「流水の正常な機能の維持」、「異常渇水時の緊急水の補給」及び「新規利水」について「目標」が確保される。
- 3) 「時間的な観点から見た実現性」として、10年後に「目標」を達成することが可能と想定される案は「ダム案」である。
- 4)「持続性」、「柔軟性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価において、上記の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、最も有利な案は「ダム案」である。

以上から、検証対象ダムの総合的な評価において、最も有利な案は「ダム案」 である。